

季  
刊

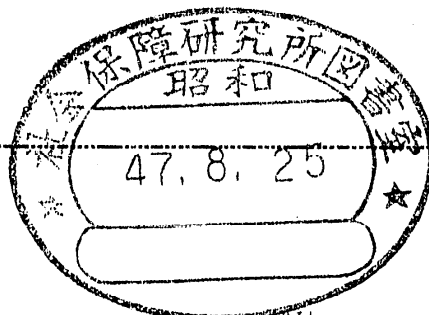
# 社会保障研究

Vol.8, No. 1

社会保障研究所

1972





## 巻頭言

# 社会福祉の課題

浦 辺 史

今から10年前、社会保障制度審議会が37年答申と勧告を行った頃、厚生省企画室は経済開発と社会開発との均衡ある発展をめざして、新産都市関係社会開発セミナーを開いたり、厚生行政長期計画基本構想試案を策定したりするなど意欲的にとりくんだが不毛におわった歴史がある。

経済開発は計画に基づいて高度に成長していったが、地域住民の福祉向上をめざす社会開発は喧伝されるのみで関心もうすく、人間の主体的側面を犠牲にした生産第一主義の経済開発がすすめられていった。おそらくこれは社会的共同消費としての公共福祉発展の基礎になる社会的権利の原則が、日本ではいまだ自覚され根づいていなかったためなのであろう。

今日、福祉優先が政策目標とされ、社会資本充実を中心とした国民生活優先の経済政策への切りかえがしきりに強調されている。しかしながら高福祉は国民の高負担によってしかもたらされないという。政府は45年10月、2つの対蹠的な政策文書を国民に示した。ひとつは“生きがいのある社会をめざす”厚生白書と厚生行政の長期構想であり、他は“社会福祉と世界平和をめざす”防衛白書と新防衛整備計画（4次防）である。厚生行政が何らの予算をともしない単なる構想にしすぎなかったのに対して防衛行政は兵器の国産化と大量調達をふくむ5兆円におよぶ予算をともしう計画案であった。まさに“バターより大砲へ”傾斜した政策主体の政治姿勢を示すものとしてきわめて象徴的であった。“高成長は高福祉から”といわれながらも、今なお社会福祉は低所得階層に対する応急の救済措置にしすぎないので福祉計画などは不要であるとする政策思想が支配的なものであろうか。しかしながら社会福祉に長期計画なくしてどうして国民のたかまる多面的なニーズに応え得る社会福祉サービスを実現させることができようか。

最近10年、経済成長の中で公害等環境破壊の犠牲のみ多く経済的恩恵をうけることの少ない階層として児童、老人、母子、障害者等に対する狭義の社会福祉予算は、戦後の占領下に定められた低福祉行政水準を改善することなくもっぱら物価の値上りと自然増を加味して増大した。予算の伸び率も高く数字だけを見るならば福祉重視の観があった。しかし、その内容は多種多様な零細補助金に細分化されていて、福祉に欠ける社会状況の拡大からみるならば多発し高まりゆく国民の福祉ニーズには到底応えられるものではなかったのである。社会福祉とは、まさに福祉であり社会的不幸を意味している。今日、国民の福祉要求はひろく社会福祉制度の枠をこえて教育、労働、医療、住宅等の関連諸政策の分野にまで及んでいるばかりか、社会福祉制度や事業にも諸矛盾が鋭く渦巻いていて、外からと内からとのちからでふるい外被がうち破られようとしている。まさに社会福祉は抜本的改善を必要とされているのである。

社会福祉の対象の拡大にともなって、かつての要援護者は社会福祉サービスの利用者となり、福祉権の主体となって福祉サービスの質的向上をもとめている。社会福祉施設は労働基準法施行いらい15年間に適用外に放置されていた。37年ようやく適用事業所となって、すでに10年を経た今日も労働基準法はいっこうに守られないばかりか、民間社会福祉事業では不当労働行為があとを絶たない。今や社会福祉施設は職員充足難のため、職員の労働力再生産を困難にするばかりか、入所者に対する福祉サービスの低下をもたらしている。その他、学童保育をめぐる教育と民生の責任のなすり合い、幼稚園と保育所の関係、障害児をめぐる福祉と教育、乳児保育をめぐる福祉と労働、福祉施設における定員と実人員の開差問題、救貧院さながらの救護施設の存在、福祉行政思想の前近代性等問題は山積している。なかんずく現行社会福祉制度を今日の社会状況にふさわしく、人間主体の、人権をまもる福祉サービスへと発展させるためには、何よりもまず国家的福祉行政水準を抜本的に改善向上させることこそが、社会保障制度の一環としての社会福祉制度が当面する緊急の課題ではあるまいか。

# 経済法則と社会保障

松 尾 均

## まえがき

私にあたえられたテーマは、「労資関係と社会保障」ということであったが、いかにしても私はこのテーマの論点をしぼることができなかった。もしも、労資双方の社会的緊張のなかでの社会保障の動向分析という意味ならば、社会保障分析としては、当然の手続きであり、ことさらに労資関係という限定をつける意味をもたない。もしも、労資双方の社会保障に関する見解や態度の紹介ならびに論評という意味ならば、私にはそうした労資双方から超越した、第三者的な立場にたつ資格もない。

社会保障の拡大や充実が叫ばれている今日、私は、今日の日本資本主義のなかで、社会保障の占める地位を検討することは意義あることと思うし、このことを念頭において、テーマを私なりに改めることとした。いうところの「労資関係」という用語が、広狭いろいろの意味内容をもつものであるだけに、これを「経済法則」と改名しても、無理な変更とは思われない。

私は、ここでは、厄介な原理論的な展開を試みようとは思わない<sup>1)</sup>。私は、(イ)日本の現実から出発し、現実をふまえて、(ロ)とくに、社会保険と社会保障の相違、つまりは社会保障の“画期性”に注目し、(ハ)社会保障における「脱」経済法則の必然性を検討してみたい。

## I 課題としての新しい欠乏

かえりみて、1960年代の日本資本主義下の労働者状態に注目してみよう。かの驚異的な資本蓄積は労働力の需要を増大し、労働力不足を現象せしめ、わが国の労働市場の過剰基調を変更した。この労働市場の変化は賃金格差を縮小し、労働者のあいだに、いわゆる標準的な生活様式と生活水準を形成した。これは、1950年代までの、労働力過剰とそのうえに成立した賃金格差、この賃金のうえに築かれた断層的な生活様式と生活水準に比べると大きな変化である。こうして、60年代の経過は、労働市場を逼迫させ、賃金格差を縮小し標準生活を形成して、労働力の再生産公式( $A-G-W$ )を一変させていった。世上、しばしば賃金を媒介とする労働者生活において「古い時代は終わった」といわれるのは、このためである。

しかし、労働力過剰とそれを背景とする賃金の絶対的低さとそのうえに築かれた種々な断層をなす生活という「古い貧困」の解消は、貧困一般の解消を意味するものではなかった。労働者には新しい欠乏がまちかまえていた。第1は、機械制工業における労働力構成の変化である。機械化の進展は、労働力の使用価値としての技能を、一面では全面的に可能化させるとともに、他面では分立的に骨化していった。労働者たちは工場内にしても、社会的にしても、分業の一環にたつかぎり、自己の個別的な有用性を保持せねばならないと同時に、科学技術の進展につれて、自己の有用性のできうるかぎりの多面的な発揮を強制されるに至った。文字どおり、「大工業の本性は、労働の転変、機動の流動、労働者の全面的可動性を条件づける。他方、大工業はその資本制的形態において、

1) 社会政策の最高段階(松尾)としての社会保障の原理論的な解明を試みたものに舟橋尚道氏の『賃金と社会保障』(社会保障読本・東洋経済新報社)ならびに「社会政策論の復活」(『日本労働協会雑誌』No. 153)がある。なお、これに関連するものとして「社会政策と労働経済学」(『社会政策学会年報第16集』御茶の水書房)がある。いずれも、貴重な労作にちがいない。もとよりこれらの原理論的な解明は、つねに現実を念頭においているものとはいえ、現実はいち層複雑に進行していることも事実である。

旧式分業を骨化した分立性ととも再生産する。この絶対的矛盾は、労働者の生活のあらゆる静止、固定、確実を止揚するのであり、労働者の手から労働手段と共に、たえず生活手段をうち落とし、かれの部分的機能とともに、かれ自身をも過剰ならしめようとする。また、この矛盾は労働者階級のたえまない犠牲祭、労働力の際限のない浪費、社会的無政府性の破壊作用において荒れ狂う<sup>2)</sup>のである。もはや、労働者にとっては、労働力商品における使用価値的側面、労働における有用的側面の後退は否定できず、商品販売者としての労働者にとっては、ただ、実質的従属のみが沈澱することになる。交換における形式的自由さえも失われたのである。

第2に、資本の労働者包摂は、消費生活においても極限化した。従来、消費的消費は生産的消費と異なり、生産のそとに出るものとして、労働者の個人的な責任にゆだねられていた。いまや、マスプロ商品が労働者の生活様式を決定する。労働者の側では自己の生活創造の余地はなくなるうゑに、欲望水準と実現水準とは乖離していく。従来は、少くとも労働時間以外においてみずからの人間性を発揮していたが、いまや、生活時間さえも大工業の営利追求原理によって支配されていく。生活様式と生活水準の“標準化”が、この大工業支配をいちだんと容易にする。消費者信用の発達、労働者の現在所得のみならず、将来所得をも担保にして、労働者の欲望充足に寄与しつつ、資本の収奪を支援する。

問題は、そうした事態に対応して社会的紐帯が強化するか弛緩(ゆるみ)するかである。それは労働組合のありかたにかかわることである。というのは、過剰な労働市場の後退、賃金格差の縮小は、いわば生涯雇用の基盤を動揺させ、本来ならば日本の企業別組合は、その基礎をゆるがされるはずである。したがって、資本主義の発展はそのなかから、みずからを否定する要因を生みだすはずの

ものである。ところで、その実体はどうであるか。はたして、以上のような労働者状態は労働組合の組織と運動のなかにとり入れられていったであろうか。最近10数年間つづけられている春闘の参加人員は当初の400万人から1000万人をこえるほどに増大したが、この増大はいったい何を物語るものであろうか。労働者は賃金闘争においては労働組合にかたく結集しているもののようであるが、組合員と組合との紐帯は、たんに利害関係のみであり、組合をたんなる賃金のみを担い手とみる傾向はないであろうか。かれこれ連想するとき、従来の日本の企業別組合は、その存在の基礎をゆさぶられるに至ったが、はたして、そのために新たな脱皮を志向しているであろうか。

もしも、社会保障がその言葉の示すように、労働者生活を社会的に保障するという課題をもつならば、いまや、この新しい欠乏にどのように対応するかが問われるときであり、また、この新しい欠乏に向って、どのように理論的に武装し、どのような戦線にわたって対決するかが注目されてくる。なぜなら労働組合こそは労働者生活を集団として保障し、みずからの団結力をつよめ、階級としての力量を拡充している役割を担っているからである。

## II 総評の生活闘争方針

ひとつの、しかし、重要な材料として、この1～2年における総評の運動方針をのぞいてみよう。周知のとおり、総評は1970年より、運動方針の一翼に「生活闘争」をかかげ、71年はその具体化にとり組んでいる。すなわち、71年の第42回定期大会でも、また、第10回社会保障討論集会でも、生活(いのちと暮らしを守る)闘争については、「前年度の基調を基本的に踏襲し、理論的にも、実践的にも定着させる方向をめざす」といっている。

ところで、総評は60年代を通じて展開されてきた賃金闘争のほかに、なぜ、生活闘争という柱をたてねばならなかったのか。70年の第40回定期大会で採択された方針は、つぎのように説明している。

イ 大幅賃上げをすればするほど、生産性基準

2) この流動と固定、可動と静止に関してはマルクス「資本論」第1部第4篇第13章に詳述してある。ここでは資本制生産における機械化の進展が労働過程を変化させ、労働市場を変化させることを指摘し、やがて、この矛盾を、資本は教育制度の改革にとって打開することをのべている。日本においても、1960年代の日本資本主義と教育制度の改革との関連は無視できない。

原理や所得政策やコスト・インフレ論がつよめられ

ロ 大幅賃上げも、物価の上昇や重税や保険料増加に相当程度吸いとられ

ハ したがって、従来、賃金闘争の前段階的な役割しかもたなかった物価、税金、公害、住宅とならんで社会保障を70年代闘争の一環としてとり上げた。

すなわち、賃金闘争だけでは名目賃金の上昇を実現しても実質賃金の引き上げとならず、万事は資本の営利原則に吸収され、包摂されていくだけであり、ここに、生活闘争の生れでる背景があったわけである。つまりは賃金闘争といっても、たんに賃金額面の引き上げ闘争に終始し、賃金をとおしての資本支配の槓杆ともいべき職務給に対する対決が弱かったのである。このために、(イ)職務給といっても、依然として年功序列制という低賃金の骨格は崩れず、(ロ)だからといって、職務給制は職務給という名のもとに、多少の初任給の上昇はあっても中高年齢層の賃金は抑制され、(ハ)そのために職務給制の採用により賃金支払い総額は規制され、(ニ)職務給の実施に際して職制の支配は強化されたのであり、それとうらはらに、労働者の組織と闘争が弱体化したことは否定できない。

1971年の第42回定期大会に上程された運動方針をみれば、労働者生活のとらえかた、これに対する生活闘争のりんかくは、一層明確である。すなわち、労働者生活に対しては

A 個人的に処理できるもの——賃金、労働条件

B 社会的に処理さるべきもの——所得再分配、社会的サービス(医療、教育)、物価、公害、都市問題

という2つの側面に分け、Aの個人的に処理できるものに対しては対企業闘争で対応し、Bの社会的に処理さるべきものに対しては、(イ)日常の労働条件的なものと、(ロ)制度上の課題であるものとに細分し、前者に対しては対企業闘争、後者に対しては対国家、対自治体闘争を推進するという。

なるほど、資本主義は発展すればするほど搾取と収奪の源泉を拡大し、その方法を膨脹してい

く。これにつれて、労働者の生活不満は多様な形で発生し、その要求も多様化していく。このことについて、第40回大会は「これらの要求は、(イ)職場における賃金、労働条件に関連するもののみでなく、(ロ)国家的制度にかかわるものや、(ハ)労働者のみならず、国民一般にわたるものに及んでいる」とのべている。

さらに、第42回大会では、これらの多様化する労働者、国民の要求に総評なり、労働組合としてどのように対応していくかにふれてこういつている。「従来の組合活動の領域をこえて、公害、税金、住宅などの生活諸要求の闘争を拡大することが、労働者の要求にこたえと同時に、日本資本主義の高成長政策と帝国主義的発展に対する労働組合次元での対決である」と。

かくて、総評のいう生活闘争は、賃金闘争を補足するものとしてとらえるかぎり、目標の拡大である。しかし、賃金闘争自体の限界への反省とその打開努力がみられないかぎり、それは目標拡散主義にはほかならない。他方、公害、物価、税金、住宅、社会保障への要求と闘争をとおして、政治闘争を叫び、全国民との共同闘争に訴えることは労働組合として当然のことである。しかし、これを労働組合の「次元」から整理しようとしている。ここでは、諸要求は労働組合の立場から取捨選択され、労働者自体の要求は労働組合という次元にてらして集約されんとしている。まさしく、労働組合主義といってよい。

しかし、そうした弱点のあるものの、この総評の見解と方針を、多少とも問題提起的にみれば、(イ)社会保障闘争をもって賃金闘争を補足しようとする方向と、(ロ)たんに、賃金の補足のみでなく、社会保障闘争に新たな内容をもりこもうとする方向との両者がみてとれる。これは、総評自体の苦悩であるのみならず、社会保障の今日的な姿でもある。なぜなら、前者の立場にたって、賃金闘争のみでは到底実質賃金の確保が不可能であるから、これを補足するものとして社会保障をはじめ、いところの生活闘争を発足させるにしても、歴史的にも論理的にも「賃金闘争がすべてである」という原則をさけて通るわけにはいかず、そうだと

すれば、生活闘争展開の積極的論拠は見出し難く、たんに、賃金闘争の補足という消極的論拠にすぎなくなるからである。他方、後者の立場にたつき、資本主義の現段階においては、物価、公害、所得再分配などへの対応は、賃金闘争の成果のいかんにかかわらず、必要不可欠のこととして登場せざるをえないものとも考えられる。そうだとすればここでは、生活闘争に積極的論拠が見出されてくるが、このためにかえって、賃金闘争の比重の後退はまぬがれえない。このように、消極・積極の両論が成立しようところに、労働組合主義に陥り、目標拡散主義という批判さえもうけざるをえない総評の実態があるわけであり、総評自体も、以上の問題提起を未整理のままその苦悩を深めているといえる。

つまり、労働力の価値を貫き、かつ、価値関係自体をも止揚する役割をもつ労働組合にとっては、現実の闘争を賃金闘争プラス生活闘争として展開するとしても、たんに、両者の原則のない野合だけで運動を進めるわけにはいかないし、資本主義の現段階ではこの点の整理がきわめて決定的であろう。資本の搾取と収奪の形態変化に伴い、労働組合も受動的に要求目標を変形していくだけであるなら、労働者の要求の階級的な集約とはいえず、たんに、経済主義的に対応するのみである。ここでは、労働組合は労働力の価値貫徹の媒介手段たらしめとしても、そうした対応は受動的、日常的対応であり、いわば体制内闘争の定着にはかならない<sup>3)</sup>。

### III 賃金補足説批判

いわば原点を賃金闘争におき、総評のいうところの生活闘争、なかでも社会保障闘争をどのように関連づけるかについては、理論上も実際上もお不明確なところが多い。冒頭にもふれたように、ようやく最近において経済法則をふまえての整理がはじまったところである。世上、一般にいわれていることは、労働力商品にも価値法則が貫

いている。この価値の実現は、労働力の価値の貨幣的表現としての労働力の価格、つまり、賃金としての形態をとるところであるが、資本主義社会における労働力の価値の“労賃制度”への転形は、賃金をして労働力の価格としてでなく、労働の対価として現象せしめ、労働力の価値の貫徹を困難にする。このために、価値法則にてらして、賃金の補足が必要になり、社会保険制度を生みおとした。かくて、労働力の価値は賃金と社会保険によって確保されるしくみが資本主義制度として結晶したという。

私も、社会保険段階までの、そうした論調を否定するものではない。しかし、多くの論調はここで終り、社会保険と社会保障の間の変化については言及するところがない。問題を解く鍵はここにある。具体的にいって、19世紀末のビスマルク社会保険と、20世紀中葉のイギリス社会保障とを比較対照しても明らかである。前者においては、社会保険は賃金の補足であった。後者においては、たんなる賃金の補足以上の内容をもつものである。

試みに、第2次大戦の直後、イギリスにみられた社会保障は、その対象においても、たんに賃金労働者のみならず、全国民におよぼし、給付内容においても、保険からサービスに移っていった。しかも、そうした社会経済改革のためには重要産業を国有にするとともに、投資計画に規制さえ加えた。このような諸施策の意味するものは、資本主義の現段階においては、労働能力や労働の有無を問わず、国民の生活と生存を保障することが国家的課題となったからである。つまり、社会保障はまぎれもなく危機の産物として、従来の交換法則に一部修正を加えることをその体質として生れたのである。

すなわち、19世紀末の恐慌を境に平均利潤、平均賃金という自由競争原理は崩れ、利潤率は分裂し、賃金にも低賃金労働者を固定させるに至った。しかも、循環性失業が後退して、大量の恒久失業が堆積するや、賃金で生活せねばならぬが、賃金では生活できぬという賃金のジレンマが増大した。このジレンマに対応してでてきたのが、最低賃金制であり、社会保険であった。その意味

3) ここで主として注目した資料はつぎのものである。  
第40回定期大会 (1970.8)  
第42回定期大会 (1971.7)  
第9回社会保障討論集会 (1971.1)  
第10回社会保障討論集会 (1971.10)

で、社会保険は賃金を補足し、労働者の生活を支えんとするものであった。

しかし、危機の産物としての社会保障においては、社会保険のそうした役割は一部変質しつつ、社会保障のなかに統合されていく。一部変質があるので、社会保障としての統合が成立するのであり、それがなければ、統合というに値しない。このことは社会保障の理解と推進のために決定的である。社会保険として賃金の補足時代までの再分配は、それを要求する論拠として、つねに労働能力とか労働とか、いわば資本制経済法則とのつながりを、資本制生産への直接、間接の貢献をもちださざるをえなかった。そうでなければ、資本の側からはつねに「空費論」がとびだし、再分配を刑罰化したり、恩恵化したりする傾向をもっていたからである。

しかし、社会保障の場合には、労働能力とか労働とか、わざわざ剰余労働との関連をもちだす必要はない。また、資本の側からの空費論や刑罰論、恩恵論も成立しえない。こうして社会保障には、その体内に体制をこえた体質を秘めているのであり、資本主義はみずからの危機にのぞんで、そこまでの譲歩を余儀なくされたのである。誤解のないように断わっておきたい点は、社会保障だけがそうした体質のものに変形したのではない。現代の経済法則がその搾取と収奪の対極において、社会政策の諸分野にわたり、みずからの体制原理を止揚するような変形をもたらしたのである。

こうして、現代経済における矛盾の多様化は、その対極において多様な要求を発生せしめ、その要求は、たんに経済法則への防衛と順応のみならず、それへの批判と対決をも含むに至ったのである。しかも、体制をこえるような要求は、対資本との対面においてよりも、対国家的な領域に発現することが多いのは、国家独占という現代経済の特徴であり、資本はみずからの利潤追求の聖域を汚すことなく、国家的領域に転嫁しているわけである。そうした独占と国家の結合が現代経済であり、そうした役割を担うものとして、独占は国家を経済過程にひきこんだのである。

こうして、いまや、たとえば医療保険においては、予防、治療、リハビリの3分野にわたる医療保障のための技術的手段に転落するようになったし、かつて収支相等の原則の上に成立した保険医療はいまやその効用よりも限界を露呈し、医療の座を公費負担医療や加害者負担医療にゆずる運命にある。これは、小川喜一氏の言によれば、医療における「保険からサービスへ」の傾向であり、こうした傾向は、所詮、ビスマルクの保険制度にはなかったできごとである。

当時は、賃金を補足するものとして、たんに所得再分配による所得給付が絶対的地位を占めていた。いまや、所得給付のみで、賃金の補足が可能とはいえない。所得給付はもちろん、住宅、教育、公害、物価などの、広く生活手段全般にわたる配慮が必要となる。そうでなければ、国民の生活は成立しないし、国民の生存は不可能であるからである。現代の経済法則のもつ搾取と収奪の広さが、他方においてはたんに労働所得のみならず生活手段の保障をも譲歩せざるをえなくなったのである。これこそ、たんに「負担に見合う給付」を原則とする社会保険原理では解けないことであり、「事故に見合う給付」という原則をかかげる社会保障において対応可能なことである。

要は、「一般的危機」の産物としての社会保障の評価につながる。危機を自由から独占への転化の延長としてみるか、危機を資本主義から新しい社会への過渡期の入口とみるかの相違である。前者においては社会保険と社会保障の間に、なんらの画期はない。たんに、量的拡大にすぎない。後者の場合は、一般的危機を境にして、社会保険と社会保障の間に、積極的な画期を見出そうとするものである。前者は危機のなかに、たんに経済的矛盾の拡大のみを投入せんとするものであるが、後者は経済的矛盾プラスの政治的矛盾を危機の要素とするものである。このために、前者の主張によれば、社会保障は賃金の補足であり、それ以上のものではない。依然として労働力の価値法則のなかに社会保障の存立条件を求めるものである。後者の主張によれば、むしろ、生産関係の危機を重視し、社会保険から社会保障への変形には、労

働力価値法則のみでは必要条件であっても十分条件ではないとみるものである。

私はかつて、こう書いたことがある。「社会保険は社会保障のための歴史的前提ではあるが、たんに歴史的前提にすぎない。社会保険は社会保障の可能性を含んでいるが、社会保障に現実性をあたえるものではない。その可能性を現実性に転化するのには、一般的危機である」<sup>4)</sup>と。私はいまもこの言をかえようとは思わない。

#### IV 社会保険主義の限界

社会保険と社会保障との間に、ひとつの画期を設けることは、今日の労働者状態に注目し、これに対応せんとするときに、不可欠のことである。したがって、もしも両者の間に、たんなる量的差異程度しか認めないときは、つまり、従来の保険原理のみに固執するときは、それは反動的な役割をさえ演ずることになる。その事例は1956年以来の社会保障制度審議会答申において明らかに看取できる。

まず、1956年答申に目をそそいでみよう。ここでは、医療保障の不可欠の条件としての機会均等を強調し、その方法として、5人未満の零組企業への被用者保険の拡大、ならびに農民、市民への国民健康保険の拡大を主張している。機会均等は医療保障のための、論理的、歴史的な出発点である。しかも、日本資本主義が労働者はもちろん、中小企業、農民を含めて利潤の源泉として把握しているときである。医療が全国民にその機会を均等に保障せねばならぬことはいうまでもない。

しかし、答申は「わが国の医療制度の実情からみて、自由開業医に多く依存せざるをえない」とのべ、皆保険への道は、その第一歩において私営営利主義との妥協を余儀なくされ、保険制度における営利原則の介入を許したのである。さらに「社会保障制度は保険主義をとる場合といえども、その責任は国家にある。しかし、国家財政の実情よりすれば、医療保障に対する国庫負担は、当分の間は最も緊急度が高く、最も有効と思われるも

のに重点をおかなくてはならない」といい、国庫負担は皆保険実施以前にすでに規制され、一部負担制なども大手をふって横行するに至った。このために、被用者保険においては家族給付は制限され、国民健康保険においては財源上のうらづけを欠き、皆保険といっても、皆負担のみが先行する有様であった。もともと、医療や教育は国庫補助なしには存立しうるものではない。しかし、答申は国庫補助を規制し、保険制度をとおしての収支均衡を重視し、保険制度を軸として、収支相償うような医療保障を発生させたのである。

かくて、皆保険発足前夜において、自由開業医制と保険主義が野合し、保険制度は自由開業医制の営利追求機関と化した。しかも、保険制度は「負担に見合う給付」を原則とするために、薬剤投下の治療主義的給付の増大は、必然的に保険経済を崩していった。

1962年の答申は、そうした事態のうえで行われた。答申は、「社会保障の目的が社会保険で十分達せられないのは、保険の性質上やむをえない」と前おきしつつ、「局面打開のためには、社会保障における各種の制度の費用配分の問題に着手せねばならぬ」といい、例の総合調整をうちだしたのである。問題は、1956年答申が指摘した前提条件も充足することはせず、貧弱な給付水準、格差のつよい給付体系のもとで、なぜこのような財政上の総合調整をうちだしたかである。

当時、日本資本主義は世界的にも驚くほどの成長を辿っていた。しかし、この答申は余裕十分な国庫負担を未然にチェックして、保険制度のなかに、その責任を転嫁しようとしたのである。働く国民の間では、成長経済下の高蓄積に圧倒されて、生命と健康の破壊が進行した。医療に対する需要は増大し、全体としての医療費は嵩んでいったが、政府は依然として国庫支出を規制し、低医療費政策をつづけた。このため赤字は増大し、国民への負担は増大したが、医療そのものは薬剤偏重の営利主義に走ってみずからの質的低下を招いた。労働者は高負担、低給付になやんだが、政府は国庫の安全運転を図り、医師は増大する医療費に浴した。医師こそ、売薬医療を告発し、医療の

4) この論文は、末高信博士古稀記念論文集「社会保障の理論と現実」(1965.2, 社会保険法規研究会)に掲載したものである。

蘇生を提唱すべきであったのに、自己もまた高度成長という体制原理に組み入れられ、自己の技術を利用追求の手段として活用したのである。すべては保険原理を土台として展開されたことである。

1960年代の後半になるや、保険医療の限界が目立ってきた。保険医療はその効用よりも限界を露出してきた。このために、医療保障の分野では、2つの問題が深刻化した。その1つは保険財政の悪化であり、もう1つは医療自体の荒廃である。第1の保険財政の悪化に対しては、「医療保険が医療費調達の主役であることはこの段階においてもなから変わりはしない」といい、保険制度の一層の活用をあえてしている。しかも、各種保険制度の諸種のアンバランスに対しても保険料負担の均衡の角度からのみ考慮し、保険給付の向上とか、乱診主義の是正とかには全然配慮していない。さらに、財源調達の面からも保険制度は限界にきているにもかかわらず、「混合経済体制におけるセルフ・ヘルプの原則をできるだけ尊重し」、国民負担を増大して国庫負担を節減している。これでは、セルフ・ヘルプの原則の尊重どころか、その体制的強制である。

第2の医療自体の荒廃に対してはどうか。健康管理にしても、公的医療機関の役割に対しても、原理原則のない空文に終わっている。しかも、答申は「保険診療と自由診療の調整」と題して、自由開業医制のもとで、いかに費用を少くして技術を発揮させるかの方法を模索しているが、おちつくところは患者負担であり、国民負担であり、ここでは、医療の営利性を肯定することが、医療の効用発揮につながるものと思いこんでいる。

ここに、答申のいう働く者同士の相互扶助的な「混合体制」の正体があるわけであり、“働く国民は保険料の限度で保険医療を利用せよ、その場合は高い技術の享受は不可能である。これに反して高い所得者は自由診療により高い技術を享受できる。こうしたしくみのものが医療保険というものである”と言明している。

こうして、いずれの答申も、旧い保険原理のみを駆使して、保険医療の限界ではなく、その古典

的ありかたを強調し、医療保険から医療サービスへという基本的な方向に逆行し、流れにさからって泳ごうとしている。いいうることは、保険主義における労働者の連帯という効用よりも、その負担転嫁という限界のみが、いまや表面化している。これは、狂暴化した経済法則に対して、いたずらに古い保険主義をもって対応せんとする日本社会保障の悲劇である。これでは、いたずらに資本主義の体制原理のなかに包摂され、利用されていくのみである<sup>5)</sup>。

いわゆる原点は、賃金闘争である。賃金闘争こそ労働者状態打開のためのすべてであると抽象できる。したがって、賃金闘争における結果から原因への志向を怠るかぎり、これに社会保険を追加し、賃金を社会保険によって補足しようとしたところで、いたずらに資本ペースに吸収されるのみである。だからといって、賃金の変形も歴史的必然だとすれば、いまや、補足要因としての社会保険とともに、それ以上の意味内容をもつ要因の探求が必要となる。私たちは、いまこそ、保険原理からぬけてた社会保障の、新しい画期性を想起すべきときである。つまり、現行医療における私的営利性を排除し、医療労働の本来的な効用を発揮しうる条件構築のときである。医療における価値法則にメスを加え、これを止揚することが当面の課題となる。

## V 社会保障闘争における「環」

かえりみて、賃金の変形、賃金のジレンマを独占資本主義の段階においては社会保険をもって補足し、いわば価値法則に順応してきたが、一般的危機は、それが経済的矛盾と政治的危機を契機として登場したものであるだけに、価値法則自体を動揺させていることはいうまでもない。それは、1つは、その本質を権力とする国家の介入であり、もう1つは、この権力に媒介されて独占利潤は、価値生産物つまり、賃金プラス剰余価値の、賃金切下げによる強制的再分配のうえに成立している

5) これらの答申は、主観的には、社会保険のもつ強み、すなわち階級内分配と階級間分配を促進しようとするものであるが、その主観はつねに客体的条件の中に包摂され、結果的には答申の強調する保険原理が階級内分配のみに傾斜され、反動化している。

ことである。こうして、価値法則はいまや純粋な形態では貫かずに、不純化し、いわば政治経済化している。ここから現代の新しい欠乏が生れ、ここから、賃金の変形も一段と促進され、よって、これを補足してきた社会保険の効用も、いまや限界にきている。依然として、問わるべきは賃金闘争であるが、あわせて、脱却さるべきは、社会保険原理であり、創造さるべきは、社会保険プラスアルファという社会保障の画期性である。

その一例証をかかげてみよう。1944年のフィラデルフィア宣言は、現代社会保障の原典といわれるが、この原典にもとづき、「所得保障勧告」(ILO第67号)と「医療保障勧告」(ILO第69号)を行っている。この2つの勧告のうち、一般的条項が所得保障にあり、特殊的条項として医療保障を附加したことは明らかである。所得の中断、喪失の原因として、健康障害は基本的ではないが、重大な要素とみられたからである。少くとも当時において、そうした意味での2本建て勧告は有意義であった。しかし、今日ではどうであろうか。資本主義の営利原則は発達した科学技術を駆使して、生産力を異常なまでに高めたが、労働者の健康は、まさに、その科学技術の資本制的充用のために阻害されている。いまや、一般的条項よりも、特殊的条項の比重が高まり、特殊性が一般化し、一般性は後退の感さえなきにしもあらずである。これでは、賃金闘争は、これを補足するに社会保険原理以上のものを探求せねばならぬと同時に、たんなる補足主義をこえた、つまりはブルジョア原理をこえた支柱を必要とすることはいうまでもない。ここに、社会保障の画期性、つまりはブルジョア原理プラス脱ブルジョア原理というような体質を見出していく必然性がある。それは、現実のなかから、同時に現実をこえた生活保障方式といえるであろう。それは社会主義化ではないが、社会主義への突破口として位置しているものであり、すぐれて、価値法則への批判と止揚を含んでいる。

ふたたび、具体的例証にかえてみよう。今日、病気ではないが健康でないもの、原因不明の疾患におそわれているものが無数にある。資本主

義は唯一の生産要素としての労働力を破壊してきたのである。もちろん、資本主義は労働力なくしては剰余価値生産は不可能であり、なんらかの労働力保全に着手するであろう。しかし、資本主義の体制原理にたつ以上、たとえば、健康を増進するという口実のもとでの薬剤産業の発達とそのたれ流す薬害、健康回復のためだという名のもとでの医療機械の発達とそのもたらす内部諸器官のバランス破損など、悪循環のおちつくところ、医療費の増大であり、その赤字負担の労働者への転嫁であった。それは健康破壊の延命策であり、生命致死の要因転換にほかならなかった。

ところで、労働者の側で健康に関心をもつのは、二重である。1つは健康でなければ労働力を販売することができず、労働の対価としての賃金を入手できず、A—G—Wの成立が困難であるからである。これはきわめて日常的であり、防衛的な側面である。ところがもう1つは、労働者としても歴史的使命からである。労働者が健康を破壊すれば、資本制生産も成立しないであろうし、マルクスのいう世界史の「前史」は消滅するであろうが、私たちは世界史をここで消滅させてはならないし、世界史の新しい歴史を築かねばならない。この歴史の創造は労働者だけがもつ特権である。だとすれば、健康の保持に無関心であることは、歴史の担い手としての資格を放棄するにひとしい。これは、日常性をこえた、きわめて攻撃的な側面である。つまり、健康こそは、日常性と脱日常性とを統一する環であり、今日の焦点はここに集約されるといっても過言ではない。この点で、労働者の健康を看過した制度上の改革などは、まさしくふんばんものである。

こうして、かつての特殊条項は、いまや一般性をもって見直されるときであり、労働力の保全といっても、たんに、資本の側からのみの関心ではなく、労働者の地位にてらして考え直すときである。それほど、現代資本主義の矛盾は広く、かつ、深いわけである。資本主義の物神性という転倒は、いまや、労働者の側からもう一度再転倒して、歴史的現実とその展望のなかにすえてみるときである。

私は、世にいう社会保障概念のなかに、そうした要素を取り入れることを強調したいのである。そうでなければ、社会保障制度審議会の答申にみるように、いよいよ反動化した保険原理の中に包摂されていくだけである。冒頭にかかげた総評の生活闘争には、その整理のあいまいさはともかくとして、(イ)価値法則を利用する側面と、(ロ)これを利用することの限界、これを脱皮しようとの苦悩が表面化しているのである。しかも、私は、資本主義の今日の状況のもとでは、後者の側面を重視したいわけである。そうでなければ、事態は脱け口のない堂々めぐりになり、いわゆる革命待機主義か、窮民革命主義に陥るのみである。

さらに、私は、そうした方向のなかで、社会保障概念の拡大、つまり、その前提は社会保険におくとしても、これに、公害、都市問題、住宅、教育、物価等々、総評のいう「社会的に処理すべきもの」を加算して、古い制度的概念としての社会保障から、広く社会的保障への拡大を志向しているわけである。こうして、社会保障は過去の賃金補足的次元から自立しつつ、生活保障方式の一環としての位置にたち、さらに、そこからいわば全環へ通ずる通路を切り開いていくものであろう。けっして、社会保障のみが唯一無二の環であるというわけではない。逆に、一環としての社会保障から、全環への道をさぐっているわけである<sup>6)</sup>。

## VI 社会保障闘争の軸点

総評の場合もそうであるが、社会保障を物価、公害、住宅、都市問題などと同列にならべるのは誤りである。なかでも、総評が同じ社会保険でも健康保険組合や企業年金的なものと、国民健康保険や国民年金的なものと区別してとり扱い、前者を賃金、労働条件的なものとして、対企業闘争の対象におき、後者を社会的に処理すべきものとして、対国家、対自治体闘争の対象とするとき、あまりにも企業の枠の深さを感じると同時に、社会

的に処理すべきものとして、それらの国民保険のほか、物価、公害、住宅等々を同列にとり扱っているのは、労働組合としては不可解な態度である。というのは、社会保険は労働者の要求の産物であり、物価や公害と同列のものではない。それは労働者保険であろうと、一般国民保険であろうと変りはない。すでにそうしたものとして社会的に定着しているのである。それらはすでに危機下の政治的経済法則にとり入れられているものであり、そのような価値法則の産物として制度化しているものである。

そこで、問題はそうした社会保険のなかでも、どこに、社会保障としての突破口を見出すかである。総評の運動方針をみても、年により比重が異なり、あるいは医療であったり、あるいは年金であったり、きわめて状況適応主義的である。通俗の見解では、日本についていえば1950年代は生活保障の時代であり、1960年代は医療保険の時代であり、70年代は年金時代に突入したといわれる。この区分にどういう論拠があるか不明である。60年代の課題が医療にあったとしても、その内容はさきに指摘したとおりである。日本における医療保障の形骸主義はいよいよ濃化し反動化しているのが今日の実態である。その医療保障をそのまま黙認したとすれば、いうところの70年代の年金時代はますます危険でさえある。なぜなら、年金は長期保険であり、長期にわたり労働関係を拘束するものであるからである。

私は、賃金の変形を歴史的必然とみ、さらに、各種社会保険をも賃金補足の必然性をもつものとみて、つまり、今日の歴史的な現実には注視するとき、いずれの社会保険分野を現実的軸点として、社会保険プラス脱保険原理という社会保障の確立を求めるかが問われているものと思う。それには、社会保障分野のうちで、最も矛盾の多いもの、つまり最も労働者の日常的な生活維持と、日常性をこえる使命に障害をなしているものに注目することであり、医療保険こそ、その焦点であると思われる。私は、医療保険こそ社会保障闘争の軸であり、この突破なくしては、年金も福祉も、いたずらに形骸化し、反動化することは必至であ

6) この点については、すでに「生活闘争における社会保障の地位」(『賃金と社会保障』No. 562)に論及した。ここでは「賃金闘争の動揺と社会保障闘争の苦悩」を中心に、戦後日本の経済過程との関連について、具体的な分析を行った。鍵は、賃金闘争とたとえば医療闘争との「同根性」の把握と休得であろうが、このことはもはや議論済みである。

る、と考える。このことは、さきの「例証」からも、「健康の意義」からも十分肯定されるところである。それは、広く化学工業や機械工業に利害関係の根をはって、科学技術の発達というスローガンのもとに過剰診療に拍車をかけ、人間の内部環境の破壊を促進しているからである。

私は、各種社会保険のなかでも、医療におけるほど、経済合理主義を貫きつつ、経済成長に寄与しつつ、反面で、社会的合理主義を無視し、反労働者的なものはないと思う。医療保険におけるほど、経済法則を利用しつつ、経済法則の階級性を活用しているものはない。それは、各種の工業生産をバックに、利潤追求の先兵として、労働者生活の本命である健康に挑戦している。これほど、形骸化し、反動化した社会保険はない。ここから「医療の社会化」が必然化してくる。かくて、社会保障への道は「社会化」を呼びおこし、「社会化」の推進こそは社会保障の画期性に連結する。

では、医療の社会化とは何であるか。第1に、医療の社会化は、労働者の日常的生活からみても、その歴史的使命からみても、本命である健康概念が存立しなくなった資本主義段階に対応して登場したものである。つまりは、従来の保険医療の限界を突破しようとしてでてきたものである。第2に、医療の社会化とは、たんに医療供給機関の社会化ではない。医療施設の拡充、医療担当者の養成など、国と資本の責任においてなすべきことは多い。だが、そのみでは医療の国家・官僚統制を生むのみである。医療機関の設置についても、医療機関の運営についても、働く国民の参画が必要であり、働く国民がそれぞれの職場において、その生活する地域において、生命と健康の破壊原因やその責任を摘発し、医療給付のありかたを提案し、働く国民本位の医療づくりを行うことが不可欠であり、そうした国民運動の総称が医療の社会化運動である。したがって、第3に、医療

の社会化とは、現行体制のもとで発足し、現行体制のもとでも可能であり、社会主義体制下の医療とは異なるものである。しかし、この医療の社会化は現行体制の枠内にとどまるものではない。保険医療の限界を突破し、反動化したブルジョア原理を打破して、社会保障の“画期性”を築き、社会保障の“入口性”を切り開こうとするものである。私は、保険原理までも包摂した医療における営利主義の否定こそ、医療における社会保障への道であることを強調したいわけである。

もちろん、こうした医療の社会化は、今日の日常的生活要求と、日常性をこえる階級的使命とを統一する唯一無二の環であるとはいえない。しかし、それは基本的な環でなくても、重要な環であることは否定できない。重ねて附言しておかねばならないことは、医療保険こそ、各種社会保険のうちでも、最も進んだ、しかし、最も腐朽化した保険であり、この医療保険にメスをふるうことは、医療自体の営利主義に対して、批判と止揚につながるものであり、いうところの社会保障が自己の画期性と入口性を実証する最も的確な路線であるということである。

私は、経済法則を観念的に書き、社会保険と社会保障との区別をあいまいにしたり、また、社会保険から社会保障への形態変化に対しても、たんに、収奪政策の強化だとか、革命流産政策だとか、他人ごとのようにとらえず、能うかぎり、労働するものとして主体的にとり組むことが、今日の階級的な課題であると信じて、あえて以上の展開を行なった<sup>7), 8)</sup>。

7) 以上の「医療の社会化」に関しては、医療社会化推進会議の機関紙（仮印刷）において、断片的に、しかし、継続的に掲載したものであり、詳細はここでは割愛した。

8) 問題は、健康破壊との対決であるが、これに関連して、老齢、身障などの分野についても一貫して言及すべきであった。健康を日常性と脱日常性を統一する契機ととらえることからしても、言及の必要は痛感したが、別の機会にゆずることとした。

# イギリスの社会保障の動向

三 和 治

## は じ め に

“社会保障の国際的動向”の一環としてイギリスのそれを検討することが課題であるが、本稿は社会保障を広義にとらえイギリス社会保障を構成する柱としての国家扶助——今日的な制度である補助給付 Supplementary Benefit と社会福祉<sup>1)</sup> Social Welfare を主として行政の実態からみた動向を問題として取り上げたい。それは制度の内容、その法源としての各種の法律や提供される給付額など、さらにその理論などはすでに多くの人達から紹介、論究されており、改めて記述する必要はないと思われること、しかし制度を動かしている行政機構およびその担い手である職員の問題、さらに行政の行われる過程などの紹介は寡聞にして、述べられることが少いように思われること、わが国の生活保護行政に従事した経験からみて、短期間ながらイギリスの保健・社会保障事務所の現業活動に接して考えさせられるものが多かったこと、またこれらのことがらを通じてわれわれの社会生活における制度の存在意義を単なる法律のあることや、その施行のために従事者の数だけを

満たすことだけでは終るものでないことを感じたこと、などによっている。

しかし、イギリスのそれらを短期間の滞在で知ることとは不可能であったばかりか、むしろますますわからなくなったものも多いので、全体的に記述できるとは思われない。そればかりか社会的、文化的背景が異り、伝統的に慣習法の影響の大きい制度や行政が行われているこの国の社会保障の実態を取り上げること自体、大それたことであるとおそれながら、さらに帰国後、文献資料の整理が不十分のままの記述で、引用文献も明確さを欠いているため単なる見聞記ないしは感想にすぎないかも知れないことを、あらかじめおことわりしておかなければならない。

また本稿でのイギリスと言っても正式に連合王国 United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland と呼ばれる国の中の England と Wales の場合が中心であることも併せておことわりしなければならぬ。

課題に入る前提として戦後のイギリスにおける社会保障制度の成立と、その後の展開を概観しておくことが必要と思われるので、以下に社会保障制度を構成する主要な法律を中心にみたい。

イギリスは第2次世界大戦後、1942年のビヴァリッジ報告に基づく諸施策を具体化して社会保障制度を成立させたが、その主要な構成要素である法律は家族手当法 Family Allowance Act (1945年制定、1946年実施)、国民保険法 National Insurance Act (1946年制定、1948年完全実施)、国民保健事業法 National Health Service Act (1946年制定、1948年実施)、国家扶助法 National Assistance Act (1948年) があげられるほか、関連のものとしては、新都市の創設とその土地指定につい

1) 社会福祉という言葉はイギリスの Social Services にあてるとき、Social Welfare にあてるときがあるが、前者の場合を “Social Services in Britain” (1970) によってみれば、Social Security, Health and Welfare Services (これについては後述)、Child Care, Education, Youth Services, Planning and Housing, Employment, Treatment of Offenders, Legal Aid and Advice など広範な内容を指し、後者は Services for Mothers and Young Children, The Elderly, The Mentally Disordered, The Physically Handicapped, Health Centres, Family Welfare などを内容としている。前者は比較的中央政府によって提供されるサービスの傾向が強いのに対し、後者は地方政府によってなされるものが多いと言える。

て規定した新都市法 New Town (1946 年), イギリス全土の土地使用の形態——調和のとれた土地使用の計画化, 住宅建設用土地の買収や開発に対する地方政府の権限の拡大と国庫負担額の増大, 開発事業への地方政府の統制による土地の保護など——を規定した都市・地方計画法 Town and County Planning Act (1949 年), 正常な家庭保育が行われない状態におかれている 17 歳以下の児童を保護育成を行う児童法 Children Act (1948 年), 地域住民に賃貸住宅の提供ができるよう地方政府の権限を改めるとともに住宅建築の国家補助金増額を認めた住宅法 Housing Act (1946 年) があげられる。

これらの法律は施行以後ほぼ次のような経過をたどって現在にいたっている。すなわち家族手当給付は現在も 1946 年施行の法規定によって行われており, 給付額が増額されてきたにすぎない。国民年金法は施行当時, 拠出料および給付額の定額制をとっていたが, 1961 年改正で所得比例年金制を導入し, さらに 1966 年改正によって疾病, 失業, 寡婦年金について所得関連加算計画を導入したので, 当初の性格からかなり変更されている。国民保健事業法は制定当初, 医療行為の提供は特定のものを除いて無償であったが, 1949 年, 1951 年, 1952 年の各年における改正によって, 処方箋料, 歯科の医療, 眼鏡購入費用などが利用者負担に変更されている。しかし, これらを低所得者が利用するときには費用免除の取扱いをうける。

国家扶助法は制定当時の規定のうち, 生活扶助的な部分が 1966 年施行の社会保障省法 Ministry of Social Security Act に引継がれ, 補助給付 Supplementally Benefits として実施されているが, 国家扶助という救貧法につながる名称と, 屈辱感を与えているという means test の名称の消滅など大きく変更されたといってもよいであろう。

一方, 社会福祉の分野では後述に見られるように国家扶助法の規定による地方政府および民間社会福祉事業団体の援助活動——これらはほとんどが国家責任による財政的援助を除いたサービス提供である——が実施されてきているが, 19 世紀の

慈善事業組織化活動 Charity Organization Movement 以来の伝統を持っている民間社会福祉団体は全国的な規模のものから, 小地域的なものまで多数存在し, その活動は依然として活発であると見てよいであろう。地方政府のそれも各地方によってかなりの差があるものの, 地域を中心とした民間団体の活動と関連を持っている場合も多いから全般的にみて社会福祉活動が展開されてきていると言えるであろう。国家扶助法, 児童法の制定による地方政府への社会福祉活動要請だけではなく, 後述のシーボーム報告に代表されるように各種の問題の存在が前提となっていると考えられるからである。このような状態からみて今日のイギリスの社会福祉活動を全体的に示したものとして, 1968 年のシーボーム委員会報告と, その提言に基づいて制定された地方公共団体社会福祉法 Local Authority Social Services Act (1970 年) があげられる。これによってイギリス (England と Wales) 内の各地方政府に社会福祉局 Department of Social Welfare (または Social Services)<sup>2)</sup> の創設が義務づけられ, 対象に対して提供される地方政府や民間団体からの活動が再編成され強化される方向がうち出された。

以上の経過に見られるようにイギリス社会保障制度を構成していた諸法律のうち, 幾つかのものはビヴァリッジ計画に基づいた提案と全く同一の規定のまま, 給付額だけが増額されてきているが, 制定当初の規定に比較してその原則まで変更されるようになっているものがある。しかし「いずれの場合でもイギリスの児童, 市民はすべて, その出生条件に関係なく貧困や不安定な状態からの解放が保障され, 保健, 教育, 雇用の機会の平等が保障されなければならないという, 基本的な, 不変の考え方にたって行われてきた」<sup>3)</sup> ことが政府によって強調されている。

近年においては国民年金制度と企業年金を発展, 関連づけようとする年金制度の関連施策 “Strategy for Pension” が発表され (1971 年 9

2) スコットランドはすでに 1970 年, Social Work (Scotland) Act を制定し, England Wales より 1 年前に社会福祉局を創設し実施している。

3) Social Services in Britain, 1968, p. 6.

月), さらに, それ以前, 重症疾病者障害者法 Chronically Sick and Disabled Person Act (1970 年) が重症疾病者障害者に対する諸種の援助の提供を趣旨として制定されているなど, 政府の強調は別として諸種の施策が具体化されてきていると言ってよいであろう。

## I 補助給付と国家扶助法

前述にみたように国家扶助法は 1948 年施行以後, 18 ヶ年を経て補助給付制度と代ったのであるが, 国家扶助法は 400 年に及ぶ救貧法 Poor Law に系統づけられる存在であっただけに, 国民の意識にかかわっている問題も少なくなかったことが容易に想像されることである。国家扶助から補助給付に代った理由の 1 つに, 受給者の抵抗感があげられているのもその現れと考えられる。すなわち, 国家扶助施行時の受給者の多くが, 老齢者つまり年金受給者であったこと, ある調査によるとそれにもかかわらず国家扶助の基準額以下の所得状況にある老齢者の約 3 分の 2 が国家扶助を受給していなかったこと, 老齢者の受給申請をしない理由として老齢者の means test と救貧法からの汚辱感 stigma があげられているのは, それであろう。このことは 1960 年初期, すでに「扶助」という言葉の保護を受けることに抵抗を感じている老人が多くいること, 国家扶助の申請書や関係文書を「年金の補助」とか「週手当」という用語に代えていると紹介されていることなどから知られる。

ただこの補助給付の制度の創設が, すぐ国家扶助の廃止を確定づけているように考え易く, またそのように伝えられている向きもあるが, 国家扶助法は一部改正された後, 現在も施行されている現行法であることに留意する必要がある。具体的には国家扶助法が 1966 年の社会保障法 Ministry of Social Security Act の施行とともに, 後述のようにその一部分が削除され, 移されるのであるが, 一般に国家扶助を公的扶助と同一のものと見ており, わが国でも国家扶助即公的扶助, そしてさらに公的扶助を生活保護法の規定する貧困者保護と考えられているから, 国家扶助法すなわち生

活保護法=貧困者保護と理解することは当然のことであるかも知れない。しかし, イギリスの国家扶助法の構成とその内容は次の通りであって, わが国の生活保護法のそれとはかなり違っていることが知られる。すなわち本法は 4 章と 10 個の見出しと 68 ヶ条の規定から構成されているが, それらを略記すれば次の通りである。〔〕は原文の欄外にあり見出しに当るものである。

### 第 1 章 序文

#### 第 1 条 現行救貧法の廃止

### 第 2 章 国家扶助

#### 〔国家扶助委員会〕

#### 第 2 条 国家扶助委員会の機能, 第 3 条 諮問委員会の機能。

#### 〔委員会によって提供される扶助〕

#### 第 4 条 国家扶助委員会の任務, 第 5 条 必要とされる扶助の決定, 第 6 条 第 5 条に関する規則作成と実施, 第 7 条 扶助申請の要件, 第 8 条 扶助金支給の規定, 第 9 条 扶助金の条件, 第 10 条 特別扶助, 第 11 条 緊急扶助の条件, 第 12 条 現物扶助について, 第 13 条 二重払いの防止について, 第 14 条 上訴について, 第 15 条 扶助の補則

#### 〔更生補導所と一時保護所〕

#### 第 16, 17, 18, 19 条 厚生補導所と一時保護所およびそれらの設備・管理について, 第 20 条 民間団体が維持する機関への寄付について。

### 第 3 章 地方政府のサービス

#### 〔収容施設の準備〕

#### 第 21, 22, 23, 24 条 これらの施設を設ける地方政府の任務とその管理について, 第 25 条 委員会とこれらの施設設置及び地方政府との関係, 第 26 条 民間団体の施設について, 第 27, 28 条 これらの施設の財政についての委員会の任務。

#### 〔福祉サービス〕 Welfare Services

#### 第 29 条 身体障害者とその他の者に対する福祉措置, 第 30 条 身体障害者のための民間団体について, 第 31 条 老齢者のための団体への寄付。

#### 〔地方政府間の費用の精算〕

第32条 施設を持っている地方政府と居住地管轄の地方政府の費用の精算について。

〔地方政府と中央政府〕

第33条 第3章に規定する諸目的のために果す地方政府、第34条 地方政府の計画について、第35条 本法第3章に規定される目的と中央政府、第36条 大臣の地方政府に対する審査と権限について。

#### 第4章 総則と補則

〔身体障害者ホーム、老人ホーム及び身障者のための慈善事業の登録など〕

第37条 身障者ホーム及び老人ホームの登録について——罰則を含む——、第38条 登録拒否、登録取消しの不服申立て、第39条 身障者ホーム、老人ホームの検査、第40条 これらホームの管理規則について、第41条 身障者のための慈善事業の登録。

〔費用の回収〕

第42条 扶養義務について、第43条 扶養義務者からの費用の回収、第44条 非嫡出子について、第45条 虚偽の申立てなどの場合の回収について。

〔雑則〕

第46条 1963年養老年金法の改正について、第47条 保護や看護を要する人の住居移転について、第48、49条 病院その他の施設収容者の財産保護について、第50条 死者の取扱い、第51条 扶養の不履行のときの取扱い、第52条 虚偽の申立ての取扱い。

〔補則〕

第53～61条 上訴審判所の活動について、第62条 経過規定、第63条 規則、規程、命令について、第64条 辞句の説明、第65条 スコットランドに適用のための一般的規定、第66条 シンリー島への適用について、第67条 北アイルランドについて、第68条 法の略名と施行期日。

このような国家扶助法が規定する内容を、わが国の場合にあてはめてみれば、生活保護法、老人福祉法、身体障害者福祉法が規定している業務の内容に匹敵する。その実施のための行政の体系もわが国の生活保護法にあたる場面は中央政府の機

関である国家扶助事務所によって実施されているのに対し、他の二法にあたる業務に関しては地方政府の活動が規定されていることも、国家扶助法の持っている多様な業務を例証していると言える。

社会保障省法は、このなかの第2章国家扶助の規定する業務——具体的には国家扶助委員会 The National Assistance Board (これに関連する条文は第2条から第3条)、委員会による扶助の提供 Giving of Assistance by Board (関連条文は第4条から第15条まで)、厚生補導所と一時保護所 Reestablishment Centres and Reception Centres (関連条文は第16条から第20条)——を補助給付制度に引継ぐのであるが、一方、これらが削除されたあとの国家扶助法は第21条以下の条文による援助活動を行って今日に及んでいる。それらは前述の諸規定に見られるように、老人や身体障害者を対象とする援助活動を内容としているものであるから、イギリスにおける現行国家扶助法は、いわば老人福祉法および身体障害者福祉法としての役割を果たしていることになる。

行政機構の面では国家扶助法の改正によって現業機関である国家扶助事務所そのものはなくなり、新しい現業機関として保健・社会保障事務所が創設されたが、国家扶助法による援助活動を実施する地方政府に対する査察指導業務は、社会保障省の保健局 Department of Health に配置されているソーシャル・ワーカー・グループ Social worker's group によって担当されている。このグループは中央政府に所属する公務員としては唯一的存在で、メンバーであるソーシャル・ワーカーは約800名である。

## II 補助給付の取扱いの実際

### (1) 申請手続き

どんなにすぐれた理念を持った制度でも、その理念にふさわしい運営が実際に行われているかどうかは問題であるが、制度の運営の実際には先ず第一に、この制度の利用者が利用でき易いかどうかは問題となろう。補助給付では申請することが要求されているのであるから、この場合、申請

ができ易い状態になっているか、どうか重要な要因になると考えられる。

イギリスの国家扶助制度では要扶助者が国家扶助事務所へ扶助申請書を提出することで、申請の手続きが終るのであったが、申請書は国家扶助事務所のほか郵便局などにも備えられ、必要な人は必要な時に、申請書を入手できていた。要扶助者はこれに氏名、住所、申請理由を記入し、必要な事項をチェックし、郵便局から提供される郵送料無料の封筒で投函することで申請は終了することになっていた。補助給付の場合も基本的には国家扶助のそれと同一であるが、情報提供などかなり改良されてきていると言われている。国家扶助時代の状況が現在のそれと比較できる条件を持合わせていないので検討はできないが、保健・社会保障事務所はもちろん、郵便局、市民生活相談所 Citizen's Advice Bureaux の待合室などに年金（産業傷害補償年金）、疾病給付、死亡時の補助、学校卒業生の手引き、青少年のためのサービス、身体障害者の職業訓練補助給付の案内とその手続きなど30種前後のリーフレットがおかれ、自由に入手できる状態にある。

さらに年金額やその他の手当額の引上げや受給資格要件の変更があった場合は、それらの要旨を記載したポスターが申請書類のおかれた場所に張り出されるなど、情報の伝達をはかられていると判断される。これらは後述のような国家扶助から補助給付の変化した事情に対応して、行われているものとも考えられるが、これらのリーフレットがある程度、関連諸法の抜萃であること、補助給付関係のそれに述べるように給付基準額や申請手続きの方法などの説明が記載されているのも、日本の生活保護の取扱いからは考えられないのが実感である。補助給付は年金受給年齢に達している申請者には補助年金 Supplementary Pension それ以下の年齢の者には補助手当 Supplementary Allowance が適用されるため、申請用紙を兼ねたリーフレットは別々であるが、それぞれは補助給付の制度の目的、手続き方法、給付基準額、資産の保有限度と保有資産に対する収入認定額などが印刷された4つ折りのものであって、最終頁がミシン

線で切離しのできる申請用紙となっている。

申請者はこれらのリーフレットによって制度と手続き方法を具体的に理解することができる。必要あるときは申請書を切離して氏名・住所・申請理由を記入し、署名して提出すれば申請手続きは終了することになる。保健・社会保障事務所では窓口へ提出し、郵便局や市民生活相談所では郵送料無料の封筒の提供を受けて投函する。申請書には、事務所訪問官が申請者宅への来訪することを希望するかどうかの意思表示する欄があるので必要に応じて利用できる。しかし申請は必ずこの定められた書式によって手続きしなければならないということではなく、手紙や電話による意思表示によっても補助給付の申請手続きが行われることになる。

市民生活相談所は第2次世界大戦の開始前後、イギリス全土にわたって創設された民間団体の活動で、創設以来、民間奉仕者<sup>4)</sup>を主体に現在も続いて行われているから、申請者からみて比較的訪問し易い場所であることも予想される。

統計の示すところによれば、市民生活相談所の取扱い件数は全国で約100万件で、このうちの約10%程度が補助給付関係であるから市民生活相談所の取扱い件数としては多くないものの、補助給付受給者数28万人に比較すればかなりの比重を示していると見てよいであろう。

しかし一般に国家扶助法、救貧法が現行のそれとともによく知られていると言われていることは、郵便局における関係印刷物の陳列とあわせ、事実と考えてよいように思われる。それとともに郵便局の数がロンドンの場合など比較的多いように思われること、郵便局は2～3名程度の局員が勤務し、郵便事業の外に文房具、日用品などを販売しているものが多いことなど、地域住民にとって利用し易い存在であることは確かであるので、申請手続きにも比較的容易に利用されているようにも思われる。

1970年、補助給付案内 Supplementary Benefits Handbook が、補助給付委員会と保健・社会保障

4) National Council of Social Services: *A History of Citizen's Advice Bureaux*, p. 10

省によって作成・公開され、この事業の内容、取扱い状況が説明されている。1971年版も引続き公開、市販されているが、制度の概要が知らされている反面、実際の取扱い規則 code の内容が明らかでないとするかなり強い批判も出されている。

## (2) 申請の取扱いと決定過程

直接にせよ郵送にせよ保健・社会保障事務所に受け付けられた申請書は、事務所の文書係を通して選択され補助給付に送付される。直接事務所を来訪して申請した人はすでに面接を終了しているので、この面接記録と申請書は補助給付課に送付されている。さらにこの中の訪問係に關係書類が送られるが、係長である上級係官は申請者の居住地区、訪問時間の希望などをもとに各訪問係官の翌日の訪問計画を立てる。訪問係官はわが国のように地区担当制ではなく、また受給決定の受給者を常時担当する形態をとっていないので、その日によって訪問する地域が変わることが普通ある。訪問は事務所の自動車を利用したものが多く、特に地方の事務所では訪問官の自動車運転免許取得のための手当が支給されていることもある。初めて面接する申請者については氏名・家族状態・住所・健康状態・居住状況・就業状況・扶養状況（ここでの扶養義務は夫婦間、父・母として子に対する扶養）等を主体に、申請者の主訴を聞くことの努力が強調される。これらの面接結果は訪問係官が事務所に帰ったあと整理され、その確認のための調査が行われる。例えば氏名、職業、住所などは中央政府の保健・社会保険省事務局の年金登録部に問合せられる。これは北部のイングランドの New Castle に設置されたコンピューター・システムによるものであって、特定の氏名を除き極めて短時間で応答が得られるので<sup>5)</sup>、身許、住所、職業期間、納付掛金などは容易に確認できるわけである。

直接、保健・社会保障事務所に来訪した申請者の場合は、訪問の以前に身元などの確認はなされ、家庭訪問はいわゆる実態調査となる。

保健・社会保障事務所も、週休2日であるから、月曜から金曜までの午前10時から午後4時まで開かれているが、それ以外の時間は中央事務局が開かれて、緊急の取扱いを必要とする申請者に備えている。このようにして実態調査を終了した訪問官は、調査報告をまとめ関係書類とともに査定係 Assessment Section に送付する。関係書類として申請書、面接記録の要約、これから取入認定に関連する事柄を転記したケース記録用のケース・ファイル（訪問係で作成される）などが含まれている。

査定係は送付されてきた書類の点検と収入の確認、家族構成員数と生活基準を算定し、収入と基準の比較査定を行う。そのあと査定係主任がこれらを確認し、補助給付支給の認否を決定することになる。査定係で決定されたケースは庶務係に回送されて決定通知、その通知状を送付する封筒などの書類が作成されたあと、これらの書類と一括されて経理係に送られ支給金額の確認を受け、Giroと呼ばれる補助給付手帳が作成される。こうして作られた書類と Giro は、審査係 Review に送られ、再確認されたあと正式決定を受け、再び庶務係に回ってきて、決定通知書、Giro、不服申立て用紙とともに本人に郵送される。補助給付は失業の場合以外は、申請者が給付決定通知とともに送付された Giro を郵便局に持参することによって、毎週、受給できるが、この小切手帳は発行者の Minister of Health & Social Security だけ印刷されたもので National Insurance からの老齢年金と同一のものであるため補助給付かどうかの区別は発見できない。補助給付は年金受給年齢に達している人には補助年金の形で、達していない人に対しては補助手当の形をとるが、前者は長期にわたって受給することが多い。後者のうち疾病の場合は医師の診断書によって、治療を要する期間中、給付が支給され、その期間が達する時期に事務所の訪問員が面接することになるが、疾病が治癒していないときには医師の診断書によって延長するという方法をとっている。

失業の場合は職業安定所に登録し、就労の機会のない間、給付の対象になるが、支給は職業安定

5) ここでいう特定の氏名と表現されているのは同名異人のことで、England と Wales を通じ約50万人の John Smith がいて、本人を確認するのに混乱をもたらしているといわれる。

所を通してなされる。失業者は職業安定所で求職の申込みを行い、適当な就労機会がないことが認定されてから支給される。補助給付が認められなかった場合は、その通知が不服申立の用紙と同封されて本人に郵送される。

### (3) 不服申立て

補助給付の申請が却下されたり、受給に決定されても支給額に納得できないなどの場合、その本人は上訴審判所 Tribunal に申立てることができる。決定通知と同じく送付された書類（所長あての住所が印刷された封緘葉書状の大きさの川紙）に氏名、理由を記入してサインし、申請時と同様に郵送無料のそれを投函すれば、不服申立ては成立することになる。

不服申立てに対する上訴審判所は政府の任命した3名の委員で構成され、委員長は通常、弁護士などの法律家であるが、他の名は地域の代表と労働者の代表として任命される。審判所は専任の事務官がいて事務処理を行う。申立てがあったときは決定機関に対して決定の根拠、経過を記述した書類の報告を求める一方、申立て者に対し、申立ての理由を陳述させる。審判は非公開であるが、申立て者は代理人を指定して陳述させてもよいし、代理人とともに出席して陳述してもよい。申立て者の陳述には保健・社会保障事務所の上級係官が立ち会い、求められたときは審判所委員の質疑に答え、両方の陳述が終って委員会は両者の証拠書類を検討し、事務所の側の決定に違法行為があるかどうかを判定するのである。最近では審判所の委員に社会事業家が地域の代表として任命されることがふえてきているといわれる。上訴審判所は申立て件数によって違いはあるが、一般的にロンドンの北西部区内では月当たり2～3回程度開催され1回に5～6件の不服申立てが審査されている。

不服申立ての代理人には申立て者の所属する労働組合の代表であることが多いのが伝統的な傾向であると言われている。

1969年度の不服申立て件数は18,193件でこの審査のため全国153の上訴審判所が3,877回開かれ、また1970年度では23,593件の申立てで、上訴審判所は4,596回開かれたと報告されていて、

件数は増加の傾向にある<sup>6)</sup>。

## III 補助給付の行政組織

### (1) 保健・社会保障事務所

補助給付行政は保健・社会保障省 Department of Health and Social Security に設置された補助給付委員会 Supplementary Benefits Commission (行政の指導と給付額の決定に責任を持ち、月1回開催される) のもとに、保健・社会保障省がその行政を行い、その監督下にイギリス全土を12管区にわけ、それぞれに管区事務局 Regional Office を設置し、現業機関としての地方保健・社会保障事務所 Local Office of Health and Social Security が設置されている。これらの行政官は国家公務員であることはもちろんであるが、このような行政の仕組みは国家扶助のそれと類似している。管区事務局には老齢年金部、家族手当部、戦争年金部、補助給付部、現在訓練部のほか総務部などがあり、専門官グループ Specialist group として医師からなる医療班 Medical officer's group, ソーシャル・ワーカーからなる社会福祉官班 Special Welfare officer's group があり、地方事務所のそれぞれの業務の助言、相談、研修指導に直接の責任を持っている。地方事務所は1969年度で1,038カ所、1970年度では986カ所を数え、国家扶助事務所数1,217カ所(1960年度の地方国家扶助事務所数430カ所、地方出張所817カ所)に比較して、減少の傾向をたどっていることが示されている。これは説明するまでもなく補助給付創設以後の変化でそれまでの年金保険事務所などとの合併、ないしは合同庁舎建設に伴う移転、統合による結果であり、国家扶助事務所の建物それ自体の老朽化、地域の統合などの事情もあって、保健・社会保障事務所の創設を契機に1969年からすすめられている地方事務所の統合化5ヵ年計画によるものである。

国家扶助事務所は救貧法以来の系統にあると思われることと、数も多く、それだけに老朽化や地域的な問題もあったとされているので政府は

6) Department of Health and Social Security Annual Report, 1969, 1970.

統合化の計画を推進しているものの、年金保障事務所の設置されている地域性などの条件などから、必ずしも円滑に進まなかったようである。しかし、今日では新築の庁舎に社会保険制度を全体に取扱う現業機関として統合されつつある現状といっていよいであろう。現在の保健・社会保障事務所は、以上の事情を反映しているためと思われるが、その機能からみて、ほぼ3つの型に整理できると思われる。第1の型は管区事務局とほとんど同一のもの、つまり関連の部門を持ち、いわば総合型とも呼ぶべきものであり、第2の型は年金部門と補助給付部門、庶務部門の3つを持つ複合型ともいふべき事務所、第3の型は補助給付部門と庶務部門を持つ単独型とも呼ぶべき事務所である。第1の型の保健・社会保障事務所は職員数200名、所長は中央政府の部長クラスに相当する地位の者である。第2の型の場合は60~70名、所長は課長クラス、第3の型は20~30名程度で所長は係長クラスに相当すると思われる。

## (2) 職員の訓練

イギリスにおける保健・社会保障省に勤務する者は国家公務員で採用される。採用試験は高等学校卒業、大学卒業とそれぞれの資格のもので受験するものの、いずれのコースでも合格者は保健・社会保障事務所に勤務は可能であるが新卒採用者は初めの4週間前後、保健・社会保障事務所にいる訓練担当官 training officer の監督のもとに、その訓練計画に従って実習的な訓練を受けたあと、特定の係に配置されることになる。この訓練担当官は大規模の事務所では専任者として、小規模の場合には所長が兼任であることが多い。訓練計画はおもに事務所を構成する各部門毎の業務とそれぞれの関係を理解し、職員としての役割、機能を明らかにすることを目的に立案され、一定の期間各部門に配置されて責任者の説明を受け、見学・実習を行う。訓練担当官は、それを推進しながら、随時助言、指導に当り、各部門毎での見学・実習のレポート提出を求め、それについて討論を行う役割を持っている。

新卒者は、最初は書記補または書記として採用されるため配置されて行う業務は、比較的単純な

内容のものが多いが、勤務後3ヵ月以後、地方管区事務局研修部の計画する新卒者現任訓練コースを受講しなければならない。このコースも4週間の教科課程が中心であるが、原則として事務所勤務時間に従って実施されるので、受講期間中は事務所での職務は免除される。各管区事務局は研修部門と研修施設を持っているが、宿泊設備はないので受講者は通勤である。研修部門には訓練コースの立案とセミナー担当も兼ねた専任の上級係官が3名前後勤務している。コースのカリキュラムは社会保障制度、面接の技術、記録のとり方、関係法令の解釈と運用などのほか、時事問題などにわたり外部からの講師（大学教師が多い）と地方管区事務局の幹部クラスが担当し、上級係官はセミナーを主宰する。そしてこの訓練コースではセミナー方式の討議が大きな比率を占めているのが特徴であり、研修施設もそれに応じたように演習室の数が講義用教室の数よりも多い。

セミナーではレポート提出が随時、要求されるので、受講生にとってもセミナー指導官にとっても、かなりきついものであると言われている。このような訓練コースを終了して、はじめて保健・社会保障事務所の正式の公務員として任命され、さらに1年後、程度を高めた中級コース、次いで一定の年限を経て上級コースを受講するようになっているが、各コースとも15名前後の少数単位で行われる。またこれと別に保健・社会保障省の研修班が立案、実施する訓練コースがあるが、主として特定の職能を中心にした訓練で、講義が中心におかれている。

このような補助給付関係業務に従事している公務員の数は、保健・社会保障省年次報告によれば1969年度は約11,000名、1970年度もほぼ同数であるが、国家扶助事務所の場合の1,200名（1960年度）に比較すれば減少している。しかし、前述のような保健・社会保障事務所の再統合などの条件による事務所数の減少を考慮すればある程度、安定した数と思われる。

## IV 社会福祉活動の状況

イギリスは現在、社会福祉の分野でも大きく転

換ないし展開しつつあると言えよう。慈善事業組織化運動に見られるように、イギリスは伝統的に地域社会や個人を対象とした援助活動が盛んであり、現在もそうであるが、第2次世界大戦後の社会保障制度（つまり経済的な援助を主体とした）の成立によって経済的な側面の援助に主体をおいた社会福祉活動の存在が薄らいだといった方が適切な表現であるかも知れない。

事実としては依然として数多くの民間団体による社会福祉活動が活発であったし、さらに国家扶助法や児童法などに見られるように地方政府のになすべき社会福祉活動が必要とされていたのであったことは、それらの再編成を要求する根拠を生み出していたともいえよう。それらの要求の理由はいろいろあげられようが、一般的にはこの計画の基礎となったシーボーム報告の目的があげられよう。このシーボーム報告と言われているものはF. シーボーム Frederic Seeborn を委員長とする「地方政府と関連諸サービスに関する委員会」The Committee on Local Authority and Allied Social Service の報告である。委員会は10人の委員から成り、「イングランドとウェールズにおける個人を対象として地方政府から提供される社会福祉サービスの組織と責任のあり方と、家庭福祉活動を効果的に実施するため望ましい改革案を考察する」ことを目的に1965年12月、政府により任命された。1966年1月の第1回委員会が開かれて以後、74回の全委員会、さらに17回にわたる地方政府の社会福祉活動の現業訪問や多数の小委員会開催による討論の結果を作成し、1968年7月、関係大臣から国会に提出された。

この委員会任命の先ぶれとなったのは「児童、家族及び青少年犯罪者」白書であったが、この白書は増加の傾向にある青少年非行の防止、犯罪者の処置について公私団体の行った報告や要望事項のまとめと、家庭崩壊の危機を減少させるために地方政府の関係部局が実施している諸事業の紹介と青少年の非行化防止への有効性を内容としていた。そして白書は政府の要望事項として家族を維持し、犯罪を事前防止し絶滅させ、21歳までの犯罪者に関連する法律と実際活動を改正するための

実際的な改革案を述べ、一般の論議を期待したのであった。この中でシーボーム委員会創設の直接的な要点となったのは公的に記録された非行の増加への関心、資源を集中することの必要性への関心、家族と共になされる予防的な働きが基本的に重要であるという確信への関心であった。これに加えて、広範囲にわたる個別的社会的諸サービスに関連している多くの人達の間に変化しつつある社会的ニードが適切に満たされるとすれば、社会的諸サービスへの新鮮にして総合的な検討が必要であるという確信が次第に高まっていた。

特に相互に関連していながら、分離された形で実施されている諸サービスの協同の問題は、繰返し強調されたし、同様に、援助を必要としているすべての対象に対応するサービスの失敗も強調されている問題であった。このような討議の背景には、すでにふれた問題の存在とともに、伝統的な民間団体の活動の、自発性の故に強い独自性、さらに各地方政府間のこの種の活動のアンバランス（それは民間団体にも言えることであろうが……）があげられると思われる。

民間団体について言えばイギリスにおける民間団体の数は数え切れないと聞かされる。もちろん、それぞれに、全国的な組織を持っているものもあるが、反面、特定の地域にのみ支持されている小団体も無数にあると言われている。特定の地域というのは、その地域の人々から、そこに必要な活動として認められたものが、その人々の物心の援助のもとに行われているからで、それがなければそのような民間活動が行われないのが原則である。こうして住民の支持を得てある期間、この活動が継続でき、さらに地方政府や他の地区から、この活動が有用のものとして評価され、その結果としてそれへの参加や対象の必要が要求されたとき、その地方政府から補助金を受けるようになるのが民間団体と地方政府の関係の典型である。このことは民間団体にとって地方政府からの補助を必ずしも必要としないことを意味し、また民間団体自体は独自の方法で寄付を募っているのが普通である。それだけに独自性と自信を持っていると言えるであろう。例えばロンドンに本部をおく全国児

童ホーム協会 National Children's Home Associationの収入は約46%が寄付などによるものであり、ほぼ同じ比率がいわゆる地方政府からの措置費、その他は利用料であったし、さらに予算は2年後のものを現在年で計画し児童を送致する地方政府に対し措置費について協議するという手順をふんでいる。この場合は地方政府に対する要求であり、相互に資料を提示しあい、1年程度、検討しあって結論を出すというのが慣例であるとされている。地方政府に対しては国家扶助法でふれたように戦後、いち早く地域住民に対する非物質的援助が強調されていたものの、このような民間団体の存在することと、それ以上に戦後の復興が主要な課題であったため、ごく一部を除いては不十分な体制のまま今日にいたったと言つてよいであろう。それが民間団体の活動が活発な地区では代替されるものの、戦後のイギリスも過疎化地帯が増加するにつれ、シーボーム報告に見られる問題の発生を見、またそのような地区では民間団体活動が乏しいとすればいきおい何らかの措置が必要になってきたといえよう。1961年以降、当時の国家扶助事務所の上部機構である管区事務局に特別社会福祉官がおかれ、主として国家扶助受給者を対象に集中する長期間にわたる専門的処置を行ったとされているのも、この一つの例として理解されるのではないだろうか<sup>7)</sup>。

このような問題の発生、存在と、これらに対応する民間団体や地方政府の行う社会福祉サービスのアンバランス、さらに地方政府間の格差などが、地方政府に社会福祉局設置を義務づけることになったとも思われるのである。地方政府社会福祉法 Local Authority Social Services Act (1970年)の施行によって1971年4月から、それまで各地方政府に児童福祉官、身体障害者福祉官、老人福祉担当官がおのおの個別に活動していたのが、1つの局に組織され、チームワークの努力を続けながら現業活動を続けなければならない現状におかれている<sup>8)</sup>。ソーシャル・ワーカーの数の不足、具体

的にはシーボーム報告の推計で約2万人必要とされるのが、1970年現在のそれは3,180名であり、さらに局長としてのソーシャル・ワーカーも人材難と言われるなどの課題をかかえている。

## V 今後の方向

労働党政権から保守党政権に代ったあとのイギリスは経済状態の悪化、失業者数の増加と多くの社会問題をかかえて今日に及んでいるが、保守党政権の経済政策は「保守党支持の人々も驚かされた」といわれる古典経済学的なものであったといわれる。賃金抑制策、物価抑止策が当面の課題への対策とされ、1971年の戦後最大の郵便ストにも賃金上昇率8%限度策をとるなどの努力がなされたものの依然として不況の状態が続いている。この間、歯科治療の無償から実費負担への変更(1971年4月から)、学校給食費の扶養者負担など、低所得者の費用免除はあるものの、かなりの変更が行われた。また老齢年金受給者や補助給付受給者の予算編成時におけるデモ行進やテレビ放映による彼らの訴え、The Child Poverty Action Groupの活動の展開、さらに前述の補助給付の決定に対する不服申立て件数の増加なども、このようなイギリスの経済的条件を反映しているものであろう。補助給付についての不服申立てについても地方政府社会福祉局のソーシャル・ワーカーの収入認定が厳しいので……と述べていることも、政府の方針を暗示するものであろう。

イギリス政府は新年度にこれまでの経済政策を継承しながらも、社会保障の給付額を、過去の上昇率を上回る増額を実施し、これによって購買力を高める経済状態の好転を期待していると言われるが、経済的な問題ではECへの加盟などを絡めた今後の課題であろう。こういった条件のなかでも、補助給付に限って言えば、すでにふれたように基準額保有資産の収入認定額などの公開や情報提供など、かなり配慮されていることが1年の動きのなかで感じられ、さらに不服申立てなど取扱いへの疑問が容易に行われていることにも意義が感じられる。今後の問題は、このようなことがら

7) Department of Health and Social Security Annual Report, 1970, p. 98.

8) Report of the Committee on Local Authority and Allied Personal Social Services, p. 17~19.

替が容易に行われるイギリスではそのための具体的な計画がポイントとなろう。EC への加盟が全国民の絶対的数の反対を押しきって実現したことも、この克服への礎石の1つであると考えられる。それとともに社会福祉に関して極めて非公式な意見として、1950年代末から始まった旧植民地からの移民に関連した問題があげられている。現在ロンドン、リバプールなどの工業地帯にある小学校で1クラス最高25%、最低10%程度の英語を理解できない移民学童が見られること、さらに怠学、非行などの予測、家層の過密化、不潔化などがそれである。政府は移入民を抑制する施策とともに入国5年以上の移民を帰国させるため、1971年奨励金支給の方針を具体化して促進したものの成果は上がっていないと言われている。

このことは低賃金にも関連するが全体として生活費ひいては貧困問題への施策について数年来、フェビアン系の人達と経済問題研究所Institute for Economic Affairsの人達との間に行われた“普通主義か、選別主義か” Universal or Selectivity の論争は、今後の社会保障の施策に関してある示唆を与えるものであろう。普通主義は全国民に均一的に平等に国家からのサービスが与えられるべきであるというのに対し、選別主義は財政に限度がある現状では負担能力のある者が負担し、ない者は無料でサービスを受けるよう選別される必要があるという主張である。現在のイギリスのそれは後者に基づく施策であろうことは、すでに見た通りであるが、この主張にも財政に限度がある現状では、止むを得ないとしているのであるから経済的条件による施策の転換の可能性は充分考えられる。このような条件はむしろ明るくなりつつある

のが現状とも思われるが、その中での社会保障は伝統的なイギリスの政策からみて当分、このままの施策が進められるのではないかと思われる。

本稿での課題の補助給付について言えば労働事情の変化の有無に関係なく、現在の制度が“誇りを以て進められていくと思われる。それは means test の消滅、National Assistance から Supplementary Benefits への転換を誇るイギリス人の多いことさらに、長い期間に検討して作り上げた制度は長い目でみてじっくり実施してみるというイギリス流の考え方ばかりでなく、国家予算の収入の45%前後が海外財産からの利益という財政事情からの裏打ちがあるからでもある。社会福祉の分野で言えば地方政府社会福祉局の充実、特に職員としてのソーシャル・ワーカーの採用、養成（地方政府からの学資支給で資格取得のため大学進学もかなり行われている）が、実行されており、その局長もかなりの高給でスカウトされるなど意欲的に取り組まれているので、当分このような状態が続くと思われ、従って地方政府の活動の評価は今後を待たざるを得ないであろう。

民間団体についても言えば地方政府との再編成があったとしても、依然としてこのまま活動が続けられていくことになろう。それは単にその民間団体の歴史性だけでなく、地域毎の問題の違いと対策の必要の違いがあり、さらに重要なことはその活動を支えるボランティアが高年代だけでなく低年代層にも数多く存在しているからである。

このような国家、地方、民間の3者の力学的関係と政治の現実性を見ても、イギリスはイギリス独自の道をめざして歩みつづけるであろうことを思わざるを得ない。

## 西ドイツ社会保障の発展と変化

石 本 忠 義

### はじめに

本稿は、西ドイツにおける社会保障の最近の発展状況、構造的変化、現状、EC 諸国の社会保障との比較および今後の方向について論述するものである。

戦後 27 年間に西ドイツ経済はめざましい発展を遂げ、EC (ヨーロッパ共同体) 経済圏のなかで主導的な地位を占めるのみならず、世界資本主義経済体制のなかでも確固たる地位を占めるに至っている。こうした経済の発展、経済力の増大に呼応して社会保障も急速かつ大きく発展した。これは、西ドイツ資本主義下における必然的事象であり、経済の急速な発展にともなう社会的諸問題の拡大、矛盾の拡大に対応して必然的に社会保障の拡充が行われたことを意味する。また、西ドイツ資本主義の進展は、経済社会構造の変化をとめない、それによる社会的諸問題の複雑化・多発化などに対応して社会保障の構造的変化などが生じている。いまや西ドイツの社会保障は、生成当時に比べて大きく変化している。そしてそれは逐次変化してきており、将来に向けて変化しようとしている。

また、西ドイツの社会保障は、他の EC 諸国のそれに比べて相対的に水準が高く、進んだ段階にある。社会保障費の伸びは、経済成長を上回り、その対国民総生産比や対国民所得比はますます高くなっている。1971 年の社会報告 (*Sozialbericht*) によると、1975 年には社会保障費の対国民総生産比は約 22 % になるものとみられている。今後、西ドイツの社会保障は、より広い範囲の社会階層を対象に経済社会構造の変化や賃金・物価等の変化に即応したより広い範囲の、またより高い水準

の保障を目標としながらいっそう発展していくであろう。

以下、こうした西ドイツ社会保障の発展と変化の特徴を、経済社会情勢の進展とも対比させながら明らかにしていこう。

### 1 最近の発展過程

独占資本主義段階への移行期において、ビスマルクによって創設された社会保険は、帝国主義段階、第 1 次大戦後の国家独占資本主義段階において発展または後退し、第 2 次大戦後の独占資本主義復興過程において、総合的施策としての社会保障の一環として再出発した。この社会保険を中核としながら総合的施策として出発した西ドイツ社会保障は、驚異的な経済発展とともに大きく発展した。

第 2 次大戦後の独占資本主義復活過程において、従来の社会保険や保護・援護施策とはちがう総合的な施策として新しい目的をもって成立した社会保障は、独占資本主義体制の強化過程において拡大され、発展してきている。すなわち、1957 年以降、資本輸出を中心に世界貿易における地位を強化しながら、1958 年以降の生産停滞やインフレーションなどの国内経済問題に対処する過程で独占的傾向をいっそう強めた西ドイツ資本主義のもとで、社会保障は必然的に拡大された。ちなみに、1960 年以降、外国人や海外居住者の年金に関する法律の制定 (1960 年)、疾病保険の給付改善 (1961 年)、連邦社会扶助法の制定 (1961 年)、災害保険の改革 (1963 年)、連邦児童手当法の制定 (1964 年)、農民老齢扶助制度・手工業者保険の改正 (1960 年以降)、自由業者の老齢保障に関する州法の制定、疾病保険の諸改正 (1965 年以降) などが行われ、

制度的ならびに内容的に整備・拡充が行われた。この段階で国民の広い範囲を対象とし、広範な保障を目的とする制度体系が確立された。すなわち、社会保険（年金保険、疾病保険、災害保険、失業保険）、失業扶助、児童手当、母性保護、戦争犠牲者援護・保護社会扶助、青少年扶助、負担調整、恩給、公衆保健サービスの諸制度からなる社会保障制度体系ができあがった。もちろんこうした社会保障の発展は、DGB など労働者組織による社会保障闘争に負うところが大きい。

西ドイツの社会保障の発展を画するおもな動きは、1962年の社会保険（疾病保険、災害保険、年金保険）の適用範囲の拡大、1964年の連邦児童手当法制定による手当額の引上げと運営組織・財政の一本化、1966年の第7次職業紹介・失業保険改正法による失業保険給付の拡大・引上げと失業扶助の引上げ、1967年の財政改正法による疾病保険および年金保険の規定の改正——薬剤処方箋料の引上げ、すべての年金受給者への疾病保険の強制適用、すべての職員への年金保険の適用拡大、保険料の引上げなど——、1969年の職業紹介・失業保険法（1927年制定）に代わる雇用促進法の制定による労働行政の拡大・強化、産業構造変化、技術革新などに応じた雇用促進、失業給付・保険料のスライド化、失業給付の引上げなど、同年の第4次農民老齢扶助改正法による老齢手当（年金）の引上げ、農業構造改善のための農地譲渡年金の新設、拠出金の引上げ、同年の第3次年金保険改正法による職員保険と労働者年金保険の財政調整、財産の流動性、保険料の引上げなどによる年金成熟期の年金保険財政の長期安定化、同年の疾病時の賃金継続支給および疾病保険の法規の改正に関する法律の制定による加入（給付・保険料算定）、報酬限度額の引上げ、同年の鉱山従業者年金保険の運営組織の改組（統合）、同年の第2次連邦社会扶助改正法の制定による扶助基準額の大幅引上げと盲人に対する扶助の改善、1970年の第2次疾病保険改正法（1971年1月7日施行）による疾病保険加入（給付・保険料算定）、報酬限度額の自動調整化（公的年金保険の保険料算定報酬限度額の75%とし、賃金・報酬の上昇に応じて毎年自動的

に調整）、加入義務のない職員の任意加入と任意加入職員に対する雇主の保険料補助（最高、保険料の1/2）、加入義務を免除されていた年金受給者および自営業者の任意加入、入院中の現金給付の給付率の引上げ（傷病手当の全額支給）、特定疾病の早期発見のための予防給付（幼児の正常な成長を阻む疾病およびがんの検診）の導入、同年の学生、生徒および児童への災害保険の適用拡大、同年の連邦保護法の給付の調整に関する法律による戦争犠牲者援護給付の自動調整化（年金保険の年金調整率と同率で毎年自動的に調整）である。また、社会保障のより一層の発展につながる動きとしては、公的疾病保険への自営農業者の編入（1971年に労働社会省において法案作成済み）、長期および重度心身障害者ならびに在宅教育中の未成年者のための社会保険の導入（法案準備中）、自営業者、自由業者の被扶養者、手伝いをしている家族、就業していない婦人など公的年金保険の外にあるすべての者への公的年金保険の開放（第2次年金改革。法規定が企図されている）など準備段階にある諸改正がある。

これらの西ドイツ社会保障の発展を意味する諸改正（準備中のものを含む）は、社会民主党（SPD）やドイツ労働総同盟（DGB）、ドイツ職員労働組合（DAG）などの長年にわたる強い要求に徐々に応えてきているものである。たとえば、1970年の第2次疾病保険改正およびもっか準備中の主婦等への公的年金保険の適用は、SPDの1970年党大会の社会政策案を大幅に受入れたものであり、またもっか準備中の自営業者への公的年金保険の適用は、SPDとDGBが一致して要求してきているものである。とくに1969年にブラント政権が樹立して以来、社会民主主義の原則に基づく社会政策が急速に実現されてきている。SPDの提案がきっかけとなって1969年の第3次年金保険改正法によって行われた労働者年金保険と職員年金保険の財政調整等年金保険財政方式の改正は、年金保険の統合につながるとしてDAGが強く反対したが、結局実施された。しかし、1970年の疾病保険改正のうち、加入義務のない職員への疾病保険の任意適用および任意加入の職員に対する雇主の保険料

補助は、DAG が長年にわたって要求してきたことがらで、DAG はこれらが実現されたことを、疾病保険における職員の差別待遇の解消への前進として高く評価している。また、DGB も、第2次疾病保険改正を、疾病保険の拡大への歴史的に有意義な前進として歓迎している。SPD は、これまで長い間とられてきたキリスト教民主同盟(CDV)の社会政策にはかなり批判的である。

こうした社会保障の発展は、資本主義の変化にともなう複雑な社会的諸問題の多発や質的变化、すなわち矛盾の拡大や質的变化に対応したものである。西ドイツ連邦政府は、1971年社会報告(*Sozialbericht*)において、つぎのように述べ、社会保障を一層拡充しなければならない必然性を指摘している。「経済社会の変化が、社会保障の対象範囲と広い社会階層へのその拡大という問題をもたらした。もはや被用者への社会保障の制限は適当でないし、保障される者の範囲を職業によって区別することはあらゆる場合において妥当でない。今日なお社会保障の外にある大部分の者は、もはや社会的リスクに対して自ら対処していくことはできなくなっている。これは、経済社会構造の変化が自営業者などの職業的存在基盤を不安定にさせたためである。したがって、連邦政府は、すべての社会階層に社会保障を可能にし、それによってわれわれの時代の必要を満たすべく努力している。」<sup>1)</sup>

ところで、社会保障の発展過程における社会保障費の推移をみると表1のとおりである。これによると、1960—70年の社会保障の発展過程にお

表1 社会保障費の推移

|                        | 1950   | 1955   | 1960   | 1965   | 1969    | 1970    |
|------------------------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|
| 社会保障費<br>(100万マルク)     | 16,754 | 29,498 | 53,033 | 55,459 | 118,913 | 134,790 |
| 同 指 数<br>(1950年=100)   | 100    | 176    | 317    | 510    | 710     | 805     |
| 対国民総生産比<br>(%)         | 17.1   | 16.4   | 17.5   | 18.6   | 19.7    | 19.9    |
| 国民総生産指数<br>(1950年=100) | 100    | 184    | 309    | 492    | 616     | 692     |

(注) ここでいう社会保障費は、社会予算を指す。

(資料) Der Bundesminister für Arbeit und Sozialordnung, *Sozialbericht* 1971. *Übersicht über die soziale Sicherung* 1970.

る社会保障費の伸びは、1950—60年の社会保障の形成過程における社会保障費の伸びに比べて低いが、同期間の国民総生産の伸びを上回っており、社会保障費の対国民総生産比は2.4ポイントほど上昇している。1950—60年の社会保障費の伸びはきわめて大きい。経済の伸びも著しく、社会保障費の対国民総生産比はわずか0.5ポイント上昇したにすぎない。経済発展に対応してそれ以上の社会保障の拡充・発展が必然的なものとなっている。

## 2 経済社会構造の変化と社会保障の変化

経済社会構造の変化、すなわち資本主義の変化にともなう新たな複雑な社会的諸問題が多く生ずるようになり、それに対応して社会保障も量的のみならず質的变化をしてきている。

第2次大戦の終了を契機にドイツ資本主義は大きく変化した。西ドイツによって受継がれた資本主義は、まず社会的市場経済<sup>2)</sup>の理念に基づく諸政策のもとに経済社会秩序の回復を図り、次にアメリカの対外援助、石炭・鉄鋼・エネルギー産業への国家資金の集中投下および朝鮮戦争によって新たな独占資本主義の確立を行った。もちろん資本蓄積は最初から促進されており、とくに1950年代を通じて一段と促進された。この段階でドイツ資本主義は戦前を大きく上回る発展をしており、質的にも大きな変化を遂げていた。この当時の社会問題は、敗戦後の国民大衆の大きな生活不安な

1) Der Bundesminister für Arbeit und Sozialordnung, *Sozialbericht*, 1971, S. 11.

2) 第2次大戦後の復興・発展過程における経済社会体制の理念で、フライブルク大学の故ワルター・オイケン教授を中心とする学者グループが、ナチス政権の全体主義的イデオロギーに反対して打ち立てた「新自由主義」(Neo-liberalism)という思想に基づく。その政策原理は、ケインズ流のフィスカル・ポリシーによって経済過程あるいは景気動向を直接リードする方式は中央管理型の計画経済体制に移行しやすいとして否定し、金利政策、競争制限禁止政策(独禁政策)、一連の社会政策(労働者の財産形成政策など)等を通じて、競争が自由に、そして公正に行われる市場経済体制を形成しようとするものである。その諸政策のおもなものは、1957年の競争制限禁止法、1961年の労働者財産形成促進法である。社会的市場経済体制は、1963年以降行きづまりを生じ、1967年以降経済安定・成長促進法に基づく経済政策が事実上それにとって代わる。

らびに戦争犠牲者・引揚者・難民・貧困者等の社会的要保護者の多数存在であり、これに対応して各種の援護制度の創設、公的扶助の改善、児童手当制度の整備、年金保険の改革をはじめ社会保険全般の整備などが行われた。そしてこれらの諸施策によって、戦前の社会政策とは異った「社会保障」が行われることになった。それは、戦前の社会政策が対象とした社会問題とは質的に異った社会問題を対象としている。すなわち、戦前の社会政策が対象とした社会問題は、労働者の低い生活状態、悪い健康状態、劣悪な労働条件と極貧者の存在であった。したがって、戦前の社会政策は労働者保護と救貧がすべてであった。もちろん社会問題としてはこれらのほかにも種々存在したが、戦前の社会政策が対象としたのは労働者および極貧者に関するものに限られていた。また、戦前の社会問題が社会政策の対象以外にもあったにせよ、それは戦後の社会問題とは大きく異っていたといえる。

その後西ドイツ資本主義は、生産鈍化<sup>3)</sup>、景気後退、インフレーションなどを経験しながらも、独占資本主義体制を一段と強化させた。1966年以降市場経済を前提としながらも、適宜連邦政府が介入していく——経済の拡大をコントロールしていく方針が打出され、経済安定・成長促進法の制定や中期財政計画の策定が行われた。これによって、連邦政府の経済運営における役割はきわめて大きくなり、従来の社会的市場経済の基本方針はゆらいだ。1969年のブラント政権樹立以降も、資本主義の基調は依然として維持されており、西ドイツ資本主義経済は一層その力を強化しつつある。そして西ドイツ資本主義は、復興過程におけるものとはちがった性格を帯びてきている。すなわち、そのことは、たとえば経済・財政政策の面でも明らかに現れてきており、戦後国家独占資本主義の様相がよりはっきりとしてきているということである。これにともなって社会問題も量的ならびに質的变化をしてきている。そしてこれに対応して社会保障が対象とする社会問題も変り、またそれ

によって社会保障そのものも変化してきている。

敗戦直後著しい数にのぼった戦争犠牲者・引揚者・難民・貧困者等は、かなり減少してきているが、これらの者の生活はめざましい経済発展のかげに取残されている。すなわち、1950年に410万人いた戦争犠牲者援護受給権者は、1969年には260万人になり、戦争によって損害を受けた負担調整受給者は1955年の87万人から1969年の55万人に減り、また社会扶助の受給者は1950年の163万人から150万人に減っている<sup>4)</sup>。しかし、賃金の上昇、財産の増加などにより個人所得は大きく伸び、国民所得に占める個人所得の割合（個人への所得分配率）は高まって<sup>5)</sup>、国民の多くは少なからず直接経済発展の恩恵を受けているにもかかわらず、これらの社会的要保護者の生活は改善されないまま取残され、しかも物価上昇などでしだいに苦しさを増している。

産業構造の変化にともない、雇用者の数が増加し、自営業者の数が減少してきており<sup>6)</sup>、雇用者の場合労働市場、就業条件の変化など、自営業者の場合就業者の老齢化、後継者の減少などの諸問題が生じている。また、高度な機械化により人間の生命および健康への危険が極度に高まっている。たとえば、職業病を含む労働災害の発生件数は年々増加しており、1950年の1,400件から1969年の2,600件になっている<sup>7)</sup>。自営業者について疾病・老齢等の場合所有資産等でその間の生活をみずから保障することはできなくなっている。すなわち、産業構造等の変化により自営業者の職業的存在基盤が不安定になり、もはや社会的リスクに自ら対処していくことができなくなっている。

戦争による若年層の大量死亡の影響、寿命が延びていることなどの結果、いまや人口の老齢化が

3) 国民総生産の伸びは1950年代の8%台(実質)から5%台へ低下。

4) Der Bundesminister für Arbeit und Sozialordnung, *Übersicht über die Soziale Sicherung*, 1970, S. 197, 217, 238.

5) 国民所得に占める個人所得の割合は、1967年において94.9% (EEC, *National Accounts*, 1968 による)。

6) 全就業者中雇用者および自営業者の割合は、1950年においてそれぞれ68.5%, 31.5%, 1960年において77.5%, 22.5%, 1969年において81.7%, 18.3% (*Sozialbericht*, 1971 による)。

7) *Übersicht*, S. 146.

目立ってきており、将来においてこの傾向はますます強くなるとみられている。すなわち、全人口に占める 65 歳以上の老人の割合は、1950 年に 9.3% であったが、1968 年には 12.9% になっており、1980 年には 14.5% になる見込みである<sup>8)</sup>。そして家族構成の変化により、これらの多くの老人の生活はきわめてきびしいものとなっている。多くの老人は自立しなければならないが、老齢による労働能力喪失の場合が多く、老後の生活が深刻な問題となっている。

社会環境、労働環境などの変化により心身障害者が増加してきている。これらの者の生活はきわめてきびしい。労働能力をもつ者は低収入に甘んじなければならない。

以上のような新しい問題が生じてきており、社会的諸問題は量的にも質的にも変化してきている。したがって、これに対応して社会保障もその対象とする社会的諸問題を範囲および性質の点で変えてきており、また同時にそれ自体の形態および中味を変えてきている。社会保障のこうした変化は必然的なものといわざるをえない。その変化を具体的にみると次のとおりである。

まずこのような変化は社会保障の費用の構成に明瞭に現れている。表 2 によると、社会保険等の費用の占める割合が大きくなり、戦争犠牲者援護、社会扶助等の費用の占める割合が小さくなっている。社会保険等のなかでは年金保険の費用の占める割合が著しく大きくなっている。これに対して災害保険の費用の占める割合はほとんど変化がなく、また失業保険等の費用の占める割合は著しく小さくなっている。疾病保険の費用の占める割合は徐々に大きくなっている。

このような社会保障費用の構成の変化は、次のような中身の変化を反映したものである。そして社会保障は、これらの変化によって結果的に形態的变化をしている。すなわち、社会保障制度が確立された時期においては、その当時の社会問題に対応して失業保険、戦争犠牲者援護等および社会扶助にかなり大きいウェイトがおかれ、年金保険や疾病保険は制度的に一応整えられたという段階

表 2 社会保障費の構成の変化 単位(%)

|                  | 1950 | 1955 | 1960 | 1965 | 1970 | 1975 |
|------------------|------|------|------|------|------|------|
| 社会予算             | 100  | 100  | 100  | 100  | 100  | 100  |
| 社会保険             | 74.7 | 78.0 | 82.2 | 84.2 | 87.0 | 87.5 |
| 一般制度             | 50.2 | 50.1 | 56.1 | 58.1 | 58.8 | 60.8 |
| 労働者・職員年金保険       | 21.3 | 24.0 | 33.9 | 34.9 | 36.2 | 37.3 |
| 疾病保険・母性保護        | 15.1 | 16.0 | 18.5 | 19.0 | 18.7 | 20.1 |
| 災害保険             | 3.5  | 3.5  | 3.3  | 3.8  | 3.1  | 3.0  |
| 失業保険・職業訓練を含む雇用促進 | 12.6 | 6.9  | 2.3  | 1.9  | 3.0  | 2.6  |
| 児童手当             | 0.3  | 1.9  | 2.2  | 3.8  | 2.6  | 2.3  |
| * 疾病時の報酬継続支払     | 3.0  | 3.5  | 5.8  | 6.0  | 10.0 | 8.9  |
| 特別制度             | 3.6  | 4.3  | 5.3  | 5.3  | 5.2  | 5.1  |
| 公務員法に基づく制度       | 17.7 | 20.1 | 15.8 | 15.6 | 14.3 | 13.7 |
| * 補足制度           | 0.9  | 1.0  | 0.7  | 0.8  | 0.8  | 0.9  |
| * 損害補償給付         | 18.8 | 16.7 | 13.9 | 11.6 | 8.5  | 7.0  |
| * 社会扶助・サービス      | 6.8  | 5.4  | 4.1  | 4.5  | 4.7  | 5.7  |
| 「社会保障費」          | 95.9 | 93.2 | 90.0 | 89.6 | 85.9 | 85.7 |

(注) 1. 「社会保障費」は、1968 年および 1969/70 年の社会予算との比較のために、\* の全部または一部を除いて算定したものである。ここでは社会予算の構成をいわゆる社会保障費の構成とみてよい。

2. 1975 年は推計。

(資料) Sozialbericht, 1971.

で、社会保障は労働者等の保護、戦争犠牲者等の援護および貧困者の救済による戦後の国民大衆の不安定な生活に対する援助という性格が強かったが、今日社会保障は、年金保険や疾病保険の拡充、社会扶助・社会福祉・保健サービスの充実などによって全就業者の疾病時や老後の生活保障、国民の疾病・負傷時の医療保障および生活困窮者・心身障害者の生活保障・福祉を中心とする国民大衆の生活保障という性格をもっている。そして社会保障の総合的な施策としての性格は当初から変りないが、ますます顕著になってきている。

数はしだいに減少しつつあるが、十分な保護が行われていない社会的要保護者に対して、賃金・物価等の上昇に応じた給付の自動的引上げ、社会福祉の充実などが行われるようになった。産業構造等の変化によってその職業的存在基盤が弱くなった自営業者に対して、雇用者と同じように疾病時や老後の生活保障および医療保障を行う疾病保険や年金保険が設けられようとしている。また、多発化傾向にある労働災害・職業病に対して、そ

8) Übersicht, S. 29.

の防止事業が強化されているとともに、被災者等に対する給付のスライド化が行われるようになった。そして増加しつつある老人に対して年金の大幅な改善、社会福祉の充実などが行われつつある。さらに社会環境などの著しい変化により増加している心身障害者に対して、社会保険の適用、社会福祉の充実などによる生活改善が行われようとしている。生活環境の著しい変化により多発している児童等の特殊疾病・負傷、成人病などに対して、児童・生徒・学生への災害保険の拡大適用および疾病保険による疾病予防事業が行われることになった。産業構造の変化により変りつつある労働者の就業条件などに対して、雇用促進という観点から市場調査、職業研究、職業訓練などの一層の促進が行われている。

このように資本主義の発展に応じて新しく発生している数多くの社会問題に、疾病保険、年金保険、災害保険、雇用促進事業の拡充、援護・扶助の改善および社会福祉の充実による対処が行われてきており、社会保障はその中身と形態を変えてきている。

### 3 社会保障の構造

西ドイツ社会保障の現行制度の体系、財政および運営機構は、表3に示されているようにきわめて複雑で特徴がある。これは、社会的必要に応じて逐次各制度が整備されてきたことを物語る。社会予算では、EC 諸国との比較という観点からも次のような体系づけが行われている。

一般制度——労働者年金保険、職員保険、疾病保険・母性保護、災害保険、雇用促進（失業保険および職業訓練を含む）、児童手当

疾病時の報酬継続支払

特別制度——鉱山従業者年金保険、農民老齢扶助（農地譲渡年金を含む）

公務員法に基づく制度——公務員等年金、公務員等児童扶養手当

補足制度——公務員等補足保険、各職域補足保険

損害補償——戦争犠牲者等援護、負担調整、補償、その他の損害補償

社会扶助・サービス——社会扶助、青少年扶助、教育促進、住宅手当、公的保健サービス

このように西ドイツの現行の社会保障制度は、多くの制度からなる複雑な構造を有しているが、対象者および保障の範囲は広範で、ますます拡大化し、かつ複雑化してきている社会的諸問題に対応した総合的施策としての性格を明確に示している。

対象者ごとに分類すると、一般労働者、職員を対象とした一般制度、鉱山従業者、農民を対象とした特別制度、公務員等を対象とした特殊制度、戦争犠牲者、戦争被害者、生活困窮者、青少年、その他の社会的要保護者を対象とした保護制度、全住民を対象としたサービス制度に分けることができるが、保障の方式からみると、社会保険、特殊制度、公的保護、公的サービスに分けることができる。一般労働者、職員、鉱山従業者、農民に対しては社会保険、公務員等に対しては特殊制度、戦争犠牲者、戦争被害者、生活困窮者、青少年、その他の社会的要保護者に対しては公的保護、全住民に対しては公的サービスによって保障が行われている。

社会保険の財源は、被保険者および雇主の負担する保険料を原則とし、特別制度等に対して一部国庫負担金が導入されているにすぎない。その他の制度の財源は、連邦および州の負担金である。社会保険、とくに一般制度において国の負担が小さいのは他の西欧諸国の場合と共通しているが、フランスやイタリアのように雇主の負担が被保険者の負担より大きいということではなく、両者ほぼ同じというのが特徴である。

社会保険の運営は、被保険者および雇主の代表を中心に組織された自治団体によって自主的に行われており、連邦および州は直接関与していない。すなわち、社会保険の運営には、完全に自治管理 (Selbstverwaltung) の原則が貫かれている。その他の制度の運営は、連邦または州・市町村の官庁によって行われている。

### 4 EC における西ドイツ社会保障の位置

すでに述べたように、社会保障費は、経済成長

表 3 西ドイツ社会保障制度の概要 (1971 年 12 月現在)

| 制 度                                                               | 根 拠 法 令                                                      | 対 象 者                                                                                                                                                                                                                              | 給 付 の 種 類                                                            | 財 源                                                                                                                                    | 運 営 機 構                                                                                                                                             |
|-------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 労働者年金保険<br>(Rentenversicherung der Arbeiter)                      | ライヒ保険法<br>(1911年)                                            | 一般労働者                                                                                                                                                                                                                              | 老齢年金、廃疾年金、遺族年金、<br>リハビリテーション給付、結核<br>給付                              | 保険料、国庫補助<br>金（給付以外の部<br>分について）                                                                                                         | 州保険事務所(18)、<br>連邦鉄道員保険事<br>務所(1)、海員金庫<br>(1)                                                                                                        |
| 職 員 保 険<br>(Angestellten-<br>versicherung)                        | 職員保険法<br>(1911年)                                             | 職 員                                                                                                                                                                                                                                | 同 上                                                                  | 同 上                                                                                                                                    | 連邦職員保険事務<br>所 (1)                                                                                                                                   |
| 疾病保険・母性<br>保護<br>(Kranken-<br>versicherung und Mutters-<br>chutz) | ライヒ保険法 (19<br>11年)、ライヒ鉱夫<br>組合法(1923年)、<br>母性保護法 (1952<br>年) | 一般労働者、一定<br>の年収(1971年17、<br>100マルク)以下の<br>職員、失業者、年<br>金受給者、女子職<br>員訓練生、自営労<br>働者、任意適用者<br>として一定年収以<br>上の職員、一定年<br>収以下の自営業<br>者、その他特定の<br>者                                                                                         | 医療給付、傷病手当、入院給<br>付、分娩・妊娠にともなう助産・<br>医療給付、分娩手当、出産手当、<br>保育手当、埋葬金      | 保険料（年金保険<br>の保険者の年金受<br>給者分の拠出金、<br>労働事務所の失業<br>者分の拠出金を含<br>む）、国庫補助金<br>（鉱山従業者疾病<br>保険について）、鉱<br>山従業者年金保険<br>の繰入金（給付費<br>の不足分につい<br>て） | 地区疾病金庫 (40<br>1)、州疾病金庫(10<br>2)、企業疾病金庫<br>(1133)、同業疾病<br>金庫 (178)、海員<br>疾病金庫(1)、連邦<br>鉱山従業者組合<br>(1)、職員補充金庫<br>(7)、労働者補充金<br>庫(8)                   |
| 災 害 保 険<br>(Unfallver-<br>sicherung)                              | ライヒ保険法 (19<br>11年)                                           | 雇用関係または徒<br>弟関係に基づいて<br>就業するすべての<br>者、中間商人、家<br>内工業者（家族従<br>事者を含む）、保健<br>・社会事業その他<br>公共の利益のため<br>に活動する者、農<br>業経営者（家族従<br>事者を含む）、小規<br>模沿岸漁業者（家<br>族従事者を含む）、<br>失業者、訓練生、<br>受刑者、児童・学<br>生・生徒、任意適<br>用者としてその他<br>の自営業者（家族<br>従事者を含む） | 治療給付、傷害手当、職業援<br>護、廃疾年金、看護手当、遺族<br>給付、災害防止事業                         | 保険料（全額雇主<br>負担）                                                                                                                        | 商工業職業組合<br>(36)、農業職業組<br>合(19)、市町村災<br>害保険協会(12)、<br>消防隊災害保険金<br>庫(6)、連邦の災害<br>保険事務所(2)、州<br>の災害保険事務所<br>(12)、市町村の災<br>害保険事務所(6)、<br>連邦労働事務所<br>(1) |
| 雇用促進<br>(失業保険、職<br>業訓練を含む)<br>(Arbeits-<br>förderung)             | 雇用促進法 (1969<br>年)（以前は職業<br>紹介・失業保険法<br>—1927年）               | すべての雇用者、<br>職業訓練生（失業<br>保険の強制適用者<br>は疾病保険の場合<br>と同じ）                                                                                                                                                                               | 職員訓練、職業リハビリテーシ<br>ョン、操業短縮労働者手当、雇<br>用促進、雇用創出事業、失業手<br>当、失業扶助、悪天候手当など | 保険料（失業保険<br>について）、国庫補<br>助金（失業扶助、<br>失業保険、その<br>他の事業について）                                                                              | 連邦労働事務所                                                                                                                                             |
| 児 童 手 当<br>(Kindergeld)                                           | 連邦児童手当法<br>(1964年)                                           | 18歳未満（在学ま<br>たは職業訓練中の<br>場合は25歳まで）<br>の子どもを2人ま<br>たは3人以上有す<br>る者（2人の場合<br>は年収13,200マル<br>ク以下の者、公務<br>員等および社会給<br>付受給者を除く）                                                                                                          | 児童手当（第2子月25マルク、<br>第3子・第4子月60マルク、第<br>5子以降月70マルク）                    | 国庫負担金（全額）                                                                                                                              | 連邦労働事務所                                                                                                                                             |
| 疾病時の報酬継<br>続支払<br>(Entgeltfort-<br>zahlung bei<br>Krankheit)      | 疾病時の労働報酬<br>継続支払および疾<br>病保険の法規の改<br>正に関する法律<br>(1969年)       | 労働者、職員（傷<br>病・出産により労<br>働不能になった<br>者）                                                                                                                                                                                              | 労働不能になる以前の報酬（最<br>高6週間分）                                             | 雇主の負担金                                                                                                                                 | 各企業、小規模企<br>業・手工業の労働<br>報酬継続支払調整<br>基金、地区疾病金<br>庫・州疾病金庫・同<br>業疾病金庫・連邦<br>鉱山従業者組合・<br>海員疾病金庫（小<br>規模企業等の労働<br>報酬継続支払調整<br>業務について）                    |

| 制 度                                                        | 根 拠 法 令                                   | 対 象 者                                       | 給 付 の 種 類                                                                                                 | 財 源                                           | 運 営 機 構                   |
|------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|---------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|---------------------------|
| 鉱山従業者年金保険<br>(Knappschaftliche Rentenversicherung)         | ライヒ鉱夫組合法<br>(1923年), 連邦鉱山従業者組合設置法 (1969年) | 鉱山従業者                                       | 鉱夫年金, 障害年金, 老齢年金, 遺族年金, リハビリテーション給付, 結核給付                                                                 | 保険料, 国庫補助金 (給付部分についても)                        | 連邦鉱山従業者組合 (以前は8つの鉱山従業者組合) |
| 農民老齢扶助<br>(農地譲渡年金を含む)<br>(Alterhilfefür Landwirte)         | 農民老齢扶助法 (1957年)                           | 専業の農林業経営者, 任意適用者として特定の家族従事者                 | 老齢手当, 遺族給付, リハビリテーション給付, 農地譲渡年金                                                                           | 拠出金, 国庫補助金 (財源の約70%)                          | 農業老齢金庫 (19)               |
| 手工業者年金保険<br>(Rentenversicherung der Handwerker)            | 手工業者保険法 (1960年)                           | 手工業者                                        | 労働者年金保険の場合と同じ                                                                                             | 保険料, 国庫補助金                                    | 州保険事務所 (18)               |
| 公務員等年金<br>(Pensionen im öffentlichen Dienst)               | 連邦公務員法 (1953年), 連邦給与法 (1957年)             | 連邦・州・市町村公務員, 公共団体職員, 警察官, 軍人, 裁判官           | 恩給, 遺族恩給, 生計扶助, 一時金, 過渡手当                                                                                 | 連邦・州・市町村・公共団体の負担金                             | 連邦, 州, 市町村, 市町村連合, 公共団体   |
| 公務員等児童扶養手当<br>(Kinderzuschläge im öffentlichen Dienst)     | 同 上                                       | 同 上<br>(18歳未満一在学中または職業訓練中または27歳までの子どもを有する者) | 児童扶養手当                                                                                                    | 同 上                                           | 同 上                       |
| 公務員等災害補償<br>(Unfallfürsorge im öffentlichen Dienst)        | 同 上                                       | 同 上                                         | 災害恩給, 治療給付, 看護手当, 遺族給付など                                                                                  | 同 上                                           | 同 上                       |
| 公務員等補足保険<br>(Zusatzversicherung im öffentlichen Dienst)    | 同 上                                       | 同 上                                         | 補足恩給                                                                                                      | 連邦・州・市町村・公共団体の負担金                             | 連邦, 州, 市町村, 公共団体等         |
| 各職域補足保険<br>(Zusatzversicherung im für einzelne Berufe)     | 各職域年金保険等の根拠法                              | 各職域年金保険等の被保険者                               | 補足年金                                                                                                      | 保険料, 国庫補助金                                    | 連邦・州の保護事務所等10種類の保護事務所・金庫  |
| 戦争犠牲者等援護<br>(Versorgung der Kriegs- und Wehrdienststopfer) | 連邦援護法 (1950年) など                          | 傷夷軍人・軍属等および遺族                               | 治療, 傷害者体育, 医療, 戦争犠牲者保護 (戦争傷害による身体障害者に対する家政援助, リハビリテーション, 住宅援助, 盲人等に対する特別援助), 傷害年金, 看護手当, 埋葬金, 死亡一時金, 遺族年金 | 国庫負担金 (大部分), 州負担金 (事務費について)                   | 州援護事務所 (11) 等 139 の援護事務所  |
| 負担調整<br>(Lastenausgleich)                                  | 負担調整法 (1952年), 通貨調整法 (1952年)              | 戦中戦後に物的損害を受けた者, 1948年の通貨改革により損失を受けた者        | 基本補償, 戦争損害年金 (生計扶助, 補償年金), 家財補償, 貯蓄補償など                                                                   | 非戦災者から徴収する財産税, 抵当税および信用利得税 (以上負担調整税), 連邦・州補助金 | 連邦調整事務所, 州調整事務所, 調整事務所    |
| 損害補償<br>(Wiedergutmachung)                                 | 連邦損害補償法 (1956年)                           | 政治的迫害によりとくに経済的被害を受けた者, 肉体的被害を受けた者           | 被害の程度に応じた損害一時金, 年金, 医療保護など                                                                                | 国庫負担金                                         | 同 上                       |
| その他の損害補償<br>(Sonstige Entschädigungen)                     | 帰還者法 (1950年), 戦争抑留損害補償法 (1954年)           | 戦争抑留後帰還した者                                  | 過渡給付, 貸付, 補助, 損害補償                                                                                        |                                               |                           |

| 制 度                                          | 根 拠 法 令                                                                              | 対 象 者                                              | 給 付 の 種 類                                                                                          | 財 源                   | 運 営 機 構                            |
|----------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|------------------------------------|
| その他の損害補償<br>(Sonstige Entschädigungen)       | 拘留者扶助法 (1955年)                                                                       | ソ連占領地区等に拘留されていた者 (政治的拘留者)                          | 被害者援護, 遺族援護, 家計補助                                                                                  | 国庫負担金                 | 援護官庁                               |
|                                              | 難民扶助法 (1969年)                                                                        | 東ドイツからの難民                                          | 各種補助, 生活資金貸付, 住宅貸付など                                                                               | 国庫負担金, 州負担金           | 調整官庁                               |
|                                              | 生計保障法 (1957年)                                                                        | 兵役義務者およびその家族                                       | 各種現金給付, 特別給付 (医療給付, 住宅給付, 食事補助など)                                                                  | 国庫負担金, 州負担金 (事務費について) | 連邦・州                               |
| 社 会 扶 助<br>(Sozialhilfe)                     | 連邦社会扶助法 (1961年)                                                                      | 生活困窮者                                              | 生計扶助, 特別扶助 (生活基盤構築・保障のための扶助, 教育扶助, 健康診断, 医療扶助, 母親・妊婦に対する扶助, 心身障害者に対する扶助, 結核扶助, 盲人扶助, 看護扶助, 老人扶助など) | 国庫負担金, 州負担金           | 上級実施機関として州福祉協会等 (22), 地区実施機関として市・郡 |
| 青少年扶助<br>(Jugendhilfe)                       | 青少年福祉法 (1961年)                                                                       | 16歳未満の要保護児童, 未成年者等                                 | 要保護児童の養護・保護, 未成年者等の保護                                                                              | 州・市町村負担金, 連邦補助金       | 最高州官庁, 州青少年福祉事務所, 青少年福祉事務所         |
| 教 育 促 進<br>(Ausbildungsförderung)            | 教育促進法 (1969年)                                                                        | ギムナジウム, 上級専門学校, 職業専門学校, 夜間実業学校等の生徒・学生で教育費等が支弁できない者 | 教育費・生活費補助 (自宅通学の場合月 150 マルクまたは 300 マルク, 下宿等から通学の場合月 320~350 マルク)                                   | 国庫負担金, 州負担金 (事務費について) | 州教育促進事務所, 教育促進事務所                  |
| 住 宅 手 当<br>(Wohngeld)                        | 住宅手当法 (1969年)                                                                        | 一定額 (家族数によって異なる) 以下の収入の借家・間借人, 家屋所有者等              | 借家・間借補助 (借家・間借人等), 負担補助 (家屋所有者等)                                                                   | 国庫負担金, 州負担金           | 州                                  |
| 公的保健サービス<br>(Öffentlicher Gesundheitsdienst) | 保健制度の統一に関する法律 (1934年), 各種医療従事者に関する諸法規, 医術等の行使に関する諸法規, 種痘法 (1874年) および同施行令 (1940年) など | 全住民                                                | 健康管理, 学校保健, 母親相談, 幼児保護, 結核患者保護, 伝染病予防活動など                                                          | 州・市町村負担金 (大部分)        | 市・郡保健所, 公立の健康相談所, 救護所, 検査所, 診療所等   |

(注) Sozialbericht の制度分類・範囲による。

(資料) Übersicht über die soziale Sicherung, 1970. Sozialbericht, 1971.

率を上回る伸びを示しており, 対国民総生産比もますます高くなってきている。ヨーロッパ共同体 (EC) の資料: EC, Sozialkonten, 1962—1967, 1970 によると, 表 4 および表 5 のとおり, 1962 年以降他の加盟諸国に比べて社会支出<sup>9)</sup>の伸びは小さいが, 社会支出の対国民総生産比は高い。また, 国民 1 人当り社会支出は, 表 6 のとおり, やはり他の国に比べて伸びが小さいが, 額の点では相対的に高い。社会給付<sup>10)</sup>についてみても, 表 7 のとおり同じようなことがいえる。

1971 年社会報告によると, 1970—75 年の社会予算の伸びは年平均 8.8% (1965—70 年 9.5%) で,

1975 年の社会予算の対国民総生産比は 21.5% (1970 年 19.9%) に達すると予測されている<sup>11)</sup>。また, 社会予算のなかで労働者・職員年金保険と疾病保険・母性保護が大きいウェイトを占めているが, 将来これらのウェイトがますます大きくなり, 1975 年においてそれぞれ 37.3% (1970 年 36.2%), 20.1% (1970 年 18.7%) になると予測されている (表 2 参照)。これに対してかつてかなり大きいウェイトを占めていた損害補償給付は, しだいにそのウェイトが小さくなってきており, 1975 年には 7.0% (1970 年 8.5%) になると予測されている。

このように社会保障費の伸びや構成に変化がみ

9) 表 4 の注参照。

10) 同上。

11) Sozialbericht S. 72, 73.

表 4 EC諸国の社会支出(指数)の推移 1962年=100

| 国       | 1962 | 1963 | 1964 | 1965 | 1966 | 1967 |
|---------|------|------|------|------|------|------|
| 西 ド イ ツ | 100  | 109  | 120  | 135  | 140  | 151  |
| フ ラ ン ス | 100  | 119  | 133  | 147  | 162  | 178  |
| イ タ リ ア | 100  | 121  | 136  | 164  | 186  | 200  |
| オ ラ ン ダ | 100  | 122  | 146  | 175  | 205  | 234  |
| ベ ル ギ ー | 100  | 109  | 116  | 138  | 151  | 164  |
| ルクセンブルク | 100  | 109  | 127  | 140  | 151  | 169  |

(注) 「社会支出」は、継続的および一時的「社会給付」ならびにその支給にともなう継続的「関連支出」であり、「社会給付」は、個人の家族に対して支給されるすべての現金給付および現物給付である。「社会支出」は、公的制度によるもののみならず、雇主が任意に行う企業福祉給付や民間福祉事業によるものも含むが、ほぼ「社会保障費」といってもよいものである。

(資料) EC, *Sozialkonten*, 1962—1967, 1970.

表 5 EC諸国の社会支出の対国民総生産比  
単位 (%)

| 国       | 1962 | 1963 | 1964 | 1965 | 1966 | 1967 |
|---------|------|------|------|------|------|------|
| 西 ド イ ツ | 18.9 | 19.3 | 19.4 | 19.9 | 19.3 | 20.8 |
| フ ラ ン ス | 16.2 | 17.2 | 17.4 | 17.8 | 18.2 | 18.6 |
| イ タ リ ア | 14.3 | 15.1 | 15.5 | 17.4 | 18.2 | 17.9 |
| オ ラ ン ダ | 13.8 | 15.5 | 15.8 | 16.9 | 18.2 | 18.9 |
| ベ ル ギ ー | 15.5 | 15.7 | 14.9 | 16.4 | 16.5 | 16.9 |
| ルクセンブルク | 15.7 | 16.1 | 16.3 | 17.1 | 17.6 | 19.3 |

(資料) 表4と同じ。

表 6 EC諸国の国民1人当たり社会支出(指数)の推移

|           | 1962 | 1963 | 1964 | 1965 | 1966 | 1967 |
|-----------|------|------|------|------|------|------|
| 一九六二年=一〇〇 |      |      |      |      |      |      |
| 西 ド イ ツ   | 100  | 108  | 117  | 130  | 133  | 144  |
| フ ラ ン ス   | 100  | 116  | 129  | 141  | 155  | 169  |
| イ タ リ ア   | 100  | 120  | 133  | 159  | 178  | 190  |
| オ ラ ン ダ   | 100  | 120  | 142  | 168  | 194  | 220  |
| ベ ル ギ ー   | 100  | 108  | 114  | 135  | 146  | 158  |
| ルクセンブルク   | 100  | 108  | 124  | 135  | 145  | 162  |
| 西ドイツ=一〇〇  |      |      |      |      |      |      |
| 西 ド イ ツ   | 100  | 100  | 100  | 100  | 100  | 100  |
| フ ラ ン ス   | 86   | 93   | 95   | 93   | 100  | 101  |
| イ タ リ ア   | 41   | 46   | 47   | 50   | 55   | 55   |
| オ ラ ン ダ   | 53   | 59   | 64   | 68   | 77   | 81   |
| ベ ル ギ ー   | 73   | 73   | 71   | 76   | 80   | 81   |
| ルクセンブルク   | 85   | 84   | 90   | 88   | 92   | 95   |

(資料) 表4と同じ。

られ、西ドイツ資本主義下における社会的諸問題の拡大、内容変化に対応した社会保障費の動きが明瞭にわかる。また、他の EC 諸国との比較において、西ドイツの社会保障の特徴がはっきりわかる。以上、費用の面から EC における西ドイツ社会保障の位置をみたが、同時に構造的な面や給付水準の面、経済との関係<sup>12)</sup>の面からも分析してみ

表 7 EC諸国の社会給付の推移

|           | 1962 | 1963 | 1964 | 1965 | 1966 | 1967 |
|-----------|------|------|------|------|------|------|
| 一九六二年=一〇〇 |      |      |      |      |      |      |
| 西 ド イ ツ   | 100  | 109  | 120  | 135  | 140  | 151  |
| フ ラ ン ス   | 100  | 119  | 133  | 147  | 161  | 175  |
| イ タ リ ア   | 100  | 121  | 133  | 164  | 180  | 194  |
| オ ラ ン ダ   | 100  | 123  | 147  | 176  | 206  | 236  |
| ベ ル ギ ー   | 100  | 108  | 114  | 137  | 149  | 163  |
| ルクセンブルク   | 100  | 107  | 127  | 141  | 153  | 172  |
| 対国民所得比(%) |      |      |      |      |      |      |
| 西 ド イ ツ   | 23.2 | 23.7 | 23.9 | 24.5 | 23.8 | 25.9 |
| フ ラ ン ス   | 20.2 | 21.6 | 22.0 | 22.6 | 22.9 | 23.2 |
| イ タ リ ア   | 16.7 | 17.5 | 17.7 | 20.3 | 20.5 | 20.2 |
| オ ラ ン ダ   | 16.1 | 18.2 | 18.4 | 19.7 | 21.4 | 22.3 |
| ベ ル ギ ー   | 18.4 | 18.5 | 17.4 | 19.1 | 19.6 | 20.2 |
| ルクセンブルク   | 19.0 | 19.0 | 19.5 | 21.1 | 21.9 | 24.4 |

(注) 表4の注参照のこと。

(資料) 表4と同じ。

る必要がある。

## 5 社会保障の機能・効果

社会的諸問題に対処するものとして西ドイツの社会保障は、広い社会階層に広範な保障を行っており、直接国民大衆の生活保障を行うことによって社会的諸問題に対する総合的な対応策としての機能を果たし、その緩和または解消に少なからず役立っているが、同時に国民経済に直接間接影響を与えている。西ドイツの社会保障が、社会的諸問題に対する総合的な対応策としてどのように機能し、どのような効果をあげているかを正確に把握することは容易でない。しかし、前にもみたように、西ドイツの場合、広い社会階層に対して広範で相対的に高い水準の保障が行われており、社会保障の社会的諸問題に対する機能および効果はかなり大きいとみてよかろう。また、社会保障が国民経済にどのような影響を与えているかを知ることにもむずかしいが、少なくとも国民総生産または国民所得に占める社会保障費の割合が大きいところから、その影響が大きいことは明らかである。現に社会保障資金の大きさおよびその経済的財政的効果にかんがみ、1967年7月の経済安定・成長促進法により労働者年金保険の余裕資金の通貨安

12) 社会保障と経済との関係については、拙稿「社会保障費と経済成長——EC諸国の1960年代の現状分析・日英米との比較——」健康保険組合連合会『国際社会保障研究』No. 3, 1970年10月を参照されたい。

定政策への利用、また1969年7月の第3次年金保険改正法により労働者年金保険および職員年金保険の積立金（3ヵ月分の支出相当額）の景気または通貨安定政策への利用が行われてきている。そのほか、消費支出および個人可処分所得に占める社会保障給付の割合も大きく（1967年において西ドイツ=26.6%、27.9%、フランス=23.8%、25.1%、イタリア=20.9%、21.7%）<sup>13)</sup>、消費面への影響もかなり大きいとみなければならない。また、国民所得における振替所得のウェイトも大きく（1967年において西ドイツ=19.6%、フランス=23.4%、イタリア=17.7%）<sup>14)</sup>、所得再分配効果も大きいとみてよいであろう。

このように西ドイツの社会保障は、社会的諸問題の対応策として直接それへ作用し、緩和または解消の効果をもたらすとともに、そのことを通じて国民経済のなかで機能し、経済的財政的效果を少なからず生み出しているとみてよいであろう。

## 6 構造的な問題点と今後の展開

### (1) 構造的な問題点

西ドイツの社会保障は、すでに述べたように社会的諸問題に対応した総合的施策として、その形式および中身の両面において相対的に進んだものとみてよいが、まだいくつかの点において解決されなければならない問題点を有している。

まず第1の問題点は、広い社会階層を対象としているが、比較的收入の高い職員、農業者などの自営業者、自由業者等いまだに強制適用者とされていない社会グループがあることである。これは、生活基盤の不安定な一般労働者、所得の低い職員、鉱山従業者と生活困窮者、社会的要保護者に対して社会保障を行うべきであるという考え方に基づくものであるが、さきにも述べたように著しい社会的経済的变化にともない、その他の社会グループも社会保障の必要性が明確になってきており、これらの者を含めた全国民が強制適用者となるべきであろう。この点は、現政府も認めており、逐次その方向が打出されてきている。

第2の問題点は、第1の問題点と関連するが、各社会階層の間に保障の範囲や水準の点で格差があることである。たとえば収入の高い職員、農業者、その他の自営業者、自由業者等は原則として公的疾病保険から除外されている。そしてこれらの者は、年金制度の対象者にはされているが、農業者や手工業者は基本保障しか受けられない。また、一般自営業者および自由業者はいまだに公的年金保険の強制適用者となっていない。こうした問題も徐々に解決しようという動きがみられるが、完全な解決にはかなりの時間を要することになるだろう。

第3の問題点は、広範で高い水準の保障のために国民大衆に重い負担が課せられていることである<sup>15)</sup>。社会的諸問題の拡大・複雑化に対応してますます広範で高い水準の保障が要求され、必然化するが、国民大衆の負担能力には当然限界があり、保障と負担を結びつけた方式でのみ対応していこうとすれば矛盾が生ずることになる。この問題をどう解決していくかが、すでにその段階に達している西ドイツにとってきわめて重要な課題である。

### (2) 今後の展開

西ドイツの社会保障は、世界でもきわめて進んだ段階にあるものとみることができ、世界の社会保障の一つの方向を示しているといえよう。その点、今後の展開が注目される場所であるが、一般的にいえることは、西ドイツ資本主義下における社会的経済的变化にともなう社会的諸問題の変化に必然的に対応した社会保障が展開されるということである。さきに述べたいくつかの問題点を解消したより広範な総合的施策としての社会保障が展開されることになるだろう。そしてそれは、社会的諸問題に対する対応策としてより強く機能し、より大きな効果を与えることになり、またこのことを通じて国民経済にもより大きい影響を及ぼすことにならざるをえないであろう。

資本主義の矛盾の拡大に応じて必然的に社会保障の新しい展開がみられる。このことは、ひとり西ドイツに限らない。資本主義社会における社会保障は、原則的にこうした方向を採るのである。

13) EC, *Sozialkonten*, 1970, S. 18.

14) EEC, *National Accounts*, 1958—1967, 1968.

15) 1970年において賃金・俸給の総額に対する控除額（社会保険料、租税等）の割合は22.6%、所得の総負担率は40%に近い（*Sozialbericht*, 1971による）。

## 米国の公的扶助における惰民観の構造

秋 山 智 久

### は じ め に

1つの政策が継続して効果的であるためには、何らかの形で国民の意識的・無意識的支持を必要とする。そのために国民の支持をその政策にとりつけようとする種々の操作が為政者によってなされることは、政治の通常姿である。

また、ある政策はある社会的事実をいかに解釈するかによってその大綱が決まる。従って政策決定者が、国民の真の幸福以外の必要や圧力に迫られて（例えば軍事的・管理的）、福祉予算の削減もしくは抑制を試みようとする時、例えば社会的事実としての貧困を、自らの基本的政治路線にとって必要以上に力と予算を投入する必要のないものとして解釈しようとするなどことは為政者の重要な政策（モチベーション）となってくる。そこでこの政策に世論という支持を獲得しようとする時、最も効率よく国民の意識に訴えるために利用しやすいものが、すでに深く国民の中に浸透している、もしくは浸透させてきた、種々の慣例やモラルや差別観である。

公的扶助の歴史において、この点で最も強力なモラルは「働かざる者、食うべからず」<sup>1)</sup> という鉄則であった。集団として生存することが必須の条件であった人類は、その歴史の当初より、食物獲得のための労働において、この鉄則をつらぬいてきた。その後の歴史の場において労働の意味そのものが変化する（自らと家族・種族の生存のためから、やがては疎外され、搾取される労働にいたるまで）にもかかわらず、労働そのものは生

存・利益・幸福という旗印に向うべき人間の最も重要な行動であったことに変化はなかった。ただ窮極的に「誰のための」という点において大きな変化があったのである。第一義的に「生存・生活のための労働」というこの鉄則がモラルとして定着して以来、何らかの原因によってそれを果し得ない労働能力を持つ貧困者（able-bodied poor）は、罪悪感を感じつつ生活しなければならぬようになっていったのであるが、しかしそこには、ある種の例外が存在していた。それは一言にして表現するならば不労所得者である。この点について、気賀健三は、明確に「労働の義務の観念は生活のために働かざるをえない人に対して適用されるものではなく、働かずに徒食する一部の階級や他人の労働の果実をとって生活する富裕な有産階級に対する不満を表明し、彼らに反省を促す警告である」<sup>2)</sup> として、社会正義の立場より、今まで目を向けられることの少なかった特権階級に位置する「働かざる者」を告発している。

しかし、歴史的に「働かざる者」として非難され、制裁を受けてきたほとんどすべての者は労働者階級、特に低所得者層に属していたのは事実である。彼らが人間としての最も基本的なモラルさえも持たない者とされ、公的な救済制度において常に論議の的にされてきたことは、英国の救貧法の歴史が如実に物語っている。「貧乏のとめどない回生をやめること、……事の性質上とうていできないことはやめた方がいい、そんな無益なことをやっている、可能なこともできず、有益なことをやらないという結果になる」<sup>3)</sup> と叫んだマル

1) 新約聖書、テサロニケ人への第二の手紙3章10節（文語訳）には「人もし働くことを欲せずば、食すべからず」とある。

2) 気賀健三「社会的進歩の原理——経済政策原理の社会哲学的研究——」1956年、p.330.

3) ロバート・マルサス「初版人口の原理」高野岩三郎、大内兵衛訳、1935年、pp.73~74.

サスに代表されるいわゆる「惰民観」は、この救貧法とその後の公的扶助の歴史にあって執拗に貧困者を追いつめていった。

このような惰民観が米国の公的扶助という場において、どのように形成され、利用され、そして変化していったかを解明しようとするのが、この小論の目的である。

## I 道徳としての惰民観

### 1 勤勉の伝統

1620年のアメリカ新大陸への移住以来、豊富な森林資源や鉱産物、農耕地、牧草地を求めた開拓者魂に宿ったものは、強烈なる自立自助の精神であった。それは特にニュー・イングランドを中心とするピューリタニズムと結びついて厳しい生活規範を作りあげ、勤労・節約は最高の美德とされていった。この間の事情を一番ヶ瀬康子教授は次のように記している。「それだけにこのことは、人人が貧困や経済的な破綻におちいり、さらに浮浪化することなどを、罪悪あるいは不道徳として評価・規定するのに拍車をかけた。……貧しいものは……怠惰、無能力、無価値として徹底して評価され、また浮浪も最大の悪徳とされたのである」<sup>4)</sup>。このような精神は根強く後世のアメリカ人の伝統として残っていった。こうして「貧困や失敗を罪悪あるいは道徳的な弱さとして軽蔑する個人主義の伝統は国民の基本的態度の中にしっかりと植えつけられた」<sup>5)</sup>のである。

このピューリタニズムがアメリカ精神の伝統として論じられるに当たっては、マックス・ウェーバーの「プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神」以来の有名な論点を看過することはできない。禁欲的なプロテスタンティズムは、中産的生産者層の職業（労働）生活において、勤勉な労働者たるべき禁欲的職業倫理を与えることにより、近代資本主義に適合した精神を形成したという指摘の典型が、このピューリタニズムであった。このカルヴァン主義的プロテスタントが、ニュー・

イングランド植民地の特有な条件……移住者の等質性、耕作地の狭さ、厳しい気候等と結びついて、労働に対しても特有な価値観を形成していったのである。ベンジャミン・フランクリンによって典型的に示された勤労・質素・無駄のない合理的な生活など、米国人の間に広く見られる道徳的生活態度は、ピューリタニズムにおいては考えられない<sup>6)</sup>というまでの強い影響力を後世に残したのである。カルヴァニズムの予定説により、「救いの確かさ」を得ようとしたピューリタンが召命 (calling) に応えて職業労働に励んだのである。

このような社会に出現してくる救貧法は全く厳しい制限を持ち、その対象は労働不能者と一時的救済に限定されていた。1646年のヴァージニアにおける救貧法、1661年のオランダ統治下においてニューネザランドと呼ばれたニューヨークでの救貧規定等が、怠惰者や浮浪者を懲戒し、真の貧民にのみ救済を与えるように工夫されていたのも当然のことであった。ニュー・イングランドにおいてはこのピューリタニズムの影響のためか救済を要する貧民は少数ではあったが、1601年のエリザベス救貧法の原理が支配的であり、「監督者の主要なる責任は、貧民によってその町が犠牲にされないように気をつけることであった」<sup>7)</sup>。

こうして初期の米国における救貧法はその目的を達成するために、定住権や救貧院等の種々の方策をとり入れて発展していったが、1800年代になって貧困の原因を中心に救貧法を再検討する風潮が高まった。1809年のニューヨーク市におけるヒューマン協会や、1821年マサチューセッツ州議会の諮問による救貧法に関する委員会報告としてのクインシー・レポート (Quincy Report) は共に貧困の原因の第一位に「飲酒」をあげているが、そこには快楽を敵視するというピューリタン像を形成するもととなったピューリタンの禁酒主義 (1919年、全米的な禁酒法に発展) が強く反映していた。

英本国において救貧法が逆に貧民を増大せしめているというロバート・マルサスを中心とする批

4) 一番ヶ瀬康子「アメリカ社会福祉発達史」1963年, pp. 16~17.

5) Nathan E. Cohen, *Social Work in the American Tradition*, 1958, p. 22.

6) 大下尚一「ピューリタニズムとアメリカ」講座アメリカの文化1, 1969年, p. 44.

7) Nathan E. Cohen, *op. cit.*, p. 23.

判の影響もあり、1824年のニューヨーク立法機関の委嘱による「救貧法の経費と運営に関するイエーツ・レポート (Yates Report)」は救貧費の増大に対する市民の非難を裏づけるように貧困の原因を「不節制」によるものだとして、労働能力者を救貧の対象より除外する1824年の郡救院法 (County Poorhouse Act) の成立を促し、「恐怖の家」としての救貧院を出現せしめたのである。

## 2 公的扶助反対論の構造

このような風潮の時代に公式の場で公的扶助 (当時は公的院外救助) に対する賛成論と反対論が戦わされたのが、1891年の全国慈善・矯正事業会議であった。

インディアナ・ポリスにおける1週間にわたるこの会において報告された賛否両論は11人におよぶが、それらはそれぞれの報告者の出身地の特殊事情に大きく制約されていたとはいえ、全体的には19世紀末の米国の時代の風潮を如実に伝えているものであった。田代不二男教授の指摘のように、賛成論は制限的賛成であり議論に精彩がなく、逆にその時代の精神を背景とした反対論には人間の弱さをえぐるような迫力がひそんでいる<sup>8)</sup>。

反対論は大体3種の主張に大別できる。それらを筆者なりに分類してみるならば次のようになる。

(1) 墮落誘因論 キリスト教を基盤にもつ「道徳的な視点」からの反対論であるが、これはさらに二分される。第1は公的扶助受給者に対するものであり、公的扶助は受給者の勤労の義務や自助自立の精神を衰微させ依存心を増長させ、結果として受給者名簿に名前を連ねた貧困者の実に90%以上がこの扶助を永久に望むようになる。また、その受給者の近隣の働いている市民の不満をかきたて、その市民たちの勤労意欲をも減退せしめ、保護への誘惑を提供することとなる。それらはやがて働く者と働かない者との間の貧富の差を増大させ、貧困を助長し、受給者への偏見をますます強化する、といった主張である。第2には、貧困者を取りまく一般市民の道徳性を考慮しての反対論である。公的扶助は、キリスト教的な隣人愛から、私的救済 (慈善) を行おうとする人たち

の中にひそむ貧困者に対する個人的共感を衰退せしめ、他者への配慮や責任を回避する人たちを作り上げていく傾向を持つという主張である。この反対論の背後にはすでに記述した「ピューリタニズム」が厳然とひかえている。

(2) 低効率論 これは公的扶助は「効率」が悪いという視点からの反対論である。第1に、公的扶助は適切に管理される私的救済よりも費用がかかるものであり、政府は最低の費用で申請者を生活させるようにするのみであって、貧困の予防対策をなし得ないためにかえって貧困者と公的扶助費の増大をきたすことになる、という主張である。第2には、公的 (院外) 扶助よりも、施設収容の方が費用と効率の双方の面において有利であるという合理的な考え方による主張である。これらの背後にはまさに時を同じくして、1870年代にパースによって提唱され、1890年代にジェームスによって発展されていく米国独特の「プラグマティズム」の思考の基盤があったと言えよう。

(3) 権利否定論 公的扶助の受給に関して「権利」という視点に立って、これを否定する立場からの反対論である。受給は恩恵であるべきであり、これを権利としてとらえる動きを強く否定する。生存権に連なる公的扶助の受給権という考えは共産主義の理論と意識と衝動を育成するが故に断固としてこれに反対するという主張である。それは「救貧法制度は実際に社会主義的である」<sup>9)</sup>という言葉に端的に示されている。この主張には、1865年の南北戦争終了後に起っていく米国の産業革命という背景をひかえて、自由主義・個人主義の地盤となっている体制としての「資本主義」に対する積極的肯定が重きをなしている。

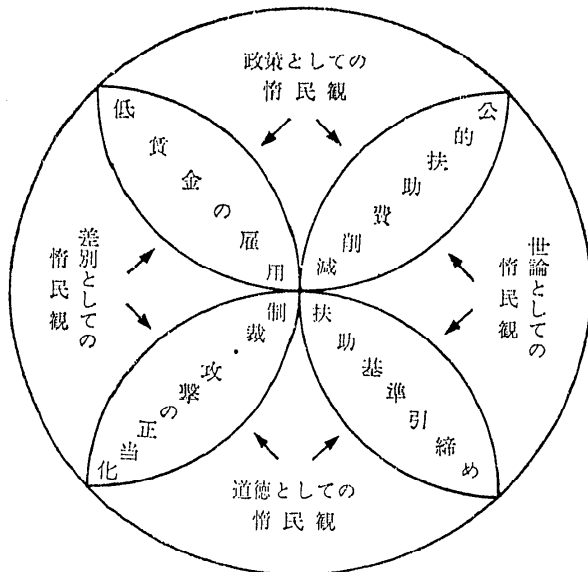
これらの公的扶助に対する反対論を図式化すると、図1のようになる。

こうしてみると19世紀の米国においては、ピューリタニズム、プラグマティズムおよび資本主義が公的扶助を否定する3本の柱であったことがわかる。(ただし、ピューリタニズムとプラグマティズムの双方からは公的扶助の要素の解釈の仕方により、逆に賛成論が出てくる可能性がある<sup>10)</sup>。

8) 田代不二男「新版公的扶助の研究」1969年、p. 213.

9) 田代不二男、前書 p. 207.

図 1 19 世紀の米国における公的扶助反対論の構造



(実際この論争自体においてもそのような賛成論が現われている。)

してみれば、例えば同じピューリタニズムから出発した宗教的モラルとしての隣人愛が、公的扶助の賛否両論の背景として存在しながら、プロテスタントとしての国民が全体としては、公的扶助否定に傾いているということは、他の要素がそこに強く作用して大衆の中のモラルを特定の方向に傾斜させたということになる。それは、端的に表現するならば、すでに多くの人々によって指摘されている、秩序の維持や権力への奉仕の道具としての道徳であり、シュタウディンガーの言う「操縦道徳」<sup>10)</sup>であると考えることができよう。

ここにいたって、米国における「道徳としての情民観」は明確には「操縦道徳としての情民観」の側面を強く持つと言い得るであろう。

## II 世論としての情民観

### 1 マス・コミと世論

ニュー・ディールとそれに続く諸政策や 1935 年

の社会保障法の成立および、第 2 次世界大戦中および戦後のいわゆる相対的完全雇用等の影響によって、一般の米国人は貧困の抑圧と恐怖から逃れたと感じ、ガルブレイスが貧困は一部に個別的貧困 (case poverty) と「島状貧困 (insular poverty)」としてのみ残存するに過ぎないと、米国の繁栄を「豊かな社会」として謳歌したのは 1958 年のことである。貧困は「ゆたかさの中の貧困」という評価を与えられたのであったが、事実はその反して、貧困は着実に拡大浸透していた。ガルブレイスの用いた年間世帯所得 1,000 ドルという貧困基準に問題があったのである。(1964 年公表の政府基準は同規模 3,000 ドル)

1960 年代にいたって、「貧困は再発見された」と言われたにもかかわらず、60 年前後における一般市民の公的扶助を中心とする福祉政策への視線には、繁栄の幻想の中で厳しい批判がこめられていた。そのような福祉受給者 (welfare recipient) への市民の非難を生々しくとらえ、そこにひそむ情民観を抽出するために、ジャーナリストックではあるが当時の雑誌記事よりそれらの生の声をあえて記述してみたい。

1961 年、LOOK 誌 (Nov. 7, 1961) は「福祉はスキャンダルになったのか」と社会福祉制度に対してセンセーショナルに挑戦し、次のような 5 つの事件を掲載した。

#### \* カリフォルニアにて

あるセールスマンが、仕事で週 88 ドル稼いでいたにもかかわらず、その間 21 週にわたって失業手当 820 ドルを得ていた。

#### \* オクラホマにて

要保護児童扶助を貰っていた 125 人の婦人は、おのおのが 8 人もしくはそれ以上の非嫡出子を持っていた。

#### \* ワシントン D.C. にて

1 組の夫婦が、連邦公務員として月額 480 ドルの恩給を得て完全に退職したにもかかわらず、1,650 ドルの失業手当を受け取っていた。

#### \* ニューヨーク市にて

ある婦人が下着に皮下注射の針を隠したまま

10) 例えば、プラグマティズムの立場より、公的扶助は貧困者の購買力を増すことにより企業を刺激し、生産を向上させることとなるという賛成論がある。Joseph C. Wilson, "Welfare and Pragmatism", in *Saturday Review*, May 23, 1970, p. 32.

11) フランツ・シュタウディンガー「道徳の経済的基礎——社会主義の道徳性——」波多野鼎訳, 1924 年, p. 89.

で、救済小切手 (relief checks) を貰っていた。

2年間、彼女は麻酔剤を買うために救済金 (relief money) を用いていたのである。

\* 国民すべてを通じて

多数の人々が詐欺師のように、2種類の氏名と登録番号を用いて、二重の社会保障給付金 (social security benefits) を得ていた。

このような事件を報じた後、この記事は「社会福祉は、責任回避者 (evaders) と詐欺師 (chiselers) の天国になってしまった」と結論したのである。

この事件を検討した当時のニューヨーク公的福祉諮問委員会委員長は、この記事が米国の公的福祉 (public welfare) の実際の姿を歪めているという批判よりも、米国国内に福祉プログラムを悪用する者に対する怒りが燃え広がっているという事実を認める必要があると声明した<sup>12)</sup>。このような怒りは次のようにも表現されている。

米国の救済制度は無責任と怠惰に報酬を与え、罪に対し賞を贈り、今や救済は米国では誇り高いキャリアとなりつつある。もし良心もプライドもなければ、それで結構な生活ができるであろう。州は非嫡出子を持つ母親に対しボーナスを与え、子供を養わないなら、要保護児童扶助を彼女とボーイフレンドのワインとジンのために与えてくれる。……失業保険でのらりくらりと暮らすことを選んだ者は、人間の自由の守護者とはなり得ない。(U. S. News & World Report, May 28, 1962)

これらの記事の背後には次のような事実がある。すなわち、過去20年間に於いて、公的福祉受給者は、250万人から2,100万人以上に増加し、この比率は人口増加率をはるかに上まわっている。例えば、AFDC (要保護児童家庭扶助) の例をとっても、1940年以降の人口増加率がわずか37%であったのに対し、その受給者は280%の増加であり、人数としては338万2千人におよんでいる。

12) Telford Taylor, "Obligation and Responsibility", in *The Social Welfare Forum*, 1962, p. 115.

(LOOK, Nov. 7, 1961)

こうした状況とその報道に影響されてか、当時のギャラップ世論調査では、75%以上の国民が救済規定の引締め賛成している。

## 2 ニューバーグ事件

こういった時期に公的扶助をめぐる全米の脚光をあびるにいたった事件がニューヨーク州のニューバーグ市に起った。

1961年7月15日、福祉受給者に対する制限を強化した条令がニューヨーク州のニューバーグ市 (Newburgh) で施行された。8月18日、ニューヨーク州最高裁判所はその13条からなる条令中12条に対して一時的禁止命令 (injunction) を発し、12月19日には最終的に連邦法ならびに州法に抵触するとして、このニューバーグ条令を禁止する判決を出したのであった<sup>13)</sup>。

州社会福祉局、保健教育福祉省、全米社会事業家協会を中心に賛否激烈なる論争が展開され、20数種の主要なる雑誌・新聞を通して全米的な脚光をあびたこの事件に対する世論は、ギャラップ調査によれば、次のようなものであった。「インタビューをした85%のアメリカ人は、このようなニューバーグ・プランの主要なる点を、救済受給者に対する市の労働計画として、さらにまた職を断った者に対する救済の拒否方法として適切であると支持している。」

このような福祉受給者に向けられた疑惑と制裁に対しては常にNASW (全米社会事業家協会) 等を中心に詳細なるデータによって、歪曲された情民というイメージの誤解を解こうとする試みがなされるのであるが、扶助費を削減しようとする福祉行政当局の施策とそれをセンセーショナルにとりあげるマス・コミによって市民の中につくりあげられた貧困者のイメージには強固なものがあり、前述のように75~85%が公的扶助の受給の引締めを期待しているという世論が生じてくるのである。この際、世論なるものが、正確なデータに基づいて各地域の集会を通してねり上げられてきた、

13) このニューバーグ事件についての詳しい紹介は拙稿「米国の公的扶助における人間観の相剋——ニューバーグ事件をめぐる——」四国学院大学論集, 16号, 1969年がある。

いわば「下からの世論」ではなくして、貧困者を惰民ときめつけて作り出されたデータ<sup>14)</sup>とキャンペーンによって、いわば「上からの世論」として形成されていることに問題があると言えよう。

### III 差別としての惰民観

こうした惰民のイメージづくりがある程度成功していく要因として、公的扶助を一般市民が身近な問題として捉え得ないという可視性 (visibility) の欠如と、自らが不幸にならなければ社会福祉施策の存在に気づかないという個人的関与 (personal involvement) の欠如という2点があげられているが<sup>15)</sup>、このように指摘された要因の中に、「上からの世論」の根底にある貧困者＝惰民という偏見がひそむ可能性があるのである。してみれば、この「(上からの)世論としての惰民観」を成立せしめている差別の構造を解明することが必要となってくる。

そこで、アルベール・メンミ (Albert Memmi, 仏・社会精神医学者) の著書「差別の構造」を参考としつつ筆者なりに「差別としての惰民観」の構造をさぐってみたいと思う。差別としての惰民観は次のような構造をもって展開していく。

#### (1) 差異の強調

「働かない (働けない)」が故に「貧しい」ことをその実態以上に強調する。貧困者は通常の人とは異なっているという種々の姿の浮きぼりをする。過大報告、捏造がなされる。

#### (2) 差異に対する価値づけ

貧困は劣等な状態であり、また、「働かない」ことは悪であり、人間としての倫理から逸脱した行為であり、人格として劣悪であるといった価値づけがなされる。ここにおいては、前述したような「不労所得者」は含まれないという、貧富・階級によるさらに異なった差別が存在する。

#### (3) 差別の対象の普遍化

黒人を中心とするマイノリティ・グループに対する差別としての惰民観は、社会構造内の彼らの

地位・身分等に対しては目を向けず、公的扶助世帯の43.2% (1961年当時) は黒人であるという事実によって、量的にも全ての黒人が公的扶助を受ける可能性があると思われ、質的にも全ての黒人が惰民的要素をもつとして、普遍化される。

#### (4) 貧困の原因の断定

このように発展してきた差別は、貧困の原因は個人の性格にあると主張し、貧困者を惰民として断定する。

#### (5) 貧困者に対する差別・制裁・攻撃<sup>16)</sup>の正当化

かつての労役場 (workhouse)、救貧院 (poorhouse) のごとき非人間的な処遇や、制度としての Less eligibility はこの段階での具体的な現象である。こうした古典的なものから、現代における扶助費の低さ、疑惑に基づく金券 (voucher) での扶助費支払い (ニューバーク) 等まで、貧困者に対する差別・制裁等を正当化する。

実際、米国の公的扶助における惰民観にはこの差別、もっと明確には人種差別としての惰民観が根底にあることは否定できない。前述のニューバーク事件もこうした背景を持ち、「福祉都市」 (Welfare City) と揶揄されたニューバークの問題は、同じように黒人が移住してきた北部の数百の都市が抱く、貧困と差別と公的扶助費増大という問題と共通の問題であった。ニューバークにおいては1950年より1960年までの間に、白人人口は13.6%減少し、逆に黒人人口は151.4%増加する。1950年においては、福祉受給者の3分の2が白人であったのに対して、60年には3分の2以上が黒人であり、要保護児童の増加率は258%におよぶ。

こうした貧困の中で、すでに定着していた黒人差別によって、当初は勤勉な農業労働者であった黒人が公的扶助における惰民とされたのである。このような「(人種)差別としての惰民観」が(上からの)世論の中で問題とされたのが、1960年代前半の米国における公的扶助の1つの姿であったといえよう。

14) 行政当局が福祉費削減のために、いかにいつわりのデータを発表するかという具体的な例としては、前述のニューバーク事件が好例を提供してくれる。

15) Telford Tayler, *op. cit.*, pp. 116~119.

16) この攻撃は G. W. Allport の「偏見の心理」中の偏見の5段階の中の「身体的攻撃」よりもさらに広義の自由の拘束や労働の強制をも含む。

#### IV 貧困の悪化と世論の変化

「夜毎の1千万人の空腹者」を指摘したジョン・F. ケネディ大統領が倒れた時期にも当るこの時から後、ジョンソンそしてニクソンと継続されていく政策の中で、前述したような世論を操作・利用しようとする試みが繰返しなされていくのであるが、しかし、同時に進行していた貧困の悪化・増大は、次第に世論そのものを変化させていった。

繁栄は幻想であった。1960年代に再発見された貧困への戦争の口火となったのは、マイケル・ハリントンの「もう一つのアメリカ」(1962)であるといわれているが、彼はその第1頁に次のように記している。「おなじみのアメリカがある。……それはかつて世界に類をみないほど高度の大衆の生活水準を持っている。[しかし]……もう一つのアメリカが存在していた。そこには、この国のおよそ4,000万人ないし5,000万人の市民が住んでいた。彼らは貧しかった。彼らはいまなお貧しい」<sup>17)</sup>。こうして幻想の中では見えなかった、“invisible land”としての“The Other America”という隠された貧困の姿を摘発する書物が次々と発刊されることとなる。例えば同年、米国のアカデミズムの業績とされるガブリエル・コルコの「アメリカにおける富と権力」は、ガルブレイスのいう「貧困の仮定に結びついている陳腐で巧みな偏見」というほどに米国は富んでいず、「貧困はそれ自体が消滅してしまったから追想なのではなく、社会科学者が消滅してしまったと信じているが故にそうなのである」<sup>18)</sup>として、アメリカにおける経済的不平等は厳然として存在し、貧困は決して消滅したのではないことを豊富な資料を駆使して証明したのであった。

このような告発の書と事実の重みに触発されて行政機関が動き出すこととなるのであるが、1961

年1月に登場したジョン・F. ケネディ大統領も、ハリントンの著作に刺激され、「貧困退治キャンペーン」を計画するように指示し、その後も幾多の公民権法・医療計画・福祉政策を推進しようとした。1963年11月のケネディ暗殺後も、ジョンソン政権はこの貧困退治を自らの政策に転用して、1964年年頭の経済教書により「貧困との戦い(The War on Poverty)」を決意し「この戦いは、敵が無条件降伏するまでは矛をおさめてはならぬ戦いである」と宣戦布告した。しかし、わずか半年後の「トンキン湾事件」(1964.8.2)とそれに続く北爆開始(1965.2.8)によってベトナム戦争をエスカレートしていったことにより、この貧困戦争は名目上のものと化した。ジョンソン大統領によって貧困追放部隊が結成され、その政府顧問に任命されていたハリントンも、「政治は貧困追放を宣言したにすぎない」として、名前のみの戦列から去ったのであった。海外政策では泥沼化していくベトナム戦争が青年の希望をうばい、外貨を費消させていった。一方内政面では、たび重なる公民権法案の制定にもかかわらず、進歩的な運動家、評論家であるナット・ヘントフ(Nat Hentoff)が青年層の激しい共感と呼んだ「ジャズ・カンントリー(Jazz Country, 1964)」で描写してみせたごとく、容易に「入りこんで(getting inside)」内側から理解することのできない黒人問題や厳しい貧困問題等が集積していった。このような社会変動の波の中で大衆の意識は除々に変化し始め、世論を転換させていったのである。全国民の5分の1から4分の1にもおよぶ、情民と言い切るには余りにも多くの人々が低所得者層にあり、戦後の所得増加は決して所得分配構造そのものの変化から来たものでないことを現実の中に読みとった大衆は、もはや貧困者と自らとを形式的、ステレオ・タイプの情民観で区別することができなくなっていた。

1963年8月の「自由と仕事を求めるワシントン大行進」に示された黒人問題への全米的関心は教育や選挙権における差別から、すでに黒人の生活権や経済的平等の問題という根本的な下部構造に目を向けていた。1964年の「大統領のマンパワー

17) Michael Harrington, *The Other America……Poverty in the United States*, 1962, p.9. 内田満・青山保訳「もう一つのアメリカ」pp. 1~2. ハリントンは1958年のAFL-CIOの低所得者の基準(2人以上の家族で年間3,000ドル以下、単身者1,500ドル以下)による前者3,600万人、後者550万人、計4,150万人が貧困であるという報告を妥当としている。これは国民の24%に当る。  
18) G. コルコ「アメリカにおける富と権力——社会階層と所得分布の研究——」佐藤定幸訳、1963年、p. 172.

報告 (The Manpower Report of the President, 1964) さえもが、「黒人は最初に首切れられ、最後に雇われる」というおなじみのパターンは「首切られるのは最初、そして再雇用はおそらく不可能」というパターンに変わったようにみえると報告しているということを強調したハイマン・リューマーは、「公民権闘争の基本問題は、パンとバターの問題であり、特に人なみの賃金の職を完全に保障させるという問題である」<sup>19)</sup>と明言する。

1964年8月の反貧困法としての経済機会法 (The Economic Opportunity Act)<sup>20)</sup>の制定にもかかわらず、「新しい貧困者」は増加し、公的扶助人口は増大し続けた。すなわち、1955年に550万人であった公的扶助人口と全予算支出27億ドルだった扶助費が、1966年には770万人、63億ドル、さらに1969年には1000万人以上、115億ドルとなり、1955年に比して4倍以上となったのである<sup>21)</sup>。特に60年代後半にいたると、貧困の問題は質的にも深刻化し、飢餓と栄養不良の問題にまでなった。ピューリッツアー賞を受けた有能なるジャーナリスト、Nick Kotz は1969年に端的にこの飢餓問題を表題とした著作“Let Them Eat Promises……The Politics of Hunger in America” (陸井三郎訳「幻想のアメリカ……1500万の飢餓の人びと」)を著わし、ニクソン政権の「米国における飢餓に永遠の終止符を打つ」とした公約がいかに空しく裏切られたかをえぐり出した。彼は貧乏は怠惰・無知に由来するといっても、それらは貧困者のものではなく、政治家が怠惰であり、富裕な市民が貧困者の存在について無知であることに貧困の原因の一端があると訴えたのである<sup>22)</sup>。

## V 政策としての情民観

### 1 家族扶助計画

19) ハイマン・リューマー「アメリカ貧乏物語」陸井三郎・田中勇訳、1966年、p. 61. および p. 73. Hyman Lumer は「所得革命」を書いた Victor Perlo とならぶ米国のマルクス経済学の第一線の論者である。

20) この政策については、浅賀ふさ「アメリカの貧困問題(3)」日本福祉大学研究紀要17号、1970、に詳しい。

21) 小谷義次「アメリカ資本主義と貧困化理論」1971年、p. 10.

22) ニック・カツ、同書、pp. 127~155.

1969年8月8日、ニクソン大統領は「公的福祉に関するメッセージ」において、従来の貧困戦争の完敗を認め、さらに11日への議会へのメッセージで状況改善の新政策として「現行社会福祉制度の大改革」を提案した。それは社会保障法の改正法案として10月15日に下院歳入委員会に提出された。この法案は上院での審議で特に難航したが<sup>23)</sup>、多少の修正を加えただけで、AFDCに代るものとして、「1969年家族扶助法 (Family Assistance Act of 1969)」の名称で1970年4月16日に下院を通過した。

この法案においては、種々の職業訓練や就労奨励のプログラムを公的扶助受給者に与えることにより、彼ら自身の力によって貧困から脱出できるものとされていた。ニクソン大統領の言葉によれば、この家族扶助計画 (Family Assistance Plan) の目的は受給者をして「保護 (welfare) から労働 (workfare) に」向かわせることであった。さらには、労働による賃金と公的扶助支給額との間に明確な差をつけることにより、働く貧困者 (working poor) が再び受給者に戻ることを防ぐ機構を持ったものであった<sup>24)</sup>。

### 2 増大する公的扶助人口

こうした法案の背後には、この時点で米国における公的扶助受給者が最大になったという状況があった。1970年7月現在における公的扶助受給者は1,240万人にもおよび、特に人数ではカリフォルニア州の194万人、ニューヨーク州の151万人が格段に多く、上昇率(対1969年7月)ではニュージャージー州の55%増、コロンビア特別区の41%増が高率を占めている<sup>25)</sup>。公的扶助費は年間

23) この法案の制定過程と内容については「海外社会保障情報」No. 9, Jan. 1970, No. 11, July 1970, No. 14, Apr. 1971, および No. 16, Oct. 1971 に詳しい。

24) 具体的には、年収720ドル以下の標準4人家族の場合、1,600ドルの扶助を受けつつ働き、労働収入が720ドルを越えた分に対して、収入2ドルにつき扶助1ドルを控除し、年収3,920ドルに達した時、扶助を打ち切るという案である。しかし、これは1970年10月8日、上院財政委員会では否決されて下院に差戻され、年最低扶助基準を2,200ドル、打ち切り額を4,376ドルとする案になった。そしてさらに1971年の上院では連邦最低扶助基準2,400ドルの案とされているが、2,800ドルにまで引き上げようとする主張もある。

25) 「海外社会保障情報」No. 13, Jan. 1971, pp. 7~8.

約144億ドルに達し、過去5年の間に2倍以上になったのである。ちなみに1928年より1971年までの米国における公的扶助 (public assistance) の支出は表1の通りである。

表1 公的扶助費の推移(1928～1971)<sup>\*</sup>

単位(100万ドル)

|            | 総 計     | (内、連邦負担) |
|------------|---------|----------|
| 1928 ～ 29  | 59.9    | —        |
| 1939 ～ 40  | 1124.3  | 280.1    |
| 1949 ～ 50  | 2490.2  | 1097.2   |
| 1954 ～ 55  | 2941.1  | 1442.3   |
| 1959 ～ 60  | 4041.7  | 2057.5   |
| 1964 ～ 65  | 5874.9  | 3185.4   |
| 1966 ～ 67  | 7832.4  | 4265.8   |
| 1967 ～ 68  | 9886.6  | 5250.0   |
| 1968 ～ 69  | 11925.9 | 6315.8   |
| 1969 ～ 70  | 14433.5 | 7594.3   |
| 1970 ～ 71* | 18631.6 | 9932.0   |

(注) \* は準備予算額。

(資料) *Social Security Bulletin*, December 1970 および December 1971 より作成。

### 3 労働奨励のキャンペーン

こうした政策は国民の論議を強く呼起すこととなり、そのような国民の関心を反映した *Saturday Review* 誌(May 23, 1970)は「福祉——改革の時 (WELFARE Time for Reform)」と題した特集を行なって、ニクソン大統領が1969年8月8日に“30年代以来、政府が行なった最も革命的な社会計画”と表現した公的福祉の基本的改革に対して、ギャラップ調査によれば3対1の割合で国民の肯定的な反応があることを伝えつつ、この問題に造詣の深い、もしくはこの政策に直接かわった5人の論者の所説を掲載した。

その中で、当時ニクソン政権の都市問題補佐官をしていた Daniel P. Moynihan は労働の重要性を説き、「われわれがなし得ることを自らに示さねばならぬ」ことを強調しつつ、この家族扶助計画を「われわれが踏み出さねばならぬ一歩」を与えるチャンスとして利用することを奨励した。

さらに、内政問題のアイデア・マンとしてこの法案に直接関係したモイニハンは、*U.S. News & World Report* 誌 (June 15, 1970)との単独会見においても繰返しこの計画を説明し、「今までの

福祉制度には依存を条件とするような誤まった誘因がひそんでいた」として(見出しは *What's Wrong With Welfare*)、この新計画は“稼げばそれだけ蓄えられる”とその仕組みを説明して、労働奨励のキャンペーンに努めたのであった。

この貧困者への労働奨励は、後には国民全体に対するものとして拡大していく。1971年から72年にかけて、一部には週休3日制も出現し始めた米国では、大統領および当時のコナリー財務長官らを主唱者とする、「米国人はもっと働け」という精神作興運動が展開されることとなるのである。

### 4 ニクソンの「スピーナムランド制度」への批判

この家族扶助計画に対して上院・下院双方の審議において提出された疑義は、就労の有無を問わず全ての貧困家庭に同等に連邦扶助として最低所得を保障することについてであった。

そこで、この点にも注目しつつ、この計画はニクソンの「スピーナムランド制度」であるという観点から England's Speenhamland Act of 1795 との比較において、これを批判した論文を紹介する<sup>26)</sup>。

1795年5月6日、英国のバークシャーで制定されたスピーナムランド制度は、当初救貧法の「人道主義化」と賛美されたが、後には不幸にして次のような点で弊害ありと評価されるにいたった。その1つは、この制度の賃金補助制度は労働能力者と労働不能者とを区別しなかったという点であり、その2は、賃金補助は労働者に働く意欲を喪失させ、雇主には適切な賃金を支払う意欲を減退させることにより、両者共に墮落させるという主張であった。

以上のような一般にスピーナムランド制度の欠陥といわれるものをふまえた上で、その論文は特に適切な賃金支払いという点に注目して、急速な資本蓄積を必要とした18世紀の英国とは全く異った20世紀の米国において、このような賃金補助制度を採用することは、誰をニクソンの福祉プランによる真の利益者とするのかと問い詰め、完

26) Edith G. Levi, "Mr. Nixon's 'Speenhamland'", in *SOCIAL WORK*, Vol. 15, No. 1, Jan. 1970, p. 7.

全雇用促進のための道具としての低賃金という方法は「経済的にはまやかしかであるが、政治的には天才の手腕である」<sup>27)</sup>と警告する。

### 5 政策としての惰民観

さらに重大な問題は、この就労奨励プログラムによる職業訓練等が慢性的失業の中で果して有効なものであり、その訓練を受けた受給者が実際に就職できるのかという点である。

この点について、“ニクソン福祉計画の予期せぬ結果”<sup>28)</sup>と題する論文は次のように指摘する。労働可能な成人の福祉受給者を働かそうとする提案は政治的に力を持った多数派グループ(白人)の発想である。なぜならば、この計画によって65万8,600人の主として非白人の失業者がすでに飽和状態にある、技術をほとんどもしくは全く要しない労働力市場の競争の中にはおり込まれることになり、それはさらに深刻な失業と賃金の低下を招く。慢性的失業の原因を社会・経済的に把握する人は、現在の企業がこのような労働者を吸収することは不可能であると見る。たとえ職業訓練を修了したとしても、20%以上の者は修了後しばらくは職がなく、他の20%の者は全く職につけないのである。

かりに就職できたとしても、厳然たる非白人に対する差別の中では、教育を受け、技術を有する非白人の待遇が、そうでない白人と同等であるという現実がある。(例えば、1967年における非白人の大学卒業生の平均収入は7,750ドル、白人の平均収入は1万500ドルである。)

結局、この計画はマイノリティ・グループのフラストレーションを生み出し、「暴動」にもつながりかねない怒りをつくり出すような“社会的なダイナマイト”を生産するにすぎないとこの論文は結論する。

そして何よりもこの政府提供の職業訓練計画の基礎をなしている主要な考えは「永続的な失業の原因は、求職者自身の技術の不足、意欲の低さ、その他の個人的な性格にある」<sup>29)</sup>という惰民観で

あったのである。

以上の批判および分析を要約するならば、個人の性格に欠陥があるとされた、特にマイノリティ・グループの失業者たちをして低賃金の労働者に養成し、加えて公的扶助費を削減しようとする目的のために、慢性的失業の中にもかかわらず失業そのものの構造的な改革には触れずして、貧困者に労働を奨励し、技術修得の機会を与えようとする政策の中で、「政策としての惰民観」が形成され利用されたのである。

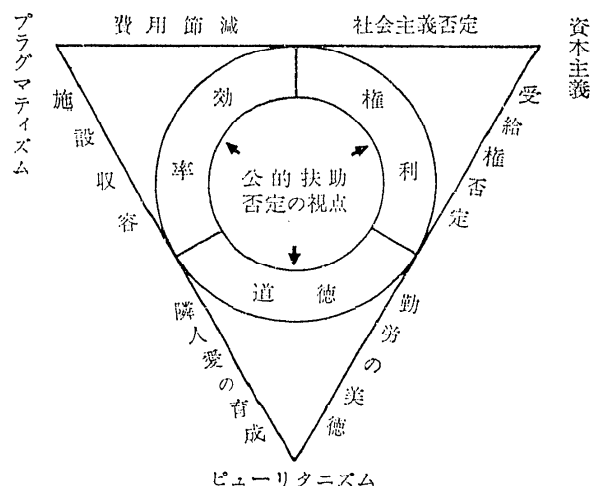
### おわりに

以上、米国の社会福祉において、特に公的扶助と労働の関係を「惰民観」という視点から歴史的に、「(操縦) 道徳としての惰民観」「(上からの) 世論としての惰民観」「(人種) 差別としての惰民観」「政策としての惰民観」という分析でもって検討してみた。

これらの惰民観相互の関連と、惰民観が意識的・無意識的に利用されるとどのような効用が生み出されるかという点を図式化すると、図2のようになる。(半円状の重なった部分が隣接する2つの惰民観によって生じる効用である。)

これら4つのタイプの惰民観はそれぞれ何らかの目的のために必要とされる時には、どの時代に

図2 惰民観のタイプと効用



27) *Ibid.*, p. 10.

28) William W. Taylor, "Unintended Consequences of the Nixon Welfare Plan", in *SOCIAL WORK*, Vol. 15, No. 4, Oct. 1970, p. 15.

29) *Ibid.*, p. 17.

も生じてくるものであるが、今まで述べてきたように、ある時代に特に強力になるタイプがあると考えることができよう。

貧困者はその置かれたる社会構造上の位置により現状としては種々の問題を個人的にかかえているとしても、問題の根底にある資本主義社会における経済的不平等という社会的不正義に対して覚醒せざるを得ない時に、現象としてマイナスの姿をとっていたエネルギーは、自らと社会の改革へのプラスへのエネルギーに転換することであろう。

そのような時、社会のあり方や社会福祉政策を改革していく大きな力の1つとして「貧困者自らの組織」があるであろうという指摘をすることに留めて小論を終りたいと思う。

建設的アナーキズムに立つ、心理学にも造詣の深い作家ポール・グッドマンが現代の米国社会をラディカルに弾劾した著書「不条理に育つ」の中で、今日の貧困社会層の構造的な特質は「所属することがないことである<sup>30)</sup>と分析していることは深い意味を持っている。

米国においてすでに芽生えつつあるこのような「貧困者自身の組織」に注目した論文が次のように指摘している。「個人は組織された集団の努力

を通してのみ地域社会に影響を与え、自らの社会的状況を変えることができるのである。」<sup>31)</sup>

なお、一言付記したい。現代の米国における市民の考え方や行動を語る時、決して無視することのできない本と評価され、1970年の終りより71年および72年の今日まで米国のノン・フィクション部門の最大のベストセラーであるのが“The Greening of America (1970)” (邦高忠二訳「緑色革命」)である。その中で著者チャールズ・A. ライクが指摘した3つの意識、すなわち19世紀に農民を中心にして形成された個人の尊厳・モラル等を重視する伝統的人生観にひそむ意識Ⅰ (Consciousness I), 20世紀前半より形成されてきた組織・管理・公益等を重視する意識Ⅱ, および1960年代のなかばより芽をふいた、真の自分を求め、未来に期待し、共に生きようとする意識Ⅲが、それぞれ拙論の「道徳としての市民観」(Ⅰ), 「世論としての市民観」と「差別としての市民観」(Ⅱ) および「政策としての市民観」の解体の後に現われる貧困者自らの組織への意志(Ⅲ), と深く結びついていることを知った時、筆者はこの小論の展開にひそかな確信を得た次第である。

30) ポール・グッドマン「不条理に育つ——管理社会の青年たち——」片桐ユズル訳, 1971年, p. 97.

31) Leon H. Ginsberg, “Organization of the Poor—Threat or Opportunity?”, in *public welfare* Vol. XXVI No. 1, Jan. 1968, p. 60. 論者は Associate Professor, Ph. D., School of Social Work, Univ. of Oklahoma

## 地方小都市における高齢者世帯の居住形態別分析

## ——家 計——

曾 原 利 満

## はじめに

この報告は、昭和45年夏季に静岡県掛川市において実施した高齢者生活実態調査（厚生科学研究費による調査、代表者慶大教授中鉢正美氏）の家計調査に関する部分を概説するものである<sup>1)</sup>。この調査の調査対象等については、すでに前号の森岡清美氏による世帯分析のところで詳述されているので、ここには繰返さない。家計調査は8月21日～9月25日の1ヵ月余にわたって、約140の高齢者世帯に対して実施された。使用した家計簿は、従来の児童養育費調査<sup>2)</sup>で使用してきたものと形式的には全く同一のものである。すなわち、購入品目ごとに「誰用」欄を設け、各品目の支出金額がどの世帯員のために支出されたものであるかが明示されるしくみのものである。さらに、今回は、家計簿のほかに、こづかい帳を特に高齢者用に設けて、高齢者のこづかい収支を洩れなく把握することに努めている。

家計簿およびこづかい帳の記入期間は上記のように1ヵ月を若干こえているが、集計にあたっては、各世帯員の給料日を含む31日間をとることとし、調査期間の前後で余分の5日を切捨てている。したがって、集計日数はどの世帯も31日間で同じであるが、集計期間は世帯ごとに多少ずれている。

## I 世帯の概況

## (1) 高齢者世帯数——事例数

居住形態別および世帯人員別に高齢者世帯数を示すと表1のとおりである。ただし、この表1に示されている以外にも、若干の家計簿の集計が行われていることを断わっておかねばならない。それは、調査が不充分のため、家計簿全体の分析には堪えないが、高齢者の収支部分に限定すれば分析可能のものとか、あるいは特異な世

- 1) 家計調査結果に関しては、この概況報告以外にも、いろいろの角度から解析が加えられる予定になっている。概況報告がくれたので、順序が逆になったが、前号に掲載された伊藤秋子氏等による「経済類型別高齢者生活費の分析」もその一つである。
- 2) 中鉢正美編：「家族周期と児童養育費——児童養育費調査報告書——」（昭和45年、至誠堂）

帯であるため、参考資料として扱った方がよいというようなものである。しかし、これらは本報告で取扱う居住形態別にみた高齢者世帯の家計概況には含まれていないので計上しなかった。なお、これらの今回、除外された家計簿は、今後予定されているいくつかの論文中で分析されることになろう。

表1 タイプおよび世帯人員別世帯数 ——事例数——

| 年齢階級・タイプ | 2  | 3 | 4 | 5  | 6  | 7人 | 計   |
|----------|----|---|---|----|----|----|-----|
| 65C      | 9  |   |   |    |    |    | 9   |
| 70C      | 7  |   |   |    |    |    | 7   |
| 75・80C   | 7  |   |   |    |    |    | 7   |
| 65N      |    | 2 |   |    |    |    | 2   |
| 70N      |    | 1 |   |    |    |    | 1   |
| 75・80N   |    | 1 |   |    |    |    | 1   |
| 65C-N    |    |   |   | 1  | 2  | 2  | 5   |
| 70C-N    |    |   |   |    | 6  | 2  | 8   |
| 75・80C-N |    |   |   | 5  | 4  | 1  | 10  |
| 60・65M-N |    |   | 3 | 16 | 5  |    | 24  |
| 70M-N    |    |   | 3 | 11 | 3  |    | 17  |
| 75・80M-N |    |   | 2 | 11 | 4  |    | 17  |
| 計        | 23 | 4 | 8 | 44 | 24 | 5  | 108 |

- (注) 1. C: 高齢者夫妻のみ  
N: 高齢者夫妻と未婚の子  
C-N: 高齢者夫妻と子夫妻および孫  
M-N: 老母と子夫妻および孫
2. タイプ記号の前にある数字は高齢者の年齢階級を示す記号。60は60～64歳、65は65～69歳、70は70～74歳、75は75～79歳、80は80歳以上のことである。
3. C, N, C-Nの年齢は高齢者の年齢を示し、M-Nの年齢は老母の年齢を示す。
4. 75・80Cは75Cと80Cを合計したものである。本来は別々に調査されているが、この家計概況編では便宜的に合算した。他のタイプについても同様である。

居住形態は表1に示されているように4つのタイプに分れている。すなわち、Cは高齢者夫妻のみの独立世帯。Nは高齢者夫妻と未婚の子が同居している世帯。C-Nは高齢者夫妻と子夫妻および孫が同居している世帯。最後のM-Nは老母（母）と子夫妻および孫が同居している世帯である。タイプ記号の前についている数字は高齢者の年齢階級を示している。C, NおよびC-Nの場合には夫の年齢であり、M-Nの場合には妻の年齢で

ある。この4タイプのうち、こづかい帳を記入してもらったのはC-NとM-Nの2タイプに属する高齢者である。CとNの2タイプでは、高齢者自身が家計の担当者であるため、すべての収支が家計簿に記帳されるので、こづかい帳を渡していない。同様に、C-NとM-Nの2タイプでも、高齢者自身が家計を担当しているような場合には、こづかい帳を渡していない。そのほか、高齢者に記帳能力がない場合には、家計担当者に高齢者のこづかい収支も含めて、家計簿を記入してもらうことにして、こづかい帳を渡していない。こづかい帳の数は後の「Ⅲこづかい帳」に示されている。

## (2) 世帯員の平均年齢

タイプ別に各世帯員の平均年齢を示すと、表2のとおりである。当然のことながら、高齢者の年齢はタイプ記号の前の年齢記号とほぼ一致している。しかし、細かくみると、世帯人員の多い方が若干年齢が高いようである。一方、子夫妻の年齢は30～40代の範囲に分布している。高齢者の年齢が高くなると、子夫妻の年齢も高くなっていく。また、高齢者の場合と同じように、世帯人員の多い方が子夫妻の年齢も若干高くなるのである。

| 年齢階級・タイプ<br>(世帯人員) | 世帯数 | 夫(高齢者) |    | 妻(高齢者) |    | 子   |     |     |
|--------------------|-----|--------|----|--------|----|-----|-----|-----|
|                    |     | 夫      | 妻  | 夫      | 妻  | 第1子 | 第2子 | 第3子 |
|                    |     |        |    |        |    |     |     |     |
| 65C (2人)           | 9   | 67     | 62 | ・      | ・  | ・   | ・   | ・   |
| 70C (2人)           | 7   | 72     | 65 | ・      | ・  | ・   | ・   | ・   |
| 75・80C (2人)        | 7   | 76     | 72 | ・      | ・  | ・   | ・   | ・   |
| 65N (3人)           | 2   | 67     | 62 | ・      | ・  | 26  | ・   | ・   |
| 70N (3人)           | 1   | 74     | 68 | ・      | ・  | 39  | ・   | ・   |
| 75・80N (3人)        | 1   | 76     | 68 | ・      | ・  | 29  | ・   | ・   |
| 65C-N (5人)         | 1   | 67     | 62 | 30     | 23 | 0   | ・   | ・   |
| " (6人)             | 2   | 66     | 62 | 40     | 37 | 12  | 9   | ・   |
| " (7人)             | 2   | 68     | 65 | 43     | 38 | 15  | 12  | 9   |
| 70C-N (6人)         | 6   | 72     | 68 | 41     | 38 | 14  | 10  | ・   |
| " (7人)             | 2   | 71     | 64 | 41     | 35 | 11  | 8   | 2   |
| 75・80C-N (5人)      | 5   | 77     | 70 | 39     | 36 | 8   | ・   | ・   |
| " (6人)             | 4   | 79     | 74 | 45     | 41 | 14  | 11  | ・   |
| " (7人)             | 1   | 82     | 82 | 51     | 46 | 22  | 19  | 16  |
| 60・65M-N (4人)      | 3   | ・      | 61 | 36     | 31 | 6   | ・   | ・   |
| " (5人)             | 16  | ・      | 64 | 38     | 35 | 9   | 6   | ・   |
| " (6人)             | 5   | ・      | 64 | 41     | 39 | 12  | 10  | 8   |
| 70M-N (4人)         | 3   | ・      | 70 | 44     | 42 | 10  | ・   | ・   |
| " (5人)             | 11  | ・      | 72 | 40     | 38 | 11  | 8   | ・   |
| " (6人)             | 3   | ・      | 72 | 37     | 35 | 10  | 8   | 3   |
| 75・80M-N (4人)      | 2   | ・      | 76 | 46     | 44 | 18  | ・   | ・   |
| " (5人)             | 11  | ・      | 78 | 47     | 44 | 17  | 13  | ・   |
| " (6人)             | 4   | ・      | 78 | 48     | 44 | 19  | 16  | 13  |

(注) 1. 昭和45年9月1日現在の年齢である。  
2. タイプ記号は表1の注参照。

るが、70M-Nだけは例外的で、世帯人員の多い方が子夫妻の年齢が低くなっている。年齢は勤め先収入の水準と関係するので、このことは高齢者の支出傾向にも影響するかもしれない。子はNタイプを除いて、小・中・高校在学中の者が多く、子夫妻の年齢の高い方、あるいは世帯人員(すなわち子の数)の多い方が、年齢が若干高くなっているようである。

## (3) 世帯員の就業状況

本調査では勤労者世帯を対象にしているので、若い夫はすべて商店、会社、工場、学校等に勤めている勤労者に限られている。若い夫以外の世帯員には勤労者以外の有業者を認めているが、それも零細な事業経営者か内職者、あるいはパート・タイマー等に限られている。

タイプ別、世帯人員別に各世帯員の就業状況を示すと表3のとおりである。

高齢の夫は50人中23人が就業しており、そのうち16人が勤労者である。タイプ別にみるとNタイプの就業率

表3 タイプ別にみた各世帯員の就業状況

| 年齢階級・タイプ<br>(世帯人員) | 世帯数 | 有業者数   |               |       |    |               |   |
|--------------------|-----|--------|---------------|-------|----|---------------|---|
|                    |     | 夫(高齢者) |               | 妻     |    | 子             |   |
|                    |     | 総数     | (再掲)<br>(勤労者) | (老齢者) | 総数 | (再掲)<br>(勤労者) |   |
| 65C (2人)           | 9   | 6      | 4             | 2     | ・  | ・             | ・ |
| 70C (2人)           | 7   | 2      | 1             | 3     | ・  | ・             | ・ |
| 75・80C (2人)        | 7   | 2      | 2             | 1     | ・  | ・             | ・ |
| 65N (3人)           | 2   | 1      | 1             | 2     | ・  | ・             | 1 |
| 70N (3人)           | 1   | —      | —             | —     | ・  | ・             | 1 |
| 75・80N (3人)        | 1   | —      | —             | 1     | ・  | ・             | 1 |
| 65C-N (5人)         | 1   | 1      | 1             | —     | 1  | 1             | — |
| " (6人)             | 2   | 1      | 1             | 1     | 2  | 2             | — |
| " (7人)             | 2   | 1      | 1             | 1     | —  | —             | — |
| 70C-N (6人)         | 6   | 3      | 1             | 1     | 2  | 2             | 2 |
| " (7人)             | 2   | 1      | 1             | —     | 1  | 1             | — |
| 75・80C-N (5人)      | 5   | 3      | 3             | 1     | 2  | 2             | — |
| " (6人)             | 4   | 2      | —             | 1     | —  | —             | 2 |
| " (7人)             | 1   | —      | —             | —     | —  | —             | 2 |
| 60・65M-N (4人)      | 3   | ・      | ・             | —     | 3  | 3             | — |
| " (5人)             | 16  | ・      | ・             | 5     | 12 | 9             | — |
| " (6人)             | 5   | ・      | ・             | 1     | 4  | 1             | 3 |
| 70M-N (4人)         | 3   | ・      | ・             | —     | 1  | 1             | — |
| " (5人)             | 11  | ・      | ・             | 3     | 10 | 8             | — |
| " (6人)             | 3   | ・      | ・             | —     | 2  | 2             | — |
| 75・80M-N (4人)      | 2   | ・      | ・             | —     | 2  | 1             | — |
| " (5人)             | 11  | ・      | ・             | 1     | 10 | 5             | — |
| " (6人)             | 4   | ・      | ・             | 2     | 3  | 2             | — |

(注) 1. 有業者総数には勤労者のほか事業、内職者、パートを含む。  
2. 妻(老齢者)は殆んど内職である。  
3. 夫は全員勤労者なので省略した。  
4. 子の有業者は全員勤労者。  
5. タイプ記号は表1の注参照。

の低いのが目だっているが、事例数が少ないので、これが一般的な傾向かどうかはわからない。CとC-Nでは後者の就業率が若干高いが差は小さい。年齢別にはやはり65～69歳の就業率が高く、16人中10人が就業しており、そのうち8人が勤労者である。70～74歳と75歳以上ではほとんど同じ就業率で、前者が16人中6人の就業者で、そのうち勤労者が3人、後者は18人中7人の就業者で、勤労者が5人である。

高齢の妻は108人中26人が就業しており、高齢の夫の約半分の就業率である。もっとも、高齢の妻の仕事は内職がほとんどであるから、直接の比較は無意味であろう。タイプ別にみると、高齢の夫の場合とは逆にNタイプが4人中3人就業しており、就業率が最も高い。これには、夫が働けないから妻が働くという事情があるのかもしれない。他のタイプは、C、C-N、M-Nの順になっていて、それぞれ23人中6人、23人中5人、58人中12人の就業率になっている。年齢別（高齢妻の年齢）には60～69歳の就業率がやはり高く、60人中18人が就業している。70～74歳では28人中4人、75歳以上では20人中4人が就業しており、後者の方が就業率が若干高い。

若い妻の就業率は非常に高い。81人中55人が就業しており、しかも、そのうち40人が勤めに出ている就業者である。タイプ別にみると、C-Nで23人中8人（全員勤労者）、M-Nで58人中47人（勤労者32人）で後者の方が就業率が断然高い。年齢別には、20歳台で9人中3人（全員勤労者）、30歳台で35人中23人（勤労者18人）、40歳台と50歳台で37人中29人（勤労者19人）の就業率で、年齢の高い方が就業率が高くなっている。

## II 家計の概況（合計簿）

この調査では、家計簿のほかにC-NとM-Nに属する世帯の高齢者には、こづかい帳を記入してもらっていることは前述したとおりである。したがって、集計結果も家計簿とこづかい帳、さらに両者を合計した合計簿の3通りとなっている。ここでは、合計簿によって、高齢者の家計収支全体を概観することにした。

### （1）実収入

高齢者世帯の実収入水準をタイプ別に示すと、表4および5のとおりになる。この実収入は高齢者の実収入と高齢者以外の世帯員の実収入に分れており、さらに、前者は表6および表7で収入源泉別に示されている。

高齢者の実収入に入る前に、まず世帯の実収入総額をみておこう。Cタイプは高齢者夫妻のみの世帯で、4タ

結果表の種類

| こづかい帳                                                                                        |  | + | 家計簿 | = | 合計簿                          |
|----------------------------------------------------------------------------------------------|--|---|-----|---|------------------------------|
| (収入)                                                                                         |  |   |     |   | (支出)                         |
| 総収入                                                                                          |  |   |     |   | 総支出                          |
| A. 実収入                                                                                       |  |   |     |   | A. 実支出 {消費支出…世帯員別<br>[非消費支出] |
| B. 実収入以外の収入                                                                                  |  |   |     |   | B. 実支出以外の支出                  |
| C. 前月からの繰入金                                                                                  |  |   |     |   | C. 翌月への繰越金                   |
| D. 他帳簿からの現金                                                                                  |  |   |     |   | D. 他帳簿への現金                   |
| (注) こづかい帳はC-NとM-N世帯の高齢者に記入して貰った。                                                             |  |   |     |   |                              |
| D. 他帳簿からの或いは他帳簿への現金の他帳簿とはこづかい帳から見れば家計簿、逆に家計簿から見ればこづかい帳のことである。なお、合計簿においては、このD項目は相殺されるので存在しない。 |  |   |     |   |                              |

表4 タイプ・世帯人員別にみた世帯実収入(合計簿)  
単位(円)

| タイプ<br>(世帯人員) | 実収入総額   | 高齢者実収入 |       | 高齢者以外<br>の実収入 |      |
|---------------|---------|--------|-------|---------------|------|
|               |         | 実 額    | %     | 実 額           | %    |
| C (2)         | 34,701  | 34,701 | 100.0 | ・             | ・    |
| N (3)         | 55,676  | 26,216 | 47.1  | 29,460        | 52.9 |
| C-N (5)       | 119,615 | 29,164 | 24.4  | 90,451        | 75.6 |
| " (6)         | 119,266 | 17,193 | 14.4  | 102,073       | 85.6 |
| " (7)         | 130,941 | 17,761 | 13.6  | 113,180       | 86.4 |
| M-N (4)       | 104,563 | 7,648  | 7.3   | 96,915        | 92.7 |
| " (5)         | 110,965 | 6,560  | 5.9   | 104,405       | 94.1 |
| " (6)         | 130,774 | 8,468  | 6.5   | 122,306       | 93.5 |

(注) 1. %は実収入総額に占める割合を示す。  
2. タイプ記号は表1の注参照。

表5 タイプ・高齢者の年齢階級別にみた  
世帯実収入(合計簿)  
単位(円)

| 年齢階級・タイプ<br>(世帯人員) | 実収入<br>総 額 | 高齢者実収入 |       | 高齢者以外<br>の実収入 |      |
|--------------------|------------|--------|-------|---------------|------|
|                    |            | 実 額    | %     | 実 額           | %    |
| 65C (2.0)          | 36,391     | 36,391 | 100.0 | ・             | ・    |
| 70C (2.0)          | 31,980     | 31,980 | 100.0 | ・             | ・    |
| 75・80C (2.0)       | 35,250     | 35,250 | 100.0 | ・             | ・    |
| 65N (3.0)          | 69,177     | 43,756 | 63.3  | 25,421        | 36.7 |
| 70N (3.0)          | 30,500     | 3,500  | 11.5  | 27,000        | 88.5 |
| 75・80N (3.0)       | 53,850     | 13,850 | 25.7  | 40,000        | 74.3 |
| 65C-N (6.2)        | 124,321    | 25,372 | 20.4  | 98,949        | 79.6 |
| 70C-N (6.3)        | 136,235    | 26,729 | 19.6  | 109,506       | 80.4 |
| 75・80C-N (5.6)     | 109,211    | 12,942 | 11.9  | 96,270        | 88.1 |
| 60・65M-N (5.0)     | 111,670    | 5,117  | 4.6   | 106,553       | 95.4 |
| 70M-N (5.0)        | 115,883    | 8,384  | 7.2   | 107,499       | 92.8 |
| 75・80M-N (5.1)     | 116,022    | 8,634  | 7.4   | 107,400       | 92.6 |

(注) 1. %は実収入総額に占める割合を示す。  
2. タイプ記号は表1の注参照。

表6 タイプ・世帯人員別にみた高齢者実収入(合計簿)

単位(円)

| タイプ(世帯人員) | 総額     | 勤め先収入  |      | 事業・内職収入 |      | 恩給・年金 |      | 仕送り   |      | その他   |      |
|-----------|--------|--------|------|---------|------|-------|------|-------|------|-------|------|
|           |        | 実額     | %    | 実額      | %    | 実額    | %    | 実額    | %    | 実額    | %    |
| C (2)     | 34,701 | 11,351 | 32.7 | 7,140   | 20.6 | 5,772 | 16.6 | 4,913 | 14.2 | 5,525 | 15.9 |
| N (3)     | 26,216 | 11,798 | 45.0 | 6,600   | 25.2 | 1,800 | 6.9  | 2,750 | 10.5 | 3,268 | 12.5 |
| C-N (5)   | 29,164 | 26,368 | 90.4 | —       | —    | 2,747 | 9.4  | —     | —    | 49    | 0.2  |
| " (6)     | 17,193 | 3,232  | 18.8 | 2,025   | 11.8 | 7,600 | 44.2 | 273   | 1.6  | 4,063 | 23.6 |
| " (7)     | 17,761 | 7,400  | 41.7 | —       | —    | 7,200 | 40.5 | 1,000 | 5.6  | 2,161 | 12.2 |
| M-N (4)   | 7,648  | —      | —    | 113     | 1.5  | 5,829 | 76.2 | 688   | 9.0  | 1,018 | 13.3 |
| " (5)     | 6,560  | 237    | 3.6  | 1,447   | 22.1 | 3,179 | 53.0 | 468   | 7.1  | 929   | 14.2 |
| " (6)     | 8,468  | 1,083  | 12.8 | 2,642   | 31.2 | 1,878 | 22.2 | 725   | 8.6  | 2,140 | 25.3 |

(注) 1. %は総額に占める割合を示す。  
2. タイプ記号は表1の注参照。

イブの中では実収入総額が最も低い世帯になっている。Nタイプも高齢者夫妻に未婚の子が1人加わるだけで、実収入水準は低い方である。C-NおよびM-Nになると、高齢者の実収入はC、Nの高齢者に比べて低いけれども、高齢者以外の実収入が大きいので世帯の実収入水準はずっと高くなる。各タイプの世帯人員が異なるので、1人当り実収入に直して比較してみると、やはりCが最も低く1.7万円、NはCより少し多く1.9万円である。C-NとM-Nでは、世帯人員が増えると1人当り実収入が低下しており、C-Nでは1.9~2.4万円、M-Nでは2.2~2.6万円で、M-Nの方が少し水準が高い。各タイプとも、高齢者の年齢による差はあまりないようである。なお、総理府統計局の「家計調査」による1人当り実収入は小都市A(人口5~15万人)、静岡市ともに2.4万円となっている。直接比較するのは無理かもしれないが、C-N(5人)とM-N(4人)を除いてどの世帯も全国平均を下回っていることになる。

高齢者の実収入水準をタイプ別に比較してみると、Cが最も高く、次いでN、C-N、M-Nの順になっている。C-Nでは5人世帯が著しく高く、6および7人世帯との間にかなり大きい差があるが、これは5人世帯の中に1世帯だけ他とくらべて著しく実収入水準の高い世帯があるためである。それを除くと差はもっと小さくなる。M-Nは高齢妻だけの実収入だから低いのは当然ともいえる。

実収入の内容をみると、CとNでは勤め先収入および事業内職収入を合わせた稼働収入の割合が大きいのに対して、C-NとM-Nでは恩給・年金等の非稼働収入の割合が大きい。ただし、C-N(5人)のみはC、N以上に稼働収入の割合が高く、上述の傾向に一致しない。仕送りは、金額および高齢者実収入に占める割合ともにC

タイプの5千円で14%というのが最も大きく、Nタイプがそれに次いでいる。C-NとM-Nの高齢者が得ている仕送りは極めて少い。高齢者以外の実収入はC-N、M-Nでは10万円前後で、世帯人員の多い方が1万円位ずつ多くなっている。これは、世帯人員の多い方が、子夫妻の年齢が高くなっていくからであろう。Nタイプでは、高齢者以外の世帯員というのは、未婚の子であるから年齢が低く、したがって実収入水準も低くなる。

次に、高齢者の実収入を年齢別にみてみよう。Cタイプでは年齢差がほとんどみられず、いずれも3万円台の実収入水準にある。しかし、その内容は年齢により差がみられる。65Cと70Cでは稼働収入が6割をこえており、一方、75・80Cでは恩給・年金による収入が4割弱を占めている。仕送りは65Cで最も多く、2割弱を占めているが、年齢が高くなるほど少くなり、75・80Cでは1割にみえず、金額としても小さい。Nタイプでは、65Nは4万円をこえているが、70Nと75・80Nは低く、とくに70Nは僅か3,500円にしか過ぎない。しかし、事例数が少ないので、これがNタイプの一般的傾向かどうかはわからない。実収入の内容は、65Nでは稼働収入が大半占めているが、70Nと75・80Nでは稼働収入はほとんどない。また、このタイプでも年齢の高い方が仕送りが少くなっている。

C-Nでは、65C-Nと70C-Nに比べて、75・80C-Nの実収入は約半分に低下している。実収入水準の高い高齢者は、稼働収入の割合が高いのが一般的傾向のようであるが、このタイプでは70C-Nで逆の現象がみられる。すなわち、実収入水準が一番高いのに稼働収入の割合が2割程度で、その代りに恩給・年金が5割も占めている。なお、仕送りは、このタイプでは各年齢を通じて小さい。M-Nでは、年齢が高まると逆に高齢者の実収

表 7 タイプ・高齢者の年齢階級別にみた高齢者実収入 (合計簿)

単位 (円)

| 年齢階級・タイプ<br>(世帯人員) | 総 額    | 勤め先収入  |      | 事業・内職収入 |      | 恩 給・年 金 |      | 仕 送 り |      | そ の 他 |      |
|--------------------|--------|--------|------|---------|------|---------|------|-------|------|-------|------|
|                    |        | 実 額    | %    | 実 額     | %    | 実 額     | %    | 実 額   | %    | 実 額   | %    |
| 65C (2)            | 36,391 | 14,723 | 40.5 | 7,746   | 21.3 | —       | —    | 6,556 | 18.0 | 7,367 | 20.2 |
| 70C (2)            | 31,980 | 18,366 | 57.4 | 1,757   | 5.5  | 5,822   | 18.2 | 5,000 | 15.6 | 1,034 | 3.2  |
| 75・80C (2)         | 35,250 | —      | —    | 11,745  | 33.3 | 13,143  | 37.3 | 2,714 | 7.7  | 7,648 | 21.7 |
| 65N (3)            | 43,756 | 23,596 | 53.9 | 12,525  | 28.6 | —       | —    | 4,000 | 9.1  | 8,635 | 8.3  |
| 70N (3)            | 3,500  | —      | —    | —       | —    | —       | —    | 3,000 | 85.7 | 500   | 14.3 |
| 75・80N (3)         | 13,850 | —      | —    | 1,350   | 9.7  | 7,200   | 52.0 | —     | —    | 5,300 | 38.3 |
| 65C-N (6.2)        | 25,372 | 22,711 | 89.5 | 1,000   | 3.9  | —       | —    | —     | —    | 1,661 | 6.5  |
| 70C-N (6.3)        | 26,729 | 3,750  | 14.0 | 2,162   | 8.1  | 13,375  | 50.0 | 1,035 | 3.9  | 6,406 | 24.0 |
| 75・80C-N (5.6)     | 12,942 | 9,044  | 69.9 | 200     | 1.5  | 3,668   | 28.3 | —     | —    | 30    | 0.2  |
| 60・65M-N (5.0)     | 5,117  | 792    | 15.5 | 1,070   | 20.9 | 2,350   | 45.9 | 63    | 1.2  | 843   | 16.5 |
| 70M-N (5.0)        | 8,384  | —      | —    | 1,318   | 15.7 | 4,756   | 56.7 | 971   | 11.6 | 1,339 | 16.0 |
| 75・80M-N (5.1)     | 8,634  | 177    | 2.1  | 2,324   | 26.9 | 3,773   | 43.7 | 824   | 9.5  | 1,536 | 17.8 |

(注) 1. %は総額に占める割合を示す。  
2. タイプ記号は表1の注参照。

入が増えている。その内容をみると、内職収入、恩給・年金収入等いずれの収入源も年齢が高まるにつれて少しずつ増えていることがみられる。

高齢者以外の実収入は、C-Nでは10万円弱、M-Nでは10万円強になっており、高齢者の年齢による差はないようである。Nタイプでは、高齢者の年齢が高まると高齢者以外の実収入が高くなっているが、事例数が少ないので、これが一般的傾向かどうかかわからない。

## (2) 実支出

本調査では、高齢者の支出水準を把握するために、支出の集計を世帯員別に分けて行っている。支出の中には、2人以上の世帯員が共同で消費しているものも多い。たとえば、電気代とか家賃であり、また、食料費にも米とか味噌のように個人別にはつかみにくいものがある。また、所得税、社会保険料等の非消費支出も個人別には配分しにくい費用の一つである。ここでは、そういう共同で消費している支出は非消費支出を除いて世帯員間に等分に配分されている。非消費支出も、従来の児童養育費調査では、全世帯員に等分に配分されていたのであるが、今回の高齢者生活実態調査では世帯員間への配分を行っていない。したがって、消費支出総額は世帯員別に分けて集計されているが、それに非消費支出を加えた支出総額は世帯の総額しか計上されていない。

まず、簡単にタイプ別の実支出水準を表8と表9に示しておこう。Cタイプは実収入水準は低いが、実支出水準が相対的に高く、1人当り実支出で比較してみると、実収入水準の高いC-NとM-Nの両タイプの実支出水準

表 8 タイプ・世帯人員別にみた実収支

単位 (円)

| タイプ<br>(世帯人員) | 1世帯当り実収支 |         |       | 1人当り実収支 |        |
|---------------|----------|---------|-------|---------|--------|
|               | 実収入      | 実支出     | %     | 実収入     | 実支出    |
| C (2)         | 34,701   | 38,201  | 110.1 | 17,350  | 19,100 |
| N (3)         | 55,676   | 43,074  | 77.4  | 18,559  | 14,358 |
| C-N (5)       | 119,615  | 86,280  | 72.1  | 23,923  | 17,256 |
| " (6)         | 119,266  | 110,259 | 92.4  | 19,878  | 18,377 |
| " (7)         | 130,941  | 123,515 | 94.3  | 18,706  | 17,645 |
| M-N (4)       | 104,563  | 88,986  | 85.1  | 26,141  | 22,247 |
| " (5)         | 110,965  | 93,246  | 84.0  | 22,193  | 18,649 |
| " (6)         | 130,774  | 104,743 | 80.1  | 21,796  | 17,457 |

(注) 1. %は実支出の実収入に対する比率を示す。  
2. タイプ記号は表1の注参照。

表 9 タイプ・高齢者の年齢階級別にみた実収支

単位 (円)

| 年齢階級・タイプ<br>(世帯人員) | 1世帯当り実収支 |         |       | 1人当り実収支 |        |
|--------------------|----------|---------|-------|---------|--------|
|                    | 実収入      | 実支出     | %     | 実収入     | 実支出    |
| 65C (2.0)          | 36,391   | 41,133  | 113.0 | 18,196  | 20,567 |
| 70C (2.0)          | 31,980   | 37,298  | 116.6 | 15,990  | 18,649 |
| 75・80C (2.0)       | 35,250   | 35,336  | 100.2 | 17,625  | 17,668 |
| 65N (3.0)          | 69,177   | 49,670  | 71.8  | 23,059  | 16,557 |
| 70N (3.0)          | 30,500   | 26,456  | 86.7  | 10,167  | 8,819  |
| 75・80N (3.0)       | 53,850   | 46,506  | 86.4  | 17,950  | 15,500 |
| 65C-N (6.2)        | 124,321  | 105,825 | 85.1  | 20,052  | 17,069 |
| 70C-N (6.3)        | 136,235  | 123,960 | 91.0  | 21,625  | 19,676 |
| 75・80C-N (5.6)     | 109,211  | 93,756  | 85.8  | 19,502  | 16,742 |
| 60・65M-N (5.0)     | 111,670  | 93,384  | 83.6  | 22,334  | 18,679 |
| 70M-N (5.0)        | 115,883  | 103,595 | 89.4  | 23,177  | 20,719 |
| 75・80M-N (5.1)     | 116,022  | 88,813  | 76.5  | 22,749  | 17,414 |

(注) 1. %は実支出の実収入に対する比率を示す。  
2. タイプ記号は表1の注参照。

をやや上回っている。そのため、実支出の実収入に対する比率が他のタイプにくらべて著しく高く、110%となっている。Nタイプは実収入水準が低いのに、実支出水準はさらに低くなっている。C-NとM-Nの実支出水準は、1人当り実支出額で比較すると、あまり差がないようである。実支出の実収入に対する比率は、C-N(5人)の72%が目立って低いが、これはこの世帯の実収入水準が相対的に高く、実支出水準は相対的に低いためである。他のC-Nタイプは90%台にあり、M-Nタイプは80%台にある。高齢者の年齢別にみると、いずれのタイプにおいても年齢記号70、すなわち、70~74歳の高齢者世帯の実支出の実収入に対する比率が他の年齢にくらべて高くなっているが、その点以外には、特に目立った傾向は認められない。

### (1) 消費支出の世帯員別支出割合

高齢者夫妻の支出額に差があるかどうかであるが、C、NおよびC-Nの3タイプを通じて見る限りでは、夫妻間に差がないか、あっても少ない場合が多いようである。これは、若い夫妻間にはかなりの差、すなわち、夫の支出が妻の支出を上回っているのと比較して対照的である。

高齢者夫妻と若い夫妻とを比較してみると、65C-Nと70C-Nでは、世帯人員により、高齢者夫妻の方が多い場合も少ない場合もあり、どちらが高いとか、あるいは低いとかをいえないが、75・80C-Nでは明らかに高齢者夫妻の方が低くなっている。このことは、高齢の夫と若い夫の間にある関係、すなわち、高齢者の年齢が低いうちはどちらともいえないが、年齢が高くなると高齢の夫の支出割合が減少してくるという関係が影響しているためである。高齢の妻と若い妻の間にはほとんど差がないが、C-Nタイプでは年齢の低いうちは高齢の妻の方が若干支出割合が多いようである。なお、75・80C-N

(7人)は高齢者の支出割合が極端に低い事例となっている。

### (2) 高齢者の消費水準

高齢者夫妻の消費支出額をタイプ別に示すと表11のとおりである。

表10 タイプ別にみた消費支出の世帯員別支出割合  
(合計額)

| 年齢階級・タイプ<br>(世帯人員) | 総額      | 夫妻(高齢者) |      |      | 夫 妻  |      |      | その他  |
|--------------------|---------|---------|------|------|------|------|------|------|
|                    |         | 総数      | 夫    | 妻    | 総数   | 夫    | 妻    |      |
|                    |         | 円       | %    | %    | %    | %    | %    | %    |
| 65 C (2)           | 38,504  | 100.0   | 50.8 | 49.2 | ・    | ・    | ・    | ・    |
| 70 C (2)           | 35,734  | 100.0   | 54.9 | 45.1 | ・    | ・    | ・    | ・    |
| 75・80 C (2)        | 33,818  | 100.0   | 49.1 | 50.9 | ・    | ・    | ・    | ・    |
| 65 N (3)           | 42,707  | 65.0    | 37.6 | 27.5 | ・    | ・    | ・    | 35.0 |
| 70 N (3)           | 25,928  | 73.0    | 36.7 | 36.2 | ・    | ・    | ・    | 27.0 |
| 75・80 N (3)        | 46,500  | 56.5    | 28.4 | 28.1 | ・    | ・    | ・    | 43.5 |
| 65 C-N (5)         | 96,717  | 45.4    | 22.8 | 22.6 | 39.0 | 21.4 | 17.6 | 15.7 |
| " (6)              | 91,158  | 27.2    | 13.2 | 14.0 | 37.6 | 24.2 | 13.4 | 35.2 |
| " (7)              | 104,754 | 31.0    | 18.2 | 12.8 | 25.3 | 13.7 | 11.6 | 43.7 |
| 70 C-N (6)         | 110,591 | 40.3    | 21.6 | 18.7 | 29.5 | 17.4 | 12.1 | 30.2 |
| " (7)              | 125,418 | 25.4    | 10.3 | 15.0 | 33.5 | 19.4 | 14.1 | 14.1 |
| 75・80 C-N (5)      | 75,519  | 32.9    | 17.5 | 15.4 | 44.8 | 43.0 | 16.3 | 18.8 |
| " (6)              | 91,047  | 28.3    | 14.8 | 13.6 | 38.8 | 20.0 | 18.9 | 32.8 |
| " (7)              | 110,586 | 9.9     | 3.8  | 6.1  | 40.7 | 21.3 | 19.3 | 49.4 |
| 60・65 M-N (4)      | 84,097  | 20.4    | ・    | 20.4 | 56.1 | 29.8 | 26.3 | 23.5 |
| " (5)              | 83,298  | 8.3     | ・    | 18.3 | 43.4 | 27.1 | 16.3 | 38.3 |
| " (6)              | 92,728  | 12.9    | ・    | 12.9 | 34.6 | 23.0 | 11.0 | 52.5 |
| 70 M-N (4)         | 77,044  | 31.3    | ・    | 31.3 | 34.3 | 32.4 | 18.5 | 25.4 |
| " (5)              | 91,561  | 17.2    | ・    | 17.2 | 41.7 | 23.9 | 17.7 | 41.2 |
| " (6)              | 114,035 | 13.4    | ・    | 13.4 | 40.3 | 28.4 | 11.9 | 46.3 |
| 75・80 M-N (4)      | 89,097  | 17.6    | ・    | 17.6 | 62.9 | 35.2 | 27.8 | 19.4 |
| " (5)              | 79,791  | 15.7    | ・    | 15.7 | 41.9 | 26.2 | 15.7 | 42.3 |
| " (6)              | 82,084  | 12.5    | ・    | 12.5 | 30.9 | 18.3 | 12.6 | 56.6 |

(注) タイプ記号は表1の注参照。

表11 タイプ・高齢者の年齢階級・世帯人員別にみた高齢者の消費支出額

単位(円)

| 年齢階級          | C      | N      | C — N  |        |        |        | M — N  |        |        |        |
|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|               |        |        | 総数     | 5人     | 6人     | 7人     | 総数     | 4人     | 5人     | 6人     |
| 老 齢 夫         | 18,669 | 13,706 | 16,419 | 14,665 | 18,447 | 13,656 | ・      | ・      | ・      | ・      |
| 65            | 19,552 | 16,045 | 16,852 | 22,047 | 12,049 | 19,057 | ・      | ・      | ・      | ・      |
| 70            | 19,604 | 9,527  | 21,179 | ...    | 23,918 | 12,962 | ・      | ・      | ・      | ・      |
| 75・80         | 16,600 | 13,206 | 12,395 | 13,188 | 13,441 | 4,242  | ・      | ・      | ・      | ・      |
| 老 齢 妻         | 17,565 | 11,484 | 15,216 | 13,331 | 16,556 | 14,263 | 14,783 | 19,413 | 14,619 | 12,214 |
| 65 (or 60・65) | 18,952 | 11,732 | 14,839 | 21,815 | 12,757 | 13,434 | 14,818 | 17,154 | 15,277 | 11,947 |
| 70            | 16,130 | 9,395  | 20,181 | ...    | 20,626 | 18,845 | 17,127 | 24,136 | 15,718 | 15,285 |
| 75・80         | 17,218 | 13,078 | 11,433 | 11,634 | 12,351 | 6,757  | 12,389 | 15,716 | 12,563 | 10,245 |

(注) 1. 年齢記号はC、NおよびC-Nタイプについては夫妻ともに夫の年齢階級で示されている。詳細は表1の注参照。  
2. M-Nタイプについては高齢妻の年齢記号65は60、65になる。

高齢者の消費水準を、高齢者の年齢とか世帯人員を考慮しないで、単純にタイプ別だけで比較してみると、Cタイプの水準が最も高く、Nタイプの水準は逆に最も低いようである。C-NとM-Nはその中間にあるが、C-Nの水準の方が若干高いようである。C-NとM-Nでは、世帯人員によっても消費水準が異っている。M-Nでは、世帯人員の多い方が高齢者の消費水準の低くなることがはっきり出ているが、C-Nでは、それがそれほどはっきりしていない。世帯人員の多いほど消費水準が低下しているのは、世帯の実収入水準が相対的に低下することの影響であろう。

年齢別に消費水準を比較してみると、各タイプともに、年齢記号75・80すなわち、75歳以上の水準は65すなわち65～69歳の水準にくらべて低くなる傾向を示している。しかし70、すなわち、70～74歳の水準は少し変わった動きを示していて、3つの年齢階層のうちで、最も低い場合と、最も高い場合のどちらかになっている。たとえば、夫の方をみると、CとC-Nでは最も高くなっており、Nでは最も低くなっている。また、妻の方をみると、C-NとM-Nでは最も高くなっており、CとNでは最も低くなっている。70（70～74歳）におけるこのような消費水準の動きは、実収入水準の動きをある程度反映しているのかもしれない。すでにみたように、世帯の実収入

水準を高齢者の年齢別に比較してみると、70（70～74歳）のところでは、上述の高齢者消費水準と同じ動きを示している。75・80（75歳以上）と65（65～69歳）を比較すると、両者の実収入水準にはそれほど差がないのに前者の消費水準の方が低くなっている例が多い。これは、やはり高年齢では消費水準の低下することを示しているのであろう。

消費水準の変動は実収入水準の変動に強く影響されるので、上述のタイプ別あるいは年齢別にみた消費水準の差も、実はタイプ別あるいは年齢別等の実収入水準の差による部分が大きいはずである。しかしながら、本調査の事例数は極めて少く、実収入水準の影響を除いて、タイプ別あるいは年齢別に比較することが極めて難しい。ここでは、一応、実収入水準の差を含めたままの比較にとどめておく。

### （3）高齢者の消費構造

高齢者の消費構造をみるために、費目別の消費支出額と支出割合を表12～15に示している。これをみると、まず目につくのは食料費支出割合の高いことである。総理府統計局「家計調査」の小都市A（人口5～15万人）、あるいは静岡市の場合と比較してみると明らかであろう。このことは高齢者のみでなく、若い夫妻についてもいえるので、必ずしも、高齢者の特質とはいえない。また、

表12 タイプ・世帯人員別にみた高齢夫の消費構造（合計値）

単位（円）

| タイプ<br>(世帯人員) | 消費支出<br>総 額 | 食 料 費 |      | 住 居 費 |      | 光 熱 費 |     | 被 服 費 |     | 医療保健・<br>美容衛生費 |      | 雑 費   |      |
|---------------|-------------|-------|------|-------|------|-------|-----|-------|-----|----------------|------|-------|------|
|               |             | 実 額   | %    | 実 額   | %    | 実 額   | %   | 実 額   | %   | 実 額            | %    | 実 額   | %    |
| C (2)         | 18,669      | 8,549 | 45.8 | 1,392 | 7.5  | 1,232 | 6.6 | 545   | 2.9 | 1,404          | 7.5  | 5,546 | 29.7 |
| N (3)         | 13,706      | 7,296 | 53.2 | 1,354 | 9.9  | 1,000 | 7.3 | 57    | 0.4 | 1,046          | 7.6  | 2,954 | 21.6 |
| C-N 平均        | 16,419      | 7,048 | 42.9 | 1,060 | 6.5  | 587   | 3.6 | 775   | 4.7 | 1,716          | 10.5 | 5,233 | 31.9 |
| “ (5)         | 14,665      | 7,561 | 51.6 | 1,610 | 11.0 | 554   | 3.8 | 531   | 3.6 | 1,147          | 7.8  | 3,262 | 22.2 |
| “ (6)         | 18,447      | 6,889 | 37.3 | 682   | 4.8  | 655   | 3.6 | 994   | 5.4 | 2,433          | 13.2 | 6,594 | 35.7 |
| “ (7)         | 13,656      | 6,815 | 49.9 | 826   | 6.0  | 464   | 3.4 | 540   | 4.0 | 680            | 5.0  | 4,331 | 31.7 |

（参考）若い夫

|        |        |       |      |       |     |     |     |     |     |     |     |        |      |
|--------|--------|-------|------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|--------|------|
| C-N 平均 | 20,644 | 8,424 | 40.8 | 890   | 4.3 | 728 | 3.5 | 781 | 3.8 | 681 | 3.3 | 9,140  | 44.3 |
| “ (5)  | 23,611 | 8,923 | 37.8 | 1,199 | 5.1 | 555 | 2.4 | 690 | 2.9 | 962 | 4.1 | 11,281 | 47.8 |
| “ (6)  | 19,351 | 7,598 | 39.3 | 763   | 2.9 | 925 | 4.8 | 799 | 4.1 | 600 | 3.1 | 8,666  | 44.8 |
| “ (7)  | 20,185 | 9,806 | 48.6 | 826   | 4.1 | 464 | 2.2 | 846 | 4.2 | 536 | 2.7 | 7,707  | 38.2 |

（参考）総理府統計局「家計調査」による1人当り消費支出

|                        |        |       |      |       |      |     |     |       |     |       |     |        |      |
|------------------------|--------|-------|------|-------|------|-----|-----|-------|-----|-------|-----|--------|------|
| 小都市A<br>(人口5～<br>15万人) | 19,621 | 6,759 | 34.4 | 2,175 | 11.1 | 703 | 3.6 | 1,871 | 9.5 | 1,106 | 5.7 | 7,007  | 35.6 |
| 静岡市                    | 22,478 | 6,893 | 30.7 | 1,327 | 5.9  | 603 | 2.7 | 1,348 | 6.0 | 1,074 | 4.8 | 11,234 | 50.0 |

（注）1. %は消費支出総額に占める割合を示す。  
2. タイプ記号は表1の注参照。

表 13 タイプ・世帯人員別にみた老齢妻の消費構造 (合計簿)

単位 (円)

| タイプ<br>(世帯人員) | 消費支出<br>総 額 | 食 料 費 |      | 住 居 費 |      | 光 熱 費 |     | 被 服 費 |      | 医療保健・<br>美容衛生費 |      | 雑 費   |      |
|---------------|-------------|-------|------|-------|------|-------|-----|-------|------|----------------|------|-------|------|
|               |             | 実 額   | %    | 実 額   | %    | 実 額   | %   | 実 額   | %    | 実 額            | %    | 実 額   | %    |
| C (2)         | 17,565      | 7,495 | 42.7 | 1,443 | 8.2  | 1,232 | 7.0 | 1,088 | 6.2  | 1,549          | 8.8  | 4,758 | 27.1 |
| N (3)         | 11,484      | 6,066 | 52.8 | 1,354 | 11.8 | 1,001 | 8.7 | 57    | 0.5  | 1,345          | 11.7 | 1,662 | 14.5 |
| C-N 平均        | 15,216      | 6,069 | 39.9 | 919   | 6.0  | 588   | 3.9 | 866   | 5.7  | 2,245          | 14.8 | 4,530 | 29.8 |
| " (5)         | 13,331      | 6,060 | 45.5 | 1,171 | 8.8  | 555   | 4.2 | 1,194 | 9.0  | 800            | 6.0  | 3,551 | 26.6 |
| " (6)         | 16,556      | 6,196 | 37.4 | 831   | 5.0  | 656   | 4.0 | 407   | 2.5  | 3,040          | 18.4 | 5,426 | 32.8 |
| " (7)         | 14,263      | 5,773 | 40.5 | 826   | 5.8  | 464   | 3.3 | 1,575 | 11.0 | 2,071          | 14.5 | 3,555 | 24.9 |
| M-N 平均        | 14,783      | 6,467 | 43.8 | 707   | 4.8  | 670   | 4.5 | 882   | 6.0  | 1,721          | 11.6 | 4,336 | 29.3 |
| " (4)         | 19,413      | 7,197 | 37.1 | 1,024 | 5.3  | 675   | 3.5 | 1,612 | 8.3  | 2,495          | 12.9 | 6,410 | 33.0 |
| " (5)         | 14,619      | 6,331 | 43.3 | 677   | 4.1  | 696   | 4.8 | 815   | 5.6  | 1,817          | 12.4 | 4,283 | 29.3 |
| " (6)         | 12,214      | 6,413 | 52.5 | 589   | 4.8  | 584   | 4.8 | 606   | 5.0  | 902            | 7.4  | 3,120 | 25.5 |

(参考) 若い妻

|        |        |       |      |       |      |     |     |       |      |       |      |       |      |
|--------|--------|-------|------|-------|------|-----|-----|-------|------|-------|------|-------|------|
| C-N 平均 | 14,493 | 6,037 | 41.7 | 1,220 | 8.4  | 646 | 4.5 | 1,407 | 9.7  | 1,381 | 9.5  | 3,801 | 26.2 |
| " (5)  | 13,117 | 6,210 | 47.3 | 1,227 | 9.4  | 555 | 4.2 | 1,710 | 13.0 | 1,396 | 10.6 | 2,019 | 15.4 |
| " (6)  | 14,467 | 6,153 | 42.5 | 922   | 6.4  | 767 | 5.3 | 1,390 | 9.6  | 1,293 | 8.9  | 3,942 | 27.2 |
| " (7)  | 16,205 | 5,553 | 34.3 | 1,926 | 11.9 | 464 | 2.8 | 1,083 | 6.7  | 1,576 | 9.7  | 5,603 | 34.6 |
| M-N 平均 | 14,280 | 6,459 | 45.2 | 741   | 5.2  | 671 | 4.7 | 1,153 | 8.1  | 1,304 | 9.1  | 3,954 | 27.7 |
| " (4)  | 19,834 | 7,583 | 38.2 | 981   | 4.9  | 675 | 3.4 | 1,572 | 7.9  | 1,580 | 8.0  | 7,444 | 37.5 |
| " (5)  | 14,042 | 6,286 | 44.8 | 747   | 5.3  | 698 | 5.0 | 1,181 | 8.4  | 1,385 | 9.9  | 3,745 | 26.7 |
| " (6)  | 11,333 | 6,256 | 55.2 | 560   | 5.3  | 584 | 3.6 | 785   | 9.9  | 862   | 4.5  | 2,288 | 13.1 |

(注) 1. %は消費支出総額に占める割合を示す。

2. タイプ記号は表1の注参照。

表 14 タイプ・年齢階級別にみた老齢夫の消費構造 (合計簿)

単位 (円)

| 年齢階級・タイプ<br>(世帯人員) | 消費支出<br>総 額 | 食 料 費 |      | 住 居 費 |      | 光 熱 費 |      | 被 服 費 |     | 医療保健・<br>美容衛生費 |      | 雑 費   |      |
|--------------------|-------------|-------|------|-------|------|-------|------|-------|-----|----------------|------|-------|------|
|                    |             | 実 額   | %    | 実 額   | %    | 実 額   | %    | 実 額   | %   | 実 額            | %    | 実 額   | %    |
| 65 C (2)           | 19,552      | 8,534 | 43.6 | 1,877 | 9.6  | 1,165 | 6.0  | 704   | 3.6 | 1,080          | 5.5  | 6,192 | 31.7 |
| 70 C (2)           | 19,604      | 9,372 | 47.8 | 1,306 | 6.7  | 1,245 | 6.4  | 465   | 2.4 | 962            | 4.9  | 6,255 | 31.9 |
| 75・80 C (2)        | 16,600      | 7,745 | 46.7 | 856   | 5.2  | 1,306 | 7.9  | 422   | 2.5 | 2,263          | 13.6 | 4,008 | 24.1 |
| 65 N (3)           | 16,045      | 9,407 | 58.6 | 640   | 4.0  | 693   | 4.3  | 76    | 0.5 | 833            | 5.2  | 4,397 | 27.4 |
| 70 N (3)           | 9,527       | 4,671 | 49.0 | 464   | 4.9  | 724   | 7.6  | 76    | 0.8 | 2,450          | 25.7 | 1,142 | 12.0 |
| 75・80 N (3)        | 13,206      | 5,700 | 43.2 | 3,672 | 27.8 | 1,889 | 14.3 | —     | —   | 67             | 0.5  | 1,878 | 14.2 |
| 65 C-N (6.2)       | 16,852      | 6,140 | 36.4 | 1,218 | 7.2  | 709   | 4.2  | 923   | 5.5 | 703            | 4.2  | 7,159 | 42.5 |
| 70 C-N (6.3)       | 21,179      | 7,543 | 35.6 | 851   | 4.0  | 550   | 2.6  | 1,447 | 6.8 | 2,817          | 13.3 | 7,973 | 37.7 |
| 75・80 C-N (5.6)    | 12,395      | 7,107 | 57.3 | 1,148 | 9.3  | 557   | 4.5  | 163   | 1.3 | 1,343          | 10.8 | 2,077 | 16.8 |

(注) 1. %は消費支出総額に占める割合を示す。

2. タイプ記号は表1の注参照。

表 15 タイプ・年齢階級別にみた高齢者の消費構造 (合計簿)

単位 (円)

| 年齢階級・タイプ<br>(世帯人員) | 消費支出<br>総 額 | 食 料 費 |      | 住 居 費 |      | 光 熱 費 |      | 被 服 費 |     | 医療保健・<br>理容衛生費 |      | 雑 費   |      |
|--------------------|-------------|-------|------|-------|------|-------|------|-------|-----|----------------|------|-------|------|
|                    |             | 実 額   | %    | 実 額   | %    | 実 額   | %    | 実 額   | %   | 実 額            | %    | 実 額   | %    |
| 65 C (2)           | 18,952      | 7,477 | 39.5 | 2,005 | 10.6 | 1,165 | 6.1  | 1,707 | 9.0 | 1,346          | 7.1  | 5,253 | 27.7 |
| 70 C (2)           | 16,130      | 6,967 | 43.2 | 1,306 | 8.1  | 1,245 | 7.7  | 396   | 2.5 | 1,377          | 8.5  | 4,840 | 30.0 |
| 75・80C (2)         | 17,218      | 8,046 | 46.7 | 859   | 5.0  | 1,306 | 7.6  | 985   | 5.7 | 1,982          | 11.5 | 4,041 | 23.5 |
| 65 N (3)           | 11,732      | 7,041 | 60.0 | 641   | 5.5  | 695   | 5.9  | 76    | 0.6 | 1,732          | 14.8 | 1,548 | 13.2 |
| 70 N (3)           | 9,395       | 4,661 | 49.6 | 463   | 4.9  | 724   | 7.7  | 75    | 0.8 | 1,849          | 19.7 | 1,623 | 17.3 |
| 75・80N (3)         | 13,078      | 5,523 | 42.2 | 3,672 | 28.1 | 1,889 | 14.4 | —     | —   | 67             | 0.5  | 1,927 | 14.7 |
| 65C-N (6.2)        | 14,839      | 5,690 | 38.3 | 1,218 | 8.2  | 709   | 4.8  | 1,079 | 7.3 | 1,326          | 8.9  | 4,819 | 32.5 |
| 70C-N (6.3)        | 20,181      | 6,314 | 31.3 | 763   | 3.8  | 550   | 2.7  | 1,223 | 6.1 | 4,109          | 20.4 | 7,224 | 35.8 |
| 75・80C-N(5.6)      | 11,433      | 6,062 | 53.0 | 894   | 7.8  | 557   | 4.9  | 475   | 4.2 | 1,214          | 10.6 | 2,231 | 19.5 |
| 60・65M-N(5.0)      | 14,818      | 6,483 | 43.8 | 791   | 5.3  | 692   | 4.7  | 891   | 6.0 | 1,597          | 10.8 | 4,365 | 29.5 |
| 70M-N (5.0)        | 17,127      | 6,281 | 36.7 | 576   | 3.4  | 632   | 3.7  | 1,383 | 8.1 | 2,682          | 15.7 | 5,573 | 32.5 |
| 75・80M-N(5.1)      | 12,389      | 6,631 | 53.5 | 718   | 5.8  | 678   | 5.5  | 367   | 3.0 | 936            | 7.6  | 3,058 | 24.7 |

(注) 1. %は消費支出総額に占める割合を示す。  
2. タイプ記号は表1の注参照。

昭和43年夏季に同じ掛川市で行なった「児童養育費調査」のような高齢者のいない世帯の家計調査の結果をみても、やはり食料費の支出割合が高く、40～50%を占めていたことから判断すると、掛川市がそういう消費構造を示す地域であると考えた方がよい。

タイプ別にみると、食料費の支出水準は、高齢夫妻ともにCタイプが他のタイプに比較して目だって大きく、C以外のタイプではあまり差がみられない。しかし、Cタイプは消費支出総額も大きいので、消費支出に占める食料費の支出割合はそれほど大きくなく、C-N、M-Nタイプと大差ない。Nタイプは消費支出総額が低いので、食料費の支出割合が5割をこえ、著しく高くなっている。なお、C-NとM-Nでは世帯人員による差がみられるが、これは消費支出総額の差によるものとみてよい。

年齢別には、たとえば、年齢の高い高齢者の方が食料費の支出水準が低くなるというような特定の傾向はほとんど見られない。夫の方には、Nタイプで70Nおよび75・80Nの高齢者の食料費支出が低くなっているような例があるが、C-Nタイプでは逆に65C-Nの食料費が最も低く、バラバラである。一方、妻の方は65C-Nが少し低いだけで、他は全部ほぼ6千円台に揃っている。なお、若い夫妻と食料費を比較してみると、夫の方は、C-Nの若い夫8.4千円に対して高齢の夫7千円と大分低いが、一方、妻の方は高齢者と若い人との間に全く差がなく、C-Nでは6千円、M-Nでは6.5千円となっている。

住居費と光熱費には、全世帯員に共通な支出が多い。それらの共通支出は、いずれも各世帯員へ等分に配分さ

れているので、同一世帯で見ると世帯員間の金額差はあまり生じていない。タイプ別には、CとNに多く、C-NとM-Nに少ないが、これは世帯人員数の影響によるものであろう。消費支出総額に占める割合もCとNに多く、C-NとM-Nに少くなっている。年齢別の傾向は明らかでない。Cタイプでは、年齢が高くなると住居費の支出額と支出割合が減少し、光熱費は逆に増加している。一方、C-NとM-Nでは住居費、光熱費ともに、65C-Nあるいは60・65M-Nが最も大きい。70C-Nと75・80C-Nあるいは70M-Nと75・80M-Nの間では特定の傾向はみられない。住居費に関する限りでは、むしろ75・80の方が70よりも大きい位である。

75・80Nの住居費と光熱費が非常に大きいのが、これは特別な事例と見る方がよいであろう。

被服費は支出額、支出割合ともに全般的に低い。夫よりも妻の方が多いが、全国平均には及ばない。なお、夫は高齢者と若い夫との間に差がないが、妻は高齢者よりも若い妻の方が若干高い支出を示している。タイプ別にみると、夫の場合にはC-NがCを上回っているが、妻の場合には、逆にCがC-NとM-Nを上回っている。Nタイプは夫妻ともに被服費の支出は零に近い。年齢別には、どのタイプも75・80(75歳以上)の被服費支出が最も小さい。65(65～69歳)と70(70～74歳)ではタイプによって前者が高かったり、後者が高かったりしている。

医療保健・理容衛生費は支出額、支出割合ともに全般的に高い。タイプ別には、夫妻ともに、C-Nが高く、Nは比較的低い。年齢別には、Cタイプでは75・80Cが2千円前後で65Cおよび70Cをかなり引離している

が、C-NとM-Nでは70(70~74歳)が圧倒的に高くなっている。

雑費は、若い夫を除き、支出額、支出割合ともに全国平均(小都市A)あるいは静岡市平均をかなり下回っている。タイプ別には、Nタイプの雑費支出の低いのが目だっているが、CとC-N、あるいはM-Nは支出額、支出割合ともによく似ている。若い夫妻と高齢者の雑費支出を比較すると、夫の場合には、若い方がかなり多く支出しているが、妻の場合には、高齢者の方が若干多くなっている。

### Ⅲ こづかい帳

C-NとM-N世帯の高齢者には、こづかい帳を1カ月間記入してもらったので、高齢者のこづかい収支をみてみよう。

#### (1) 実収入

タイプ別に実収入を示すと表16のとおりである。家計担当者等であるため、こづかい帳を記入しなかった高齢者もいるので、世帯数は合計簿の世帯数より少くなっている。また、実収入額も合計簿の実収入額とは異っている。大雑把にいて、こづかい帳を記入している高齢者の方が実収入水準が若干高いようである。実収入の中味も、たとえば、70C-N(7人)で稼働収入が減り、その代りに恩給・年金収入が増加するというような、合計簿との違いが2、3のタイプで生じている。しかし、

これも大雑把にいて、こづかい帳を記入していない高齢者も含めた合計簿の高齢者実収入の中味と大体同じとみてよい。

#### (2) 実支出

こづかい支出のうち実支出を示すと表17のとおりである。65C-N(6人)、(7人)と70C-N(6人)の3タイプの実支出は2~3万円台で、他のタイプと比較して著しく高い。また、こづかい支出も含めた世帯全体の実支出額と比較しても30%弱を占めており、他のタイプと著しく異っている。65C-N(6人)と70C-N(6人)は高齢者の実収入水準が高いので、こづかい実支出水準の高いこともうなずけるのであるが、65C-N(7人)は高齢者の実収入水準が低く、しかも世帯の実収入水準も低い。実は、この65C-N(7人)に属する世帯に、実収入にくらべて、非常に大きい3万円台のこづかい支出を行い、不足分は貯金引出し等の資産減による収入で補っている高齢者夫妻がいるためである。上記以外のタイプの高齢者のこづかい実支出はほとんどが1万円未満であり、5千円以下の者も多い。世帯の全実支出に占める割合も非常に小さい。

次に、こづかい帳実支出のこづかい帳実収入に対する比率を調べてみる。上述した65C-N(7人)の306.7%、すなわち、実収入の約3倍の実支出をしているのがとび離れているが、大体0~160%の間に散らばっている。タイプあるいは高齢者の年齢による差は明らかでない。

表16 こづかい帳実収入

| 年齢階級・タイプ<br>(世帯人員) | 世帯数 | 実収入総額<br>(こづかい帳) | 勤め先・事<br>業内職収入 |       | 恩給・年金  |       | 仕送り   |      | その他    |       |
|--------------------|-----|------------------|----------------|-------|--------|-------|-------|------|--------|-------|
|                    |     |                  | 実額             | %     | 実額     | %     | 実額    | %    | 実額     | %     |
| 65 C-N (6)         | 1   | 43,787           | 43,787         | 100.0 | —      | —     | —     | —    | —      | —     |
| 〃 (7)              | 2   | 7,653            | 3,500          | 45.7  | —      | —     | —     | —    | 4,153  | 54.3  |
| 70 C-N (6)         | 4   | 28,588           | 3,700          | 12.9  | 12,700 | 44.4  | —     | —    | 12,188 | 42.6  |
| 〃 (7)              | 1   | 40,500           | —              | —     | 33,000 | 81.5  | 5,000 | 12.3 | 2,500  | 6.2   |
| 75・80 C-N (5)      | 4   | 11,943           | 7,750          | 64.9  | 4,120  | 34.5  | —     | —    | 73     | 0.6   |
| 〃 (6)              | 4   | 4,800            | 500            | 10.4  | 4,300  | 89.6  | —     | —    | —      | —     |
| 〃 (7)              | 1   | 3,000            | —              | —     | 3,000  | 100.0 | —     | —    | —      | —     |
| 60・65 M-N (4)      | 2   | 10,535           | —              | —     | 8,850  | 84.0  | —     | —    | 1,685  | 16.0  |
| 〃 (5)              | 14  | 5,754            | 2,263          | 39.3  | 2,214  | 38.5  | 107   | 1.9  | 1,170  | 20.3  |
| 〃 (6)              | 4   | 4,953            | 3,250          | 65.6  | 1,583  | 32.0  | —     | —    | 120    | 2.4   |
| 70 M-N (4)         | 3   | 7,718            | 300            | 3.9   | 4,661  | 60.4  | 1,833 | 23.7 | 923    | 12.0  |
| 〃 (5)              | 10  | 9,617            | 2,150          | 22.4  | 5,967  | 62.0  | 300   | 3.1  | 1,200  | 12.5  |
| 〃 (6)              | 2   | 4,000            | —              | —     | —      | —     | —     | —    | 4,000  | 100.0 |
| 75・80 M-N (4)      | 1   | 12,000           | —              | —     | 10,000 | 83.3  | —     | —    | 2,000  | 16.7  |
| 〃 (5)              | 10  | 5,737            | 1,082          | 18.9  | 3,435  | 59.9  | 530   | 9.2  | 691    | 12.0  |
| 〃 (6)              | 3   | 15,533           | 9,200          | 59.2  | 600    | 3.9   | —     | —    | 5,733  | 36.9  |

(注) 1. %は実収入総額に占める割合を示す。  
2. タイプ記号は表1の注参照。

ただ、75・80M-Nの高齢者は実収入の値かしか支出していないことがわかる。実収入を上回る実支出をしている高齢者は、不足分を貯金引出等の実収入以外の収入、あるいは子夫妻からこづかいをもらっているわけである。この点については、後述する「高齢者支出の自己負担率」のところに詳しい。

### (3) 世帯員別支出割合

こづかい支出が、どの世帯員のために使われているの

表 17 こづかい帳実支出

| 年齢階級・タイプ<br>(世帯人員) | 実支出<br>(こづかい帳) | 実支出/<br>実収入<br>(こづかい帳) | 実支出/<br>実支出<br>(こづかい帳) |
|--------------------|----------------|------------------------|------------------------|
| 65 C-N (6)         | 31,108円        | 71.0%                  | 29.7%                  |
| " (7)              | 23,469         | 306.7                  | 21.2                   |
| 70 C-N (6)         | 32,396         | 113.3                  | 27.0                   |
| " (7)              | 4,767          | 11.8                   | 3.5                    |
| 75・80 C-N (5)      | 8,302          | 69.5                   | 9.9                    |
| " (6)              | 7,923          | 165.1                  | 8.0                    |
| " (7)              | 150            | 5.0                    | 0.1                    |
| 60・65 M-N (4)      | 7,559          | 71.8                   | 8.3                    |
| " (5)              | 6,854          | 119.1                  | 7.5                    |
| " (6)              | 3,837          | 58.1                   | 3.8                    |
| 70 M-N (4)         | 11,788         | 152.7                  | 14.1                   |
| " (5)              | 6,344          | 66.0                   | 6.2                    |
| " (6)              | 5,386          | 134.7                  | 4.2                    |
| 75・80 M-N (4)      | 3,180          | 26.5                   | 3.4                    |
| " (5)              | 2,159          | 37.6                   | 2.5                    |
| " (6)              | 3,580          | 23.0                   | 3.9                    |

(注) タイプ記号は表1の注参照。

表 18 こづかい帳消費支出の世帯員別支出割合(%)

| 年齢階級・タイプ<br>(世帯人員) | 消費支出<br>総額(円) | 高齢者夫妻 |      |       | 夫 妻  |     |      | その他  |
|--------------------|---------------|-------|------|-------|------|-----|------|------|
|                    |               | 総数    | 夫    | 妻     | 総数   | 夫   | 妻    |      |
| 65 C-N (6)         | 28,082        | 64.1  | 36.6 | 27.5  | 23.5 | 5.5 | 18.0 | 12.4 |
| " (7)              | 21,454        | 88.4  | 56.2 | 32.2  | 4.6  | 1.2 | 3.4  | 7.0  |
| 70 C-N (6)         | 31,745        | 98.3  | 54.3 | 44.0  | 0.6  | 0.5 | 0.1  | 1.1  |
| " (7)              | 4,767         | 58.8  | 41.1 | 17.7  | 8.3  | 5.0 | 3.3  | 32.9 |
| 75・80 C-N (5)      | 8,089         | 93.5  | 52.8 | 40.7  | 2.1  | 0.9 | 1.2  | 4.4  |
| " (6)              | 7,373         | 93.4  | 54.2 | 39.2  | 2.1  | 1.1 | 1.0  | 4.5  |
| " (7)              | 150           | 56.0  | 28.0 | 28.0  | —    | —   | —    | 44.0 |
| 60・65 M-N (4)      | 7,559         | 85.2  | —    | 85.2  | 6.0  | 3.0 | 3.0  | 8.8  |
| " (5)              | 6,729         | 84.6  | —    | 84.6  | 5.1  | 2.5 | 2.5  | 10.3 |
| " (6)              | 2,878         | 65.1  | —    | 65.1  | 10.7 | 5.1 | 5.6  | 24.2 |
| 70 M-N (4)         | 11,788        | 95.7  | —    | 95.7  | 0.8  | 0.4 | 0.4  | 3.4  |
| " (5)              | 6,344         | 81.7  | —    | 81.7  | 5.5  | 2.6 | 2.9  | 12.9 |
| " (6)              | 5,386         | 69.1  | —    | 69.1  | 17.2 | 9.6 | 7.6  | 13.6 |
| 75・80 M-N (4)      | 3,180         | 100   | —    | 100.0 | —    | —   | —    | —    |
| " (5)              | 2,159         | 81.0  | —    | 81.0  | 1.3  | 0.4 | 0.9  | 17.8 |
| " (6)              | 3,580         | 85.0  | —    | 85.0  | 4.2  | 2.1 | 2.1  | 10.8 |

(注) タイプ記号は表1の注参照。

かを示したのが表18である。これを見ると、こづかい支出の大部分は、やはり高齢者自身のために使われていることがわかる。M-Nでは世帯人員の多い方が、高齢者以外の世帯員のために支出される割合が若干大きくなっているが、これは、世帯人員の多い世帯ではこづかい帳消費支出が減少していくのに、子夫妻および孫のために支出する金額はほとんど減少しなかったり、あるいは逆に増えたりしているためである。また、孫の数の増加することとも関係があるろう。C-Nの老夫妻を比較すると、夫の方が一般にこづかい支出が多い。

### (4) 自分のために使ったこづかい消費支出

高齢者自身のために使われたこづかい消費の費目別支出を示すと表19のとおりである。これによると、高齢者のこづかい消費支出は年齢が高くなると減少するようである。C-Nの老齢妻とM-Nの老齢妻を比較してみると、両者の間にはほとんど差がなさそうである。

費目別の支出状況を見ると、雑費の支出割合が、例外はあるが、どのタイプ、どの年齢をとっても、最も大きいようである。雑費に次いで、医療保健・美容衛生費の支出割合が大きい。とくに、M-Nタイプには目だっている。C-Nタイプでは被服よりも食料費の支出割合の方が大きい、M-Nタイプではその逆になっている。C-Nタイプの食料費には家庭内食事費の占める割合が比較的大きい。家庭内食事費以外の食料費、すなわち、おやつ、酒、外食等に対する支出は、両タイプとも比較的少い。

## IV 高齢者の収支と家計収支の関係

### (1) 高齢者の支出に占めるこづかい支出の割合

表20と表21は家計簿とこづかい帳を合計した高齢者支出総額に占めるこづかい支出の割合を費目別に示したものである。まず、支出総額のところを見ると、C-Nの方がM-Nよりこづかい支出の占める割合が高いようである。世帯人員別には、C-Nでは特定の傾向がみられないが、M-Nでは世帯人員が増えると、こづかい支出の占める割合が減少している。C-N、M-N両タイプともに、年齢が高くなると、こづかい支出の占める割合は減少する。こづかい支出の占める割合が最も高いのは65 C-Nで、高齢者支出総額の約6割を占めている。しかし、年齢が高まり75・80 C-Nになると3割を下回っている。M-Nの老齢者のこづかい支出は60・65 M-Nでは高齢者支出総額の約3割を占めているが、75・80 M-Nになると2割を下回っている。

費目別にみると、こづかい支出の占める割合の高いの

表 19 こづかい支出（高齢者分消費支出のみ）の費目別支出

単位(円)

| 年齢階級・タイプ<br>(世帯人員) | 総 額                | 食 料 費            |                  | (再掲)<br>家庭内食事費   |                | 住居・光熱費      |              | 被 服 費          |               | 医療保健・<br>理容衛生    |                | 雑 費               |                |
|--------------------|--------------------|------------------|------------------|------------------|----------------|-------------|--------------|----------------|---------------|------------------|----------------|-------------------|----------------|
|                    |                    | 実 額              | %                | 実 額              | %              | 実 額         | %            | 実 額            | %             | 実 額              | %              | 実 額               | %              |
| 65 C-N (6)         | (7,735)<br>18,000  | (2,010)<br>4,479 | (26.0)<br>24.9   | (1,987)<br>4,181 | (25.7)<br>23.2 | (60)<br>120 | (0.8)<br>0.7 | —<br>—         | —<br>—        | (61)<br>122      | (0.8)<br>0.7   | (5,604)<br>13,279 | (72.4)<br>73.8 |
| " (7)              | (6,911)<br>18,966  | (1,819)<br>3,945 | (26.3)<br>20.8   | (882)<br>1,938   | (12.8)<br>10.2 | —<br>—      | —<br>—       | (232)<br>1,324 | (3.4)<br>7.0  | (1,562)<br>2,609 | (22.6)<br>13.8 | (3,298)<br>11,088 | (47.7)<br>58.5 |
| 70 C-N (6)         | (13,958)<br>31,210 | (625)<br>1,661   | (4.5)<br>5.3     | (292)<br>897     | (2.1)<br>2.9   | (—)<br>175  | (—)<br>0.6   | (250)<br>2,773 | (1.8)<br>8.9  | (4,759)<br>8,550 | (35.0)<br>27.4 | (8,324)<br>18,051 | (59.6)<br>57.8 |
| " (7)              | (845)<br>2,802     | (620)<br>1,192   | (73.4)<br>42.5   | —<br>—           | —<br>—         | —<br>—      | —<br>—       | —<br>—         | —<br>—        | —<br>—           | —<br>—         | (225)<br>1,610    | (26.6)<br>57.5 |
| 75・80 C-N (5)      | (3,290)<br>7,562   | (755)<br>2,189   | (22.9)<br>28.9   | (470)<br>770     | (14.3)<br>10.2 | (34)<br>734 | (1.0)<br>9.7 | (339)<br>375   | (10.3)<br>5.0 | (176)<br>830     | (5.3)<br>11.0  | (1,986)<br>3,435  | (60.4)<br>45.4 |
| " (6)              | (2,895)<br>6,888   | (417)<br>1,152   | (14.4)<br>16.7   | (161)<br>539     | (5.6)<br>7.8   | —<br>—      | —<br>—       | (48)<br>95     | (1.7)<br>1.4  | (1,200)<br>2,739 | (41.5)<br>39.8 | (1,230)<br>2,902  | (42.5)<br>42.1 |
| " (7)              | (42)<br>84         | (42)<br>84       | (100.0)<br>100.0 | —<br>—           | —<br>—         | —<br>—      | —<br>—       | —<br>—         | —<br>—        | —<br>—           | —<br>—         | —<br>—            | —<br>—         |
| 60・65 M-N (4)      | 6,439              | 558              | 8.7              | 178              | 2.8            | —           | —            | 665            | 10.3          | 4,070            | 63.2           | 1,147             | 17.8           |
| " (5)              | 5,696              | 747              | 13.1             | 274              | 4.8            | 82          | 1.4          | 657            | 11.5          | 1,306            | 22.9           | 2,904             | 51.0           |
| " (6)              | 1,874              | 253              | 13.5             | 136              | 7.2            | 46          | 2.4          | 435            | 23.2          | 257              | 13.7           | 883               | 47.1           |
| 70 M-N (4)         | 11,285             | 307              | 2.7              | 43               | 0.4            | 117         | 1.0          | 1,978          | 17.5          | 1,735            | 15.4           | 7,150             | 63.4           |
| " (5)              | 5,180              | 469              | 9.1              | 341              | 6.6            | 7           | 0.1          | 1,203          | 23.2          | 1,890            | 36.5           | 1,610             | 31.1           |
| " (6)              | 3,723              | 175              | 4.7              | 42               | 1.1            | —           | —            | 1,070          | 28.7          | 1,229            | 33.0           | 1,249             | 33.5           |
| 75・80 M-N (4)      | 3,180              | —                | —                | —                | —              | —           | —            | —              | —             | 520              | 16.4           | 2,660             | 83.6           |
| " (5)              | 1,748              | 262              | 15.0             | 26               | 1.5            | —           | —            | 162            | 9.3           | 765              | 43.8           | 560               | 32.0           |
| " (6)              | 3,043              | 630              | 20.7             | 110              | 3.6            | 241         | 7.9          | 310            | 10.2          | 418              | 13.7           | 1,443             | 47.4           |

- (注) 1. %は総額に占める割合を示す。  
 2. C-N の数字は高齢夫妻分である。高齢妻のみの分は( )に再掲している。  
 3. タイプ記号は表1の注参照。

は被服費、医療保健・理容衛生費および雑費である。この3費目のうち被服費は支出総額自体が小さいので、こづかい支出中重要なのは、やはり、医療保健・理容衛生費と雑費であろう。この2費目は年齢別にみると、C-Nでは両費目ともに65C-Nでは8割を上回っており、75・80C-Nでも7割を若干下回る程度である。M-Nでは、医療保健・理容衛生費の方はC-Nと同じ位の高い割合を示すが、雑費の方は少なく5割を下回り、特に75・80M-Nでは3割に満たない。ついでに、この2費目について、世帯人員別にみると、C-Nでは6人世帯が最も高く、5人世帯と7人世帯ではほぼ同じ割合になっているが、M-Nでは世帯人員が増えるとその割合が減少している。

## (2) 家計への繰入れと家計からのこづかい

高齢者には、その収入の一部を生活費として家計に入れている者と逆に家計からこづかいをもらっている者がいる。また、家計に入れていないし、こづかいももらっていないという高齢者もいる。表22は家計へ繰入れた額と家計からのこづかい額を示したものである。

C-Nでは、家計からこづかいをもらっている高齢者

は比較的少く17世帯中4世帯に過ぎない。残りは家計に生活費を入れている者とどちらでもない者が半々に分れている。M-Nでは、家計に生活費を入れている高齢者は非常に少く49世帯中僅かに4世帯である。家計からこづかいをもらっている者とどちらでもない者が半々に分れている。年齢別には、C-Nは例数が少ないのではっきりしないのであるが、年齢が高いほど家計へ生活費を入れている高齢者の割合が減ってくるようである。一方、M-Nでは年齢による差はみられない。

家計に生活費を入れている高齢者の実収入は相対的に高い。すなわち、同年齢・同タイプで家計からこづかいをもらっている、あるいはどちらでもないという高齢者の実収入にくらべて、より高い実収入水準にある。家計繰入額はC-N、M-N両タイプとも、高齢者実収入の30～40%程度であるが、M-Nの高齢者実収入水準は低いので、家計繰入額もC-Nにくらべて低く、60・65M-Nで5千円、70M-Nで3千円程度である。ただし、C-Nの家計繰入額はM-Nの家計繰入額にくらべて大分高いが、高齢者夫妻2人分であるから、半分にしてM-Nと比較する必要がある。そうすると、65C-Nの家計繰

表 20 タイプ・世帯人員別にみたこづかい帳高齢者消費支出と合計簿高齢者消費支出

| タイプ<br>(世帯人員) | 世帯<br>数 | 合計簿高齢者消費支出 (円) |            |            |            |            |             |           | こづかい帳高齢者消費支出 (円) |            |            |            |            |             |           | こづかい帳/合計簿 (%) |          |          |          |          |            |          |
|---------------|---------|----------------|------------|------------|------------|------------|-------------|-----------|------------------|------------|------------|------------|------------|-------------|-----------|---------------|----------|----------|----------|----------|------------|----------|
|               |         | (1)<br>総額      | (2)<br>食料費 | (3)<br>住居費 | (4)<br>光熱費 | (5)<br>被服費 | (6)<br>医・理容 | (7)<br>雑費 | (1)<br>総額        | (2)<br>食料費 | (3)<br>住居費 | (4)<br>光熱費 | (5)<br>被服費 | (6)<br>医・理容 | (7)<br>雑費 | (1)<br>総      | (2)<br>食 | (3)<br>住 | (4)<br>光 | (5)<br>被 | (6)<br>医・理 | (7)<br>雑 |
| C-N (5)       | 4       | 22,316         | 12,522     | 1,617      | 926        | 630        | 1,406       | 5,216     | 7,562            | 2,189      | 734        | —          | 375        | 830         | 3,435     | 33.9          | 17.5     | 45.4     | —        | 59.5     | 59.0       | 65.9     |
| " (6)         | 9       | 37,734         | 13,431     | 2,152      | 1,190      | 1,393      | 6,703       | 12,863    | 18,932           | 1,747      | 77         | 13         | 1,274      | 5,030       | 10,787    | 50.2          | 13.0     | 3.6      | 1.1      | 91.5     | 75.0       | 83.9     |
| " (7)         | 4       | 27,197         | 11,766     | 1,632      | 952        | 1,113      | 2,307       | 9,428     | 10,205           | 2,292      | —          | —          | 662        | 1,305       | 5,947     | 37.5          | 19.5     | —        | —        | 59.5     | 56.6       | 63.1     |
| M-N (4)       | 6       | 21,553         | 6,955      | 843        | 650        | 2,138      | 2,398       | 8,070     | 8,319            | 339        | 59         | —          | 1,211      | 2,311       | 4,401     | 38.6          | 4.9      | 7.0      | —        | 56.6     | 79.7       | 54.5     |
| " (5)         | 34      | 14,955         | 6,363      | 735        | 681        | 896        | 1,964       | 4,317     | 4,383            | 523        | 36         | —          | 672        | 1,319       | 1,834     | 29.3          | 8.2      | 4.9      | —        | 75.0     | 67.2       | 42.5     |
| " (6)         | 9       | 12,115         | 6,256      | 617        | 606        | 647        | 904         | 3,085     | 2,675            | 361        | 101        | —          | 534        | 527         | 1,151     | 22.1          | 5.8      | 16.4     | —        | 82.5     | 58.3       | 37.3     |

(注) タイプ記号は表 1 の注参照。

表 21 タイプ・年齢階級別にみたこづかい帳高齢者消費支出と合計簿高齢者消費支出

| 年齢階級<br>・タイプ | 世帯<br>数 | 合計簿高齢者消費支出 (円) |            |            |            |            |             |           | こづかい帳高齢者消費支出 (円) |            |            |            |            |             |           | こづかい帳/合計簿 (%) |          |          |          |          |            |          |
|--------------|---------|----------------|------------|------------|------------|------------|-------------|-----------|------------------|------------|------------|------------|------------|-------------|-----------|---------------|----------|----------|----------|----------|------------|----------|
|              |         | (1)<br>総額      | (2)<br>食料費 | (3)<br>住居費 | (4)<br>光熱費 | (5)<br>被服費 | (6)<br>医・理容 | (7)<br>雑費 | (1)<br>総額        | (2)<br>食料費 | (3)<br>住居費 | (4)<br>光熱費 | (5)<br>被服費 | (6)<br>医・理容 | (7)<br>雑費 | (1)<br>総      | (2)<br>食 | (3)<br>住 | (4)<br>光 | (5)<br>被 | (6)<br>医・理 | (7)<br>雑 |
| 65 C-N       | 3       | 31,734         | 12,847     | 665        | 856        | 989        | 2,097       | 14,281    | 18,644           | 4,123      | —          | 40         | 883        | 1,780       | 11,818    | 58.8          | 32.1     | —        | 4.7      | 89.3     | 84.9       | 83.8     |
| 70 "         | 5       | 47,807         | 13,735     | 2,105      | 1,108      | 2,688      | 9,550       | 18,621    | 25,528           | 1,567      | 140        | —          | 2,218      | 6,840       | 14,763    | 53.4          | 11.4     | 6.7      | —        | 82.5     | 71.6       | 79.3     |
| 70・80 "      | 9       | 22,603         | 12,313     | 2,205      | 1,124      | 346        | 2,349       | 4,267     | 6,432            | 1,494      | 326        | —          | 209        | 1,586       | 2,816     | 28.5          | 12.1     | 14.8     | —        | 60.4     | 67.5       | 66.0     |
| 60・65 M-N    | 20      | 15,389         | 6,431      | 740        | 663        | 1,025      | 1,759       | 4,772     | 5,006            | 629        | 67         | —          | 613        | 1,373       | 2,324     | 32.5          | 9.8      | 9.1      | —        | 59.8     | 78.1       | 48.7     |
| 70 "         | 15      | 17,608         | 6,386      | 609        | 654        | 1,559      | 2,945       | 5,456     | 6,207            | 397        | 28         | —          | 1,340      | 1,771       | 2,670     | 35.3          | 6.2      | 4.6      | —        | 86.0     | 60.1       | 48.9     |
| 75・80 "      | 14      | 12,493         | 6,426      | 833        | 674        | 374        | 924         | 3,263     | 2,128            | 322        | 52         | —          | 182        | 673         | 899       | 17.0          | 5.0      | 6.2      | —        | 48.7     | 72.8       | 27.6     |

(注) タイプ記号は表 1 の注参照。

表 22 家計からこづかいを貰っている高齢者、家計へ生活費を入れている高齢者等の別にみた諸指標

| 年齢階級<br>・タイプ | 世帯数 | 実 収 入 |        | 高齢者消費支出 |           | こづかい<br>帳実支出 | 家計繰入   | 家計から<br>のこづかい | 諸 比 率 (%)          |                              |                            |                           |                      |      |
|--------------|-----|-------|--------|---------|-----------|--------------|--------|---------------|--------------------|------------------------------|----------------------------|---------------------------|----------------------|------|
|              |     | 高齢者   | その他    | 合計簿     | こづかい<br>帳 |              |        |               | 家計繰入<br>高齢者<br>実収入 | 家計繰入<br>高齢者消<br>費支出<br>(家計簿) | 家計から<br>の<br>こづかい<br>実 収 入 | 家計から<br>の<br>こづかい<br>帳実支出 | 高齢者消<br>費 (こづ<br>かい) |      |
|              |     |       |        |         |           |              |        |               |                    |                              |                            |                           |                      |      |
| 65 C-N       | b   | 2     | 21,894 | 93,158  | 26,768    | 13,437       | 20,361 | 8,951         | ・                  | 40.9                         | 67.1                       | ・                         | ・                    | 50.2 |
| 〃            | c   | 1     | 15,305 | 94,215  | 41,666    | 29,057       | 37,323 | ・             | ・                  | ・                            | ・                          | ・                         | ・                    | 69.7 |
| 70 C-N       | a   | 3     | 17,700 | 120,051 | 33,247    | 9,063        | 10,052 | ・             | 4,000              | ・                            | ・                          | 3.3                       | ・                    | 27.3 |
| 〃            | b   | 2     | 50,875 | 102,649 | 69,645    | 50,227       | 52,097 | 16,500        | ・                  | 32.4                         | 85.0                       | ・                         | 39.8                 | 72.1 |
| 75・80 C-N    | a   | 1     | 3,000  | 154,809 | 10,999    | 84           | 150    | ・             | 3,000              | ・                            | ・                          | 1.9                       | 2,000.0              | 0.8  |
| 〃            | b   | 2     | 15,525 | 97,923  | 28,873    | 11,876       | 27,400 | 20,700        | ・                  | 133.3                        | 121.8                      | ・                         | ・                    | 41.1 |
| 〃            | c   | 6     | 5,995  | 89,450  | 22,448    | 5,675        | 6,249  | ・             | ・                  | ・                            | ・                          | ・                         | 59.1                 | 25.3 |
| 60・65 M-N    | a   | 10    | 3,737  | 109,637 | 14,784    | 3,670        | 4,583  | ・             | 2,710              | ・                            | ・                          | 2.5                       | ・                    | 24.8 |
| 〃            | b   | 1     | 12,000 | 90,289  | 8,668     | 930          | 2,380  | 5,000         | ・                  | 41.7                         | 64.6                       | ・                         | ・                    | 10.7 |
| 〃            | c   | 9     | 8,008  | 100,652 | 16,809    | 6,943        | 8,264  | ・             | ・                  | ・                            | ・                          | ・                         | 38.0                 | 41.3 |
| 70 M-N       | a   | 6     | 4,745  | 103,815 | 21,326    | 7,411        | 8,339  | ・             | 3,167              | ・                            | ・                          | 3.1                       | ・                    | 34.8 |
| 〃            | b   | 3     | 11,000 | 127,183 | 15,044    | 3,787        | 6,450  | 3,300         | ・                  | 30.0                         | 29.3                       | ・                         | ・                    | 25.2 |
| 〃            | c   | 6     | 10,975 | 78,396  | 15,174    | 5,878        | 6,699  | ・             | ・                  | ・                            | ・                          | ・                         | ・                    | 38.7 |
| 75・80 M-N    | a   | 7     | 5,158  | 113,400 | 13,238    | 2,426        | 2,756  | ・             | 2,286              | ・                            | ・                          | 2.0                       | 82.9                 | 18.3 |
| 〃            | c   | 7     | 11,409 | 100,302 | 11,748    | 1,830        | 2,316  | ・             | ・                  | ・                            | ・                          | ・                         | ・                    | 15.6 |

(注) 1. a: 家計からこづかいを貰っている高齢者。  
 b: 家計へ生活費を入れている高齢者。  
 c: どちらでもない高齢者。  
 2. タイプ記号は表 1 の注参照。

入額は実質的には M-N とほとんど同じ位であることになる。

家計繰入額が家計簿の老齢者支出（こづかい支出を含まない）に占める割合は、老齢者が家計に入れている生活費が家計簿で老齢者のために支出されている金額に足りているのかどうか、足りないとすればどの位足りなさを示してくれる。これをみると、C-N では 7 割あるいはそれをこえているが、M-N では 60・65M-N で 6 割強、年齢の高い 70M-N では 3 割という少い割合になっている。

逆に家計からこづかいをもらっている老齢者の実収入は相対的に低い。さらに老齢者以外の実収入水準をくらべてみると、こづかいを老齢者に与えている家計の実収入水準は相対的に高いことが読みとれる。こづかいの額は 3,000～4,000 円位が相場のようなものである。C-N は老齢者夫婦の 2 人分であるから、M-N の方がこづかいの額が実質的には大きい。家計から老齢者に与えているこづかいの家計実収入（老齢者の実収入は含まない）に占める割合はきわめて小さく、2～3%に過ぎない。しかし、この家計からの少いこづかいが老齢者のこづかい支出に占める割合は 40% 以上であり、なかには 75・80M-N のように 80% 強も占める例もある。75・80C-N では、こづかい支出額が非常に小さいので、家計からもらうこづかいがこづかい支出の 20 倍にもなっているが、これは

もらったこづかいをほとんど使わないで貯めているからである。

次に、前節でみた合計簿の老齢者消費支出総額に占めるこづかい帳の老齢者消費支出の割合、すなわち、老齢者支出に占めるこづかい支出の割合を、ここでもう一度、家計からこづかいをもらっている老齢者、家計に生活費を入れている老齢者、どちらでもない老齢者の 3 区分別にみてみよう。

まず目につくのは、M-N では、老齢者の支出中、こづかい支出による部分の割合が、C-N にくらべて一般的に低いことであろう。また、C-N では家計に生活費を入れている老齢者の方が、家計からこづかいをもらっている老齢者よりも、老齢者支出に占めるこづかい支出の割合がどの年齢においても遙かに高いのに対して、一方、M-N では家計からこづかいをもらっている老齢者の方が、家計に生活費を入れている老齢者よりも、老齢者支出に占めるこづかい支出の割合が、どの年齢においても高くなっている。どちらでもない老齢者の支出に占めるこづかい支出の割合は、非常に高い場合と低い場合に分れている。そして、C-N ではこの割合の高低が老齢者実収入水準の高低と見合っているようであるが、M-N では老齢者実収入とは関係がない。むしろ、高年齢のためか、こづかい支出が少く、収入はあっても使わないというのが理由のようである。

家計に生活費を入れている高齢者の支出に占めるこづかい支出の割合は C-N では 40~70% にあり、M-N では 10~25% にある。この割合とすでに見た家計繰入額の高齢者実収入に占める割合との間には相関関係があるようである。C-N、M-N どちらにおいても、繰入額の高齢者実収入に占める割合が低いほど、高齢者の支出に占めるこづかい支出の割合が高くなっている。いいかえると、高齢者の実収入から家計に繰入れる額の割合が少いほど、その高齢者にはこづかい支出の余裕が相対的に大きいので、高齢者支出に占めるこづかい支出の割合が大きくなるのであろう。

家計からこづかいをもらっている高齢者の支出に占めるこづかい支出の割合は C-N、M-N とともに精々 30% 程度で、もらっているこづかいの額が少いほど、その割合も少くなっている。ただし、75・80 C-N の場合には、この割合がほとんど零になっているが、これは、前述したように、こづかいをもらっても全然使っていないからである。

なお、最後に付け加えると、家計に生活費を入れている高齢者は、自分のためでなく、子夫妻あるいは孫のために支出することも多いようである。

### (3) 高齢者の自己負担率

高齢者は自分の支出のどの位の割合を自分で負担しているかを試算して示したのが表 23~25 である。ここでいう高齢者負担総額とは、こづかい帳の高齢者実収入に実収入以外の収入と実支出以外の支出の差、および前期からの繰入と翌月への繰越の差を加えたものである。これは別の見方をすれば、高齢者のこづかい実支出に家計への繰入額と家計からのこづかいの差を加えたものに一致するはずである。すなわち、次のとおりである。

#### こづかい帳収支バランス

$$\left( \begin{array}{l} \text{実収入} \\ \text{実収入以外の収入} \\ \text{前月からの繰入} \\ \text{家計からのこづかい} \end{array} \right) = \left( \begin{array}{l} \text{実支出} \\ \text{実支出以外の支出} \\ \text{翌月への繰越家計} \\ \text{への繰入} \end{array} \right) \cdots \cdots (1)$$

$$\left( \begin{array}{l} \text{実収入} \\ \text{実収入以外の収入} - \\ \text{実支出以外の支出} \\ \text{前月からの繰入} - \text{翌} \\ \text{月への繰越} \end{array} \right) = \left( \begin{array}{l} \text{実支出} \\ \text{家計への繰入} - \text{家} \\ \text{計からのこづかい} \end{array} \right) \cdots \cdots (2)$$

実支出以外の支出、翌月への繰越、家計からのこづかいを両辺から差引くと、(1)から(2)の式が得られる。高齢者の負担総額として、どちらを用いてもよいが、

実収入の中身別に観察できる利点があるので、前者を採用した。

まず、高齢者の負担総額とその中味をみてみよう。金額では C-N が M-N を上回っている。C-N が夫妻 2 人分であることを考慮しても、やはり、C-N の方が上である。世帯人員別には、C-N でははっきりした傾向はみられない。6 人世帯では他の 2 倍位の大きさを示しているのが目だっているが、これは高齢者実収入が高いからである。一方、M-N では世帯人員が増えると負担総額が減少する傾向を示している。年齢別に負担総額をみると、C-N、M-N 両タイプともに、65 (65~69 歳) (あるいは 60・65, すなわち 60~69 歳) と 70 (70~74 歳) との間には差がほとんどないが、75・80 (75 歳以上) になると急激に減少することが示されている。すなわち、C-N では、65 C-N と 70 C-N の 3 万円強の負担総額が 75・80 C-N では 1 万円強に減少しており、M-N では 60・65 M-N と 70 M-N の 5, 6 千円が 75・80 M-N では 2 千円以下に減少している。

負担総額の中味は実収入が大部分を占めている。しかし、C-N では実収入以外の収入と実支出以外の支出の差額の占める割合もかなり多く、とくに、年齢の高い高齢者では、40% も占めている。このことは、高齢者が預金を少しずつ引出すような形の収入に頼っていることを示している。ただし、この預金の元は年金・恩給、あるいは利子・配当収入のような年に数回だけ入ってくる種類の実収入であるかもしれない。この調査は 1 ヶ月調査であるため、たまたま調査月にその種の収入が入った場合しか実収入として計上されていない。さて、この実収入以外の収入より実支出以外の支出の方が大きいときは、その差がマイナス (△をつけている) になるが、これは実収入等が預金等の財産増加、あるいは借金返済のような負債減少に回っているからである。たとえば、その月に入ってきた年金・恩給収入等をいったん預金するようなことが考えられる。繰越金は、調節弁のようなものである。毎月の繰越額が大体一定しているならば、前月からの繰入金と翌月への繰越金との差額は 0 を中心に若干のプラス、あるいはマイナスになるのであろう。しかし、この高齢者こづかい帳では、繰越金額そのものは比較的少いにもかかわらず、前月からの繰入と翌月への繰越の差額がタイプによって大幅にプラスとマイナスの間を上下しているのが目だっている。

自己負担額を高齢者の支出総額に対比させて示したものが高齢者支出の自己負担率である。これをみると、年齢の高い高齢者ほど自己負担率の低くなることがわかる。

65C-Nでは自分の支出の94%を自己負担しているが、70C-Nでは65%に減少し、75・80C-Nでは50%になっている。一方、M-Nでも、60・65M-Nと70M-Nは自分の支出の30~40%を自己負担しているが、75・80M-Nになると12%に減少している。

C-N, M-Nともに、実収入による自己負担率が大きい、その中身を調べると、65C-Nでは勤め先・事業・

内職収入のような稼働収入による負担率が大きく、約50%になっている。C-Nの高年齢およびM-Nでは、恩給・年金による負担率が大きく、20~30%の比率を示している。仕送りによる負担率は極めて小さく問題にならない。なお、C-Nでは実収入以外の収入による負担率のウェイトもかなりある。

表 23 タイプ・世帯人員別にみた高齢者負担

| タイプ（世帯人員） | 高齢者<br>負担総額 | 実 収 入  |                    |       |       |       | 実収入以外の収入<br>—実支出以外の支出 |                  |                 | 前月からの繰入<br>—翌月への繰越 |        |        |
|-----------|-------------|--------|--------------------|-------|-------|-------|-----------------------|------------------|-----------------|--------------------|--------|--------|
|           |             | 総 額    | 勤め先・<br>事業内職<br>収入 | 恩給年金  | 仕送り   | その他   | 実収入<br>以外の<br>収入      | 実支出<br>以外の<br>支出 | 前月か<br>らの繰<br>入 | 翌月へ<br>の繰越         |        |        |
| 実 額       |             |        |                    |       |       |       |                       |                  |                 |                    |        |        |
| C-N（5）    | 13,652      | 11,943 | 7,750              | 4,120 | —     | 73    | △ 75                  | —                | 75              | 1,783              | 10,685 | 8,902  |
| “（6）      | 27,487      | 19,704 | 6,732              | 7,556 | —     | 5,417 | 6,281                 | 7,567            | 1,286           | 1,502              | 17,386 | 15,884 |
| “（7）      | 13,290      | 14,701 | 1,750              | 9,000 | 1,250 | 2,701 | 6,480                 | 7,050            | 570             | △7,892             | 5,982  | 13,874 |
| M-N（4）    | 7,776       | 9,370  | 150                | 6,947 | 917   | 1,357 | 350                   | 833              | 483             | △1,944             | 2,194  | 4,138  |
| “（5）      | 4,385       | 6,885  | 1,883              | 3,677 | 288   | 1,038 | △ 221                 | 89               | 310             | △2,279             | 3,929  | 6,208  |
| “（6）      | 2,903       | 8,268  | 4,511              | 904   | —     | 2,853 | △2,900                | —                | 2,900           | △2,466             | 3,164  | 5,630  |
| 百 分 率     |             |        |                    |       |       |       |                       |                  |                 |                    |        |        |
| C-N（5）    | 100.0       | 87.5   | 56.8               | 30.2  | —     | 0.5   | 40.5                  | ・                | ・               | 13.1               | ・      | ・      |
| “（6）      | 100.0       | 71.7   | 24.5               | 27.5  | —     | 19.7  | 22.9                  | ・                | ・               | 5.5                | ・      | ・      |
| “（7）      | 100.0       | 110.6  | 13.2               | 67.7  | 9.4   | 20.3  | 48.8                  | ・                | ・               | △59.4              | ・      | ・      |
| M-N（4）    | 100.0       | 120.5  | 1.9                | 89.3  | 11.8  | 17.5  | 4.5                   | ・                | ・               | △25.0              | ・      | ・      |
| “（5）      | 100.0       | 157.0  | 42.9               | 83.9  | 6.6   | 23.7  | △ 5.0                 | ・                | ・               | △52.0              | ・      | ・      |
| “（6）      | 100.0       | 284.8  | 155.4              | 31.1  | —     | 98.3  | △ 99.9                | ・                | ・               | △84.9              | ・      | ・      |

(注) 1. 高齢者負担総額=実収入+(実収入以外の収入-実支出以外の支出)+(前月からの繰入-翌月への繰越)  
2. タイプ記号は表1の注参照。

表 24 タイプ・年齢階級別にみた高齢者負担

| 年齢階級・タイプ  | 高齢者<br>負担総額 | 実 収 入  |                    |        |       |        | 実収入以外の収入<br>—実支出以外の支出 |                  |                  | 前月からの繰入<br>—翌月への繰越 |                 |            |
|-----------|-------------|--------|--------------------|--------|-------|--------|-----------------------|------------------|------------------|--------------------|-----------------|------------|
|           |             | 総 額    | 勤め先・<br>事業内職<br>収入 | 恩給年金   | 仕送り   | その他    |                       | 実収入<br>以外の<br>収入 | 実支出<br>以外の<br>支出 |                    | 前月か<br>らの繰<br>入 | 翌月へ<br>の繰越 |
| 実 額       |             |        |                    |        |       |        |                       |                  |                  |                    |                 |            |
| 65 C-N    | 31,983      | 19,698 | 16,929             | —      | —     | 2,769  | 6,240                 | 9,400            | 3,160            | 6,045              | 12,376          | 6,331      |
| 70 C-N    | 31,150      | 30,970 | 2,960              | 16,760 | 1,000 | 10,250 | 4,305                 | 5,000            | 695              | △4,125             | 26,824          | 30,949     |
| 75・80 C-N | 11,494      | 7,775  | 3,667              | 4,076  | —     | 32     | 4,656                 | 4,789            | 133              | △ 936              | 5,766           | 6,702      |
| 60・65 M-N | 5,025       | 6,072  | 2,234              | 2,751  | 75    | 1,012  | △ 308                 | 102              | 410              | △ 740              | 4,919           | 5,659      |
| 70 M-N    | 6,712       | 8,488  | 1,493              | 4,910  | 567   | 1,518  | 117                   | 333              | 217              | △1,893             | 3,888           | 5,781      |
| 75・80 M-N | 1,479       | 8,284  | 2,744              | 3,296  | 379   | 1,865  | △1,936                | 71               | 2,007            | △4,869             | 1,324           | 6,192      |
| 百 分 率     |             |        |                    |        |       |        |                       |                  |                  |                    |                 |            |
| 65 C-N    | 100.0       | 61.6   | 52.9               | —      | —     | 8.7    | 19.5                  | ・                | ・                | 18.9               | ・               | ・          |
| 70 C-N    | 100.0       | 99.4   | 9.5                | 53.8   | 3.2   | 32.9   | 13.8                  | ・                | ・                | △ 13.2             | ・               | ・          |
| 75・80 C-N | 100.0       | 67.6   | 31.9               | 35.5   | —     | 0.3    | 40.5                  | ・                | ・                | △ 8.1              | ・               | ・          |
| 60・65 M-N | 100.0       | 120.8  | 44.5               | 54.7   | 1.5   | 20.1   | △ 6.1                 | ・                | ・                | △ 14.7             | ・               | ・          |
| 70 M-N    | 100.0       | 126.5  | 22.2               | 73.2   | 8.4   | 22.6   | 1.7                   | ・                | ・                | △ 28.2             | ・               | ・          |
| 75・80 M-N | 100.0       | 560.1  | 185.5              | 222.9  | 25.6  | 126.1  | △130.9                | ・                | ・                | △329.2             | ・               | ・          |

(注) 1. 高齢者負担総額=実収入+(実収入以外の収入-実支出以外の支出)+(前月からの繰入-翌月への繰越)  
2. タイプ記号は表1の注参照。

表 25 高齢者の自己負担率

|           | 高齢者消費<br>支出(合計額) | 老 齢 者 自 己 負 担 率 |       |                    |      |       |       |                                  |                                |
|-----------|------------------|-----------------|-------|--------------------|------|-------|-------|----------------------------------|--------------------------------|
|           |                  | 高齢者負<br>担 総 額   | 実 収 入 |                    |      |       |       | 実収入以外<br>の 収 入<br>— 実支出以<br>外の支出 | 前月からの<br>繰 上 入<br>— 翌月への<br>繰越 |
|           |                  |                 | 総 額   | 勤め先・<br>事業内職<br>収入 | 恩給年金 | 仕 送 り | そ の 他 |                                  |                                |
| タイプ(世帯人員) |                  |                 |       |                    |      |       |       |                                  |                                |
| C-N (5人)  | 22,529           | 60.6            | 53.0  | 34.4               | 18.3 | —     | 0.3   | △ 0.3                            | 7.9                            |
| " (6)     | 38,604           | 71.2            | 51.0  | 17.4               | 19.6 | —     | 14.0  | 16.3                             | 3.9                            |
| " (7)     | 28,205           | 47.1            | 52.1  | 6.2                | 31.9 | 4.4   | 9.6   | 23.0                             | △ 28.0                         |
| M-N (4)   | 21,553           | 36.1            | 43.5  | 0.7                | 32.2 | 4.3   | 6.3   | 1.6                              | △ 9.0                          |
| " (5)     | 15,006           | 29.2            | 45.9  | 12.5               | 24.5 | 1.9   | 6.9   | △ 1.5                            | △ 15.2                         |
| " (6)     | 12,115           | 24.0            | 68.2  | 37.2               | 7.5  | —     | 23.5  | △ 23.9                           | △ 20.4                         |
| 年齢階級・タイプ  |                  |                 |       |                    |      |       |       |                                  |                                |
| 65 C-N    | 34,086           | 93.8            | 57.8  | 49.7               | —    | —     | 8.1   | 18.3                             | 17.7                           |
| 70 C-N    | 48,328           | 64.5            | 64.1  | 6.1                | 34.7 | 2.1   | 21.2  | 8.9                              | △ 8.5                          |
| 75・80 C-N | 22,942           | 50.1            | 33.9  | 16.0               | 17.8 | —     | 0.1   | 20.3                             | △ 4.1                          |
| 60・65 M-N | 15,477           | 32.5            | 39.2  | 14.4               | 17.8 | 0.5   | 6.5   | △ 2.0                            | △ 4.8                          |
| 70 M-N    | 17,608           | 38.1            | 48.2  | 8.5                | 27.9 | 3.2   | 8.6   | 0.7                              | △ 10.8                         |
| 75・80 M-N | 12,493           | 11.8            | 66.3  | 22.0               | 26.4 | 3.0   | 14.9  | △ 15.5                           | △ 39.0                         |

- (注) 1. 高齢者消費支出(合計額)にはこつかい帳の非消費支出が含まれている。  
 2. 高齢者自己負担率とは高齢者消費支出(合計額)の何%が高齢者自身の負担によって賄われているかを示す比率である。  
 3. タイプ記号は表1の注参照。

## 執 筆 者 紹 介(執筆順)

|      |      |                   |
|------|------|-------------------|
| うらべ  | ひろし  | 日本福祉大学教授          |
| 浦辺   | 史    |                   |
| まつお  | ひとし  | 日本女子大学教授          |
| 松尾   | 均    |                   |
| みわ   | おさむ  | 明治学院大学助教授         |
| 三和   | 治    |                   |
| いしもと | ただよし | 健康保険組合連合会社会保障室研究員 |
| 石本   | 忠義   |                   |
| あきやま | ともひさ | 四国学院大学講師          |
| 秋山   | 智久   |                   |
| そはら  | としみつ | 社会保障研究所研究員        |
| 曾原   | 利満   |                   |
| いそべ  | こ    | 中京女子大学教授          |
| 磯部   | しづ子  |                   |
| あさもと | のぶあき | 厚生省官房会計課課長補佐      |
| 朝本   | 信明   |                   |

# 地方小都市における高齢者世帯の居住形態別分析

## — 栄 養 —

### 基 礎 部 分

#### ま え が き

成人病対策と共に高齢者の健康管理が重要な問題として注目されているが、これら高齢者の栄養摂取の状態を個人別に観察検討した調査研究は極めて少い。

本調査は昭和45年9月に、社会保障研究所において行われた老人生活に関する総合的研究の一環として、老年者の食生活の状態を検討するのを目的として行なったものである。

#### I 調査対象の設定

静岡県掛川市に在住する家族で、社会保障研究所実施の家計簿調査に参加した108世帯の中より54世帯を抽出して栄養調査の対象とした。

この54世帯を家族構成によって表1に示すようなタイプに分類した。

なお、表中の頭の数字はN、C、C-Nの場合は夫の年齢を、M-Nの場合は老母の年齢を示しており、60は60から64歳、65は65から69歳、70は70から74歳、75は75から79歳、80は80歳以上を表わす。

#### II 調査の時期

昭和45年9月10日から9月12日の連続3日間。

#### III 調査方法と集計方法

調査法は秤量式を採用し、各世帯に与えた台秤を用いて家族全員が摂取した食物を調理前の形で秤量して、所定の調査用紙に記入させた。

老人の摂取量は、世帯の全調理食品の出来上り全量に対する老人個人の分配量を、正確に記入させることによって算出した。調査日には担当調査員が1日1回は必ず各家庭を訪問し、秤量の仕方、記入の仕方をチェック指導して調査の正確を期した。

なお、この現地調査は中京女子大学の学生ならびに掛川市の婦人会会員が担当し、その指導監督には国立栄養研究所の山川喜久江研究員、ならびに筆者がたった。

栄養量の算出には主として「三訂日本食品標準成分表」<sup>1)</sup>を用いた。個人別食品摂取量ならびに栄養摂取量を求めるには、比例方式を用い、個人別分配量の全量に対する比率を世帯の全量に乗ずる方法によった。外食をした場合はその内容をできるだけ明らかにして摂取量に加え、内容の不明のものは欠食として補正を行なった。学童の学校給食、保育所の給食はそれぞれの献立表より該当日のものを摂取量に加えた。

世帯の成人当り摂取量の算出にあたっては現行消費単位係数<sup>2)</sup>を使用した。

表 1 対 象

| タイプ    | 世帯数 | 老 齢 者 |    |
|--------|-----|-------|----|
|        |     | 男     | 女  |
| 60 M-N | 4   |       | 4  |
| 65 M-N | 5   |       | 5  |
| 70 M-N | 3   |       | 3  |
| 75 M-N | 3   |       | 3  |
| 80 M-N | 4   |       | 4  |
| 計      | 19  |       | 19 |
| 65 N   | 2   | 2     | 2  |
| 70 N   | 2   | 2     | 2  |
| 75 N   | 2   | 2     | 2  |
| 計      | 6   | 6     | 6  |
| 65 C-N | 4   | 4     | 4  |
| 70 C-N | 5   | 5     | 5  |
| 75 C-N | 2   | 2     | 2  |
| 80 C-N | 3   | 3     | 3  |
| 計      | 14  | 14    | 14 |
| 65 C   | 8   | 8     | 8  |
| 70 C   | 4   | 4     | 4  |
| 75 C   | 3   | 3     | 3  |
| 計      | 15  | 15    | 15 |
| 総 計    | 54  | 35    | 54 |

M-N は老母と子夫妻と孫  
N は老夫妻と子  
C-N は老夫妻と子夫妻と孫  
C は老夫妻のみ

## IV 結果と考察

## 1. 世帯の栄養摂取状態

## (1) 世帯の平均栄養摂取量

54世帯の平均栄養摂取量を成人当りにしてみると、表2に示すように、熱量は2,373カロリーで所要量2,500カロリーより劣り、蛋白質は所要量の70gをほぼ満たしているが、カルシウム、ビタミン類は大幅に不足している。ビタミン類の数値は便宜上成分表のままのものを掲げてあるが、調理による損失量（Aは20%、B<sub>1</sub>は40%、B<sub>2</sub>は30%、Cは50%とするのが妥当であろう）を除けば、はるかに所要量を下回る。これを前回（昭和43年）掛川市で行なった調査<sup>3)</sup>の結果と比較してみると、熱量、蛋白その他無機質もビタミン類もいずれもほとんど変化がなく、2年間の間に食生活の面では変化がなかったことがうかがわれる。また、昭和43年度の国民栄養調査による全国平均<sup>4)</sup>（人口5万～15万の市）よりは、熱量、蛋白、カルシウム、ビタミンAの摂取量がやや劣っているが、一般的にいて大した差は認められない。

しかしながらこれを各世帯ごとにみると、世帯間に相当大幅な変動があり、熱量は最低1,500カロリー前後から最高4,200カロリーを上回るものまであり、蛋白は最低40gから最高100g以上のものである（いずれも成人単位）。ビタミンAは最小166I.U.、最大は3435I.U.とその差の幅は大きい。

さらに摂取栄養量の分布をみると、所要量にみたない

世帯は熱量で40世帯、蛋白で35世帯と80%にも達している。

図1は栄養比率の比較を示したものであるが、栄養比率の点からみれば、今回の結果は前回に比して糖質カロリー比が減少し、蛋白、脂肪のカロリー比が高くなって全国平均と同じ状態にまで変化したことがうかがわれる。

## (2) タイプ別世帯の平均栄養摂取量

世帯主の年齢に関係なく、家族構成タイプごとに栄養摂取量をまとめてみると、表3のようになる。

まず熱量摂取状態をみると、家族構成タイプによりかなりの差異を呈している。タイプ別にみて最高の熱量摂取をしているのはC、すなわち老夫妻のみの世帯であり、最低はC-N、すなわち老夫婦と核家族とが同居している世帯である。この両タイプの差は平均値で約500カロリーとなっており、特に同じ年齢層の老人のいる70Cと70C-Nは約700カロリーの差がある。

蛋白質のとり方も同様の傾向を示し、Cタイプは総量においても、動物性においても他の3つタイプに比較してすぐれた摂取状態を示している。

図2は以上のタイプ別栄養摂取量のうちの主な栄養素について所要量と比較したものである。所要量を100として、それぞれの充足率をみると、熱量ではCタイプのみが所要量をオーバーし、蛋白はC-Nがやや不足、カルシウム、ビタミンA、Cはいずれも大きく所要量を下回る。特にビタミンAの不足は甚だしい。このビタミンAとCが著しく不足している状態は前回の調査結果に

表2 世帯の平均栄養摂取量

|             | 熱量 Cal | 蛋白質 g |      | 脂肪 g | カルシウム mg | ビ タ ミ ン |                   |                   |      |
|-------------|--------|-------|------|------|----------|---------|-------------------|-------------------|------|
|             |        | 総 量   | 動 蛋  |      |          | A I.U.  | B <sub>1</sub> mg | B <sub>2</sub> mg | C mg |
| 本 調 査 (昭45) | 2,373  | 69.1  | 30.8 | 35.2 | 412      | 997     | 0.92              | 0.79              | 67   |
| 前回調査 (昭43)  | 2,322  | 70.8  | 32.7 | 37.6 | 445      | 1018    | 0.92              | 0.90              | 51   |
| 全国平均 (昭43)  | 2,487  | 83.6  | 34.8 | 44.4 | 538      | 1421    | 1.10              | 0.96              | 96   |

(注) 熱量と蛋白は成人当り。

全国平均は国民栄養調査、人口5万～15万の市。

図1 栄養比率

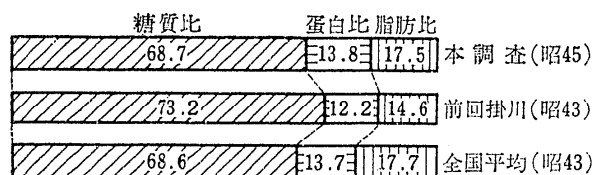
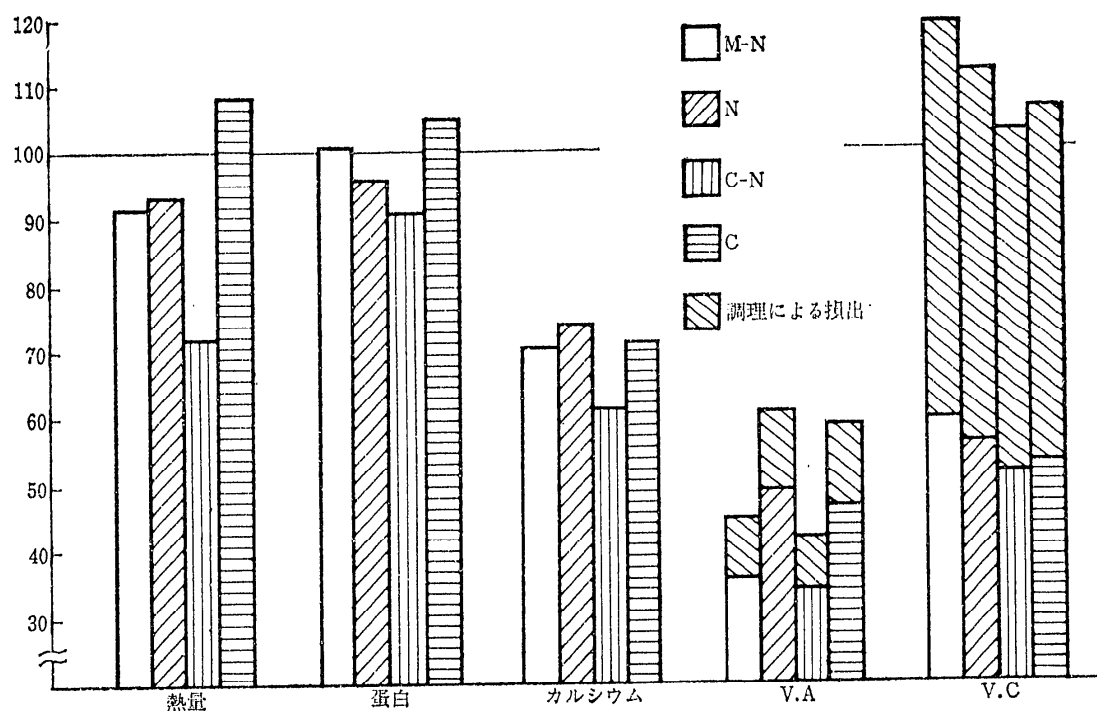


表3 タイプ別世帯の平均栄養摂取量

| タイプ | 熱量 Cal | 蛋白質 g |      | 脂肪 g | カルシウム mg | ビタミン   |                   |                   |      |
|-----|--------|-------|------|------|----------|--------|-------------------|-------------------|------|
|     |        | 総量    | 動物性  |      |          | A I.U. | B <sub>1</sub> mg | B <sub>2</sub> mg | C mg |
| M-N | 2301   | 70.3  | 31.8 | 34.8 | 421      | 904    | 0.92              | 0.82              | 72   |
| N   | 2337   | 67.4  | 28.0 | 33.0 | 446      | 1215   | 0.89              | 0.74              | 67   |
| C-N | 1800   | 63.6  | 27.3 | 32.1 | 368      | 837    | 0.84              | 0.70              | 62   |
| C   | 2704   | 73.4  | 33.9 | 39.5 | 427      | 1179   | 1.01              | 0.85              | 64   |
| 全平均 | 2373   | 69.1  | 30.8 | 35.2 | 412      | 997    | 0.92              | 0.79              | 67   |

図2 タイプ別栄養摂取量の所要量との比較



おいても指摘されたところで、掛川市における野菜不足が原因となっているようである。

## 2. 高齢者の栄養摂取状態

### (1) 年齢別・性別高齢者の栄養摂取量

60歳以上の老人を5歳刻みの年齢階層別にまとめてその平均栄養摂取量を算出した。それを男女別に示すと表4のようになる。

まず、熱量は全平均として男は1,884カロリー、女は1,544カロリーで、この年齢層の摂取量としては男女共に所要量<sup>2)</sup>よりやや低い。個々の年代についてみると、その年齢の所要量をみたしているのは、男子の65歳台、75歳台、女子の75歳台、80歳台である(所要量は男子60歳台は2,000カロリー、70歳以上は1,800カロリー、女60歳台は1,700カロリー、70歳以上は1,500カロリ

ーである)。

蛋白質は全平均として男は59.1g、女は49.3gで、この年齢層の摂取量としては所要量より10%程度低い。個々の年代をみて、所要量をみたしているのは男では全然なく、女で75歳台の64.6gのただ1つだけである(所要量は男子60歳台70g、70歳以上65g、女子60歳台60g、70歳以上55g)。

無機質も鉄は所要量に近いあるいはそれ以上の値を示しているが、カルシウムは最高で女75歳台の629mg、最低で女80歳台の292mgである。全平均からみると男女共かなり低い。

ビタミン類は調理による損失を考慮すればどれも所要量の1/2以下となり、特にビタミンAは著しく不足状態となる。素材材料のままの数値をとってみても男平均986

表 4 年齢階層別・性別・高齢者の平均栄養摂取量

| 性 | 年 代 | 人数 | 熱 量<br>Cal | 蛋 白 質 |       |      | 脂 肪<br>g | 糖 質<br>g | Ca<br>mg | Fe<br>mg | V.A<br>I.U. | V.B <sub>1</sub><br>mg | V.B <sub>2</sub><br>mg | V.C<br>mg |
|---|-----|----|------------|-------|-------|------|----------|----------|----------|----------|-------------|------------------------|------------------------|-----------|
|   |     |    |            | 総量 g  | 動物性 g | 動蛋白% |          |          |          |          |             |                        |                        |           |
| 男 | 65代 | 14 | 2051       | 61.9  | 27.9  | 45.1 | 39.4     | 347.1    | 440      | 12.8     | 1000        | 0.91                   | 0.86                   | 55        |
|   | 70  | 11 | 1729       | 55.6  | 23.8  | 42.8 | 27.1     | 317.7    | 407      | 9.7      | 863         | 0.83                   | 0.74                   | 65        |
|   | 75  | 7  | 1892       | 62.6  | 24.4  | 39.0 | 31.2     | 330.0    | 412      | 11.3     | 1113        | 0.78                   | 0.76                   | 54        |
|   | 80  | 3  | 1653       | 51.2  | 23.6  | 46.1 | 27.2     | 288.6    | 343      | 10.5     | 1071        | 0.66                   | 0.63                   | 51        |
|   | 平 均 | 35 | 1884       | 59.1  | 25.5  | 43.2 | 32.8     | 329.4    | 416      | 11.3     | 986         | 0.84                   | 0.78                   | 58        |
| 女 | 60  | 21 | 1594       | 51.6  | 23.6  | 45.7 | 31.1     | 281.2    | 359      | 11.5     | 857         | 0.76                   | 0.67                   | 60        |
|   | 65  | 16 | 1511       | 46.6  | 18.7  | 40.1 | 23.3     | 263.8    | 300      | 9.4      | 855         | 0.62                   | 0.57                   | 65        |
|   | 70  | 10 | 1388       | 45.6  | 19.6  | 43.0 | 23.0     | 242.8    | 340      | 9.8      | 643         | 0.70                   | 0.69                   | 41        |
|   | 75  | 2  | 1875       | 64.6  | 33.3  | 51.6 | 35.3     | 321.1    | 629      | 11.8     | 1013        | 0.60                   | 0.98                   | 100       |
|   | 80  | 5  | 1622       | 50.0  | 18.2  | 36.4 | 27.7     | 270.4    | 292      | 11.1     | 858         | 0.69                   | 0.60                   | 52        |
|   | 平 均 | 54 | 1544       | 49.3  | 21.3  | 43.2 | 27.1     | 269.4    | 342      | 10.5     | 823         | 0.71                   | 0.65                   | 59        |

表 5 タイプ別・性別・高齢者の栄養摂取量

| 性 | タイプ | 年 代   | 人数 | 熱 量<br>Cal | 蛋 白 質 |       |      | 脂 肪<br>g | 糖 質<br>g | Ca<br>mg | Fe<br>mg | V.A<br>I.U. | V.B <sub>1</sub><br>mg | V.B <sub>2</sub><br>mg | V.C<br>mg |
|---|-----|-------|----|------------|-------|-------|------|----------|----------|----------|----------|-------------|------------------------|------------------------|-----------|
|   |     |       |    |            | 総量 g  | 動物性 g | 動蛋白% |          |          |          |          |             |                        |                        |           |
| 男 | N   | 65~75 | 6  | 2017       | 59.4  | 23.8  | 40.1 | 28.6     | 372.0    | 443      | 11.0     | 1045        | 0.72                   | 0.62                   | 52        |
|   | C-N | 65~80 | 14 | 1769       | 53.8  | 21.6  | 40.1 | 26.4     | 317.1    | 359      | 9.3      | 789         | 0.77                   | 0.68                   | 57        |
|   | C   | 65~75 | 15 | 1939       | 64.0  | 29.9  | 46.7 | 35.8     | 324.6    | 465      | 13.3     | 1152        | 0.95                   | 0.94                   | 61        |
|   | 全平均 |       | 35 | 1884       | 59.1  | 25.5  | 43.1 | 30.8     | 329.7    | 419      | 11.3     | 988         | 0.84                   | 0.78                   | 58        |
| 女 | N   | 65~75 | 6  | 1489       | 49.8  | 23.0  | 46.2 | 24.7     | 265.6    | 402      | 11.9     | 1194        | 0.63                   | 0.58                   | 79        |
|   | C-N | 65~80 | 14 | 1487       | 41.2  | 15.6  | 37.9 | 20.5     | 268.8    | 265      | 8.0      | 568         | 0.61                   | 0.52                   | 53        |
|   | C   | 65~75 | 15 | 1700       | 57.9  | 26.2  | 45.3 | 33.4     | 288.9    | 376      | 12.8     | 990         | 1.19                   | 0.72                   | 55        |
|   | M-N | 60~80 | 19 | 1487       | 48.9  | 20.9  | 42.7 | 27.4     | 257.5    | 358      | 9.7      | 805         | 0.73                   | 0.72                   | 67        |
|   | 全平均 |       | 54 | 1546       | 49.5  | 21.2  | 42.8 | 27.0     | 270.0    | 344      | 10.4     | 838         | 0.82                   | 0.65                   | 62        |

I.U., 女平均 823 I.U. で, 所要量の 2,000 I.U. にははるかに及ばない。個々をみると, 男の最低は 70 歳台の 863 I.U., 女の最低は 70 歳台の 643 I.U., 最高値は男 75 歳台の 1,113 I.U., 女 75 歳台の 1,013 I.U. で, いずれも所要量に対して 1/2 または 1/3 という低さである。

## (2) タイプ別高齢者の栄養摂取状態

つぎに老人個人が属する家族の構成タイプの面からその栄養摂取の状態をみよう。世帯主の年齢に関係なく, タイプ別にまとめてみると表 5 のようになる。

男子では C-N タイプが全般的に他のタイプより劣っており, 熱量でみるとこのタイプだけが男子全平均以下であり, また理論的な所要量にも達しない。ここでいう理論的所要量とは, 60 歳台の所要量 (2,000 カロリー) と 70 歳以上の所要量 (1,800 カロリー) とを平均したもの (1,900 カロリー) である。蛋白質その他の栄養素も C-N タイプは劣っている。

女子の場合は熱量が C タイプのみが全平均をも理論的所要量 (1,630 カロリー) をもオーバーしており, 他の 3 タイプははるかに低い。特に C-N タイプの老女は動物性蛋白, 脂肪, 無機質, ビタミン類のとり方が少ない。

この関係を図示すると図 3 のようになる。ビタミン C を除いて, いずれの栄養素もその摂取状態は男女共 C タイプがすぐれていることがわかる。

(3) 高齢者摂取量の成人摂取量に対する割合  
世帯における老人の食生活状態の占める位置ともいべきものをみるために, その世帯の成人摂取量に対する老人の摂取量の割合を求めてみた。

表 6 は全対象を男女別に 60 歳台と 70 歳以上とに分け, 各栄養素摂取量の成人摂取量に対する比を表わしたものである。所要量から計算したこの年代の消費単位係数は, 熱量で男 60 歳台は 0.80, 70 歳以上は 0.72, 女 60 歳台は 0.68, 70 歳以上は 0.62 である。表 6 の比率はその老

図3 タイプ別栄養摂取量

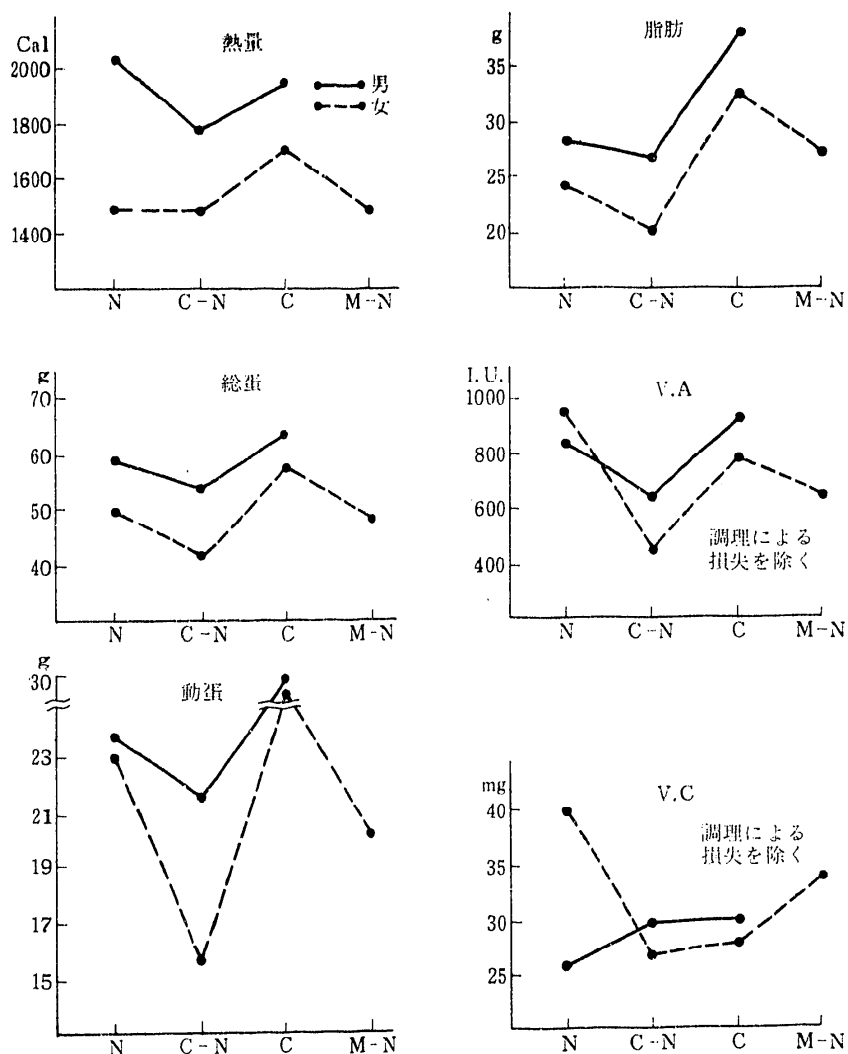


表6 高齢者摂取量の成人摂取量に対する比 (男女別・年代別)

(%)

| 性 | 年代    | 人数 | 熱量   | 総蛋   | 動蛋   | 脂肪   | 糖質    | Ca    | V.A  | V.B <sub>1</sub> | V.B <sub>2</sub> | V.C  |
|---|-------|----|------|------|------|------|-------|-------|------|------------------|------------------|------|
| 男 | 60歳台  | 14 | 83.6 | 89.4 | 86.2 | 93.9 | 107.6 | 99.2  | 91.1 | 88.9             | 103.4            | 89.1 |
|   | 70歳以上 | 21 | 76.4 | 86.8 | 86.0 | 92.2 | 100.0 | 105.0 | 98.5 | 90.3             | 97.7             | 92.8 |
|   | 全平均   | 35 | 79.3 | 87.9 | 86.1 | 92.9 | 103.0 | 102.7 | 95.5 | 89.7             | 100.0            | 91.2 |
| 女 | 60歳台  | 37 | 65.8 | 72.8 | 74.6 | 78.4 | 90.1  | 85.2  | 86.9 | 77.5             | 82.7             | 97.4 |
|   | 70歳以上 | 17 | 68.5 | 71.2 | 63.5 | 74.8 | 89.1  | 85.1  | 89.6 | 85.5             | 85.9             | 84.9 |
|   | 全平均   | 54 | 66.6 | 72.3 | 71.1 | 72.3 | 89.8  | 85.2  | 87.7 | 80.0             | 83.6             | 93.5 |

人の属する世帯の成人摂取量に対する割合で、この理論的消費単位係数とは異なるが、摂取量とその世帯の成年男子に対してどのような割合であるかを表わすものとして、試みにこれを消費単位係数とくらべてみると、全体的にみて理論値に近く、むしろそれを上回る傾向にある。すなわち男子平均の79は理論値60歳代の80にほぼ近く、女子平均の67は60歳代の理論値68に近い。

この傾向を図示すると図4のようになる。男子の場合、その世帯の成人単位を100とすれば、糖質、カルシウムなどは老人の方がそれ以上に摂取しており、女子の場合は、熱量、蛋白、脂肪などは成人値より低いが、ビタミン類は成人にやや近い摂取をしている。これは世帯の成人単位の摂取量が所要量より劣っているためで、いいかえれば家族全体の栄養のとり方が少ないためであろう。

参考のため、この年齢別の摂取量を各栄養素ごとに、この年代に望ましき栄養量と比較してみると、図5のようになる。望ましき栄養量とは従来の文献または実態調査等の結果から考えて、かりに次のように設定してみた。

熱量、蛋白、ビタミンA、Cは現行所要量。

動物性蛋白は総蛋白量の40%とする。

脂肪は対総カロリー比を18%とする。

糖質は対総カロリー比を68%とする。

蛋白質は対総カロリー比を14%とする。

なおビタミンAとCは調理による損失をそれぞれ20%と50%とし、以上の各栄養素の望ましき量を100として、これに対する摂取量の比率を出してみると、図5にみるように、男子はどの年齢層も熱量と糖質のとり方が所要量を上回るのに反し、カルシウム、ビタミンA、C、は大幅に不足している。女子の場合は所要量を上回るものはないが、摂取の傾向は男子と同様でカルシウム、ビタミン以外は所要量にほぼ近い。

以上の関係を家族構成の面からながめてみると、表7ならびに図6に示すように、全般的傾向としては年齢別にみた場合と同様、成人の実摂取にくらべて相当高い摂取を示しているが、タイプ別に比較をすれば、C-Nタイプが比率が低く、Nタイプ、Cタイプが高いようである。

また、年代別の場合と同様、望ましき栄養量との比較をすると、図7のように、男女ともCタイプが熱量、動蛋白、脂肪、糖質が所要量の100%またはそれ以上を示し、C-Nタイプが糖質以外は所要量をはるかに下回る。

#### (4) 摂取量の分布

以上は各グループごとの平均値についてそれぞれの観点から論じてきたが、老人1人1人を個別に観察すると、

図4 高齢者摂取量の成人摂取量に対する比 (年齢別)

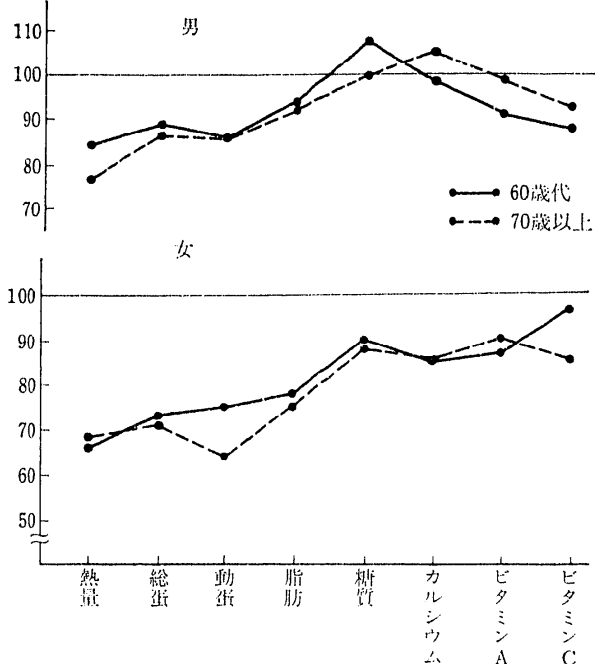
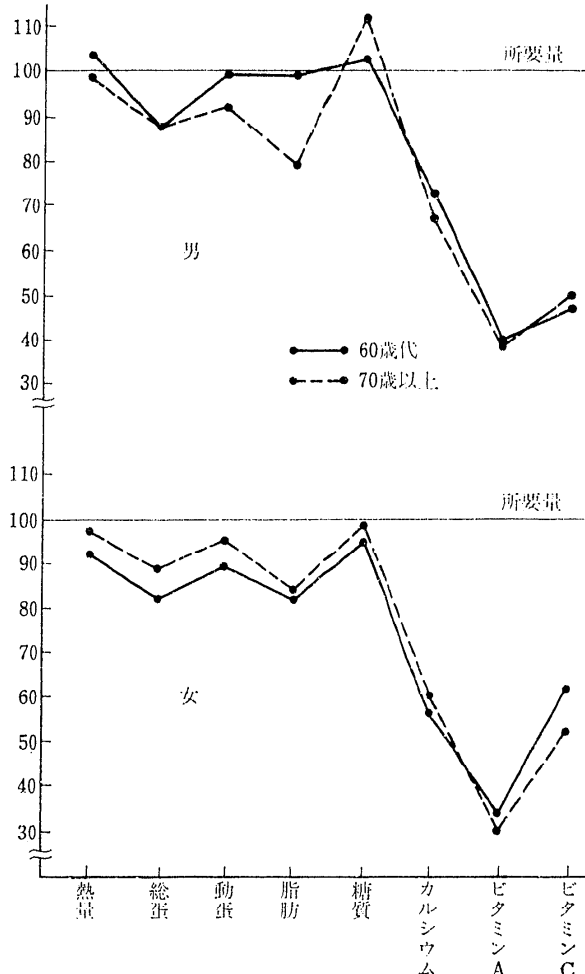


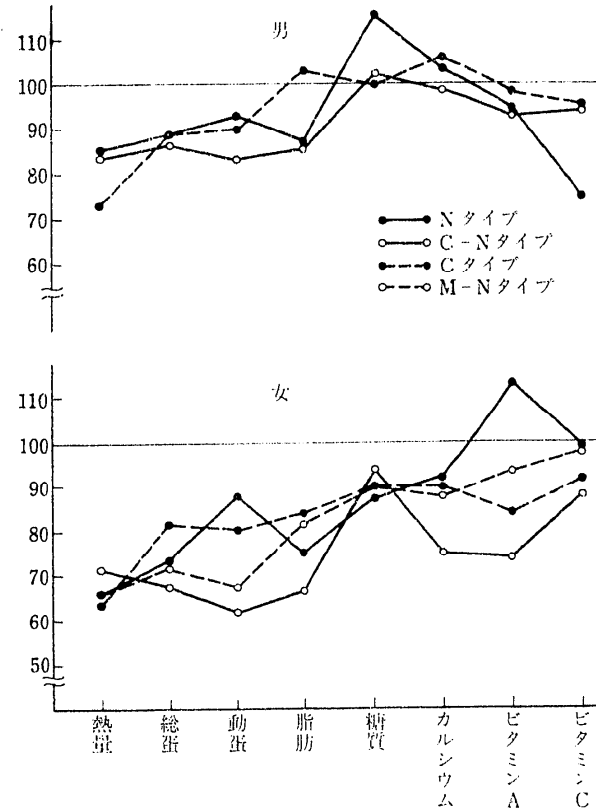
図5 高齢者摂取量の望ましき栄養量 (年齢別)



同じ家族タイプ、または同じ年代に属する個人の間にも摂取量に変動の幅があることが認められる。表8は熱量、蛋白、ビタミンA、ビタミンCについて摂取量の分布を表わしたものである。すなわち、これらの栄養素をその年齢層の所要量と比較して、その比率を4段階に分け、それぞれの段階に属する人数を求めた。

表8によれば、熱量は大多数がA（所要量の100%あるいはそれ以上）またはB（所要量の70~99.9%）の段階に属し、C（所要量の50~69.9%）に属するものが男

図6 高齢者摂取量の成人摂取量に対する比(タイプ別)



子5名、女子4名にすぎない。D（49.9%以下）は60代の女子1名あるのみである。

蛋白質はB段階に属するものが最も多く、Dに入るも

図7 高齢者摂取量の望ましき栄養量との比較 (タイプ別)

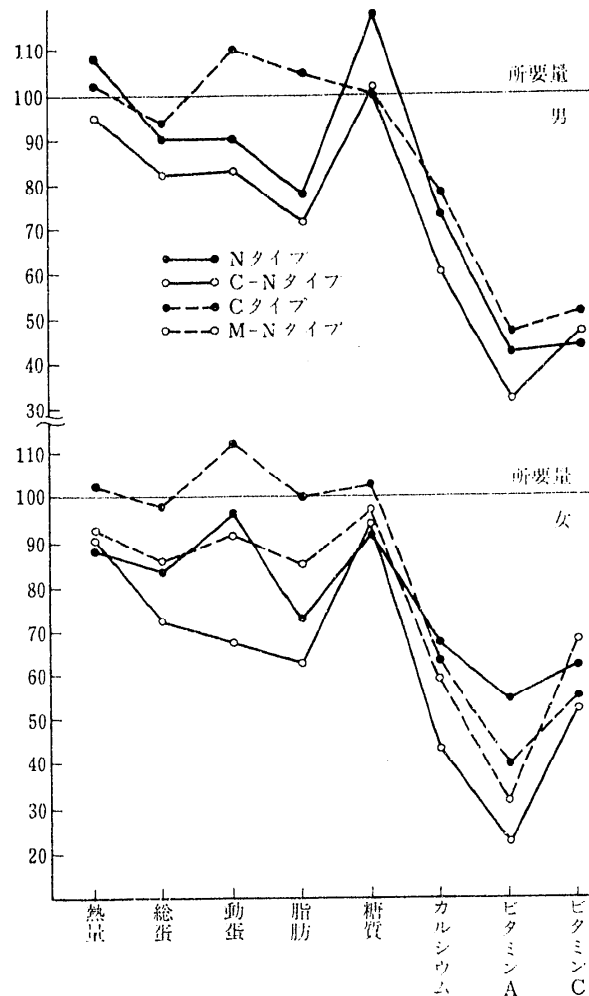


表7 高齢者摂取量の成人摂取量に対する比 (タイプ別)

(%)

| 性 | タイプ | 人数 | 熱量   | 総蛋   | 動蛋   | 脂肪    | 糖質    | Ca    | V.A   | V.B <sub>1</sub> | V.B <sub>2</sub> | V.C  |
|---|-----|----|------|------|------|-------|-------|-------|-------|------------------|------------------|------|
| 男 | N   | 6  | 85.0 | 88.2 | 92.6 | 86.5  | 115.2 | 102.7 | 95.2  | 80.0             | 89.5             | 74.7 |
|   | C-N | 14 | 83.7 | 86.4 | 81.9 | 85.5  | 101.0 | 99.2  | 93.4  | 90.6             | 97.3             | 94.3 |
|   | C   | 15 | 73.2 | 89.2 | 89.6 | 102.5 | 100.0 | 105.5 | 97.8  | 93.4             | 106.6            | 95.3 |
|   | 全平均 | 35 | 79.3 | 87.8 | 86.2 | 93.0  | 102.9 | 102.1 | 95.5  | 89.7             | 100.0            | 91.1 |
| 女 | N   | 6  | 65.3 | 73.3 | 88.3 | 74.7  | 87.1  | 91.1  | 113.3 | 71.0             | 82.5             | 99.3 |
|   | C-N | 14 | 70.5 | 67.2 | 61.0 | 65.8  | 92.5  | 75.0  | 74.2  | 73.5             | 76.2             | 88.0 |
|   | C   | 15 | 64.3 | 81.3 | 79.6 | 83.6  | 89.8  | 89.5  | 84.0  | 88.0             | 88.9             | 90.5 |
|   | M-N | 19 | 65.6 | 70.8 | 66.5 | 81.8  | 89.5  | 87.7  | 93.5  | 81.4             | 85.7             | 97.8 |
|   | 全平均 | 54 | 66.5 | 73.0 | 71.3 | 77.0  | 89.6  | 85.2  | 87.7  | 80.0             | 83.6             | 93.3 |

表 8 高齢者摂取量の分布

| 性 | 年 台   | 人 数 | 熱 量 |    |   |   | 蛋 白 質 |    |    |   | 動 蛋 比 |    |   |   | ビ タ ミ ン A |   |   |    | ビ タ ミ ン C |   |    |    |
|---|-------|-----|-----|----|---|---|-------|----|----|---|-------|----|---|---|-----------|---|---|----|-----------|---|----|----|
|   |       |     | A   | B  | C | D | A     | B  | C  | D | A     | B  | C | D | A         | B | C | D  | A         | B | C  | D  |
| 男 | 60 台  | 14  | 8   | 5  | 1 | 0 | 4     | 7  | 2  | 1 | 9     | 4  | 1 | 0 | 0         | 1 | 1 | 12 | 0         | 1 | 6  | 7  |
|   | 70 以上 | 21  | 10  | 7  | 4 | 0 | 6     | 11 | 3  | 1 | 12    | 6  | 3 | 0 | 0         | 2 | 2 | 17 | 1         | 2 | 7  | 11 |
| 女 | 60 台  | 37  | 13  | 20 | 3 | 1 | 7     | 14 | 14 | 2 | 19    | 14 | 4 | 0 | 0         | 1 | 2 | 34 | 2         | 7 | 10 | 18 |
|   | 70 以上 | 17  | 7   | 9  | 1 | 0 | 8     | 7  | 1  | 1 | 11    | 5  | 0 | 1 | 0         | 0 | 1 | 16 | 1         | 2 | 0  | 14 |

A……所要量の100%あるいはそれ以上

B…… " 70~99.9%

C…… " 50~69.9%

D…… " 49.9%以下

ビタミンA、ビタミンCは調理による損失を除く。

表 9 タイプ別・高齢者の主要食品摂取量

単位 (g)

|   | タイプ | 主 食 |    |    | 動物性食品 |     | 間食  |
|---|-----|-----|----|----|-------|-----|-----|
|   |     | 米   | めん | パン | 魚・肉・卵 | 牛乳  |     |
| 男 | C-N | 308 | 6  | 7  | 95    | 96  | 126 |
|   | N   | 373 | 11 | 0  | 119   | 32  | 72  |
|   | C   | 248 | 29 | 31 | 137   | 157 | 63  |
|   | 平 均 | 292 | 17 | 16 | 118   | 111 | 82  |
| 女 | C-N | 233 | 23 | 7  | 65    | 45  | 69  |
|   | N   | 243 | 0  | 0  | 111   | 32  | 130 |
|   | C   | 217 | 13 | 22 | 127   | 72  | 90  |
|   | M-N | 202 | 12 | 9  | 100   | 66  | 152 |
|   | 平 均 | 232 | 14 | 11 | 99    | 58  | 111 |

のは男子2名、女子3名である。動蛋白としては全般的によく、D段階に属するものが女子1名あるにすぎない。

ビタミンAは摂取量のところでみたごとく極めて劣悪な状態で、分布の状態をみても、A段階に属するものは男女共に皆無で、Bがわずかに男子3名、女子1名にすぎず、大部分がD段階に入る。

ビタミンCも同様に大部分がCまたはDに属す。ただしビタミンAもCも調理による損失を考慮して実摂取量についてみたものである。

#### (5) 高齢者の主要食品摂取量

老人の摂取食品のうち主要なものを献立面から計算してみた。これをタイプ別にまとめたのが表9である。

まず、主食としてはどのタイプでも米が圧倒的に多く、パンは少い。Cタイプ（老夫妻のみ）は男女共にパン、めんを比較的多く使用し、変化のある主食をとっていることがうかがわれる。

動物性食品を魚・肉・卵と牛乳とに分けてその摂取状況をみると、魚・肉・卵はC-Nタイプが少く、牛乳は

Nタイプが少い。Cタイプは栄養摂取の面でも最もすぐれていたが、動物性食品のとり方も他のタイプを断然ぬいて優位に立っている。特に牛乳のとり方はCタイプの男子は1日平均157gという大量をとっており、中には毎日毎回食ごとに200ccの牛乳を摂取しているという老人もあった。しかし同じCタイプの中でも女子は男子ほど多くはとっていない。これに反し、間食のとり方は女子の方が多い。ただしこの場合、食後に食べる果物、菓子なども間食として扱った（牛乳と酒は別）。図8はグラフによってこれを示した。

### 3 食料費と栄養

家計簿調査の行われた世帯の中から栄養調査対象世帯だけをぬき出し、その1ヵ月の家計調査に基づく食料費を検討した。

この食料費と栄養摂取量との関係を検討するについては、1ヵ月の調査による食料費と日間の栄養調査の結果とは期日も異なり、したがって内容的にも一致しないのが当然ではあるが、それらの結果がその世帯を一応代表するものと考えて、傾向を観察する意味で検討を加えた。

#### (1) タイプ別世帯の食料費と栄養

各世帯別に集計した1ヵ月の食料費から1人1日の食料費を算出し、これを比較に便ならしめるために便宜的に栄養の消費単位係数を用いて成人換算し、成人1人1日の食料費を算出した。表10にみるように、54世帯平均の成人1人当りの食料費は約308円となり、昭和43年度国民栄養調査<sup>4)</sup>の全国平均345円（人口5万~15万の市、成人換算）と比較してやや低い。また、エンゲル係数は平均約42%で、総理府統計局の家計調査年報<sup>5)</sup>による全国平均（人口5万以上の都市、勤労者世帯）の32.8%に比して高い。タイプ別にこのエンゲル係数をみれば4タイプ間に大きな差はないが、Cタイプが最も低い値を示していることは、栄養摂取の状態が一番すぐ

図 8 高齢者の主要食品摂取量 (タイプ別)

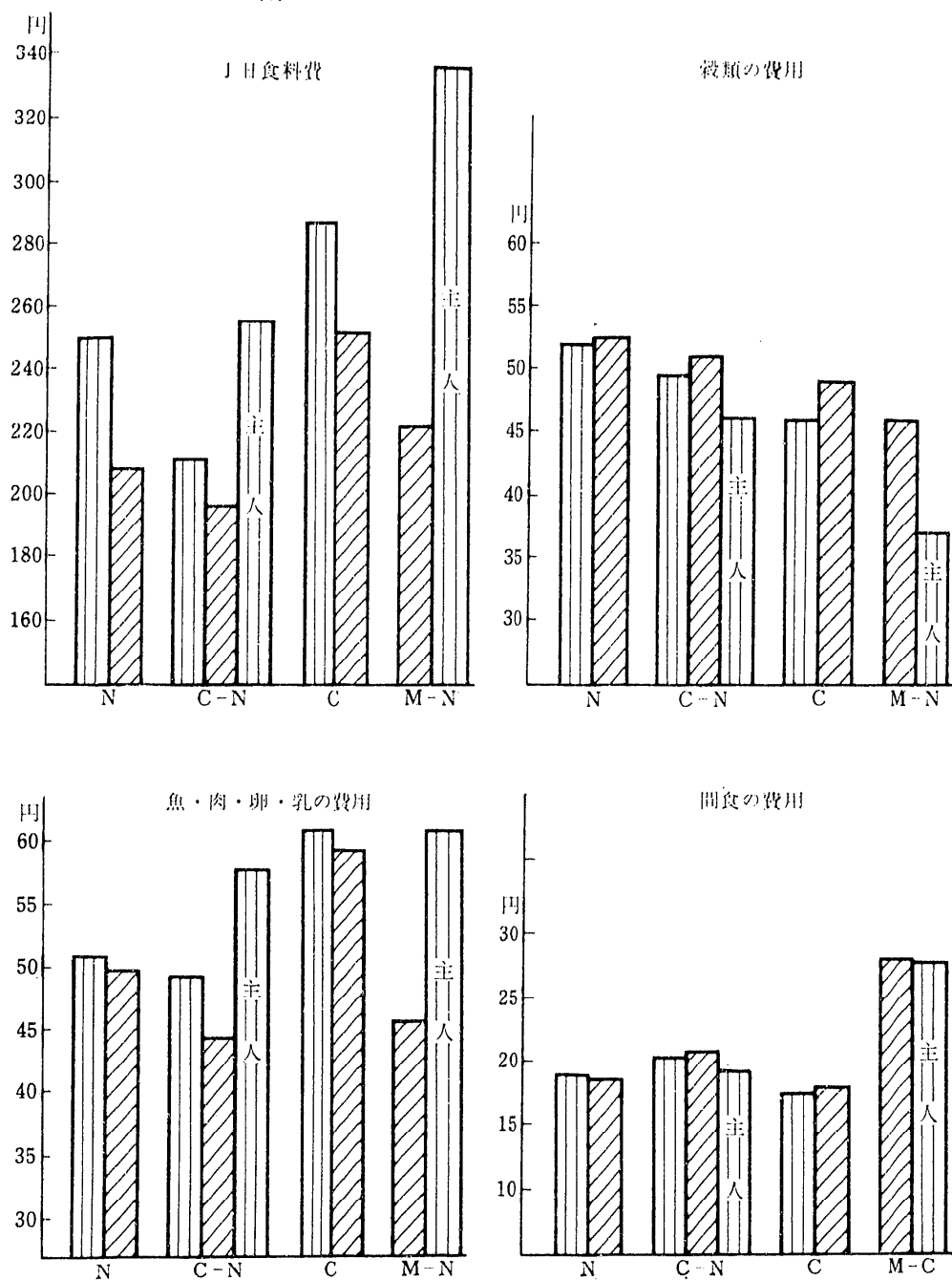
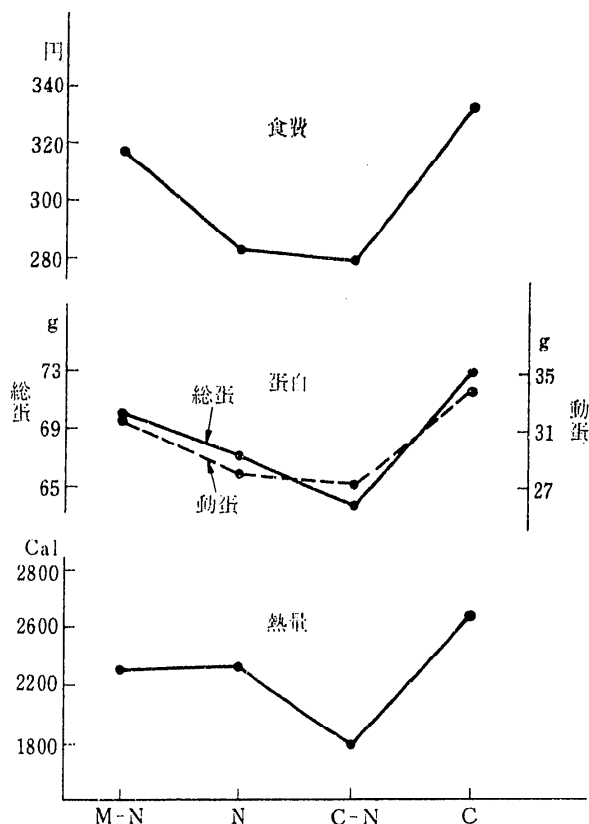


表 10 タイプ別, 1日食料費ならびに熱量・蛋白単位当り食料費

| タイプ | 成人 1 人 当 り |            |           |          | 高 齢 者 (男) |            |           | 高 齢 者 (女) |            |           |
|-----|------------|------------|-----------|----------|-----------|------------|-----------|-----------|------------|-----------|
|     | 1 日        | 100Cal 当 り | 蛋白10g 当 り | エンゲル 係 数 | 1 日       | 100Cal 当 り | 蛋白10g 当 り | 1 日       | 100Cal 当 り | 蛋白10g 当 り |
| N   | 282        | 12.6       | 4.24      | 43.4     | 250       | 12.5       | 4.18      | 207       | 13.9       | 4.13      |
| C-N | 280        | 15.5       | 4.38      | 41.4     | 211       | 11.9       | 3.91      | 196       | 13.2       | 4.78      |
| C   | 334        | 12.4       | 4.58      | 41.0     | 287       | 14.8       | 4.49      | 251       | 14.8       | 4.33      |
| M-N | 316        | 13.7       | 4.52      | 42.6     | ・         | ・          | ・         | 221       | 14.8       | 4.52      |
| 平 均 | 308        | 13.6       | 4.47      | 41.9     | 250       | 13.2       | 4.21      | 223       | 13.9       | 4.49      |

図 9 タイプ別世帯の食費ならびに栄養摂取量  
(成人1人当り)

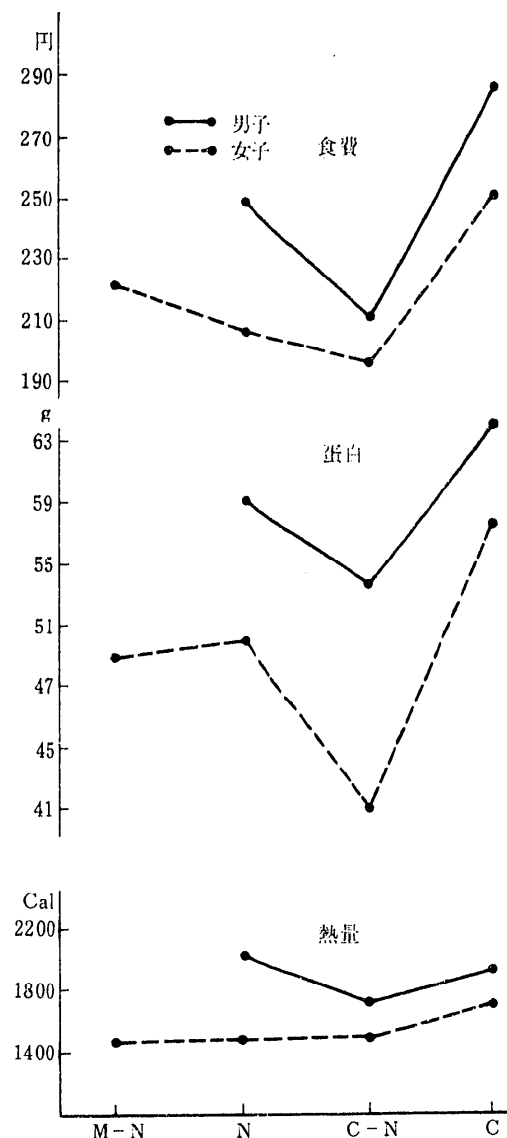
れていることと考え合わせてうなずけることである。

タイプ別の食料費を熱量、蛋白摂取の状態と対比してみると、図9のようにいずれもほとんど食費と並行的にあることが観察される。しかしながらこの食料費を100カロリー当りにしてみると(表10)、CとC-Nの関係は逆になり、また蛋白10g当りの値は4タイプとも大きな差は認められない。これは熱量のとり方にその内容的に差のあることを表わしているとみることができよう。

## (2) タイプ別高齢者の食料費と栄養

同様にして老人の食料費を個人別に集計平均すると(表10)、男子は1日250円、女子は223円となり、タイプ別にみると、この場合も蛋白、熱量のとり方の傾向と一致する(図10)。さらに熱量、蛋白の単位当りの食料費をみると、男子ではC-Nタイプが最低でCタイプが最高という1日食料費と同じ傾向を示し、女子はC-Nが100カロリー当りでは最低を示すが蛋白10g当りでは最高となっている。さらに女子の蛋白10g当りの平均が4.49円と成人より上回る数値になっていることは、高齢女子の蛋白質の摂取量が少いことを物語るものといえよう。

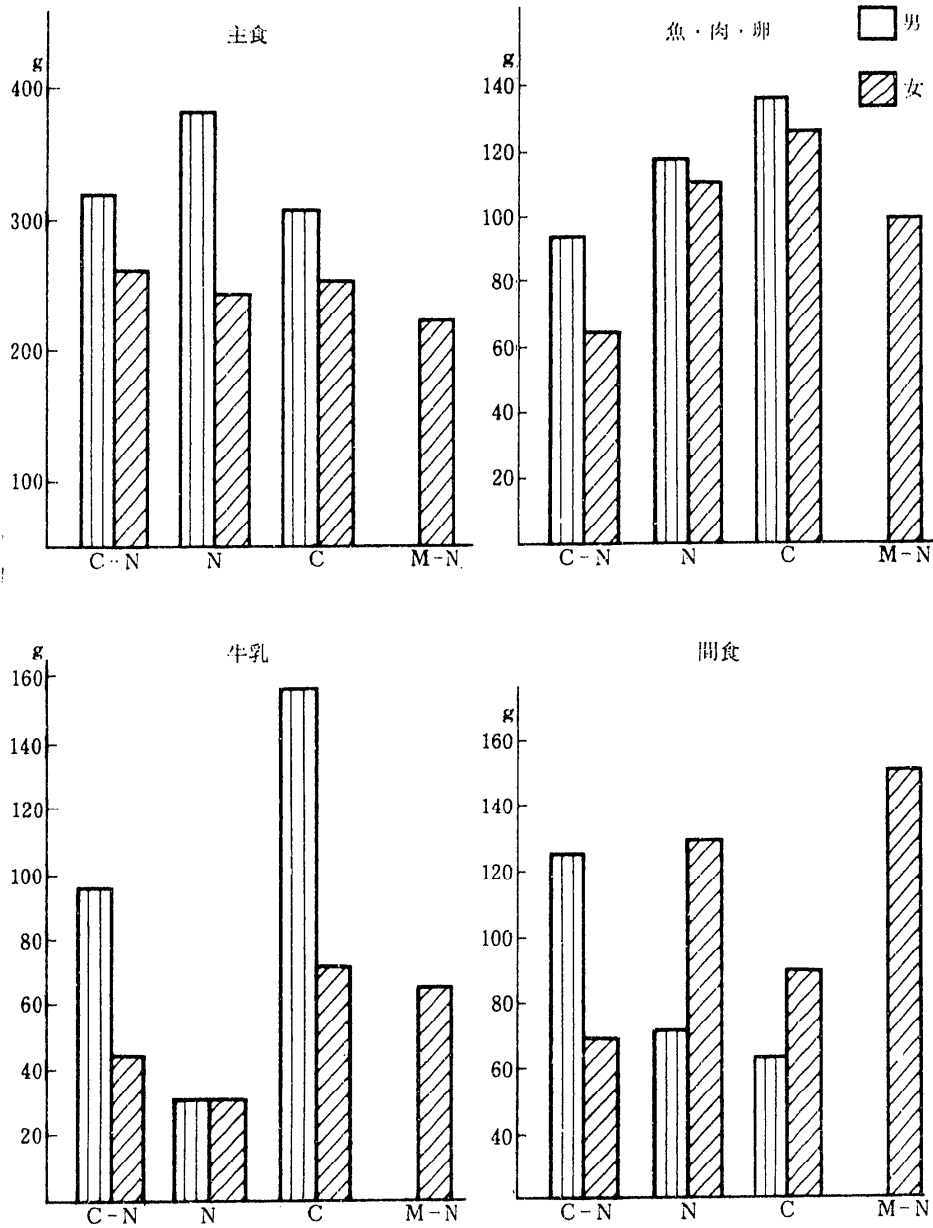
図 10 タイプ別高齢者の食費ならびに栄養摂取量



つぎに、老人の使用した1日食料費、ならびに主要食品の費用をタイプごとに比較してみると、図11のようになる。これを前項の栄養素単位当りの食料費と対比させて観察することは興味深い。すなわちC-N、Nタイプは穀類により多くの費用を支出し(特に女子)、動物性食品の支出は概して男子より女子に低くなっていること、またCタイプが最高の食料費を支出していること、などは表10の結果を考察する上に参考となる。

また図11において「主人」とあるのは世帯の核家族の主人、すなわち若い世代の男性の食料費であるが、1日全食料費は主人が老人に比して断然多額を使用しているのに対し、穀類費、間食費は老人より少い。これは主人は外食に多く消費していることを物語るものである。

図 11 食料費の比較



外食費はここには表示しなかったが、外食に使用した費用は当然ながら老人は極めて少い。参考までに3日間の食物調査期間のうち外食(てんや物を含む)をした老人は男子9名、女子5名にすぎない。

#### 総 括

静岡県掛川市における老人生活に関する総合的研究の一環として行われた今回の老人栄養に関する調査を通じて以下のような結果を得た。

(1) 54世帯の平均栄養摂取量は、2年前に行われた同市の調査の結果と大差なく、熱量、蛋白などは所要量をやや下回る程度で、ただ栄養比率が前回にくらべて多少改善されたにすぎなかった。しかしながらビタミン類、無機質類のとり方は前回と同様極めて劣悪な状態にあり、特にビタミンAとCとは所要量の1/2から1/3程度という低さである。このことは掛川市における食生活のアンバランスを示すものとして、この市の特徴的傾向といえるようである。

(2) 家族構成のあり方による影響をみると、老夫婦のみの世帯 (Cタイプ) が他のタイプに比較して常に優位にあり、熱量も成人単位にして2,700 カロリーを上回るほどの摂取を示している。これに反し、摂取状態の最もわるいのは C-N タイプ、すなわち老夫婦と核家族とが同居している世帯で、これは熱量が所要量を約28%も下回るという低さである。

(3) 高齢者個人の栄養摂取量を 60 歳台と 70 歳以上に分けて、この年代における望ましき栄養量と比較すると、男女とも全体的に熱量、蛋白、糖質は所要量に近いがまたはそれを上回り、カルシウム、ビタミンなどは所要量よりはるかに不足する。

タイプ別にみれば世帯の場合をそのまま反映して、一番すぐれた摂取状態を示すのは C タイプ、最もわるいのは C-N タイプとなっている。

また、世帯の中における成人摂取量に対する割合を栄養素別にみれば、糖質を成人よりも多くとっているものが多く、また全体的にみて摂取量の少ないカルシウムやビタミン A、C は、むしろ老人の方が成人よりも多くとっているという結果が現れた。このことはこれらの栄養素のとり方が世帯全体として極めて低いことを表わしている。

(4) 以上の傾向は主要食品のとり方にも現れ、老人は主食として米を比較的多く摂取し、魚・肉・卵・牛乳のとり方も多い。特に C タイプの男子老人の動物性食品のとり方は群をぬいているが、全般的にいて女子は男子に比してこれらの摂取が少い。

(5) 家計簿の中から食料費を集計して、それと栄養摂取の状態とを関連づけて観察すると、世帯としてみても、また老人個人としてみても、食費と熱量、蛋白質のとり方とは明らかに並行的にあり、C タイプは食費の使

い方も他のタイプより高く、C-N タイプは最も低い。

(6) 以上のことから、結論として、掛川市における世帯の食生活は栄養的にアンバランスの状態にあり、今後指導上に重要な問題点として考慮の払われる必要のあることを痛感する。さらに家族の構成が栄養面に及ぼす影響としては、C タイプ、N タイプが栄養的にすぐれていることから、老人が経済的に主導権を握っている世帯においては食生活に安定感のあることを示すものとして興味深い。C-N タイプ、M-N タイプのように世帯権を核家族にゆずり、老人はいわゆる隠居の形になっている世帯では、老人個人の食生活に栄養的配慮が払われるということは困難なことであろうか。このことはさらにデータを積重ね、他の社会的要因をも併せ考えることによって、今後検討を加え、栄養指導の資とする必要がある。

## 文 献

- 1) 科学技術庁資源調査会：三訂日本食品標準成分表，昭和 38 年。
- 2) 厚生省：日本人の栄養所要量，昭和 44 年 8 月。
- 3) 長嶺，磯部，山川：季刊社会保障研究，Vol. 5，No. 3，1969。
- 4) 厚生省：国民栄養の現状，昭和 43 年。
- 5) 総理府統計局：家計調査年報，昭和 44 年。

## 謝 辞

本論文を作成するにあたり、集計に協力していただいた中京女子大の杉山みち子さんはじめ学生諸姉，ならびに同大学食物科助手渡辺房子さんに感謝いたします。

## 昭和47年度厚生省予算について

朝 本 信 明

## I 経過と概要

昭和47年度予算の政府案は、本年1月5日に大蔵省原案の内示が行われ、これに対する各段階での復活折衝を経て1月12日閣議決定された。政府案は、1月28日第68回国会に提出されたが、衆議院での審議過程においていわゆる「4次防先取り問題」をめぐる審議が中断するなどの波乱が生じ、予算案の衆議院通過は4月3日と大幅に遅れることとなった。この間、2月26日には航空機購入費など約28億円の減額が政府修正により行われ、また、1ヵ月分の暫定予算が組まれることとなった。結局、修正後の予算は、4月28日参議院の議決を得て成立した。

この47年度予算の一般会計歳出総額は、11兆4,677億円、46年度当初予算に対比して121.8%と近來にない大型予算となり、その必要経費ごとの概要は表1に示したとおりであるが、厚生省予算も一般会計の総額1兆5,976億円、対前年度当初予算比123%、国の一般会計予算総額に占める割合は13.9%となり、昭和40年代に

入って最大の伸び率、構成比となっている。

さて、昭和年度の予算は、昨年8月の米国の新経済政策の発表を契機として生じた国際通貨情勢の動揺とその影響としての景気の停滞という緊迫した経済情勢の下で編成されることとなったため、いわゆる財政の景気調節機能、すなわち有効需要の造出が待望される反面、成長路線の修正、すなわち輸出指向型から国内福祉優先型への経済の体質改善を誘導することも期待されることとなった。このような新たな経済環境に対応するため、昨年12月30日の閣議で決定された予算編成方針においては、当面する国内経済の停滞をすみやかに克服すること、国民福祉の向上を志向するわが国経済社会の新たな進展を期することを基本として掲げ、このため、公債政策の積極的活用によって社会資本の整備を推進し、財源の重点的かつ効率的な配分と費用負担の適正化に努めつつ、国民福祉の向上のための施策の充実を図ることとされている。この結果は、必然的に財政規模の大幅な拡大をもたらしたわけであるが、財政投融资計画も同様に、対前年度当初計画比31.6%増の5兆6,350億円と大型化して

表1 昭和47年度一般会計歳出概算主要経費別内訳

単位(百万円)

| 事 項              | 前年度予算額<br>(当初) (A) | 昭和47年度<br>概算額 (B) | 比較増△減額<br>(B-A) | 備 考                             |
|------------------|--------------------|-------------------|-----------------|---------------------------------|
|                  |                    |                   |                 | 伸 率                      構成比    |
| (社会保障関係費)        |                    |                   |                 | %                      %        |
| 1. 生 活 保 護 費     | 250,290            | 310,045           | 59,755          | 123.9                      2.7  |
| 2. 社 会 福 祉 費     | 141,886            | 195,052           | 53,166          | 137.5                      1.7  |
| 3. 社 会 保 険 費     | 702,195            | 848,233           | 146,038         | 120.8                      7.4  |
| 4. 保 健 衛 生 対 策 費 | 160,115            | 181,563           | 21,448          | 113.4                      1.6  |
| 5. 失 業 対 策 費     | 89,594             | 106,580           | 16,986          | 119.0                      0.9  |
| 計                | 1,344,080          | 1,641,473         | 297,393         | 122.1                      14.3 |
| (文教及び科学振興費)      |                    |                   |                 |                                 |
| 1. 義務教育費国庫負担金    | 516,157            | 619,450           | 103,293         | 120.0                      5.4  |
| 2. 国立学校特別会計へ繰入   | 284,878            | 329,181           | 44,303          | 115.6                      2.9  |
| 3. 科学技術振興費       | 133,817            | 168,392           | 34,575          | 125.8                      1.5  |
| 4. 文教施設費         | 53,608             | 76,114            | 22,506          | 142.0                      0.7  |
| 5. 教育振興助成費       | 73,643             | 88,666            | 15,023          | 120.4                      0.8  |
| 6. 育英事業費         | 16,751             | 22,590            | 5,839           | 134.9                      0.2  |
| 計                | 1,078,854          | 1,304,393         | 225,539         | 120.9                      11.4 |
| 国 債 費            | 319,340            | 455,373           | 136,033         | 142.6                      4.0  |

(以下本誌87頁につづく)。

いる。一般会計予算を全体的に概観してみると、まず歳入面では、建設公債の市中消化という健全財政の原則を維持しながらも、これまで対象外であった社会福祉施設整備費等もとり入れるなど公債発行対象経費の拡大を行い、発行額の大幅な増額が図られた。昭和47年度の公債発行額は1兆9,500億円、公債依存度は17.0%に達する。また、税制面では、老人福祉対策の見地から、老人扶養控除を新設し、寡婦控除の適用範囲の拡大、配偶者および心身障害者に対する相続税の軽減が図られる一方、航空機燃料税の創設等の措置がとられ、所得税等年内減税の積上げは見送られた。一方、歳出面では、公債発行対象経費の大部分を公債で賄うことにより、一般税収は原則として一般部門に充当して国民福祉向上施策の充実に配慮することとされた。

このような編成方針を反映して、社会保障費を中心とした厚生省予算は、経済政策の優先による圧縮も憂慮されるとの一部の懸念に反して、順調な伸びを見せ、国民福祉向上のための諸施策の中核として例年にも増して重点が置かれることとなった。

昭和47年度厚生省予算における重点施策は、次の10項目であった。

- (1) 老人の福祉を高める施策
- (2) 社会福祉施設の整備と職員の処遇改善のための施策
- (3) 心身障害児・者対策
- (4) 快適な生活環境をつくりあげる施策

- (5) 医療保険対策
- (6) 難病その他の特定疾患対策
- (7) 国民の健康を増進し及び医療供給体制を整備するための施策
- (8) 消費者安全対策
- (9) 原爆被爆者の福祉を手厚くする施策
- (10) その他の重点施策(生活保護、遺族援護等)

これら重点施策のなかでも、とくに主眼とされ大幅な内容の拡充をみたのは、老人医療費の無料化と福祉年金の大幅な引上げを柱とする老人対策であると言えることができるが、一方心身障害児・者対策、特定疾患対策など国民福祉優先路線への転換の前提として現にハンディキャップを負う国民層に対する福祉施策も充実されている。また、生活環境の整備については、公害対策との関連、社会資本充実の視点からもとくに促進が図られている。

厚生省予算の主要経費別内訳は表2のとおりであるが、総額1兆5,976億円の95.4%が社会保障関係費であり、この割合は45年度および46年度の当初予算における比率と同じである。1兆5,247億円(対前年度当初予算比22.7%増)の社会保障関係費のうちで、前年度当初予算に比して最も大きい伸び率となっているのは社会福祉費の137.5%、ついで生活保護費123.9%、社会保険費121.4%となっている。社会保険費は、厚生省予算全体の増加額の49.5%を占め、総額においては、前年度の53.0%から52.5%へとやや低下しているが、大きな割合となっている。

表2 厚生省関係予算額対比表

単位(百万円)

| 区 分                     | 昭和45年度<br>予 算 額 | 昭和46年度<br>予 算 額 | 昭和47年度<br>予 算 額 | (46)<br>対前年度増減    | (47)<br>対前年度増減    |
|-------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-------------------|-------------------|
| 一 般 会 計 予 算 総 額         | 7,949,764       | 9,414,315       | 11,467,681      | 1,464,551         | 2,053,366         |
| (社 会 保 障 関 係 費)         | 1,052,766       | 1,242,839       | 1,524,677       | (97.2)<br>190,073 | (94.4)<br>281,838 |
| 生 活 保 護 費               | 217,185         | 250,290         | 310,045         | (17.0)<br>33,105  | (20.0)<br>59,755  |
| 社 会 福 祉 費               | 111,038         | 141,886         | 195,047         | (15.7)<br>30,848  | (17.8)<br>53,161  |
| 社 会 保 険 費               | 583,934         | 690,548         | 838,349         | (54.5)<br>106,614 | (49.5)<br>147,801 |
| 保 健 衛 生 対 策 費           | 140,608         | 160,115         | 181,236         | (10.0)<br>19,507  | (1.7)<br>21,121   |
| (文 教 及 び 科 学 振 興 費)     |                 |                 |                 |                   |                   |
| 科 学 技 術 振 興 費           | 2,968           | 3,667           | 4,838           | (0.4)<br>699      | (0.4)<br>1,171    |
| (恩 給 関 係 費)             |                 |                 |                 |                   |                   |
| 遺 族 及 び 留 守 家 族 等 援 護 費 | 24,532          | 26,467          | 30,205          | (1.0)<br>1,935    | (1.2)<br>3,738    |
| (公 共 事 業 関 係 費)         |                 |                 |                 |                   |                   |
| 生 活 環 境 施 設 整 備 費       | 9,694           | 13,737          | 22,779          | (2.1)<br>4,043    | (3.0)<br>9,042    |
| (そ の 他 の 事 項 経 費)       | 13,561          | 12,320          | 15,058          | (0.7)<br>△1,241   | (1.0)<br>2,738    |
| 厚 生 省 予 算 額             | 1,103,520       | 1,299,030       | 1,597,557       | (100)<br>195,510  | (100)<br>298,527  |

( ) 書は構成比。

表3 主要経費別予算額および構成比

| 主要経費別        | 昭和37年度          |       | 昭和42年度           |       | 昭和47年度           |       |
|--------------|-----------------|-------|------------------|-------|------------------|-------|
|              | 当初予算額           | 構成比   | 当初予算額            | 構成比   | 当初予算額            | 構成比   |
| 生活保護費        | (百万円)<br>60,921 | 22.5% | (百万円)<br>145,219 | 21.6% | (百万円)<br>310,045 | 19.4% |
| 社会福祉費        | 23,207          | 8.6   | 60,377           | 9.0   | 195,047          | 12.2  |
| 社会保険費        | 117,272         | 43.3  | 320,800          | 47.8  | 838,349          | 52.5  |
| 保健衛生対策費      | 53,186          | 19.6  | 112,025          | 16.7  | 181,236          | 11.3  |
| 科学技術振興費      | 1,218           | 0.4   | 2,061            | 0.3   | 4,838            | 0.3   |
| 遺族及び留守家族等援護費 | 9,142           | 3.4   | 17,865           | 2.7   | 30,205           | 1.9   |
| 生活環境施設整備費    | 2,489           | 0.9   | 4,828            | 0.7   | 22,779           | 1.4   |
| 石炭対策費        | 31              | 0.0   | —                | —     | —                | —     |
| その他の事項経費     | 3,567           | 1.3   | 7,919            | 1.2   | 15,058           | 1.0   |
| 厚生省合計        | 271,034         | 100.0 | 671,093          | 100.0 | 1,597,557        | 100.0 |

主要経費別割合の推移をみると、表3にみるとおり、社会福祉費、社会保険費が著増しているのに対して、対象者数の減少した生活保護費、保健衛生対策費、遺族および留守家族等援護費の構成比は、施策内容の充実ににもかかわらず低下してきている。

表4は、厚生省予算を医療費と所得保障とその他の三つに区分して示したものである。医療費のなかには、医療保険関係の国の補助金負担金のほか、結核・精神・伝染病等公費負担医療に対する国の補助金、47年度予算で創設された老人医療費の公費負担、腎不全対策などが含まれている。また、所得保障のなかには、生活扶助に対する国庫負担金のほか各種年金に対する負担金や、昭和46年度からは児童手当に対する国庫負担が含まれている。医療費の占める割合は、昭和42年度に50%をこえその後も増加を続けてきたが、昭和46年度からはやや割合を減じ、昭和47年度予算においては、老人医療費公費負担など新規施策の導入、医療費改訂などの増加要因を加えても構成比においては頭打ちの傾向を示している。これに対して、所得保障は46年度に創設された児童手当制度の平年度化、福祉年金の大幅改善などを反映して構成比も漸増してきている。

## II 一般会計予算の主要事項

### (1) 生活保護

生活扶助については、前年と同率の14%の基準額上げが図られたが、47年度の経済見通しによれば、個人消費支出の伸びは13.8%とされ、前年度見通しの15.8%を下回っているため、一般家計との格差はさらに縮小することが期待される。また、教育扶助基準の平均12.3%の引上げ、葬祭扶助基準額の改善が図られた。標準4人世帯の生活扶助基準額は、一級地で昭和46年

表4 厚生省予算に占める医療費および所得保障予算額の推移

| 区 分              | 46年度             | 47年度             |
|------------------|------------------|------------------|
| 厚生省予算(A)         | 12,990<br>(17.7) | 15,976<br>(23.0) |
| 医療費(B)           | 6,902<br>(14.5)  | 8,432<br>(22.2)  |
| 所得保障(C)          | 3,168<br>(19.5)  | 3,993<br>(26.0)  |
| 年金分(D)           | 1,816<br>(24.2)  | 2,319<br>(27.7)  |
| その他              | 1,352<br>(13.7)  | 1,674<br>(12.4)  |
| その他              | 2,920<br>(23.8)  | 3,551<br>(21.6)  |
| 医療費の構成割合(B)/(A)  | 53.1%            | 52.8%            |
| 所得保障の構成割合(C)/(A) | 24.4             | 25.0             |
| 年金分の構成割合(D)/(A)  | 13.9             | 14.5             |

度の38,916円から44,364円となり、生活保護費の総額は、3,100億円で598億円の増加となっている。

### (2) 社会福祉

社会福祉対策については、前年度に引き続き社会福祉施設整備と職員の処遇改善が推進されたほか、今年度はとくに老人医療費の無料化を中心とする老人福祉対策に重点がおかれた。経費の内訳は表5のとおりである。

#### a 社会福祉施設整備

社会福祉施設の整備については、とくに他の社会資本に比して立ち遅れが目立ち、戦後建設された施設の老朽化も著しくなってきたところから、厚生省において、昭和46年度を初年度とする「社会福祉施設緊急整備5ヵ年計画」を策定して、これが促進を図っている。この計画は、緊急に収容する必要がある老人、重度心身障害児(者)の全員収容、保育所および関連施設の充実、危険

表 5 社 会 福 祉 費

| 区 分         | 47年度(千円)    | 46年度(千円)                     |
|-------------|-------------|------------------------------|
| (厚生省所管)     |             |                              |
| 老人福祉費       | 40,038,586  | (22,853,766)<br>23,822,661   |
| 老人医療費       | 9,648,723   | (127,939)<br>127,918         |
| 老人福祉費       | 2,309,893   | (1,537,102)<br>1,502,197     |
| 老人保護費       | 28,079,970  | (21,188,725)<br>22,192,546   |
| 身体障害者保護費    | 5,616,755   | (3,960,261)<br>4,111,273     |
| 児童保護費       | 116,589,642 | (90,275,542)<br>97,315,570   |
| 児童保護費       | 111,151,007 | (85,918,378)<br>92,899,787   |
| 措置費         | 110,827,453 | (85,671,781)<br>92,652,191   |
| 法施行事務費等     | 323,554     | (246,597)<br>247,596         |
| 児童福祉事業費     | 2,058,082   | (1,687,858)<br>1,750,944     |
| 児童相談所費等     | 574,774     | (542,547)<br>559,030         |
| 保母養成所費等     | 225,749     | (180,767)<br>183,420         |
| へき地保育所費等    | 851,816     | (712,639)<br>756,875         |
| その他         | 405,743     | (251,905)<br>251,619         |
| 母子保健衛生対策費   | 1,334,245   | (1,131,214)<br>1,128,395     |
| 身体障害児等対策費   | 1,495,923   | (1,088,590)<br>1,088,310     |
| 家庭児童対策費     | 550,385     | (449,502)<br>448,134         |
| 特別児童扶養手当    | 1,027,720   | (540,443)<br>641,701         |
| 婦人保護費       | 797,193     | (670,146)<br>698,262         |
| 社会福祉諸費      | 3,627,698   | (3,363,792)<br>3,374,997     |
| 社会福祉施設整備費   | 18,110,602  | (12,356,075)<br>12,789,075   |
| 母子福祉費       | 1,227,000   | 1,050,000                    |
| 児童扶養手当      | 6,284,220   | (5,434,809)<br>5,057,484     |
| 国立更生援護所費    | 1,727,701   | (1,381,641)<br>1,439,706     |
| 計           | 195,047,117 | (141,886,475)<br>150,300,729 |
| (総理府所管)     |             |                              |
| 沖縄保健衛生等対策諸費 |             |                              |
| 風しん児対策      | 4,918       | 0                            |
| 合 計         | 195,052,035 | (141,886,475)<br>150,300,729 |

( )内は当初予算額。

な老朽木造施設の建替え、職員住宅・養成施設の充実等を主目標としているが、その第2年次に当たる47年度予算においては、前年度比37億円(44.6%)増の120億円が社会福祉施設整備費として計上された。これに見合っ

#### b 社会福祉施設の処遇改善

社会福祉施設の運営費は、施設職員の人件費等施設運営に要する事務費と入所者の給食費等を内容とする事業費とに分かれる。昭和47年度予算においては、社会福祉施設運営費について最近の労働需給関係のひっ迫化に対処して施設職員の量質の確保を期するため、職員給与の大幅な改善を行うほか、職員定数の増員、職員待遇の改善、施設経営費の改善、入所者処遇費の引上げ等が行われることとなり、社会福祉施設運営費は46年度の1,125億円に対し、337億円(30%)増の1,462億円が計上された。このうち、処遇改善費は135.3億円であり、その内訳は次のとおりである。

- |             |             |
|-------------|-------------|
| ① 職員給与改善    | 6,200 (百万円) |
| ② 職員定数の増    | 2,027       |
| ③ 職員待遇等の改善  | 297         |
| ④ 施設経営費の改善  | 519         |
| ⑤ 入所者処遇費の改善 | 3,576       |
| ⑥ その他の改善    | 912         |

このうち、主なものについてみると、まず職員給与については、保母・寮母等入所者の処遇に直接たずさわる職員に対して、職務の特殊性を考慮し、本体の4%を加算するほか、調理員等については本俸を平均2号俸引上げる、さらに民間施設に対し、給与の公私格差是正のため、給与費総額の4.4%相当額を加算する措置がとられる。この結果、46年度において暫定的に新設された長期勤続職員特別手当は廃止されるが、公私格差の是正、定期昇給財源の確保の点では前進したわけである。また、職員労働の適正化のための定数改定は、46年度からの2年計画として、各種施設における入所者に対する寮母・保母等の定員増を行うこととなった。つぎに、施設経営費については、職員1人当りの庁費の年額を16,000円から20,000円に引上げたほか入所者保健衛生費の引上げも一部行われる。入所者処遇費については、飲食物費5.9%、日常諸費8.7%の引上げのほか、重度加算、日用品費、指導訓練費等について施設入所者の実態に応じて引上げが図られた。食料費・日常諸費の改定状況は表6のとおりである。また、以上の改善の結果を各施設の種類ごとに入所者1人当りの事業費の推移で示せば表

表 6 食糧費・日常諸費改定表

| 事 項                | 食 糧 費  |        | 日 常 諸 費    |            |
|--------------------|--------|--------|------------|------------|
|                    | 46年度予算 | 47年度予算 | 46年度予算     | 47年度予算     |
|                    | (月額)円  | 円      | 円          | 円          |
| (直轄施設)             |        |        |            |            |
| 国立病院療養所            | 235    | 249    |            |            |
| 看護婦養成所             | 184    | 195    |            |            |
| 国立らい療養所保育児童        | 187    | 197    |            |            |
| 国立光明寮、身障更生、ろうあ、保養所 | 184    | 195    |            |            |
| 国立教護院国立精神薄弱児施設     | 171    | 181    |            |            |
| 検疫所                | 137    | 137    |            |            |
| (補助施設等)            |        |        |            |            |
| 身障更生援護施設           | 230    | 243    | (月額) 3,966 | (月額) 4,311 |
| 身障更生内部障害者施設        | 238    | 252    | 6,229      | 6,771      |
| 身障更生通所施設           | 76     | 81     | 1,983      | 2,155      |
| 養護老人ホーム            | 177    | 187    | 5,480      | 5,957      |
| 特別養護老人ホーム          | 211    | 224    | 5,711      | 6,208      |
| 婦人保護施設             | 201    | 213    | 5,622      | 6,094      |
| 養護施設等              | 239    | 253    | 2,760      | 3,000      |
| 乳児院等               | 242    | 256    | 4,080      | 4,440      |
| 虚弱児施設              | 260    | 275    | 2,370      | 2,580      |
| 精神薄弱児通園施設          | 82     | 87     | 1,200      | 1,320      |
| 保育所                |        |        |            |            |
| 乳児                 | 100    | 106    | 374        | 418        |
| 幼児                 | 43     | 46     | 330        | 352        |
| 精神薄弱者援護施設          | 230    | 243    | {(収)3,930  | 4,260      |
| 整肢療護園              | 235    | 249    | {(通)1,950  | 2,130      |

7のとおりである。

#### c 老人福祉対策

老人福祉対策は、諸外国に例を見ない急速な人口の高齢化に備え、かつ福祉優先の第一歩として、昭和47年度予算では最重点施策の一つとされた。この結果、老人医療の無料化をはじめ、各種施策の大幅な充実が実現することとなり、予算額も400.4億円と対前年度比171.8億円75.2%の増加となった。このうち、すでに各地方自治体においても独自の施策を展開し始めていた老人医療無料化対策については、自己負担額をめぐって最終段階まで折衝が行われ、大蔵省原案における入院時の1日当り400円の自己負担も撤回され、70歳以上の老人医療は完全無料化が実現した。この制度の対象者は、70歳以上の国民健康保険の被保険者および被用者保険の被扶養者であって、本人の前年度所得が所得税の非課税限度内であり、また扶養義務者等の前年度所得が250万円(6人世帯)以下であるもの約380万人と見込まれており、医療保険における自己負担分の3割または5割が公費で負担されることとなる。費用の負担割合は、国3分の2、都道府県および市町村各6分の1で、昭和47年度予算においては、48年1月分からの実施費用として96億円

が計上されている。

ねたきり老人対策としては、家庭奉仕員の処遇を大幅に改善して前年度の給与月額23,900円から37,000円に引上げるほか奉仕員数、特殊寝台貸与数の増加が図られ、新規施策としては日常生活用具(浴槽、湯沸器)の支給が開始されることとなった。また、在宅老人の機能回復訓練についてもその充実が図られた。さらに、ひとり暮らし老人対策としては、46年度新規施策としてとり上げられた電話センターを増設するほか、介護人派遣事業についても増員と単価引上げが行われる。

つぎに、老人の生きがいを高めるための施策としては、従来から老人クラブ、就労斡旋事業等に対して補助が行われてきたが、47年度においては、事業内容の充実とともに、新たに老人スポーツの普及を行うための予算が計上されている。すなわち、老人クラブは、70,000クラブから80,575クラブへの増加と事務費単価の月額1,500円から2,100円への引上げが行われ、また都道府県社協等が行っている老人の就労相談事業については増設(30ヵ所→46ヵ所)と運営費の引上げ(1ヵ所当り2,163千円→2,313千円)が行われる。また、老人社会奉仕団活動助成費、老人福祉研修費がそれぞれ増額されるほか、

老人スポーツ普及費補助として全国15の都道府県、指定都市に対して1県100万円の規模で助成が行われる。

#### d 心身障害児・者対策

心身障害児・者対策としては、多面的な事業内容の充実が図られている。その主なものとしては、在宅重度心身障害児・者、重度身体障害者に対する家庭奉仕員派遣

事業については、老人家庭奉仕員と同様に、人員増と手当の大幅な引上げが図られた。また、身体障害者について新たに重度身体障害者療護施設の設置運営費が計上され、一方心身障害児については新たに小規模の通園形式による指導訓練事業に対する助成費が計上された。

昭和47年度の新たな心身障害児・者対策として、注目されるものは、後天性心臓機能障害および腎機能障害による内部障害者を身体障害者福祉法の対象にとり入れ、心臓手術・人工透析医療を更生医療として給付することである。この範囲の拡大は、児童の育成医療についても同様に行われる。なお、人工透析医療のための人工腎臓を整備するため、国立病院特別会計に48台分の整備費が計上されたほか、公的医療機関についても240台分の補助金が計上されている。小児医療対策としては、上述の育成医療の範囲拡大のほか、血友病児に対する医療援助を乳幼児から12歳まで年齢延長するとともに、治療研究として慢性腎炎・ネフローゼ児童に対し5,000万円、小児ぜんそく児童に対し4,000万円の医療援助を新たに行うこととしている。

重度の精神薄弱児および重度の身体障害児を対象とする特別児童扶養手当については、支給額の引上げ（月額2,900円→4,300円）、扶養義務者の所得制限の緩和（6人世帯年収180万円→250万円）とともに、支給対象の大幅な拡大が図られ、内部障害（心臓機能障害、結核性疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患等）、精神障害（精神分裂症、てんかん、そううつ症等）およびこれらの併合障害を加え、すべての重度障害児が支給対象とされることになった。これらは、法改正を経て昭和47年10月から実施される予定である。

#### (3) 社会保険費

医療保険、年金制度、児童手当等社会保険費の内訳は表8のとおりである。

##### a 医療保険の改善

医療保険については、かねてから制度の抜本改正が懸案となってきたが、昨年秋には社会保障制度審議会および社会保険審議会の両審議会から答申が行われ、さらに具体案の諮問に対する答申を得て諮問案の手直しが行われて国会に五月中旬提出された。抜本改正は、昭和48年度からの実施を予定しているので、ここでは、その前提としての政府管掌健康保険の財政対策について説明しておくこととしよう。政府管掌健康保険は、高齢者を比較的多く抱えている反面、被保険者の大多数は平均所得の低い中小企業従業員であり、収支の均衡は容易に得難い体質となっている。このため、昭和37年度以降種

表7 社会福祉施設収容者1人当たり

年額調（事業費ベース）

単位(円)

| 区 分           | 46年度    | 47年度      |
|---------------|---------|-----------|
| 保 護 施 設       |         |           |
| 救 護 施 設       | 187,180 | 231,354   |
| 更 生 施 設       | 92,536  | 110,594   |
| 宿 提 施 設       | 21,755  | 25,390    |
| 施 設 授 産       | 97,831  | 89,966    |
| 家 庭 授 産       | 11,809  | 18,548    |
| 身体障害者更生援護施設   |         |           |
| 身体障害者更生指導所    | 349,316 | 404,224   |
| 身体障害者授産施設     | 303,192 | 334,659   |
| 重度身体障害者更生援護施設 | 480,655 | 576,155   |
| 重度身体障害者授産施設   | 390,791 | 445,669   |
| 内部障害者更生施設     | 318,358 | 359,315   |
| 通 所 施 設       | 197,911 | 224,257   |
| 進行性筋萎縮症者措置費   | 875,465 | 1,232,740 |
| 身体障害者療護施設     | —       | 779,783   |
| 身体障害者福祉工場     | —       | 154,697   |
| 老人福祉施設        |         |           |
| 養護老人ホーム       | 297,116 | 350,354   |
| 特別養護老人ホーム     | 512,283 | 591,406   |
| 軽費老人ホーム       | 122,338 | 145,270   |
| 婦人保護施設        |         |           |
| 一 時 収 容       | 265,158 | 295,030   |
| 保 護 施 設       | 256,288 | 287,835   |
| 児 童 福 祉 施 設   |         |           |
| 養 護 施 設       | 342,850 | 406,136   |
| 教 護 院         | 385,162 | 452,506   |
| 精 薄 児 施 設     | 442,190 | 516,570   |
| 盲 児 施 設       | 417,531 | 496,100   |
| ろうあ児施設        | 393,287 | 458,216   |
| 母 子 寮         | 71,186  | 85,659    |
| 乳 児 院         | 769,966 | 916,705   |
| 虚 弱 児 施 設     | 409,102 | 490,055   |
| 肢体不自由児施設      | 381,989 | 528,220   |
| 助 産 施 設       | 286,055 | 346,673   |
| 精薄児通園施設       | 258,949 | 316,426   |
| 情緒障害児短期治療施設   | 550,714 | 613,565   |
| 重症心身障害児施設     | 842,300 | 1,254,095 |
| 肢体不自由児医療委託分   | 668,905 | 1,070,467 |
| 肢体不自由児通園分     | 142,588 | 161,034   |
| 里 親           | 148,860 | 164,557   |
| 保 育 所（一般分）    | 83,769  | 101,078   |
| 精神薄弱者援護施設     | 418,770 | 522,161   |

表8 社会保険費

| 区 分             | 47年度(千円)    | 46年度(千円)                     |
|-----------------|-------------|------------------------------|
| 社会保険国庫負担金       | 109,201,627 | (90,755,900)<br>89,039,228   |
| 厚生保険特別会計へ繰入     | 105,802,101 | (87,824,215)<br>86,091,013   |
| 健康保険国庫補助        | 37,264,825  | 27,500,000                   |
| 日雇健康勘定財源        | 13,533,263  | (13,206,367)<br>12,476,300   |
| 厚生年金保険給付費財源     | 36,542,028  | (30,885,655)<br>29,507,030   |
| 業務取扱費財源         | 18,461,985  | (16,232,193)<br>16,607,683   |
| 船員保険特別会計へ繰入     | 3,399,526   | (2,931,685)<br>2,948,215     |
| 疾病部門国庫補助        | 600,000     | 600,000                      |
| 失業部門給付費財源       | 563,952     | 477,203                      |
| 年金部門給付費財源       | 1,829,221   | 1,498,290                    |
| 業務取扱費財源         | 406,353     | (356,192)<br>372,722         |
| 健康保険組合補助        | 2,212,320   | 1,951,000                    |
| 事務費補助金          | 1,912,320   | 1,651,000                    |
| 給付費臨時補助金        | 300,000     | 300,000                      |
| 厚生年金基金等助成費      | 196,245     | (84,779)<br>84,476           |
| 厚生年金基金等給付費補助金   | 86,638      | 45,172                       |
| 厚生年金基金連合会事務費補助金 | 99,607      | (29,607)<br>29,304           |
| 石炭鉱業年金基金事務費補助金  | 10,000      | 10,000                       |
| 国民健康保険助成費       | 489,159,666 | (421,875,360)<br>423,237,043 |
| 指導監査委託費         | 114,259     | (99,457)<br>105,062          |
| 療養給付費補助金        | 409,068,403 | 353,194,248                  |
| 助産費補助金          | 2,049,997   | 1,808,344                    |
| 事務費補助金          | 23,963,717  | (21,384,220)<br>22,688,786   |
| 保健婦及診療施設整備費補助金  | 1,628,159   | (1,320,572)<br>1,396,636     |
| 国民健康保険団体連合会等補助金 | 723,900     | (636,900)<br>612,348         |
| 国民健康保険組合臨時調整補助金 | 2,500,000   | 900,000                      |
| 財政調整交付金         | 49,111,231  | 42,541,619                   |
| 国民年金国庫負担金       | 221,121,308 | (172,582,048)<br>175,057,917 |
| 拠出年金国庫負担        | 67,149,291  | (57,636,555)<br>59,564,313   |
| 福祉年金給付費財源       | 126,348,938 | 91,565,643                   |
| 業務取扱費財源         | 27,623,079  | (23,379,850)<br>23,927,961   |
| 農業者年金等実施費       | 10,164,510  | (11,877,755)<br>11,874,509   |
| 農業者年金助成補助金      | 7,126,200   | 7,126,200                    |
| 農業者離農給付費交付金     | 1,602,600   | 3,618,050                    |
| そ の 他           | 1,435,710   | (1,133,505)<br>1,130,259     |
| 児童手当国庫負担金       | 16,177,585  | (3,068,466)<br>3,084,025     |
| 計               | 848,233,261 | (702,195,308)<br>704,328,198 |

( )内は当初予算額

種の対策が講じられたにもかかわらず、各年度に赤字が生じ、昭和46年度末には2,060億円にも達する赤字が生ずると見込まれるに至った。さらに昭和47年度には、2月1日から実施された13.7%に及ぶ医療費改訂により赤字要因は増大し、何らかの対策を講じないとすれば、単年度で約1,300億円の赤字が上積みされ、場合によっては医療費の支払遅延も生じかねない状況が予想された。このような状況に照らして、47年度政府予算案の編成に当たっては、まず政府管掌健康保険の極度に窮迫した財政状況に対処し、抜本改正への円滑な移行のための条件を整えることを主眼としての財政対策が立案され、第68回国会に提案された。その内容は次のとおりである。

まず、保険料算定の基礎となる標準報酬の下限3,000円を12,000円に、上限104,000円を200,000円に改定して最近の賃金実態に適應させ、保険料率についても収支の均衡を図るため現行の1,000分の70を1,000分の73に改め、かつ、当分の間、賞与について1,000分の10の特別保険料を徴収することとしている。また、被保険者事業主の負担増に対して、国も保険財政の長期的安定を図るため給付費に対し100分の5の定率国庫補助を行うこととしている。このほか、以上の財政措置により、なお収支に過不足が生じた場合には、社会保険庁長官は、政府管掌健康保険の責任者として社会保険審議会の意見を聞いて、1,000分の80を限度として保険料率を変更できることとし、同時にこの弾力調整規定によって保険料率が法定基準料率の1,000分の73を超えて引上げられた場合には、その超過料率1,000分の1について、1,000分の4の国庫補助を追加するものとしている。これらの措置により、昭和47年度における収支不足額を13億円に止める一方、2,000億円を上回る過去の累積赤字については昭和47年度末限り棚上げして、一般会計からの繰入れによってこれを補てんしていくこととしている。昭和38年度～47年度の財政状況、昭和47年度の財政対策による効果は、それぞれ表9および表10のとおりであるが、改正法案の実施時期がずれ込み、あるいは修正が加えられれば、財政見込みも当然変動することとなる。

#### b 年金の改善

年金関係では、福祉47年金額の大幅な引上げが47年度予算の最重点項目の一つとなった。これは、わが国年金制度の成熟度が低いため、社会保障施策の中心として本来占めるべき地位役割をいまだ果たすに至らないうちに、社会経済環境の西欧化が進展し、年金制度に対する期待が著しく高まってきたことを示すものと言えるであろう。

表 9 年 度 別 財 政 状 況

単位(億円)

| 区 分            | 昭和<br>38年度 | 39年度  | 40年度  | 41年度  | 42年度    | 43年度    | 44年度    | 45年度    | 46年度<br>見込 | 47年度<br>予定 |
|----------------|------------|-------|-------|-------|---------|---------|---------|---------|------------|------------|
| 収 入            |            |       |       |       |         |         |         |         |            |            |
| 保 険 料 収 入      | 1,645      | 1,922 | 2,210 | 2,733 | 3,295   | 3,908   | 4,514   | 5,232   | 5,897      | 7,602      |
| 一 般 会 計 より 受 入 | 5          | 5     | 30    | 150   | 225     | 225     | 225     | 225     | 225        | 373        |
| そ の 他 の 収 入    | 5          | 2     | 2     | 4     | 6       | 8       | 10      | 14      | 19         | 19         |
| 計              | 1,655      | 1,929 | 2,242 | 2,887 | 3,526   | 4,141   | 4,749   | 5,471   | 6,141      | 7,994      |
| 支 出            |            |       |       |       |         |         |         |         |            |            |
| 保 険 給 付 費      | 1,756      | 2,224 | 2,710 | 3,136 | 3,571   | 4,153   | 4,790   | 5,826   | 6,266      | 7,858      |
| 医 療 給 付 費      | 1,538      | 1,972 | 2,426 | 2,829 | 3,220   | 3,760   | 4,337   | 5,292   | 5,520      | 7,163      |
| 現 金 給 付 費      | 218        | 252   | 284   | 307   | 351     | 393     | 453     | 534     | 746        | 695        |
| そ の 他 の 支 出    | 30         | 30    | 30    | 17    | 13      | 12      | 15      | 28      | 33         | 149        |
| 計              | 1,786      | 2,254 | 2,740 | 3,153 | 3,584   | 4,165   | 4,805   | 5,854   | 6,299      | 8,007      |
| 単 年 度 赤 字      | △ 131      | △ 325 | △ 497 | △ 266 | △ 58    | △ 24    | △ 56    | △ 383   | △ 158      | △ 13       |
| 累 積 赤 字        | —          | △ 173 | △ 669 | △ 978 | △ 1,099 | △ 1,187 | △ 1,319 | △ 1,786 | △ 2,060    | △ 2,194    |

表 10 昭和47年度政管健保財政対策による効果 (予算編成時見込)

単位(億円)

| 区 分                                  | 満 年 度   | 4 月 実 施 |
|--------------------------------------|---------|---------|
| 1. 収 支 見 込                           | △ 1,333 | △ 1,275 |
| (1) 単 年 度 収 支 不 足                    | △ 432   | △ 380   |
| (2) 診 療 報 酬 引 上 げ                    | △ 781   | △ 775   |
| (3) 予 備 費                            | △ 120   | △ 120   |
| 2. 対 策 に よ る 効 果                     | 1,336   | 1,262   |
| (1) 標 準 報 酬 等 級 改 定 (3,000円→12,000円) | 406     | 376     |
| (2) 保 険 料 率 引 上 げ (70/1000→200,000円) | 298     | 274     |
| (3) 特 別 保 険 料 (10/1000)              | 243     | 239     |
| 小 計                                  | 947     | 889     |
| (4) 国 庫 補 助 (5%)                     | 389     | 373     |
| 3. 対 策 後 単 年 度 収 支                   | 3       | △ 13    |

厚生年金保険については、すでに昨年の法改正によって、いわゆる2万円年金の実現した45年改正以後の経済事情等の変化に対応するための応急的な約10%の年金額の引上げがなされていたが、今年度は国民年金についても受給者の発生している障害年金(受給者約7万人)、母子・準母子・遺児年金(受給者約13万人)について47年7月からおよそ10%の年金額引上げを実施することとした。福祉年金については、とくに受給者の大半が年金制度のない時代に激動の青壮年期を過ごしながら今日の繁栄の基礎を築いてきた高齢者であることにかんがみ、高齢者福祉対策の一環としても、その大幅な引上げが早くから与党政調会等で取上げられた。この結果、47年度予算案においては福祉年金十余年の歴史に例をみない大幅な改善が実現することとなったが、その内容は次のとおりである。

まず、年金額については、従来の引上げ幅(100~300

円)を大きく上回って、老齢福祉年金(2,300→3,300円)、障害福祉年金(3,400→5,000円)、母子・準母子福祉年金(2,900→4,300円)の大幅な改善が47年10月から実施される予定であるが、各年金の受給者は合計約358万人(老齢319万人、障害37万人、母子・準母子2万人)に達し、所要経費は改善分だけで47年度114億円が見込まれている。このほか、所得制限についても支給制限該当者の実質的減少(現在5.5%→2.7%)を目途として、5月から扶養義務の所得制限が6人世帯で年収180万円から250万円にまで拡大されることとなった。また、老齢および障害福祉年金の本人所得制限については、例年どおり道府県民税の非課税限度にみあって現在の53万円が59万8,000円に引上げられる。以上の所得制限緩和による支給対象の増加は、約31万人、47年度所要経費67億円が見込まれている。さらに恩給等との併給制限の緩和措置として、戦争公務による扶助料との

表 11 保健衛生対策費

| 区 分              | 47年度(千円)    | 46年度(千円)                     |
|------------------|-------------|------------------------------|
| (厚生省所管)          |             |                              |
| 結核医療費            | 53,935,761  | (45,429,457)<br>45,428,345   |
| 精神衛生費            | 50,894,349  | (39,407,854)<br>39,404,964   |
| 精神衛生対策費          | 50,892,247  | (39,405,596)<br>39,402,706   |
| 麻薬中毒対策費          | 2,102       | 2,258                        |
| 原爆障害対策費          | 11,447,675  | (8,665,608)<br>8,668,350     |
| 保健衛生諸費           | 19,151,321  | (15,841,735)<br>16,347,522   |
| 保健所費             | 10,216,700  | (9,050,707)<br>9,596,075     |
| 成人病予防対策費         | 489,084     | (427,922)<br>393,688         |
| 疾病予防費            | 2,660,590   | (2,675,296)<br>2,668,298     |
| へき地医療対策費         | 475,252     | (387,109)<br>377,066         |
| らい予防対策費          | 324,613     | (251,859)<br>251,397         |
| 防疫業務委託費等         | 435,646     | (388,712)<br>416,187         |
| 環境衛生金融公庫補給金      | 1,979,274   | 1,624,188                    |
| 医療金融公庫補給金        | 1,069,913   | 809,139                      |
| 血液対策推進費          | 1,123,057   | 3,500                        |
| その他              | 377,192     | (223,303)<br>207,984         |
| 保健衛生施設整備費        | 1,802,434   | 1,502,731                    |
| 国立病院特別会計病院勘定へ繰入  | 11,083,521  | (13,172,035)<br>15,777,957   |
| 経 営 費            | 9,139,812   | (11,930,785)<br>13,864,961   |
| 施 設 費            | 1,943,709   | (1,241,250)<br>1,912,996     |
| 国立病院特別会計療養所勘定へ繰入 | 23,692,108  | (28,692,417)<br>30,807,775   |
| 経 営 費            | 19,279,604  | (24,562,230)<br>26,468,548   |
| 施 設 費            | 4,412,504   | (4,130,187)<br>4,339,227     |
| 国立らい療養所費         | 7,517,156   | (6,004,292)<br>6,288,773     |
| 検 疫 所 費          | 1,710,934   | (1,398,938)<br>1,469,522     |
| 計                | 181,235,259 | (160,115,067)<br>165,695,939 |
| (総理府所管)          |             |                              |
| 沖縄保健衛生等対策諸費      | 328,090     | 0                            |
| 無医地区医師派遣費        | 31,415      | 0                            |
| 保健所等施設整備費        | 296,675     | 0                            |
| 合 計              | 181,563,349 | (160,115,067)<br>165,695,939 |

( ) 内は当初予算額。

併給範囲を従来の準士官以下から中尉以下に拡大し、普通扶助料との併給については、福祉年金相当額を限度額としてきたのを6万円に引上げることとしている(10月実施)。この措置によって新たに支給対象となる者は、計約5万人、47年度所要経費は3億円程度である。

## (4) 保健衛生対策費

保健衛生対策費の経費の内訳は表11のとおりである。

## a 保健所費

保健所の今後のあり方について検討を重ねてきた保健所問題懇談会は近く結論を得る予定であるが、昭和47年度予算においては、106億円余が保健所費として計上され、保健所の新築(3カ所)、改築(37カ所)等の整備のほか、設備としては新たに結核検診用100ミリミラーカメラ(8台)が配置され、また昨年からは始められた保健婦訪問指導用小型自動車整備費も増額されることになった。また、過疎地域への保健婦配置計画については従来の50カ所を100カ所に倍増し、沖縄県無医地区について38カ所分の保健婦配置費を補助することとしている。

## b 原爆障害対策費

昭和47年度原爆被爆者関係予算額は、健康管理手当、医療手当および葬祭料の額の引上げ、健康管理手当の対象者となる年齢の引下げ、所得制限の緩和等の改善措置の結果、初めて100億円の大台をこえる115億4,900万円が計上された。諸手当の改善内容は、次のとおりである。

## ① 健康管理手当の年齢制限 60歳以上→55歳以上

## ② 支給額の引上げ

健康管理手当 3,000円→4,000円

医療手当 { 5,000円→6,000円

3,000円→4,000円

葬 祭 料 10,000円→16,000円

## ③ 所得制限の緩和

所 得 税 額 29,200円→48,400円

このほか、広島市における特別被爆者の範囲の拡大や広島・長崎両市における原爆養護ホームの増設が新たに計上された。

## c 結核、精神病、伝染病等疾病対策費

結核対策費は、46年度の469億円に対し、47年度は555億円が計上されており、精神衛生対策費は同じく397億円から512億円に増加している。いずれも、増加の内訳としては医療費改訂の影響が大きい。伝染病対策費16億円余のうちでは、血清銀行運営費が新たに認められた。また、がん対策費は59.8億円(前年度42.5億)。

循環器対策費は4,772万円(前年度2,264万円)計上されたが、国際がん研究機関への加盟に伴う分担金、国立循環器センター設計事務費がそれぞれの新規項目である。

#### d 健康増進対策費

健康増進対策費は、前年度予算の倍増に当たる1億2,818万円が計上されたが、新規施策として健康増進モデルセンターの整備費補助金(3分の1補助、2ヵ所分6,000万円)が含まれている。この施設は、医学的管理の下に個人ごとの健康状態や能力に応じて健康の維持増進の処方を得て、これを実行できるような各種の設備を備えたものとする予定であり、今後各地域で発展が予想されるこの種施設のモデルとしての役割が期待される。

#### e 特定疾患対策等

スモン病、ベーチェット病等いわゆる難病対策の一環として、昭和47年度予算においては、5億3,900万円の特定疾患対策費が計上された。特定疾患としては、このほかいわゆる膠原病と呼ばれているものがいくつかあり、これらの原因を究明し、治療方法を明らかにするため、組織的総合的な調査研究を推進する必要があると叫ばれてきた。これに対して、昭和47年度からは公衆衛生局に特定疾患対策室を設置して、研究の推進、行政施策の調整等を一元的に処理することとし、さらに研究方向の大綱については医学各分野の専門家によって構成する懇談会の意見を聞くこととなっている。また、いわゆる難病といわれる疾病の実態調査、調査研究・治療研究のための研究費も計上されているが、この対策の実施上の具体案については目下検討が進められている。

#### f へき地医療対策、救急医療等

へき地医療対策費は、前年度予算4.6億円に対し5.7億円と増額され、患者輸送車(船)、巡回診療車(船)等の整備が進められる一方、へき地診療に伴う各種経営費の補助金も充実された。救急医療の確保対策としては、引続き公的医療機関の救急医療センターの整備を行い、また、救急医療施設に勤務する医師の研修を実施することとしている。

なお、血液対策としては、保存血液の原価の上昇、需要の増大に対して、その安定供給をはかるため保存血液供給事業に対する補助の大幅な拡大を図り、供給血液1本当たり440円の補助を行うこととした。

#### g 医療関係者の確保

医師の臨床研修費は特別会計計上分を含み17億円(46年度14億円)、看護婦確保対策は76.6億円(46年度57.2億円)、理学療法士等確保対策費は1.7億円(46年度0.2

億円)がそれぞれ計上されている。臨床研修費については1人当り年間単価の引上げ(46万円→50万円)が行われ、看護婦についても同様に運営費単価の引上げが図られている。看護婦については新たに共同保育施設整備費の補助が行われることとなり、理学療法士等についても公立養成施設の整備費等を補助できる途が開かれた。

#### (5) 研究費および試験研究所費

昭和47年度の研究費は特別会計計上分を含み20.8億円(46年度11.2億円)、試験研究所費は33.4億円(46年度29.8億円)とそれぞれ順調な伸びを示しているが、なかでも特定疾患研究費の大幅な増加と慢性腎炎・ネフローゼ治療研究費補助金および小児ぜんそく治療研究費の補助金の新設が著しい進展と言えるだろう。

#### (6) 遺族および留守家族等援護費

まず、戦傷病者戦没者遺族等援護法関係では恩給の改善に準じて、障害年金、遺族年金、遺族給与金等の額を上げるほか、準軍属にかかわる障害年金、遺族給与金等の改善が行われ、また戦没者等の遺族に対する特別給付金の関係では支給対象の拡大のほか新たに遺族等特別給付金問題懇談会(仮称)を設置して今後の問題を検討することとしている。つぎに海外戦没者の遺骨収集については、引続き南方戦域のマリアナ諸島、カロリン諸島等において遺骨収集を行うほか新たに沖縄の状況調査を実施することとし、またフィリピンに戦没者の慰霊碑を建立するため予算が計上された。

#### (7) 生活環境施設整備費

昭和47年度予算における生活環境施設整備費の総額は227.8億円(46年度137.4億円)と対前年比65.8%の大幅な増額となった。

#### a 水道水源の確保と水道施設整備

水源の確保と広域水道建設の促進をはかり、都市部の増大する水需要に対応するため、水道水源開発施設整備費および水道広域化施設整備費に対する補助金に加え、新たに浄水場排水処理施設整備費についても補助を行うこととされ、水道水源開発等施設整備費は総額50億円から87億円に増額された。このほか経済企画庁、沖縄開発庁計上分(新規)も計9億円から50億円に増額されている。簡易水道等施設整備費については46年度の44億円から58億円に増額されているが、ほかに経企庁、北海道開発庁計上分さらに新規に沖縄開発庁計上分があり、その合計は14億円弱に達している。

#### b 廃棄物処理施設の整備

廃棄物処理施設整備費としては、46年度比89%増の82億3,100万円が47年度予算に計上された。し尿処理

施設・地域し尿処理施設の整備を続行するほか、ごみ処理施設について補助単価の大幅な引上げにより施設の高度化を図り同時に継続事業を認めることによって施設整備量の全体的増強を図ることとしている。また粗大ごみ処理設備や産業廃棄物の処理施設の整備も推進されるが、廃棄物処理施設全体の計画的整備については、昭和50年度までの整備計画によって、し尿については計画処理区域における衛生的処理率を昭和45年度末の79%から昭和50年度末には100%に、ごみについては同じく可燃性ごみの焼却処理率を64%から90%に引上げることを目標とし、「廃棄物処理施設整備緊急措置法案」を第68国会に提出した。この計画には、当然ながら沖縄県（昭和47年度分施設整備費補助金合計1.7億円）が含まれるものである。

#### （8）消費者安全対策等

食品衛生の向上については、食品添加物の総点検を49年度完了を目途として引続き実施するほか、食品残留農薬対策、乳肉食品衛生強化対策等を推進する。また、食品添加物について国外の情報を収集するための費用が

新たに認められた。

医薬品の薬効および安全性の調査については、市販後の副作用の発生状況を早期に把握するための情報収集費さらにこれを分析調査するための費用が増強されたほか、国際モニター制度に新規加盟するための通報費等が計上されている。

家庭用品による危害の防止対策としては、合成樹脂製容器包装の規格基準の作成費、おもちゃ規格基準の設定費のほか、新たに家庭用品基準作成費として衣類等を使用される防炎加工剤等の毒物、劇物に関する基準の設定、洗剤有機顔料等の安全試験に要する経費が計上された。

### III 特別会計

厚生省所管の特別会計は、表12に示すとおりである。厚生保険特別会計のうち児童手当勘定は、児童手当制度の平年度化に伴い大幅に増加している。また、国民年金勘定の歳出の増加は、いわゆる10年年金の本格化と拠出年金給付額の引上げによるものである。

表12 昭和47年度厚生省所管特別会計予算額調

単位(千円)

| 区 分      |    | 46年度当初予算額     | 47年度予定額       | 比較増△減額      | 伸び率   |
|----------|----|---------------|---------------|-------------|-------|
| 厚生保険特別会計 |    |               |               |             |       |
| 健康勘定     | 歳入 | 905,260,453   | 1,018,749,780 | 113,489,327 | 112.5 |
|          | 歳出 | 905,260,453   | 1,018,749,780 | 113,489,327 | 112.5 |
| 日雇健康勘定   | 歳入 | 163,619,067   | 188,354,563   | 24,735,496  | 115.1 |
|          | 歳出 | 163,619,067   | 188,354,563   | 24,735,496  | 115.1 |
| 年金勘定     | 歳入 | 1,186,942,779 | 1,504,598,232 | 317,655,453 | 126.8 |
|          | 歳出 | 222,778,114   | 266,557,871   | 43,779,757  | 119.7 |
| 児童手当勘定   | 歳入 | 4,406,503     | 24,849,008    | 20,442,505  | 563.9 |
|          | 歳出 | 4,406,503     | 24,849,008    | 20,442,505  | 563.9 |
| 業務勘定     | 歳入 | 28,293,394    | 41,893,715    | 13,600,321  | 148.1 |
|          | 歳出 | 28,293,394    | 41,893,715    | 13,600,321  | 148.1 |
| 船員保険特別会計 | 歳入 | 62,147,775    | 73,236,222    | 11,088,447  | 117.8 |
|          | 歳出 | 38,178,094    | 45,204,570    | 7,026,476   | 118.4 |
| 国立病院特別会計 |    |               |               |             |       |
| 病院勘定     | 歳入 | 69,717,380    | 81,905,957    | 12,188,577  | 117.5 |
|          | 歳出 | 69,717,380    | 81,905,957    | 12,188,577  | 117.5 |
| 療養所勘定    | 歳入 | 62,049,352    | 74,123,442    | 12,074,090  | 119.5 |
|          | 歳出 | 62,049,352    | 74,123,442    | 12,074,090  | 119.5 |
| あへん特別会計  | 歳入 | 1,266,938     | 1,247,070     | △ 19,868    | 98.4  |
|          | 歳出 | 1,266,938     | 1,247,070     | △ 19,868    | 98.4  |
| 国民年金特別会計 |    |               |               |             |       |
| 国民年金勘定   | 歳入 | 232,629,648   | 277,704,615   | 45,074,967  | 119.4 |
|          | 歳出 | 28,313,300    | 63,384,896    | 35,071,596  | 223.9 |
| 福祉年金勘定   | 歳入 | 92,482,299    | 127,299,632   | 34,817,333  | 137.6 |
|          | 歳出 | 92,482,299    | 127,299,632   | 34,817,333  | 137.6 |
| 業務勘定     | 歳入 | 150,441,446   | 175,071,524   | 24,630,078  | 116.4 |
|          | 歳出 | 150,441,446   | 175,071,524   | 24,630,078  | 116.4 |

## IV 財政投融资

昭和47年度の財政投融资計画は、予算と同時に決定されたが、その使途別の内容は表13のとおりである。総額は56,350億円と46年度の42,804億円に対し、131.6%と大幅な伸びを示した。これは、今年度の予算が、速やかな景気回復を指向しているところから重点的に公共事業の拡大が図られた結果と言えよう。厚生省関係の財政投融资の資金計画は表14に示すとおりであるが、財投関係機関の事業枠が拡大されたなかで、とくに民間の社会福祉施設整備資金を融資する社会福祉事業振興会の枠が56億円から90億円へと大幅に拡大されていること、年金積立金の還元融資枠が2,904億円から3,678億円へ126.6%の伸びを示したが、このなかには預託金増加額の25%に加えて120億円の特別枠、新規に船員保険の還元融資枠30億円が加えられたこと、また特別地方債による新規事業として、老人居室整備資金の貸付事業また賃貸住宅建設事業における老人居室面積加算が認め

められたことなどが注目される。

## V 今後の課題

昭和47年度の予算編成に先立って、ドルショックを契機とする成長優先路線への反省が強まり、国民福祉の優先に対する国民的要請が高まったことは、社会保障、社会福祉、保健衛生という国民福祉の基盤をなす厚生行政の予算づくりにとって比較的恵まれた環境を醸成した結果となった。47年度予算は、このような経過を反映して、老人福祉予算の充実、社会福祉施設、生活環境施設の整備等各段にわたり充実された。しかし、一方において、昭和48年度以降の予算枠に当然増として追加される要素も少なくない。老人医療、福祉年金引上げの平年度化はもちろんのこと、児童手当制度についてもすでに48年度から支給対象児童の年齢引上げ（5歳→10歳）による対象児童数の倍増が予定されている。私見では、今後の厚生行政はまず国民生活上の不安定要因を取除く社会保障、衛生対策の充実と、さらに高度国民福祉対策

表13 昭和47年度財政投融资使途別分類表

単位(億円)

| 区 分                 | 年度       | 座 投 会 計<br>出 資 | 資 金 運 用 部 資 金    |                  |                  | 簡保資金           | 公 募 債<br>借入金等  | 財投合計             |
|---------------------|----------|----------------|------------------|------------------|------------------|----------------|----------------|------------------|
|                     |          |                | 年 金 等<br>資 金     | 郵 貯<br>資 金 等     | 小 計              |                |                |                  |
| (1) 住 宅             | 47<br>46 | —<br>—         | 3,382<br>2,762   | 4,546<br>2,892   | 7,923<br>5,654   | 1,199<br>1,020 | 2,390<br>1,980 | 11,517<br>8,654  |
| (2) 生 活 環 境 整 備     | 47<br>46 | 47<br>1        | 3,588<br>2,265   | 2,539<br>1,779   | 6,127<br>4,044   | 367<br>250     | 1,367<br>904   | 7,908<br>5,199   |
| (3) 厚 生 福 祉 施 設     | 47<br>46 | —<br>—         | 1,402<br>1,112   | 90<br>71         | 1,492<br>1,183   | —<br>—         | —<br>—         | 1,492<br>1,183   |
| (4) 文 教 施 設         | 47<br>46 | —<br>—         | 213<br>232       | 313<br>341       | 526<br>573       | 553<br>391     | —<br>—         | 1,079<br>964     |
| (5) 中 小 企 業         | 47<br>46 | —<br>—         | 2,305<br>2,273   | 4,795<br>3,334   | 7,100<br>5,607   | 539<br>515     | 498<br>462     | 8,137<br>6,584   |
| (6) 農 林 漁 業         | 47<br>46 | —<br>—         | 1,011<br>817     | 1,477<br>1,197   | 2,488<br>2,014   | 212<br>150     | —<br>—         | 2,700<br>2,164   |
| (1)～(6) 小 計         | 47<br>46 | 47<br>1        | 11,901<br>9,461  | 13,760<br>9,614  | 25,661<br>19,075 | 2,870<br>2,326 | 4,255<br>3,346 | 32,833<br>24,748 |
| (7) 国 土 保 全・災 害 復 旧 | 47<br>46 | —<br>—         | 264<br>174       | 560<br>256       | 824<br>430       | 224<br>187     | —<br>—         | 1,048<br>617     |
| (8) 道 路             | 47<br>46 | —<br>—         | 777<br>485       | 1,648<br>909     | 2,425<br>1,394   | 1,992<br>1,359 | 913<br>755     | 5,330<br>3,508   |
| (9) 運 輸 通 信         | 47<br>46 | 37<br>—        | 1,504<br>1,405   | 3,189<br>2,464   | 4,693<br>3,869   | 828<br>773     | 1,307<br>1,009 | 6,865<br>5,651   |
| (10) 地 域 開 発        | 47<br>46 | 25<br>15       | 448<br>434       | 950<br>635       | 1,398<br>1,069   | 146<br>214     | 624<br>493     | 2,193<br>1,791   |
| (7)～(10) 小 計        | 47<br>46 | 62<br>15       | 2,993<br>2,498   | 6,347<br>4,264   | 9,340<br>6,762   | 3,190<br>2,533 | 2,844<br>2,257 | 15,436<br>11,567 |
| (11) 基 幹 産 業        | 47<br>46 | 25<br>187      | —<br>—           | 2,382<br>1,957   | 2,382<br>1,957   | 90<br>91       | 144<br>64      | 2,641<br>2,299   |
| (12) 貿 易・経 済 協 力    | 47<br>46 | 630<br>650     | —<br>—           | 4,810<br>3,540   | 4,810<br>3,540   | —<br>—         | —<br>—         | 5,440<br>4,190   |
| 合 計                 | 47<br>46 | 764<br>853     | 14,894<br>11,959 | 27,299<br>19,375 | 42,193<br>31,334 | 6,150<br>4,950 | 7,243<br>5,667 | 56,350<br>42,804 |

- (注) 1. 開発銀行、地方公共団体等については、財政投融资の額を、それぞれの区分に応じ、事業規模等を基礎として配分した。  
 2. 年金資金等には、厚生年金、国民年金、船員保険及び国家公務員共済組合の新規預託増加分を計上した。  
 3. 本表は、計数整理の結果、異動することがある。

表 14 厚生省関係財政投融资資金計画

年金積立金還元融資資金計画 (昭和47年度)

単位(億円)

| 区 分             | 46年度計画額      | 47年度計画額      | 備 考                  |
|-----------------|--------------|--------------|----------------------|
| 医療金融公庫          |              |              |                      |
| 事業資金            | 410          | 480          | ◎年金積立金の還元融資枠         |
| 原資(資金)          | 385          | 465          | ① 預託金増加額の25% 3,558億円 |
| 運用部金            | 333(219)     | 410(273)     | ② 特別枠 120億円          |
|                 | 52           | 55           | (船員保険融資(新規)30億円)     |
|                 |              |              | 合 計 3,678億円          |
| 環境衛生・金融公庫       |              |              | (注) ( )内の額は、年金積立金還元融 |
| 事業資金            | 765          | 910          | 資資金をもってあてる額の内書であ     |
| 原資(資金)          | 680(0)       | 840(0)       | る。以下同じ。              |
| 運用部金            | 0            | 0            |                      |
|                 | 85           | 70           |                      |
| 年金福祉事業団         |              |              |                      |
| 事業資金            | 940          | 880          |                      |
| 原資(資金)          | 840          | 850          |                      |
| 運用部金            | 840(840)     | 850(850)     |                      |
| 社会福祉事業振興会       |              |              |                      |
| 事業資金            | 56           | 99           |                      |
| 原資(資金)          | 53           | 86           |                      |
| 運用部金            | 51(51)       | 84(84)       |                      |
|                 | 0            | 0            |                      |
|                 | 2            | 2            |                      |
| 国立病院特別会計        |              |              |                      |
| 国立病院            |              |              |                      |
| 事業資金            | 48           | 38           |                      |
| 原資(資金)          | 44           | 51           |                      |
| 運用部金            | 40(40)       | 43(43)       |                      |
|                 | 4            | 8            |                      |
| 国立療養所           |              |              |                      |
| 事業資金            | 45           | 46           |                      |
| 原資(資金)          | 45           | 46           |                      |
| 運用部金            | 18(18)       | 18(18)       |                      |
|                 | 10           | 12           |                      |
|                 | 17           | 16           |                      |
| 地方公共団体          |              |              |                      |
| 特 別 地 方 債 宅     | 1,575(1,575) | 2,096(2,096) | ◎社会福祉施設、病院、体育館、市民会   |
| (賃貸住宅)          | 85           | 108          | 館等の建設資金である。          |
| (水洗便所改修資金貸付事業)  |              |              | 老人居室整備資金貸付事業(新規)     |
| (老人居室整備資金貸付事業)  |              |              | 賃貸住宅老人居室面積加算(新規)     |
|                 |              |              | (年金福祉事業団においても同じ)     |
| 病 院 設 施         | 300          | 350          | 理学療法士等養成施設(新規)       |
| 厚生一般廃棄物処理場      | 300          | 353          | 健康増進センター(新規)         |
| 一簡と産業廃棄物処理場     | 219          | 378          | 充当率引上げ 70%→75%       |
| 同下上一般廃棄物処理場     | 94           | 128          |                      |
|                 | 11           | 23           |                      |
|                 | 10           | 10           |                      |
|                 | 100          | 150          |                      |
|                 | 156          | 204          |                      |
|                 | 333          | 392          |                      |
| 一 般 地 方 債 宅     | 1,440        | 2,028        |                      |
| 産業廃棄物処理場の一部     | 10           | 10           |                      |
| 資金運用部資金借入金地方債合計 | 1,430        | 2,018        |                      |
| 年金積立金還元融資資金合計   | 4,977        | 6,369        |                      |
| (参 考)           | (2,904)      | (3,678)      |                      |
| 公害防止事業団         |              |              |                      |
| 事業資金            | 400          | 590          |                      |
| 原資(資金)          | 278          | 578          |                      |
| 運用部金            | 243(161)     | 471          |                      |
|                 | 1            | 0(314)       |                      |
|                 | 34           | 107          |                      |

(注) 1. 年金積立金還元融資資金は、厚生年金還元融資および国民年金特別融資並びに47年度においては今回新たに設定された船員保険融資の資金である。

2. 年金積立金還元融資資金合計には、公害防止事業団の内書分を含んでいる。

としての社会サービス部門の拡張が要請されると考えている。このためには、今後とくに立遅れている年金部門の充実、医療保険の抜本改正と関連する公費負担医療の方向づけが重要な課題となるほか、時代の変化に対応した社会サービス部門の将来計画を樹立しておくことが何

よりも必要であろう。現在、経済企画庁においては、現在の新経済社会発展計画に代わる中期計画の策定作業に入っているが、これと並んで厚生行政においても従来の施策の単なる延長ではなく、十分先見性のあるヴィジョンを持って行政の進展を図ることが必要と考えられる。

**訂正とお詫び** 本稿における74頁の表1（昭和47年度一般会計歳出概算主要経費別内訳）は原稿が不備のまま、印刷所にて組版いたしました。刊行期日がせまっております。編集の都合により、以下に表1のつづきを掲載いたすことになりました。このため表が前後に分かれ見苦しくなりましたこと、お詫びいたします（編集部）。

表 1 昭和47年度一般会計歳出概要主要経費別内訳（つづき）

単位(百万円)

| 事 項                      | 前年度予算額<br>(当初) (A) | 昭和47年度<br>概算額 (B) | 比較増△減額<br>(B-A) | 備 考           |
|--------------------------|--------------------|-------------------|-----------------|---------------|
|                          |                    |                   |                 | 伸 率 構成比       |
| (恩給関係費)                  |                    |                   |                 | % %           |
| 1. 文 官 等 恩 給 費           | 36,025             | 38,391            | 2,366           | 106.6 0.3     |
| 2. 旧 軍 人 遺 族 等 恩 給 費     | 269,668            | 299,431           | 29,763          | 111.0 2.6     |
| 3. 恩 給 支 給 事 務 費         | 3,677              | 4,253             | 576             | 115.7 0.1     |
| 4. 遺族及び留守家族等援護費          | 26,636             | 30,374            | 3,738           | 114.0 0.3     |
| 計                        | 336,006            | 372,449           | 36,443          | 110.8 3.2     |
| 地 方 交 付 税 交 付 金          | 2,054,423          | 2,195,394         | 140,971         | 106.9 19.1    |
| 臨 時 地 方 特 別 交 付 金        | 0                  | 105,000           | 105,000         | — 0.9         |
| 臨 時 沖 縄 特 別 交 付 金        | 0                  | 36,500            | 36,500          | — 0.3         |
| 防 衛 関 係 費                | 670,902            | 800,213           | 129,311         | 119.2 7.0     |
| (公共事業関係費)                |                    |                   |                 |               |
| 1. 治 山 治 水 対 策 事 業 費     | 278,642            | 345,360           | 66,718          | 123.9 3.0     |
| 2. 道 路 整 備 事 業 費         | 694,332            | 850,734           | 156,402         | 122.5 4.7     |
| 3. 港 湾 漁 港 空 港 整 備 事 業 費 | 141,407            | 186,351           | 44,944          | 131.8 1.6     |
| 4. 住 宅 対 策 費             | 115,898            | 150,572           | 34,674          | 129.9 1.3     |
| 5. 生 活 環 境 施 設 整 備 費     | 88,223             | 140,145           | 51,922          | 158.9 1.2     |
| 6. 農 業 基 盤 整 備 費         | 223,325            | 275,467           | 52,142          | 123.3 2.4     |
| 7. 林 道 工 業 用 水 等 事 業 費   | 43,066             | 55,896            | 12,780          | 129.7 0.5     |
| 8. 調 整 費 等               | 7,800              | 8,500             | 700             | 109.0 0.1     |
| 小 計                      | 1,592,693          | 2,013,025         | 420,332         | 126.4 17.5    |
| 9. 災 害 復 旧 等 事 業 費       | 72,898             | 135,440           | 62,542          | 185.8 1.2     |
| 計                        | 1,665,591          | 2,148,465         | 482,874         | 129.0 18.7    |
| 貿 易 振 興 及 び 経 済 協 力 費    | 101,103            | 115,235           | 14,112          | 114.0 1.0     |
| 中 小 企 業 対 策 費            | (57,907)           | (87,008)          | (28,604)        | (149.4) (0.8) |
| 食 糧 管 理 費                | 57,907             | 69,728            | 11,824          | 120.4 0.6     |
| 産 業 投 資 特 別 会 計 へ 繰 入    | 463,516            | 520,789           | 57,273          | 112.4 4.5     |
| そ の 他 の 事 項 経 費          | 80,300             | 69,700            | △ 10,600        | 86.8 0.6      |
| 予 備 費                    | 1,102,292          | 1,452,969         | 350,705         | 131.8 12.7    |
| 合 計                      | 140,000            | 180,000           | 40,000          | 128.6 1.6     |
|                          | 9,414,315          | 11,467,680        | 2,053,365       | 121.8 100     |

(注) 1. 沖縄関係費は、昭和46年度予算額43,339百万円、昭和47年度概算額220,382百万円である。

2. 中小企業対策費の上段( )書は、その他の事項経費の臨時組織産業特別対策費のうち、中小企業対策費に相当する額を含む。

## 昭和47年度研究プロジェクト

われわれは、研究プロジェクトの実施にあたって毎年いくつかの基調テーマなるものを定め、各研究会ならびに個人研究の進め方に指針を与え、問題意識の統一をはかることにしてきた。昨年度の基調テーマは、第1に「社会計画の立場から社会保障の問題を把握すること」、第2に「社会保障水準指標を統計的に作成すること」、第3に「社会保障と私的保障との関係を究明すること」の三つであった。本年度もこれらの基調テーマを継承し、一層の展開を期する。

第1の基調テーマになる社会計画の解明については、これまで第1（経済分析）研究会でPPBS方式や費用・利益分析などの検討を行ない、第3（社会分析）研究会で地域開発計画のケース・スタディや社会福祉計画の国際比較などと取り組んできたのであるが、今後なお研究の前進が望まれる。ただ当研究所の仕事としては、社会保障計画の立案そのものよりも、むしろそのための資料整備に力点をおくべきであろうし、また単にヴィジョンの想定よりも、むしろ目的と手段、予測と計画との連繫に関する方法論的思考を固めるべきであろう。

第2の基調テーマたる社会保障水準の統計的測定については、やはりこれまで第2（統計調査）研究会で部門別社会保障水準の資料整備を進めてきたし、第5（制度）研究会では戦前の社会保障関係の統計収集を試みてきており、それらはそのまま本年度も続行するであろう。ただ本年度は別に研究員全員の共同作業として、昭和30年以降最近にいたるまでの日本の社会保障水準に関する統計諸表を集め、これに解説を加え、単行本として刊行する計画である。この単行本は、前記研究会での比較的詳細な資料検討の仕事とは異って、一般の読者のための啓蒙的な解説書とする。

第3の基調テーマたる社会保障と私的保障との問題は、生活不安に対してどの程度個人なり民間なりの責任で保障が行なわれるか、どの程度社会化が進められるかという問題を究明することに他ならないが、これまた第5研究会の戦前統計収集でもすでにとりあげられ、またいくつかの個人研究で医療・住宅・教育などに関してとりあげられているところであり、それはなお続けて研究を要するであろう。また本年度の前記共同作業のなかでも、

たとえば企業福利とか社会消費とかについて、この方面の統計諸表をとりいれる必要があるであろう。

以上述べたように、基調テーマのあるものは本年度の共同作業の対象として研究の実施をはかることになるが、それと同時に前述したように、基調テーマはもともと各研究会や各個人研究の問題意識統一に資するためであることを付言しておきたい。

### 研究会別プロジェクト

#### 第Ⅰ（経済分析）研究会

経済学の立場から、社会保障問題に関する経済理論的アプローチを検討し、その機能、効果などを理論的実証的に研究する。

##### 共同研究

#### （1）年金水準と財政方式に関する経済学的研究——経済成長下の年金モデル——

所得保障について、昨年度は低所得層への逆所得税の導入を中心として研究を行なったが、公的年金制度のあり方を、主として経済学的視点から検討する。とくに動態的な経済成長過程における適正年金水準の決定方式ならびに有効な年金財政方式を解明するためにいくつかの代替案を検討し、その実現可能性と、経済的な諸効果について研究する。あわせて、各国の主要な年金制度について、経済的視点から比較検討する。

#### （2）医療システムの有効性と効率性に関する経済学的研究——最適基準からみた医療制度と医療保険制度——

昨年度は、社会資本研究の一環として、ストックとしての医療施設について研究を行なったが、本年度は、広く医療の需給システムを対象として福祉的観点からみた有効性と医療サービス需給の効率性を問題にする。このさい、医療保険制度と医療制度を一応きりはなし、それぞれについて、医療ニーズの充足と国民の健康維持にとって最適な制度は何かを理論的に明らかにしたうえで、現実の医療システムを改善する方法についても検討する。

##### 個人研究

#### （1）所得分布の経済理論モデルと、その実証的研究

(地主)

- (2) 医療資源の有効配分についての研究 (都村)
- (3) 社会的消費の一部としての保健費の国際比較的研究 (城戸)

## 第 II (統計調査) 研究会

部門別社会保障水準に関する統計的・実証的研究を行なうのであるが、昨年度整理した社会保障関係基礎資料について、若干の推計をも加えて再編成を行なう。また、家計構造面よりの分析については、全国のあるいは地域的各種実態調査結果を活用して行なう。

### 共同研究

#### (1) 部門別社会保障水準指標の作成

社会保障水準を測定するための統計的指標体系を確立し、わが国社会保障の充足状況を把握する。いわば社会保障の効果測定のための基礎資料を作成する。昨年度はまず手始めとして、年金、医療、公的扶助、社会福祉、児童福祉などの別に、その存在する年齢階級別および所得階級別統計を収集することに重点をおいた。本年度はこのようにして収集した年齢階級別および所得階級別統計について、若干の推計を加えながら、統一的に整理するとともに、進んでその測定の尺度としての社会的ニードおよびその測定方法などについても考究を進める。

#### (2) 家計構造に関する統計的研究——とくに社会保障費との関連について——

家計費を中心に生活実態を分析し、その社会的ニードを把握するために、児童養育費、高齢者生活費などについて、年来、小地域の実態調査を実施してきた。そのうち児童養育費については一昨年の『家族周期と児童養育費』、昨年の『家族周期と家計構造』の刊行をみた。また、高齢者生活費については、一昨年掛川市において「高齢者生活実態調査」を実施し、現在その調査結果の解析の途上にある。本年度は、上記実態調査の結果について引続いて収入構造、世帯構成その他の観点から解析を進めていくと同時に、児童、高齢者などのニード把握の観点から、地域的視野を拡げて、全国的規模における実証的研究を進める。この場合、総理府統計局による昭和44年度全国消費実態調査など、各種の全国のあるいは地域的各種実態調査結果を活用する。

### 個人研究

#### (1) 貧困水準に関する研究——貧困指標設定に関する諸問題 (小沼)

#### (2) 生活指標と社会保障水準 (曽原)

#### (3) 社会保障と住宅問題——大都市低所得階層における家計と住居費 (大本)

## 第 III (社会分析) 研究会

社会学の立場から、広く社会保障の政策形成、計画、機能、組織、効果などの理論的実証的研究を行なう一方、社会計画策定のための基礎的研究を行なうことを目標とし、本年度は昨年度に引続き、社会福祉のニード把握と計画を中心に研究を進める。

### 共同研究

#### (1) 社会福祉計画の国際比較——先進諸国の社会福祉制度を中心にして——

社会福祉の計画を考える場合に動向を知ることが必要であるが、従来、それらについて、断片的部分的紹介はあったが、社会福祉計画策定に利用できるほど整備されていたとはいえない。このため前年度は、国連、国際社会福祉会議など国際機関の文献収集や若干の国の社会福祉の動向についてのヒヤリングによって予備的研究を行ってきたが、本年度はさらにこれらを本格化し、具体的な研究に発展させていく。研究は、イギリス、フランス、西ドイツ、アメリカなどの特定国を具体的に選び、社会福祉の施設・要領・組織・財政などを文献・統計にもとづいて把え、それぞれの国の社会福祉の制度的特質と最近の動向を明らかにし、社会福祉計画策定の基礎的資料を得ることをする。

#### (2) 「多問題家族」の生活構造的特質に関する理論的実証的研究

社会福祉分野において、複雑な問題をもちながらも既存の施策・サービス等では容易に問題の解決が図ることのできないケースを「多問題家族」と称しているが、わが国においてはこれらのケースについての研究、対策はいちじるしく立ちおくれている。前年度はそれまでの生活構造論研究の成果の上に立って、「多問題家族」についての作業枠組を設け、大都市周辺地域において事例の収集と分析を行なった。本年度はこの作業をさらに進め、地方都市の事例を集める一方、これらの調査にもとづいて「多問題家族」の類型化とその生活構造的特質を解明し、「多問題家族」のための社会福祉施策の基本的考え方を考究する。

### 個人研究

#### (1) 社会計画と老人対策の研究——都市老人の国際比較 (三浦)

#### (2) 社会福祉における「対象者」と援助過程に関する

る理論的ならびに実証的研究（渡辺）

- (3) 社会計画と生活構造論——老人問題の対象把握  
についての計量社会学的分析（高橋）

#### 第Ⅳ（経済・社会合同）研究会

経済学と社会学とのインターディシプリナリーな領域を研究する目的で、すでに発展とか福祉とかいう問題を討議してきたが、本年度は、R. M. ティトマス『社会福祉と社会保障』（三浦・渡辺訳）を輪読する予定である。

#### 第Ⅴ（制度）研究会

社会保障の国際的動向と各国制度の特質を明らかにするため、各国社会保障制度の比較研究と歴史的研究を行なう。

##### 共同研究

- (1) 社会保障財政の社会的、経済的意義に関する国際比較研究

西欧諸国においては、近年社会保障体系内部における給付・負担条件の不均衡と不統一、財政状態の相違の調整が重要な課題となっている。この場合、社会保障を変動する現代経済社会の条件と要求にもっともよく適合させるよう、社会保障制度の改革と内部的調整を実行することが要請されている。これらの諸問題は、社会保障財政をめぐる動きの中に集約的に現われており、各国では中期プランニングをはじめさまざまなアプローチが行なわれている。この研究では、前年度までに行なわれた社会保障動向についての一般的展望と特定国についての個別的研究の成果を基礎としながら、西欧主要諸国の社会保障財政制度の特質と財政動向に

ついでの実証的研究を進め、各国における種々のアプローチの有効性を比較検討することを目指す。前年度においては基礎資料の収集とヒヤリングを中心としたが、本年度においては、研究の重点を年金、疾病、家族給付部門の財政給付収支に関する各国の考え方とその変化を明らかにすることにおく。

- (2) 日本における戦前の社会保障関係費に関する研究

わが国の社会保障関係諸制度の発展過程を明治期にまでさかのぼって示す統計的資料がほとんどないため、その不備を補い、戦前の社会保障関係諸制度に関する統計を整備することがこの研究の目的である。過去2年間にわたって中央政府社会支出、地方政府（東京）社会支出、民間共済組合、民間社会事業について、統計系列の作成の可能性と方法を検討してきた。本年度においては、上記4分野における研究成果のとりまとめを行ない、時点を限定して実際に統計系列を作成するとともに、地方財政全般の社会支出についても中央財政となんらかの形で接合しうる統計系列を作成する。

##### 個人研究

- (1) 西ドイツ社会保障の改革と発展に関する実証的研究（保坂）  
(2) 各国社会保障制度の類型的研究（平石）  
(3) イギリス社会保障制度の歴史的研究（山崎）

#### 第Ⅵ（政策）研究会

社会保障の各分野におけるトピックスを取り上げて、討論を行なう。また、昨年度に引続き、政策判断の根拠について、効果および財源の検討をとくに配慮し、社会計画に利用可能な資料の整備を行なう。

村上 清 著

## 『インフレと年金制度』

ダイヤモンド社、昭和46年、pp. viii+248

地主 重 美

1. わが国の経済政策が、戦後最大の試練を迎え、国民生活重視の方向に転換を迫られている。これまでの経済成長のなかで、国民福祉の視点が二次的になり、あるいは軽視されてきたことに対して、明示的あるいは暗黙的に内外からのきびしい批判をうけているが、とりわけ、老後の所得保障政策の立ちおくれは著しい。

現在、年金問題が政治的にも大きな争点として取上げられているが、事柄は単なる“政治的”問題ではなく、緊急性を伴う現実の問題であり、福祉重視的な政策選択のなかでも最優先の課題であると考えることができよう。

老後所得保障の問題は、昨今の政策転換の過程で、にわかに現われてきた問題ではない。すでに昭和30年初頭から、人口の老齢化や核家族化が叫ばれ、扶養形態の変化とともに、年金制度の早急な充実について警告がなされてきた。さらに過去数回の老人生活実態調査から、老後生活の深刻さが、緩和するどころかむしろ強まっているという事実が明らかにされており、この点を考えただけでも、年金制度の所得保障機能を強化することは、今日、最大の政策課題である、と考えなければならない。

本書は、この問題に正面から取り組み、洞察力の深さと、理論的水準の高さにおいておそらく近年最大の収穫の1つに数え上げられよう。

2. 全体が7章に分たれている。第1章では、年金制度の必要性を強めている経済的・社会的変動にふれ、稼得収入のない高齢者が貧困階層への巨大な予備軍を形成していることに注意を喚起している。では防貧機能を年金制度のなかに、どのように組込んでいくか、これが第2章以下の問題である。第2章、第3章では、まず諸外国の公的年金および企業年金のインフレ対策を取上げ、クリーピング・インフレーションを内在する現代経済のなかで、年金の福祉機能の意義とその対策について、諸外国の苦渋にみちた経験が何を教えているかを説いている。批判の矢はわが国の制度に向けられる。第4章と第5章がこれであり、著者の迫力のある論陣はここにいた

って最高潮に達する。第6章はいわゆる調整年金のあり方を、そして最後の第7章はインフレ下の老齢保障について言及し、全体を結んでいる。

3. 著者は、わが国の年金制度の中核をなす厚生年金を取上げ、その特徴として7項目をあげているが、そのなかで特に重要なのは次の二つであろう。すなわち、第1は、わが国の年金制度が経済変動に耐える動態的性格を欠落していることであり、第2は、公的保障制度としてその成熟化が遅すぎることである。

この論点について、評者もこれまでいくどか取上げてきたところであるが、本書は、諸外国での経験を背景にしながら、年金制度としての根本的欠陥について、その批判的見解をきわめて説得的に展開する。

第1章の論点はこうである。厚生年金の給付算定方式には、自動スライドの規定もなければ、そのつどの情勢の変化に応じて適切な改定を加える、という慣行もなく、きわめて旧式であり、非近代的である、という。厚生年金保険法も第2条で、「国民の生活水準その他の諸事情に著しい変化が生じた場合には、変動後の諸事情に應ずるため、すみやかに改正の措置が講ぜられなければならない」と規定して、財政再計算期にある種の調整を行なっている。しかしながら、著しい変化とは具体的にどの程度の変化をいうのか明らかではなく、また改定の効果が、改定時点とそれ以後に限られるのか、あるいは直前改定時点までの過去にも遡及されるのか、についても全く何らの規定がなされておらないばかりか、これまでの改定の例では、改定時点と次の改定時点の間の著しい情勢の変化に対する救済措置はほとんど講じられていない。このため、給付改定の時点で、仮に適正水準の年金給付がなされても、次の時点では、ただちに賃金や物価に対して相対的に低い給付水準に落込んでしまうのである。

これは、わが国の年金が経済変動を組込まない静態的性格をもっているからであり、インフレーションのにがい経験をもつ西ドイツ型年金制度よりも、むしろその経

験の少ないイギリス型年金制度の考え方を採用したという事情にもよっている、と指摘する。これは、年金の財政計画に当って、年齢構造の老齢化を、過大評価とみられるほど重視しながら、所得の上昇や物価上昇がない、という非現実的仮定を立てているところからも明らかであり、著者の指摘は全く正しい。非現実的仮定にもとづいた計画が、それ自身非現実的であることは、あたかも完全競争の仮定にもとづいて構築された経済理論が、寡占経済の現実を解明する手がかりさえ与えない理論の遊戯に終っていることと同じである。

ただ、もっと厳密に言えば、問題は年金制度が静態的であるからではない。定常状態を中心に景気循環の繰返されるような状態は、明らかに動態的であるが、現行制度の所得保障機能は十分に確保される。給付のベースを退職直前の所得ではなく、全稼働期間の平均所得におこうという現行制度の給付方式は、むしろこのような事態にこそ一層効果的である、といえるであろう。その意味では現行制度も動態的である。著者の考えているのは、このような事態ではない。それは、物価上昇を伴いながら経済成長をとげている現代経済を前提として、このような変化に対応できない制度である、と批判しているのである。その意味では、動態的でない、というよりは、成長対応的 (growth-adjusting) でない、というべきであろう。

第2の論点は、成熟化が遅すぎる、ということである。これを著者は、給付算定方法が私保険的である (p. 115) という。すなわち、私保険的な原則に立てば、拠出と給付の関係は各個人について公平でなければならない、したがって長期の拠出があってはじめて実質的内容のある年金が支給される、ということになろう。しかしながら、公的年金の目的は、老齢者に妥当な老後保障を行うことである。老齢者に社会的に必要な妥当な給付の保障を与えることが先決であって、個人の拠出の多寡や有無とは一応無関係に考えるべきである。そもそも年金制度が導入されるのは、すでにその時点で年金支給の社会的必要が生じているからである。とりわけわが国のように老齢化のスピードがはやいばかりでなく、家族扶養の社会的基礎が急速に変化している場合に、老齢者はその老後生活に二重、三重の不安をいだいているばかりでなく、老人生計に関する公的調査は彼らの貧寒たる生活を実証している。それにもかかわらず、積立方式に固執して内容のある年金が支給されるまでにさらに数十年を要するということでは、その制度は多くの老齢者にとって永久に無縁のものとなり、制度の効果は実質上半減することにな

ろう。著者はいう。「拠出金は、社会的に妥当な給付を行なうための全体の財源を賦課し調達するための方法であり、各人ごとの拠出金の累積が給付になるというのは発想が逆である。厚生年金の成熟の遅さは、その私保険的構造に原因するところが多い。」

年金制度は、将来の老齢者を対象にするだけではない。問題の焦点は、現在の老齢者の所得保障をどうするか、ということであろう。

早期成熟化をはばんでいる第1の原因は著者のいう厚生年金の私保険的構造にあるが、第2の原因は、将来の人口老齢化への恐怖感であろう。30年後には、ほぼ現在の西欧水準の老齢化に到達し、さらには西欧水準を追いこすであろう、という「老大国日本」像へのおそれである。老人化の進行は勤労世代の負担を耐えがたいものにすであろうからである。しかし老齢人口比率の推計を過大評価していないだろうか、という疑いがのこる。ベヴァリッジ報告が、イギリスの年金受給年齢人口 (男65歳、女60歳) は、1941年の対人口比12%から、1971年には21%に達するであろうとの推計結果を採用したが、現実はこちらを大幅に下回った。これが、イギリスの年金制度の計画化に少なからぬ影響を与えたことは事実であるが、ここではふれまい。いわんとするところは老齢化への過度の悲観論は、過度の楽観論に劣らず問題だ、ということである。

用心するにこしたことはないといわれる。しかし老齢化への用心のあまりに、現在の老齢者を素通りした年金制度が、はたして真の社会保障制度といえるだろうか。

4. 以上、本書の主要論点について、若干のコメントを加えながら紹介した。

著者の見解に、さらに加えるべきものは少いが、ここでは2, 3のコメントをするにとどめたい。

第1に、年金制度を成長対応的にし、成熟化をはやめるために、著者はいかなる財政計画を用意しようというのか明らかでない。評者はかつて、積立金を財源の一部とする計画的賦課方式を提唱したが、著者が別の機会にこれを無計画な浪費主義であると批判した。では、著者自身の積極的なプランは何であるのだろうか。

第2に、わが国の公的年金のおくれを示す最も端的な例は国民年金であろう。厚生年金の1万円年金をあめ玉年金と評した著者にとって、国民年金以前とでもいうべきものであろう。公的年金の全体系の中なかで、この充実をいかにして実現しよう、というのであろうか。

第3に、年金のように、予見可能な事故を保険事故とい

うのは用語の濫用と思われる。著者の「公的年金は……保険でもない」(p. 123) という見解に全く賛成であるが、とすれば、保険料の徴収についても別の考え方が出てしかるべきであろう。

本書は、成長対応的年金制度を現在の老齢者にも均霑させるべきである、との立場から、わが国年金制度に挑戦

し、その問題に鋭い批判のメスを加えたものである。しかも、その内容は単に「インフレと年金制度」ではなく、さらに広く「経済成長と年金制度」の関連について、年金制度論の狭い枠をこえた大胆な問題の展開と豊かな発想を駆使した出色の作品として高く評価されるであろう。

(じぬし しげよし 社会保障研究所研究第2部長)

### 次 号 (Vol. 8 , No. 2) 予 告

|             |             |
|-------------|-------------|
| 巻頭言         | 小 山 隆       |
| 論 文         | 籠 山 京       |
| “           | 江 口 英 一     |
| “           | 孫 田 良 平     |
| “           | 森 幹 郎       |
| 研究ノート       | R. P. ド ー ア |
| “           | 町 田 俊 彦     |
| 人と業績        |             |
| R. M. ティトマス | 三 浦 文 夫     |

# 社 会 保 障 統 計

この「社会保障統計欄」を読むうえに：

1. 社会保障の概念規定については、まだ十分な結論がなされていない。従来の「社会保障」の概念にとらわれることなく、もう少し広く、「社会開発」的視点から資料を収集し、主な計数を定期的に紹介することになっている。
2. 毎会計年度ごとに刊行される1～4号の4冊によって、一つの体系的概観をはかることにしている。1号 人口、労働等の社会保障をめぐる基礎的事項、2号 医療、公衆衛生および人口動態、3号 社会保障費および社会保険、4号 社会福祉、公的扶助および社会保障関連制度の順に基本的な諸統計を配置する予定にしている。なお、以上のほかに、その号かぎりの特殊表をも付加する建前をとっている。
3. 本欄の構成は主要資料の図示、国際比較および国内資料の収録の3区分を原則としている。可能なかぎり最新の数字に入れ替えることにしているが、更新すべき数字の入手がまだ不可能であるものについては、従来採用の数字をそのまま再録することがある。
4. 本号では、人口、就業者、労働時間および賃金について国際比較を行い、国内資料は人口、労働人口、就業者、雇用、賃金等の労働関係の諸指数、国民所得、消費者物価指数に関する諸統計を掲載している。
5. 各統計表中に使用している記号は、つぎのような場合に用いてある。

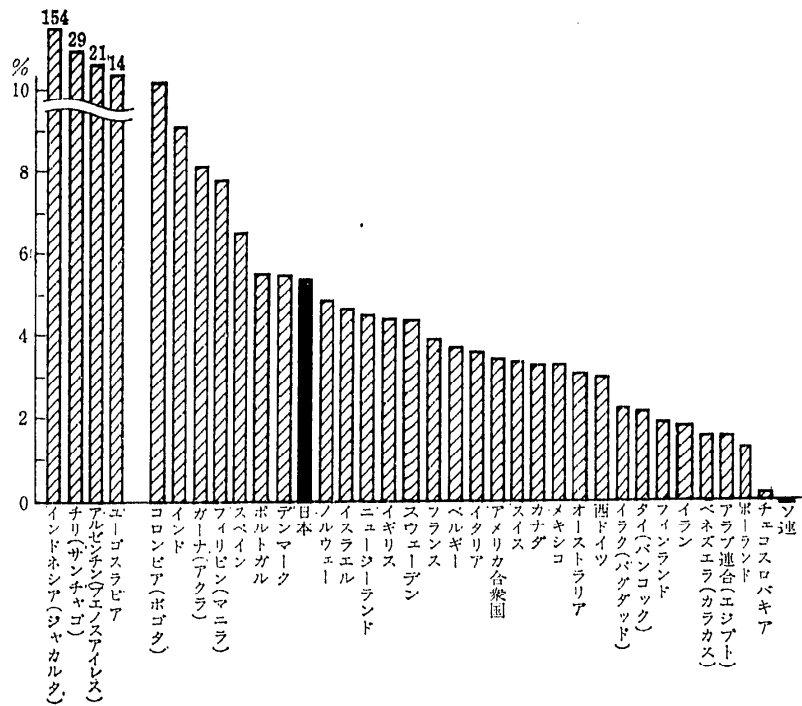
|                  |     |
|------------------|-----|
| 計数のない場合          | —   |
| 計数不明の場合          | ... |
| 統計項目のありえない場合     | ・   |
| 数値が微小(0.05未満)の場合 | 0.0 |
| 使用した計数の年次等が異なる場合 | *   |

(曾原利満・大本圭野)

## 目 次

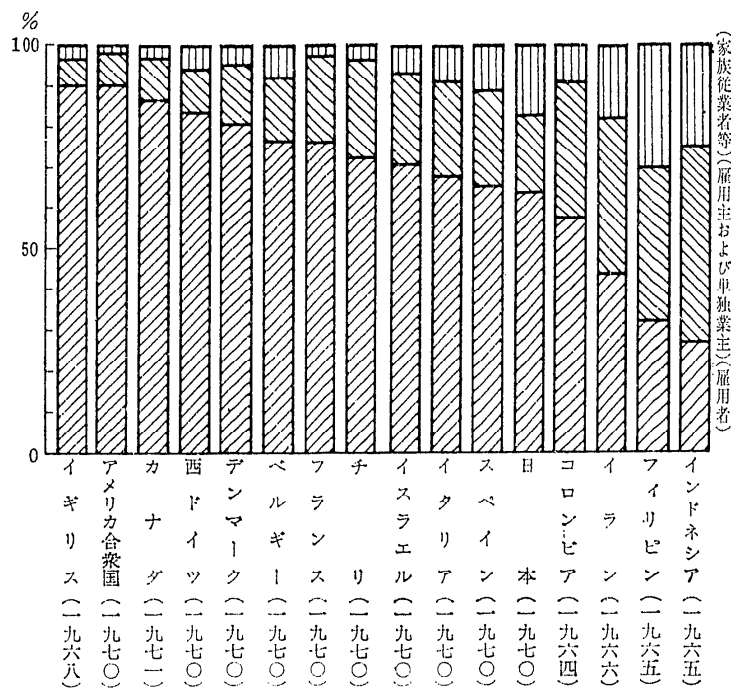
|         |                                      |     |
|---------|--------------------------------------|-----|
| 図 1     | 各国の消費者物価上昇率.....                     | 95  |
| 図 2     | 各国の従業上の地位別経済活動人口の割合.....             | 95  |
| 国際比較    |                                      |     |
| 人 口     |                                      |     |
| 表 1     | 各国の総人口および男女別人口.....                  | 96  |
| 表 2     | 各国の年齢階級別人口構成割合.....                  | 97  |
| 経済活動人口  |                                      |     |
| 表 3     | 各国の職業別経済活動人口.....                    | 98  |
| 表 4     | 各国の産業別経済活動人口.....                    | 100 |
| 表 5     | 各国の就業上の地位別経済活動人口.....                | 102 |
| 労働時間・賃金 |                                      |     |
| 表 6     | 各国における主要産業の週当たり労働時間と賃金.....          | 104 |
| 国内資料    |                                      |     |
| 人 口     |                                      |     |
| 表 7     | 年齢3区分別人口の推移.....                     | 106 |
| 労働      |                                      |     |
| 表 8     | 労働力人口の推移.....                        | 107 |
| 表 9     | 職業別就業者数の推移.....                      | 108 |
| 表 10    | 産業別就業者数の推移.....                      | 109 |
| 表 11    | 従業上の地位別就業者数の推移.....                  | 110 |
| 表 12    | 産業別雇用指数の推移.....                      | 111 |
| 表 13    | 産業別常用労働者賃金指数の推移.....                 | 112 |
| 表 14    | 産業別常用労働者の1人平均月間出勤日数および実労働時間数の推移..... | 113 |
| 表 15    | 職業紹介状況(新卒を除く).....                   | 113 |
| 表 16    | 産業別労働災害率の推移.....                     | 114 |
| 国民所得    |                                      |     |
| 表 17    | 国民所得の分配.....                         | 115 |
| 消費者物価   |                                      |     |
| 表 18    | 人口5万以上の都市消費者物価指数の推移.....             | 116 |

図 1 各国の消費者物価上昇率（年率，1963～70年）



資料 ILO Year Book of Labour Statistics, 1971.

図 2 各国の従業上の地位別経済活動人口の割合



資料 ILO Year Book of Labour Statistics, 1971.

国際比較  
人 口

表 1 各国の総人口および男女別人口

単位(人)

|                  | 年 次                | 総 数         | 男           | 女           |
|------------------|--------------------|-------------|-------------|-------------|
| ヨーロッパ州           |                    |             |             |             |
| スウェーデン           | 1969               | 7,968,018   | 3,977,993   | 3,990,025   |
| ノルウェー            | 1969               | 3,850,977   | 1,916,052   | 1,934,925   |
| フィンランド           | 1968               | 4,688,451   | 2,265,431   | 2,423,020   |
| デンマーク            | 1968               | 4,864,885   | 2,410,444   | 2,454,441   |
| オーストリア           | 1969               | 7,372,858   | 3,455,922   | 3,916,936   |
| スイス              | 1969               | 6,149,500   | 3,141,000   | 3,008,500   |
| イギリス<br>(イギリス連邦) | 1970               | 48,987,700  | 23,830,900  | 25,156,800  |
| ドイツ              | 1968               | 58,652,927  | 28,003,836  | 30,649,091  |
| フランス             | 1968※              | 49,654,556  | 24,196,528  | 25,458,028  |
| オランダ             | 1969               | 12,877,984  | 6,424,021   | 6,453,963   |
| イタリア             | 1968               | 53,798,000  | 26,323,000  | 27,475,000  |
| スペイン             | 1969               | 33,088,556  | 15,946,896  | 17,141,660  |
| ポルトガル            | 1969               | 9,582,600   | 4,627,700   | 4,954,900   |
| ポーランド            | 1969               | 32,555,100  | 15,819,700  | 16,735,400  |
| ユーゴスラビア          | 1968               | 20,154,000  | 9,884,000   | 10,270,000  |
| チェコスロバキア         | 1968               | 14,361,994  | 7,008,727   | 7,353,267   |
| 北アメリカ州           |                    |             |             |             |
| カナダ              | 1970               | 21,377,000  | 10,712,600  | 10,664,400  |
| アメリカ合衆国          | 1970※              | 203,165,699 | 98,881,915  | 104,283,784 |
| メキシコ             | 1970※              | 48,377,363  | 24,140,315  | 24,237,048  |
| 南アメリカ州           |                    |             |             |             |
| ベネズエラ            | 1969               | 10,035,435  | ...         | ...         |
| アルゼンチン           | 1966               | 22,897,000  | 11,539,000  | 11,358,000  |
| チリ               | 1970               | 9,780,000   | 4,823,000   | 4,957,000   |
| アジア州             |                    |             |             |             |
| 日本               | 1969               | 102,648,000 | 50,431,000  | 52,216,000  |
| インド              | 1970               | 550,376,000 | 283,967,000 | 266,409,000 |
| フィリピン            | 1968               | 35,883,000  | 18,098,000  | 17,785,000  |
| 台湾               | 1968               | 13,473,471  | 6,935,971   | 6,537,500   |
| タイ               | 1960※              | 26,257,916  | 13,154,149  | 13,103,767  |
| インドネシア           | 1964・11<br>～1965・2 | 97,634,000  | 48,346,000  | 49,288,000  |
| パキスタン            | 1961※              | 90,282,674  | 47,516,890  | 42,765,784  |
| トルコ              | 1965※              | 31,391,421  | 15,996,954  | 15,394,467  |
| イラン              | 1966※              | 25,078,923  | 12,981,665  | 12,097,258  |
| イラク              | 1965※              | 8,047,415   | 4,102,514   | 3,944,901   |
| イスラエル            | 1969               | 2,879,068   | 1,452,435   | 1,426,633   |
| アフリカ州            |                    |             |             |             |
| アラブ連合            | 1960※              | 25,984,101  | 13,068,012  | 12,916,089  |
| ガーナ              | 1960※              | 6,726,815   | 3,400,270   | 3,326,545   |
| ケニア              | 1962※              | 8,636,300   | 4,277,000   | 4,359,300   |
| 大洋州              |                    |             |             |             |
| オーストラリア          | 1969               | 12,296,279  | 6,194,637   | 6,101,642   |
| ニュージーランド         | 1968               | 2,756,242   | 1,378,990   | 1,377,252   |
| ソ連               | 1970※              | 241,720,000 | 111,399,000 | 130,321,000 |

資料 注) ※はセンサス、それ以外は推計。  
UN, Demographic Yearbook, 1970.

表 2 各国の年齢階級別人口構成割合

単位(%)

|                            | 年 次                | 総 数   | 1歳未満        | 1～9          | 10～14          | 15～19         | 20～49          | 50～59         | 60～64 | 65～69         | 70～         | 年齢不詳 |
|----------------------------|--------------------|-------|-------------|--------------|----------------|---------------|----------------|---------------|-------|---------------|-------------|------|
| ヨーロッパ州                     |                    |       |             |              |                |               |                |               |       |               |             |      |
| スウェーデン                     | 1969               | 100.0 | 1.4         | 12.9         | 6.7            | 7.0           | 40.0           | 12.8          | 5.9   | 4.9           | 8.6         | —    |
| ノルウェー                      | 1969               | 100.0 | ~4歳<br>8.5  | 5～9歳<br>8.0  | 8.0            | 7.8           | 37.4           | 12.2          | 5.2   | 4.5           | 8.2         | —    |
| フィンランド                     | 1968               | 100.0 | 1.6         | 15.0         | 9.0            | 9.8           | 40.7           | 10.8          | 4.7   | 3.6           | 4.9         | —    |
| デンマーク                      | 1968               | 100.0 | 1.6         | 14.5         | 7.6            | 7.8           | 39.5           | 11.9          | 5.2   | 4.3           | 7.5         | —    |
| オーストリア                     | 1969               | 100.0 | 1.6         | 15.3         | 7.4            | 6.5           | 38.7           | 10.4          | 6.1   | 5.4           | 8.6         | 0.0  |
| スイス                        | 1969               | 100.0 | ~4歳<br>8.2  | 5～9歳<br>7.8  | 7.4            | 7.6           | 41.6           | 10.7          | 5.1   | 4.3           | 7.2         | —    |
| イギリス<br>(イングランド・<br>ウェールズ) | 1970               | 100.0 | ~4歳<br>8.2  | 5～9歳<br>8.3  | 7.2            | 6.8           | 38.9           | 12.0          | 5.7   | 4.8           | 8.2         | —    |
| ドイツ連邦                      | 1968               | 100.0 | 1.6         | 16.4         | 6.9            | 6.6           | 40.0           | 10.9          | 5.9   | 4.9           | 6.8         | —    |
| フランス                       | 1968               | 100.0 | 0.3         | 15.2         | 8.3            | 8.5           | 39.3           | 9.6           | 5.4   | 4.8           | 8.6         | —    |
| オランダ                       | 1969               | 100.0 | 1.9         | 16.8         | 8.9            | 8.6           | 39.7           | 9.8           | 4.4   | 3.6           | 6.4         | —    |
| イタリア                       | 1968               | 100.0 | 1.7         | 15.2         | 7.5            | 7.5           | 42.0           | 10.9          | 4.8   | 3.8           | 6.5         | —    |
| スペイン                       | 1969               | 100.0 | ~4歳<br>9.8  | 5～9歳<br>9.6  | 8.7            | 7.9           | 40.2           | 10.1          | 4.4   | 3.6           | 5.7         | —    |
| ポルトガル                      | 1969               | 100.0 | 2.1         | 17.3         | 9.4            | 7.4           | 39.6           | 11.3          | 4.0   | 3.2           | 5.6         | —    |
| ポーランド                      | 1969               | 100.0 | 1.6         | 15.2         | 10.8           | 10.4          | 40.9           | 8.7           | 4.4   | 3.5           | 4.6         | —    |
| ユーゴスラビア                    | 1968               | 100.0 | 1.8         | 16.7         | 9.8            | 9.6           | 42.5           | 8.1           | 4.1   | 3.3           | 4.1         | —    |
| チェコスロバキア                   | 1968               | 100.0 | 1.5         | 13.7         | 8.7            | 9.0           | 40.3           | 10.6          | 5.5   | 4.5           | 6.2         | —    |
| 北アメリカ州                     |                    |       |             |              |                |               |                |               |       |               |             |      |
| カナダ                        | 1970               | 100.0 | ~4歳<br>8.7  | 5～9歳<br>10.8 | 10.7           | 9.7           | 39.5           | 9.2           | 3.5   | 2.7           | 5.1         | —    |
| アメリカ合衆国                    | 1970               | 100.0 | ~4歳<br>8.5  | 5～9歳<br>9.8  | 10.2           | 9.4           | 20～54歳<br>43.1 | 55～59歳<br>4.9 | 4.2   | 65～74歳<br>6.1 | 75歳～<br>3.8 | —    |
| メキシコ                       | 1970               | 100.0 | ~4歳<br>16.9 | 5～9歳<br>16.0 | 13.3           | 10.5          | 33.1           | 4.6           | 1.9   | 1.5           | 2.3         | —    |
| 南アメリカ州                     |                    |       |             |              |                |               |                |               |       |               |             |      |
| ベネズエラ                      | 1969               | 100.0 | 4.3         | 29.7         | 13.1           | 10.4          | 33.2           | 5.1           | 1.7   | 2.4           | —           | —    |
| アルゼンチン                     | 1966               | 100.0 | ~4歳<br>10.4 | 5～9歳<br>9.9  | 9.6            | 8.8           | 41.4           | 9.6           | 3.7   | 2.7           | 3.9         | —    |
| チリ                         | 1970               | 100.0 | ~4歳<br>14.1 | 5～9歳<br>13.3 | 12.0           | 10.2          | 36.9           | 6.6           | 2.4   | 4.6           | —           | —    |
| アジア州                       |                    |       |             |              |                |               |                |               |       |               |             |      |
| 日本                         | 1969               | 100.0 | 1.8         | 14.4         | 7.8            | 9.5           | 47.3           | 8.8           | 3.5   | 2.9           | 4.1         | —    |
| インド                        | 1970               | 100.0 | ~4歳<br>15.8 | 5～9歳<br>13.8 | 12.0           | 10.0          | 37.2           | 6.1           | 2.0   | 1.4           | 1.7         | —    |
| フィリピン                      | 1968               | 100.0 | 4.3         | 30.0         | 12.5           | 10.6          | 33.4           | 5.0           | 1.6   | 1.1           | 1.4         | —    |
| 台湾                         | 1968               | 100.0 | 2.6         | 26.6         | 13.7           | 11.3          | 34.8           | 6.3           | 2.0   | 1.3           | 1.5         | —    |
| タイ                         | 1960               | 100.0 | 2.3         | 29.0         | 11.8           | 9.5           | 37.0           | 5.6           | 1.8   | 1.2           | 1.6         | 0.2  |
| インドネシア                     | 1964.11<br>～1965.2 | 100.0 | 2.7         | 30.2         | 11.0           | 7.7           | 38.1           | 5.7           | 2.2   | 0.8           | 1.4         | 0.1  |
| パキスタン                      | 1961               | 100.0 | 2.8         | 32.3         | 9.4            | 8.2           | 35.7           | 5.6           | 3.5   | —             | 3.5         | —    |
| トルコ                        | 1965               | 100.0 | 2.5         | 27.0         | 12.3           | 9.3           | 35.1           | 6.6           | 3.0   | 1.7           | 2.3         | 0.1  |
| イラン                        | 1966               | 100.0 | 3.3         | 30.8         | 12.0           | 8.5           | 34.2           | 4.7           | 2.7   | 1.4           | 2.5         | —    |
| イラク                        | 1965               | 100.0 | 3.5         | 32.1         | 12.3           | 8.0           | 31.7           | 5.2           | 1.7   | 2.3           | 2.8         | 0.2  |
| イスラエル                      | 1969               | 100.0 | 2.5         | 20.2         | 10.5           | 10.6          | 36.7           | 9.1           | 3.8   | 2.9           | 3.6         | —    |
| アフリカ州                      |                    |       |             |              |                |               |                |               |       |               |             |      |
| アラブ連合                      | 1960               | 100.0 | 2.9         | 27.6         | 12.2           | 8.3           | 36.6           | 6.3           | 2.6   | 1.3           | 2.2         | 0.0  |
| ガーナ                        | 1960               | 100.0 | 4.1         | 30.3         | 10.1           | 8.1           | 38.2           | 4.2           | 1.8   | 0.9           | 2.3         | —    |
| ケニア                        | 1962               | 100.0 | ~4歳<br>17.2 | 5～9歳<br>15.7 | 13.2           | 9.9           | 34.2           | 4.2           | —     | 4.8           | —           | 0.6  |
| 大洋州                        |                    |       |             |              |                |               |                |               |       |               |             |      |
| オーストラリア                    | 1969               | 100.0 | 2.0         | 17.5         | 9.4            | 8.9           | 39.9           | 10.0          | 3.9   | 3.0           | 5.4         | —    |
| ニュージーランド                   | 1968               | 100.0 | 2.2         | 19.9         | 10.2           | 9.1           | 36.7           | 9.6           | 3.9   | 3.1           | 5.3         | —    |
| ソ連                         | 1970               | 100.0 | ~4歳<br>8.5  | 5～9歳<br>10.1 | 10～15歳<br>12.3 | 16～19歳<br>7.1 | 41.3           | 8.7           | 7.3   | —             | 4.5         | —    |

資料 UN, Demographic Yearbook, 1970.

## 経済活動人口

表 3 各 国 の 職 業 別

| 国        | 年 次                | 総 数         | 専門職、技術的従事者および関連従事者 |      | 行政的執行および管理の従事者 |     | 書 記 的 従 事 者 |      | 販 売 従 事 者 |      |
|----------|--------------------|-------------|--------------------|------|----------------|-----|-------------|------|-----------|------|
|          |                    |             | 実 数                | %    | 実 数            | %   | 実 数         | %    | 実 数       | %    |
| ヨーロッパ州   |                    |             |                    |      |                |     |             |      |           |      |
| スウェーデン   | 1965 <sup>1)</sup> | 3,441,107   | 526,337            | 15.3 | 75,798         | 2.2 | 327,615     | 9.5  | 318,480   | 9.3  |
| ノルウェー    | 1960               | 1,406,358   | 113,248            | 8.0  | 44,455         | 3.2 | 98,615      | 7.0  | 105,722   | 7.5  |
| フィンランド   | 1960               | 2,033,268   | 166,708            | 8.2  | 33,446         | 1.6 | 105,117     | 5.2  | 140,418   | 6.9  |
| デンマーク    | 1965               | 2,251,785   | 214,835            | 9.5  | 35,514         | 1.6 | 236,872     | 10.5 | 227,475   | 10.1 |
| スイス      | 1960               | 2,512,411   | 225,453            | 8.9  | 30,840         | 1.2 | 340,763     | 13.6 | 170,127   | 6.8  |
| イギリス     | 1966 <sup>1)</sup> | 24,856,500  | 2,374,850          | 9.6  | 765,830        | 3.1 | 3,402,050   | 13.7 | 2,383,350 | 9.6  |
| 西ドイツ     | 1961               | 26,821,100  | 2,036,900          | 7.6  | 836,700        | 3.1 | 3,192,200   | 11.9 | 2,010,900 | 7.5  |
| フランス     | 1962               | 19,829,165  | 1,811,033          | 9.1  | 613,330        | 3.1 | 1,585,118   | 8.0  | 1,707,917 | 8.6  |
| ベルギー     | 1961               | 3,512,463   | 281,196            | 8.0  | 92,373         | 2.6 | 396,801     | 11.3 | 384,344   | 10.9 |
| イタリア     | 1965 <sup>1)</sup> | 19,920,000  | 106,000            | 5.3  | 1,597,000      |     |             | 8.0  | 2,310,000 | 11.6 |
| スペイン     | 1970 <sup>1)</sup> | 12,732,200  | 492,700            | 3.9  | 144,700        | 1.1 | 946,200     | 7.4  | 1,388,600 | 10.9 |
| ポルトガル    | 1960               | 3,423,511   | 92,247             | 2.7  | 42,846         | 1.3 | 152,321     | 4.4  | 211,436   | 6.2  |
| チェコスロバキア | 1961               | 6,482,664   | 906,331            | 14.0 | 110,318        | 1.7 | 425,716     | 6.6  | 358,119   | 5.5  |
| 北アメリカ州   |                    |             |                    |      |                |     |             |      |           |      |
| カナダ      | 1971 <sup>1)</sup> | 8,627,000   | 1,148,000          | 13.3 | 790,000        | 9.2 | 1,227,000   | 14.2 | 552,000   | 6.4  |
| アメリカ合衆国  | 1970 <sup>1)</sup> | 85,903,000  | 11,367,000         | 13.2 | 8,401,000      | 9.8 | 14,293,000  | 16.6 | 5,049,000 | 5.9  |
| メキシコ     | 1960               | 11,332,016  | 410,107            | 3.6  | 95,132         | 0.8 | 693,141     | 6.1  | 1,024,338 | 9.0  |
| 南アメリカ州   |                    |             |                    |      |                |     |             |      |           |      |
| チリ       | 1970 <sup>1)</sup> | 2,941,800   | 150,100            | 5.1  | 69,300         | 2.4 | 302,500     | 10.3 | 252,900   | 8.6  |
| コロンビア    | 1964               | 5,134,125   | 201,424            | 3.9  | 134,420        | 2.6 | 236,795     | 4.6  | 288,854   | 5.6  |
| ベネズエラ    | 1970 <sup>1)</sup> | 3,119,524   | 273,227            | 8.8  | 92,933         | 3.0 | 263,476     | 8.4  | 395,811   | 12.7 |
| アジア州     |                    |             |                    |      |                |     |             |      |           |      |
| 日本       | 1970 <sup>1)</sup> | 52,759,100  | 3,475,700          | 6.6  | 2,044,800      | 3.9 | 7,285,800   | 13.8 | 6,246,100 | 11.8 |
| フィリピン    | 1965 <sup>1)</sup> | 11,491,000  | 377,000            | 3.3  | 373,000        | 3.2 | 361,000     | 3.1  | 697,000   | 6.1  |
| インド      | 1961               | 188,675,500 | 3,235,586          | 1.7  | 1,811,449      | 1.0 | 3,197,015   | 1.7  | 6,875,613 | 3.6  |
| タイ       | 1960               | 13,836,984  | 173,960            | 1.3  | 26,191         | 0.2 | 154,303     | 1.1  | 735,457   | 5.3  |
| イラン      | 1966 <sup>1)</sup> | 7,557,900   | 219,000            | 2.9  | 59,300         | 0.8 | 155,900     | 2.1  | 516,600   | 6.8  |
| イスラエル    | 1970 <sup>1)</sup> | 1,001,400   | 149,100            | 14.9 | 167,800        |     |             | 16.8 | 74,200    | 7.4  |
| アフリカ州    |                    |             |                    |      |                |     |             |      |           |      |
| アラブ連合    | 1960               | 6,867,390   | 214,917            | 3.1  | 74,529         | 1.1 | 249,007     | 3.6  | 552,137   | 8.0  |
| ガーナ      | 1960               | 2,723,026   | 69,005             | 2.2  | 13,354         | 0.5 | 43,348      | 1.6  | 345,605   | 12.7 |
| 大洋州      |                    |             |                    |      |                |     |             |      |           |      |
| オーストラリア  | 1966 <sup>1)</sup> | 4,856,455   | 450,575            | 9.3  | 304,639        | 6.3 | 713,548     | 14.7 | 375,467   | 7.7  |
| ニュージーランド | 1966 <sup>1)</sup> | 1,026,036   | 104,158            | 10.2 | 60,037         | 5.9 | 141,046     | 13.7 | 84,521    | 8.2  |

注 1) 推定値 2) 失業者等を含む 3) 軍人を含む

資料 ILO Year Book of Labour Statistics, 1971.

## 経 済 活 動 人 口

単位(人)

| 農夫・漁夫・猟師<br>伐木夫および関連<br>従事者 |      | 採鉱・採石従事者<br>および関連従事者 |      | 運輸・通信従事者      |            | 技能工・生産工程労働者<br>および他と分類<br>不能の単純労働者 |            | サービス・スポーツ<br>およびレクリエーション<br>従事者 |                           | 分 類 不 能                   |     |
|-----------------------------|------|----------------------|------|---------------|------------|------------------------------------|------------|---------------------------------|---------------------------|---------------------------|-----|
| 実 数                         | %    | 実 数                  | %    | 実 数           | %          | 実 数                                | %          | 実 数                             | %                         | 実 数                       | %   |
| 402,811                     | 11.7 | 12,362               | 0.4  | 228,782       | 6.6        | 1,188,804                          | 34.4       | 332,259                         | 9.7                       | 727,859 <sup>3)</sup>     | 0.9 |
| 272,622                     | 19.4 | 6,374                | 0.5  | 149,978       | 10.7       | 474,370                            | 33.7       | 128,514                         | 9.1                       | 12,460 <sup>3)</sup>      | 0.9 |
| 714,997                     | 35.1 | 7,338                | 0.4  | 132,380       | 6.5        | 555,406                            | 27.3       | 167,965                         | 8.3                       | 9,493 <sup>2)3)</sup>     | 0.5 |
| 328,598                     | 14.6 | ...                  | .    | 138,519       | 6.2        | 720,925                            | 32.0       | 249,994                         | 11.1                      | 99,053 <sup>3)</sup>      | 4.4 |
| 286,897                     | 11.4 | 7,114                | 0.3  | 95,162        | 3.8        | 1,091,022                          | 43.4       | 262,765                         | 10.5                      | 2,238 <sup>3)</sup>       | 0.1 |
| 864,220                     | 3.5  | 373,040              | 1.5  | 1,498,650     | 6.0        | 9,781,970                          | 39.3       | 2,991,370                       | 12.0                      | 421,170 <sup>3)</sup>     | 1.7 |
| 3,626,700                   | 13.5 | 383,400              | 1.4  | 1,248,600     | 4.7        | 10,337,400                         | 38.5       | 2,035,800                       | 7.6                       | 1,112,500 <sup>3)</sup>   | 4.2 |
| 3,940,797                   | 19.9 | 2,195,300            | 11.1 | 610,070       | 3.1        | 6,795,546                          | 34.3       | 1,491,664                       | 7.5                       | 1,054,158 <sup>2)3)</sup> | 5.3 |
| 258,974                     | 7.4  | 84,410               | 2.4  | 182,257       | 5.2        | 1,384,929                          | 39.4       | 245,459                         | 7.0                       | 201,720 <sup>2)3)</sup>   | 5.8 |
| 4,938,000                   | 24.8 | 97,000               | 0.5  | 890,000       | 4.5        | 7,164,000                          | 35.9       | 716,000                         | 3.6                       | 1,148,000                 | 5.8 |
| 3,634,200                   | 28.5 | 90,500               | 0.7  | 587,300       | 4.6        | 4,166,000                          | 32.8       | 1,114,800                       | 8.8                       | 167,200 <sup>3)</sup>     | 1.3 |
| 1,440,145                   | 42.0 | 19,919               | 0.6  | 102,668       | 3.0        | 930,469                            | 27.2       | 306,881                         | 8.9                       | 124,619 <sup>2)3)</sup>   | 3.7 |
| 1,381,343                   | 21.3 | 189,230              | 2.9  | 491,771       | 7.6        | 2,076,513                          | 32.0       | 531,856                         | 8.2                       | 11,467                    | 0.2 |
| 614,000                     | 7.1  | 57,000               | 0.7  | 442,000       | 5.1        | 2,276,000                          | 26.4       | 979,000                         | 11.3                      | 543,000 <sup>2)</sup>     | 6.3 |
| 3,208,000                   | 3.7  | 14,965,000           |      | 17.4          | 14,672,000 | 17.2                               | 10,254,000 | 11.9                            | 3,694,000 <sup>2)3)</sup> | 4.3                       |     |
| 6,065,120                   | 53.6 | 109,015              | 1.0  | ← 2,141,964 → |            |                                    |            | 18.9                            | 798,199                   | 7.0                       |     |
| 624,400                     | 21.2 | 45,900               | 1.6  | 153,700       | 5.2        | 969,300                            | 32.9       | 337,300                         | 11.5                      | 36,400 <sup>2)</sup>      | 1.2 |
| 2,426,699                   | 47.4 | 42,612               | 0.8  | 154,584       | 3.0        | 895,825                            | 17.4       | 574,480                         | 11.2                      | 178,432                   | 3.5 |
| 672,421                     | 21.6 | 18,308               | 0.6  | 208,751       | 6.7        | 751,424                            | 24.0       | 389,443                         | 12.5                      | 53,730 <sup>2)</sup>      | 1.7 |
| 9,989,800                   | 19.0 | 130,600              | 0.2  | 2,342,300     | 4.4        | 16,482,200                         | 31.3       | 4,029,000                       | 7.6                       | 732,800 <sup>3)</sup>     | 1.4 |
| 6,010,000                   | 52.3 | 23,000               | 0.2  | 261,000       | 2.3        | 1,606,000                          | 14.0       | 826,000                         | 7.2                       | 951,000                   | 8.3 |
| 137,590,183                 | 72.9 | 671,535              | 0.4  | 1,876,052     | 1.0        | 27,407,330                         | 14.5       | 5,586,908                       | 3.0                       | 423,829                   | 0.2 |
| 11,382,489                  | 81.9 | 26,255               | 0.2  | 144,610       | 1.0        | 806,205                            | 5.8        | 273,375                         | 2.0                       | 164,139                   | 1.2 |
| 3,138,400                   | 41.6 | ← 1,991,500 →        |      |               |            | 26.3                               | 482,600    | 6.4                             | 994,600 <sup>2)</sup>     | 13.1                      |     |
| 89,300                      | 8.9  | 77,200               | 7.7  | 51,800        | 5.2        | 241,300                            | 24.0       | 123,200                         | 12.3                      | 27,500 <sup>2)</sup>      | 2.8 |
| 3,671,289                   | 53.5 | 11,861               | 0.2  | 207,723       | 3.0        | 1,059,616                          | 16.0       | 638,560                         | 9.3                       | 151,754                   | 2.2 |
| 1,563,533                   | 57.4 | 33,807               | 1.3  | 51,335        | 1.9        | 393,078                            | 14.4       | 55,318                          | 2.0                       | 163,643                   | 6.0 |
| 469,051                     | 9.7  | 31,864               | 0.7  | 294,109       | 6.1        | 1,723,338                          | 35.8       | 360,978                         | 7.4                       | 132,886 <sup>3)</sup>     | 2.8 |
| 134,417                     | 13.1 | 4,235                | 0.4  | 60,954        | 5.9        | 355,513                            | 34.7       | 65,057                          | 6.3                       | 16,101 <sup>3)</sup>      | 1.6 |

表4 各国の産業別

| 国        | 年次                    | 総数          | 農林・狩猟・漁業    |      | 鉱業・採石業                |      | 製造業        |      |
|----------|-----------------------|-------------|-------------|------|-----------------------|------|------------|------|
|          |                       |             | 実数          | %    | 実数                    | %    | 実数         | %    |
| ヨーロッパ州   |                       |             |             |      |                       |      |            |      |
| スウェーデン   | 1965 <sup>1)</sup>    | 3,449,897   | 407,560     | 11.8 | 20,396                | 0.6  | 1,101,898  | 31.9 |
| ノルウェー    | 1960                  | 1,406,358   | 274,119     | 19.5 | 9,072                 | 0.6  | 358,224    | 25.5 |
| フィンランド   | 1960                  | 2,033,268   | 720,817     | 35.5 | 6,513                 | 0.3  | 438,003    | 21.6 |
| デンマーク    | 1970 <sup>1)</sup>    | 2,389,800   | 265,500     | 11.1 | 700,300 <sup>2)</sup> |      |            | 29.3 |
| スイス      | 1960                  | 2,512,411   | 280,191     | 11.2 | 6,483                 | 0.3  | 999,555    | 39.7 |
| イギリス     | 1966 <sup>1)</sup>    | 24,856,500  | 779,820     | 3.1  | 579,390               | 2.3  | 8,614,460  | 34.8 |
| 西ドイツ     | 1970 <sup>1)</sup>    | 27,011,000  | 2,403,000   | 8.9  | 470,000               | 1.7  | 10,507,000 | 39.0 |
| フランス     | 1970 <sup>1)</sup>    | 21,331,800  | 2,864,800   | 13.4 | 207,200               | 1.0  | 5,551,300  | 26.1 |
| ベルギー     | 1970 <sup>1)</sup>    | 3,918,109   | 180,748     | 4.6  | 52,337                | 1.3  | 1,275,523  | 32.7 |
| イタリア     | 1970 <sup>1)</sup>    | 19,571,000  | 3,716,000   | 19.0 | 110,000               | 0.6  | 6,011,000  | 30.6 |
| スペイン     | 1970 <sup>1)</sup>    | 12,732,200  | 3,706,300   | 29.2 | 120,700               | 0.9  | 3,437,800  | 27.0 |
| ポルトガル    | 1960                  | 3,423,551   | 1,474,193   | 43.1 | 696,526               | 20.3 | 229,606    | 6.7  |
| チェコスロバキア | 1961                  | 6,482,644   | 1,615,999   | 24.9 | 272,576               | 4.2  | 2,154,814  | 33.2 |
| 北アメリカ州   |                       |             |             |      |                       |      |            |      |
| カナダ      | 1971 <sup>1)</sup>    | 8,627,000   | 636,000     | 7.4  | 131,000               | 1.5  | 1,777,000  | 20.6 |
| アメリカ合衆国  | 1970 <sup>1)</sup>    | 85,903,000  | 3,674,000   | 4.3  | 531,000               | 0.6  | 21,936,000 | 25.5 |
| メキシコ     | 1960                  | 11,332,016  | 6,143,540   | 54.2 | 141,530               | 1.2  | 1,556,091  | 13.7 |
| 南アメリカ州   |                       |             |             |      |                       |      |            |      |
| チリ       | 1970 <sup>1)</sup>    | 2,941,800   | 622,300     | 21.2 | 53,800                | 1.8  | 672,300    | 22.9 |
| コロンビア    | 1964                  | 5,134,125   | 2,427,059   | 47.2 | 81,279                | 1.6  | 655,961    | 12.8 |
| ベネズエラ    | 1970 <sup>1)</sup>    | 3,119,524   | 680,381     | 21.8 | 62,884                | 2.0  | 548,046    | 17.6 |
| アジア州     |                       |             |             |      |                       |      |            |      |
| 日本       | 1970 <sup>1)</sup>    | 52,759,100  | 10,066,100  | 19.1 | 216,100               | 0.4  | 13,442,400 | 25.5 |
| フィリピン    | 1965 <sup>1)</sup>    | 11,491,000  | 6,052,000   | 52.7 | 28,000                | 0.2  | 1,221,000  | 10.6 |
| インド      | 1961                  | 188,675,500 | 137,545,952 | 72.9 | 918,254               | 0.5  | 17,906,489 | 9.5  |
| タイ       | 1960                  | 13,836,984  | 11,334,382  | 82.0 | 29,568                | 0.2  | 471,027    | 3.4  |
| インドネシア   | 1964-65 <sup>1)</sup> | 36,543,000  | 24,574,000  | 67.2 | 68,000                | 0.2  | 2,059,000  | 5.6  |
| イラン      | 1966 <sup>1)</sup>    | 7,557,900   | 3,540,200   | 46.9 | 18,400                | 0.2  | 1,266,400  | 16.8 |
| イラク      | 1957                  | 1,795,277   | 858,723     | 47.9 | 3,863                 | 0.2  | 170,390    | 9.5  |
| イスラエル    | 1970 <sup>1)</sup>    | 1,001,400   | 86,400      | 8.6  | 238,700               |      |            | 23.8 |
| アフリカ州    |                       |             |             |      |                       |      |            |      |
| アラブ連合    | 1960                  | 7,781,957   | 4,405,227   | 56.6 | 20,880                | 0.3  | 704,279    | 9.0  |
| ガーナ      | 1960                  | 2,724,850   | 1,578,880   | 58.0 | 48,430                | 1.8  | 235,240    | 8.6  |
| 大洋州      |                       |             |             |      |                       |      |            |      |
| オーストラリア  | 1966 <sup>1)</sup>    | 4,856,455   | 456,651     | 9.4  | 56,343                | 1.2  | 1,312,125  | 26.9 |
| ニュージーランド | 1966 <sup>1)</sup>    | 1,026,039   | 134,580     | 13.1 | 6,356                 | 0.6  | 373,086    | 26.6 |

注) 1) 推定値 2) 失業者を含む 3) 電気・ガス・水道・衛生業を含む

資料 ILO Year Book of Labour Statistics, 1971.

## 経 済 活 動 人 口

単位(人)

| 建 設 業     |      | 電気・ガス・水道・衛生業 |     | 商 業        |      | 運輸・倉庫・通信業 |      | サ ー ビ ス 業  |      | 分 類 不 能                 |      |
|-----------|------|--------------|-----|------------|------|-----------|------|------------|------|-------------------------|------|
| 実 数       | %    | 実 数          | %   | 実 数        | %    | 実 数       | %    | 実 数        | %    | 実 数                     | %    |
| 330,278   | 9.6  | 33,560       | 1.0 | 534,243    | 15.5 | 246,634   | 7.1  | 762,013    | 22.1 | 13,315                  | 0.4  |
| 133,236   | 9.5  | 12,817       | 0.9 | 186,814    | 13.3 | 167,464   | 11.9 | 259,347    | 18.4 | 5,265                   | 0.4  |
| 176,157   | 8.7  | 18,861       | 0.9 | 236,381    | 11.6 | 128,844   | 6.3  | 301,463    | 14.8 | 6,229                   | 0.3  |
| 206,600   | 8.6  | ...          | ... | 373,800    | 15.6 | 157,300   | 6.6  | 665,800    | 27.9 | 20,500                  | 0.9  |
| 239,454   | 9.5  | 21,758       | 0.9 | 346,215    | 13.8 | 135,078   | 5.4  | 479,550    | 19.0 | 4,127                   | 0.2  |
| 1,947,110 | 7.8  | 417,510      | 1.7 | 3,989,390  | 16.0 | 1,651,950 | 6.6  | 6,711,350  | 27.0 | 165,520                 | 0.7  |
| 2,071,000 | 7.7  | 205,000      | 0.8 | 3,929,000  | 14.5 | 1,465,000 | 5.4  | 5,895,000  | 21.8 | 65,000                  | 0.2  |
| 2,005,000 | 9.4  | 164,400      | 0.8 | 3,163,200  | 14.8 | 1,239,100 | 5.8  | 5,488,800  | 25.7 | 648,000 <sup>2)</sup>   | 3.0  |
| 315,852   | 8.1  | 31,746       | 0.8 | 664,972    | 17.0 | 282,737   | 7.2  | 996,486    | 25.4 | 117,708                 | 2.9  |
| 2,045,000 | 10.4 | 189,000      | 1.0 | 2,877,000  | 14.7 | 1,021,000 | 5.2  | 3,259,000  | 16.7 | 343,000                 | 1.8  |
| 1,096,300 | 8.6  | 91,600       | 0.7 | 1,388,300  | 10.9 | 648,700   | 5.1  | 2,242,500  | 17.6 | —                       | —    |
| 14,515    | 0.4  | 272,754      | 8.0 | 123,928    | 3.6  | 500,603   | 14.6 | 25,786     | 0.8  | 85,791 <sup>2)</sup>    | 2.5  |
| 542,151   | 8.4  | 84,643       | 1.3 | 360,139    | 5.6  | 387,804   | 6.0  | 1,044,763  | 16.1 | 19,775                  | 0.3  |
| 508,000   | 5.9  | 83,000       | 1.0 | 1,688,000  | 19.6 | 618,000   | 7.2  | 2,643,000  | 30.5 | 543,000 <sup>2)</sup>   | 6.3  |
| 5,222,000 | 6.1  | 1,208,000    | 1.4 | 19,799,000 | 23.0 | 4,275,000 | 5.0  | 25,565,000 | 29.8 | 3,694,000 <sup>2)</sup> | 4.3  |
| 408,279   | 3.6  | 41,443       | 0.4 | 1,075,174  | 9.5  | 356,939   | 3.2  | 1,527,229  | 13.5 | 81,791                  | 0.7  |
| 236,300   | 8.0  | 19,900       | 0.7 | 388,700    | 13.2 | 245,100   | 8.3  | 681,000    | 23.1 | 22,400 <sup>2)</sup>    | 0.8  |
| 220,705   | 4.3  | 13,276       | 0.3 | 440,520    | 8.6  | 191,817   | 3.7  | 925,946    | 18.0 | 177,562                 | 3.5  |
| 194,821   | 6.2  | 53,929       | 1.7 | 535,509    | 17.2 | 189,846   | 6.1  | 809,930    | 26.0 | 44,178 <sup>2)</sup>    | 1.4  |
| 3,992,900 | 7.6  | 274,200      | 0.5 | 11,396,900 | 21.6 | 3,238,800 | 6.1  | 9,398,900  | 17.8 | 732,800 <sup>2)</sup>   | 1.4  |
| 299,000   | 2.6  | 22,000       | 0.2 | 1,120,000  | 9.8  | 367,000   | 3.2  | 1,426,000  | 12.4 | 956,000                 | 8.3  |
| 2,059,479 | 1.1  | 623,019      | 0.3 | 7,653,571  | 4.1  | 3,019,281 | 1.6  | 16,660,354 | 8.8  | 2,280,101               | 1.2  |
| 68,813    | 0.5  | 15,535       | 0.1 | 779,904    | 5.6  | 165,939   | 1.2  | 655,271    | 4.7  | 316,545 <sup>2)</sup>   | 2.3  |
| 459,000   | 1.3  | 17,000       | 0.0 | 3,714,000  | 10.2 | 426,000   | 1.2  | 3,983,000  | 10.9 | 1,243,000 <sup>2)</sup> | 3.4  |
| 552,700   | 7.3  | 37,400       | 0.5 | 545,400    | 7.2  | 232,100   | 3.1  | 954,000    | 12.6 | 411,300                 | 5.4  |
| 80,871    | 4.5  | 11,272       | 0.6 | 91,738     | 5.1  | 89,743    | 5.0  | 254,914    | 14.2 | 233,754                 | 13.0 |
| 82,800    | 8.3  | 11,600       | 1.2 | 127,300    | 12.7 | 73,400    | 7.3  | 358,500    | 35.8 | 22,700 <sup>2)</sup>    | 2.3  |
| 157,652   | 2.0  | 36,394       | 0.5 | 630,260    | 8.1  | 256,676   | 3.3  | 1,348,766  | 17.3 | 221,868                 | 2.9  |
| 89,370    | 3.3  | 14,110       | 0.5 | 371,500    | 13.6 | 68,420    | 2.5  | 155,090    | 5.7  | 163,810                 | 6.0  |
| 428,629   | 8.8  | 106,036      | 2.2 | 966,079    | 19.9 | 381,736   | 7.9  | 1,051,916  | 21.7 | 96,940                  | 2.0  |
| 95,202    | 9.3  | 13,301       | 1.3 | 181,105    | 17.6 | 98,210    | 9.6  | 217,413    | 21.2 | 6,786                   | 0.7  |

表 5 各国の就業上の地位

|          | 年次                    | 総数          | 雇用主および単独業主 |      |           |      |
|----------|-----------------------|-------------|------------|------|-----------|------|
|          |                       |             | 男          |      | 女         |      |
|          |                       |             | 実数         | %    | 実数        | %    |
| ヨーロッパ州   |                       |             |            |      |           |      |
| スウェーデン   | 1965 <sup>1)</sup>    | 3,449,897   | 354,544    | 10.0 | 39,705    | 1.2  |
| ノルウェー    | 1960                  | 1,406,358   | 347,251    | 24.7 | 25,849    | 1.8  |
| フィンランド   | 1960                  | 2,033,268   | 323,664    | 15.9 | 71,477    | 3.5  |
| デンマーク    | 1970 <sup>1)</sup>    | 2,389,800   | 311,300    | 13.0 | 37,500    | 1.6  |
| スイス      | 1960                  | 2,512,411   | 309,705    | 12.3 | 55,796    | 2.2  |
| イギリス     | 1966 <sup>1)</sup>    | 24,856,500  | 1,230,570  | 5.0  | 355,330   | 1.4  |
| 西ドイツ     | 1970 <sup>1)</sup>    | 27,011,000  | 2,239,000  | 8.3  | 575,000   | 2.1  |
| フランス     | 1970 <sup>1)</sup>    | 21,331,800  | 4,527,600  |      |           | 21.2 |
| ベルギー     | 1970 <sup>1)</sup>    | 3,918,109   | 435,139    | 11.1 | 161,042   | 4.1  |
| イタリア     | 1970 <sup>1)</sup>    | 19,571,000  | 3,649,000  | 18.6 | 792,000   | 4.1  |
| スペイン     | 1970 <sup>1)</sup>    | 12,732,200  | 2,504,500  | 19.7 | 468,000   | 3.7  |
| ポルトガル    | 1960                  | 3,423,551   | 571,054    | 16.7 | 58,989    | 1.7  |
| チェコスロバキア | 1961                  | 6,482,664   | 83,579     | 1.3  | 92,131    | 1.4  |
| 北アメリカ州   |                       |             |            |      |           |      |
| カナダ      | 1971 <sup>1)</sup>    | 8,627,000   | 789,000    | 9.2  | 112,000   | 1.3  |
| アメリカ合衆国  | 1970 <sup>1)</sup>    | 85,903,000  | 5,693,000  | 6.6  | 1,395,000 | 1.6  |
| メキシコ     | 1960                  | 11,332,016  | 3,493,339  | 30.8 | 387,330   | 3.4  |
| 南アメリカ州   |                       |             |            |      |           |      |
| チリ       | 1970 <sup>1)</sup>    | 2,941,800   | 532,400    | 18.1 | 175,500   | 6.0  |
| コロンビア    | 1964                  | 5,134,125   | 1,475,046  | 28.7 | 227,933   | 4.4  |
| ベネズエラ    | 1961                  | 2,351,291   | 693,814    | 29.5 | 97,413    | 4.1  |
| アジア州     |                       |             |            |      |           |      |
| 日本       | 1970 <sup>1)</sup>    | 52,759,100  | 7,228,400  | 13.7 | 2,816,600 | 5.3  |
| フィリピン    | 1965 <sup>1)</sup>    | 11,491,000  | 3,343,000  | 29.1 | 979,000   | 8.5  |
| インドネシア   | 1961                  | 188,675,500 | 21,761,672 | 11.5 | 8,052,914 | 4.3  |
| タイ       | 1960                  | 13,836,984  | 3,378,325  | 24.4 | 750,067   | 5.4  |
| インドネシア   | 1964-65 <sup>1)</sup> | 36,543,000  | 13,464,000 | 36.8 | 3,967,000 | 10.9 |
| インドネシア   | 1966 <sup>1)</sup>    | 7,557,900   | 2,660,800  | 35.2 | 215,900   | 2.9  |
| インドネシア   | 1956                  | 6,066,643   | 2,369,648  | 39.1 | 134,474   | 2.2  |
| インドネシア   | 1970 <sup>1)</sup>    | 1,001,400   | 177,600    | 17.7 | 39,800    | 4.0  |
| アフリカ州    |                       |             |            |      |           |      |
| アラブ連合    | 1960                  | 7,781,957   | 2,255,656  | 29.0 | 62,970    | 0.8  |
| ガナ       | 1960                  | 2,724,850   | 919,990    | 33.8 | 755,710   | 27.7 |
| 大洋州      |                       |             |            |      |           |      |
| オーストラリア  | 1966 <sup>1)</sup>    | 4,856,455   | 566,199    | 11.7 | 128,640   | 2.7  |
| ニュージーランド | 1966 <sup>1)</sup>    | 1,026,039   | 128,145    | 12.5 | 15,110    | 1.5  |

注 1) 推定値

資料 ILO, Year Book of Labour Statistics, 1971.

## 別 経 済 活 動 人 口

単位(人)

| 雇 用 者      |      |            |      | 家 族 従 業 者 |      |           |      | そ の 他      |      |            |      |
|------------|------|------------|------|-----------|------|-----------|------|------------|------|------------|------|
| 男          |      | 女          |      | 男         |      | 女         |      | 男          |      | 女          |      |
| 実 数        | %    | 実 数        | %    | 実 数       | %    | 実 数       | %    | 実 数        | %    | 実 数        | %    |
| 1,906,770  | 55.3 | 1,027,910  | 29.8 | 38,077    | 1.1  | 91,891    | 2.7  | ...        |      | ...        |      |
| 804,717    | 57.2 | 292,457    | 20.8 | 32,907    | 2.3  | 3,177     | 0.2  | ...        |      | ...        |      |
| 816,881    | 40.2 | 518,896    | 25.5 | 91,882    | 4.5  | 210,468   | 10.4 | ...        |      | ...        |      |
| 1,158,000  | 48.5 | 760,200    | 31.8 | ...       | ...  | 122,800   | 5.1  | ...        |      | ...        |      |
| 1,370,757  | 54.6 | 685,949    | 27.3 | 75,531    | 3.0  | 41,673    | 1.7  | ...        |      | ...        |      |
| 14,298,460 | 57.5 | 8,108,640  | 32.6 | 45,190    | 0.2  | 130,630   | 0.5  | 419,630    | 1.7  | 268,050    | 1.1  |
| 14,812,000 | 54.8 | 7,576,000  | 28.1 | 277,000   | 1.0  | 1,532,000 | 5.7  | ...        |      | ...        |      |
| 16,156,200 |      | 75.7       |      | ...       |      | ...       |      | 648,000    |      |            | 3.0  |
| 2,052,595  | 52.4 | 919,335    | 23.5 | 53,581    | 1.4  | 124,009   | 3.2  | 111,174    | 2.8  | 61,234     | 1.6  |
| 9,871,000  | 50.4 | 3,394,000  | 17.3 | 579,000   | 3.0  | 943,000   | 4.8  | 196,000    | 1.0  | 147,000    | 0.8  |
| 6,410,600  | 50.4 | 1,847,900  | 14.5 | 709,400   | 5.6  | 788,100   | 6.2  | 1,500      | 0.0  | 2,200      | 0.0  |
| 1,943,585  | 56.8 | 518,730    | 15.2 | 191,718   | 5.6  | 17,234    | 0.5  | 110,923    | 3.2  | 11,318     | 0.3  |
| 3,266,488  | 50.4 | 1,964,684  | 30.3 | 11,501    | 0.2  | 31,751    | 0.5  | 461,140    | 7.1  | 571,390    | 8.8  |
| 4,896,000  | 56.8 | 2,531,000  | 29.3 | 87,000    | 1.0  | 115,000   | 1.3  | 59,000     | 0.7  | 37,000     | 0.4  |
| 48,210,000 | 56.1 | 29,099,000 | 33.9 | 214,000   | 0.3  | 787,000   | 0.9  | 226,000    | 0.3  | 280,000    | 0.3  |
| 5,642,413  | 49.8 | 1,619,213  | 14.3 | 99,270    | 0.9  | 11,732    | 0.1  | 61,701     | 0.5  | 17,018     | 0.2  |
| 1,588,100  | 54.0 | 530,000    | 18.0 | 59,000    | 2.0  | 36,500    | 1.2  | 14,500     | 0.5  | 5,800      | 0.2  |
| 2,202,959  | 42.9 | 737,330    | 14.4 | 365,978   | 7.1  | 54,707    | 1.1  | 58,080     | 1.1  | 12,092     | 0.2  |
| 1,102,848  | 46.9 | 310,646    | 13.2 | 100,370   | 4.3  | 4,966     | 0.2  | 32,389     | 1.4  | 8,845      | 0.4  |
| 22,691,800 | 43.0 | 10,848,700 | 20.6 | 1,770,900 | 3.4  | 6,672,600 | 12.7 | 485,100    | 0.9  | 245,000    | 0.5  |
| 2,417,000  | 21.0 | 1,258,000  | 11.0 | 1,392,000 | 12.1 | 1,146,000 | 10.0 | 439,000    | 3.8  | 518,000    | 4.5  |
| 21,010,515 | 11.1 | 3,049,784  | 1.6  | 2,609,818 | 1.4  | 1,047,981 | 0.6  | 83,788,760 | 44.4 | 47,354,056 | 25.1 |
| 1,198,412  | 8.7  | 434,274    | 3.1  | 2,512,667 | 18.2 | 5,470,169 | 39.5 | 55,392     | 0.4  | 37,678     | 0.3  |
| 6,565,000  | 18.0 | 3,336,000  | 9.1  | 3,717,000 | 10.2 | 4,309,000 | 11.8 | 621,000    | 1.7  | 564,000    | 1.5  |
| 2,812,700  | 37.2 | 491,300    | 6.5  | 446,200   | 5.9  | 187,000   | 2.5  | 644,900    | 8.5  | 99,100     | 1.3  |
| 2,360,449  | 38.9 | 336,117    | 5.5  | 492,064   | 8.1  | 102,168   | 1.7  | 268,851    | 4.4  | 2,872      | 0.1  |
| 495,000    | 49.4 | 214,200    | 21.4 | 7,200     | 0.7  | 29,400    | 2.9  | 23,800     | 2.4  | 14,400     | 1.4  |
| 3,496,920  | 44.9 | 339,538    | 4.4  | 1,264,156 | 16.2 | 176,196   | 2.3  | 147,028    | 1.9  | 39,492     | 0.5  |
| 498,650    | 18.3 | 43,490     | 1.6  | 154,530   | 5.7  | 188,670   | 6.9  | 109,560    | 4.0  | 54,250     | 2.0  |
| 2,797,118  | 57.6 | 1,241,442  | 25.6 | 13,048    | 0.3  | 32,317    | 0.7  | 45,449     | 0.9  | 32,242     | 0.7  |
| 610,732    | 59.5 | 260,081    | 25.4 | 312       | 0.0  | 488       | 0.1  | 6,406      | 0.6  | 4,765      | 0.5  |

## 労働時間・賃金

表 6 各国における主要産業

| 国        | 農 業                                                 | 製 造 業                    |                                                            |
|----------|-----------------------------------------------------|--------------------------|------------------------------------------------------------|
|          |                                                     | 労 働 時 間<br>(週 当 り)       | 賃 金                                                        |
| ヨーロッパ州   |                                                     |                          |                                                            |
| スウェーデン   | 時. 成人男 10.16 クローネ <sup>1)</sup>                     | 月. 152 <sup>1)</sup>     | 時. 成人男 12.93, 成人女 10.34 クローネ                               |
| ノルウェー    | 月. 男 931, 女 517 クローネ(夏)                             | 男 35.3, 女 30.9           | 時. 成人男 13.76, 成人女 10.24 クローネ                               |
| フィンランド   | 時. 男 2.89, 女 2.39 マルカ                               | 38.3                     | 時. 男 5.64, 女 3.97 マルカ                                      |
| デンマーク    | 年. 21歳以上男 14,232 クローネ                               | 36.4                     | 時. 成人男 1,654, 成人女 1,231 オーレ                                |
| スイス      | ...                                                 | 44.7                     | 時. 成人男 7.33, 成人女 4.74 フラン (10月)                            |
| イギリス     | 週. 成人男 350*10 <sup>4</sup> , 成人女 220*4 <sup>4</sup> | 男 44.9, 女 37.7<br>(10月)  | 時. 成人男 12*10.5 <sup>4</sup> , 成人女 6*4.8 <sup>4</sup> (10月) |
| 西ドイツ     | 月. (最低額) 男 494, 女 390 マルク                           | 43.8                     | 時. 男 6.45, 女 4.49 マルク                                      |
| フランス     | 月. 男 361.9, 女 282.9 フラン(4月)                         | 44.8                     | 時. 成人 4.66 フラン                                             |
| ベルギー     | 月. 成人男 6,195, 成人女 4,717 フラン                         | 37.9(10月)                | 日. 男 521.2, 女 334.8 フラン                                    |
| ポルトガル    | 日. 男 64.48, 女 34.77 エスキュード                          | 44.3 <sup>1)</sup>       | 日. 53.3 エスキュード <sup>2)</sup>                               |
| ユーゴスラビア  | 月. 962 デイナール                                        | 月. 187                   | 月. 1,120 デイナール                                             |
| 北アメリカ州   |                                                     |                          |                                                            |
| カナダ      | 成人男. 日 12.5, 月 288 ドル                               | 39.7                     | 時. 3.01 ドル                                                 |
| アメリカ合衆国  | 時. 1.42 ドル                                          | 39.8                     | 時. 3.36 ドル                                                 |
| メキシコ     | 日. 男 (最低額) 21.2 ペソ                                  | 45.7 <sup>1)</sup> (10月) | 月. 1,703 ペソ                                                |
| 南アメリカ州   |                                                     |                          |                                                            |
| コロンビア    | 日. 成人男 19.00, 成人女 14.35 ペソ <sup>1)</sup>            | 50 <sup>1)</sup>         | 時. 5.53 ペソ <sup>1)</sup>                                   |
| チリ       | 日. 成人男 (最低額) 12.0 エスキュード                            | ...                      | 月. 1,041.63 エスキュード (4月)                                    |
| アジア州     |                                                     |                          |                                                            |
| 日本       | 日. 臨時雇男 1,509, 女 1,226 円                            | 43.3                     | 月. 71,447 円                                                |
| インド      | 日. 2.87 ルピー                                         | ...                      | 月. 213.7 ルピー <sup>1)</sup>                                 |
| フィリピン    | ...                                                 | 42.0 <sup>1)</sup> (5月)  | 月. 215 ペソ                                                  |
| タイ       | ...                                                 | 47.8 <sup>1)</sup> (10月) | 時. 3.93 パーツ (10月)                                          |
| イスラエル    | 月. 375 ポンド                                          | 42.1                     | 日. 26.2 ポンド                                                |
| アフリカ州    |                                                     |                          |                                                            |
| アラブ連合    | ...                                                 | 49 <sup>1)</sup> (10月)   | 週. 男 324, 女 229 ピアストル <sup>1)</sup> (10月)                  |
| ガーナ      | 月. 男 35.19, 女 24.27 セデス <sup>1)</sup>               | ...                      | 月. 64.81 セデス                                               |
| 大洋州      |                                                     |                          |                                                            |
| オーストラリア  | ...                                                 | 男 44.0, 女 39.7<br>(10月)  | 時. (最低額) 成人男 128.0, 成人女 91.8 セント                           |
| ニュージーランド | 週 (最低額) 男 26 ドル                                     | 40.4 (4,10月)             | 時. 1.28 ドル (4,10月)                                         |
| ソ連       | 月. 98.9 ルーブル                                        | 40.5                     | 月. 127.5 ルーブル                                              |

注) 1) 1969年 2) 1968 3) 1967 4) ( )の数字は調査月を示す. 5) 賃金の額の時, 日, 週, 月, 年はそれぞれ時間当り, 日当り, 週当り, 月当り, 年当りを示す.

資料 ILO, YearBook of Labour Statistics, 1971.

## の 週 当 り 労 働 時 間 と 賃 金 (1970年)

| 鉱 業 お よ び 採 石 業          |                                                                                             | 建 設 業                    |                                                |
|--------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|------------------------------------------------|
| 労 働 時 間<br>(週 当 り)       | 賃 金 (週 当 り)                                                                                 | 労 働 時 間<br>(週 当 り)       | 賃 金 (週 当 り)                                    |
| ...                      | 時. 成人男 14.32 クローネ <sup>1)</sup>                                                             | ...                      | 時. 男 16.23 クローネ <sup>1)</sup>                  |
| 成人男 34.5                 | 時. 成人男 1492 クローネ                                                                            | ...                      | 時. 成人男 17.55 クローネ                              |
| 40.5                     | 時. 男 5.95 マルカ                                                                               | ...                      | 時. 6.74 マルカ                                    |
| 41.0                     | ...                                                                                         | ...                      | 時. 成人 1,812 オーレ                                |
| 1,000                    | 時. 成人男, 熟 7.46, 未熟 6.36 フラン(10月)                                                            | 46.3                     | 時. 成人男, 熟 7.61, 未熟 6.43 フラン                    |
| 成人男 51.8(10月)            | 成人男, 石炭, 1 交替 111 <sup>1)</sup> 4 <sup>d</sup> ,<br>他, 時. 11 <sup>1)</sup> 1.7 <sup>d</sup> | 成人男 47.8<br>(10月)        | 時. 成人男 11 <sup>1)</sup> 3.7 <sup>d</sup> (10月) |
| 42.7                     | 時. 5.39 (坑内 5.88) マルク                                                                       | 男 44.7                   | 時. 6.67 マルク                                    |
| 43.4                     | 日. 47.1 (坑内のみ50.43) フラン                                                                     | 49.0                     | 時. 5.72 フラン (9月)                               |
| 石炭以外                     | 日. 男 678.0 (坑内 731.2) フラン                                                                   | 39.6 (10月)               | 日. 男 500.4 フラン                                 |
| 39.3(10月)                | 日. 61.3 エスキュード <sup>2)</sup>                                                                | ...                      | ...                                            |
| 40.6 <sup>2)</sup>       | 月. 1,104 デイナール                                                                              | 月. 190 <sup>1)</sup>     | 月. 1,127 デイナール                                 |
| 月. 180 <sup>1)</sup>     |                                                                                             |                          |                                                |
| 41.0                     | 時. 3.70 ドル                                                                                  | 39.2                     | 時. 4.21 ドル                                     |
| 42.7                     | 時. 石炭 4.57, 金属 3.88, 石油 3.57 ドル                                                             | 37.4                     | 時. 5.05 ドル                                     |
| 48.0 <sup>1)</sup> (10月) | 時. 6.93 ペソ (10月)                                                                            | 50.9 <sup>1)</sup> (10月) | 時. 7.49 ペソ (10月)                               |
| 月. 211                   | 時. 9.61 ペソ <sup>1)</sup>                                                                    | ...                      | ...                                            |
| ...                      | 月. 1,835.31 エスキュード (4月)                                                                     | ...                      | ...                                            |
| 44.6                     | 月. 79,209 円                                                                                 | 46.0                     | 月. 71,727 円                                    |
| 石炭 47.7                  | 石炭, 週 52.31, その他, 日. 5.49 ルピー                                                               | ...                      | ...                                            |
| 金属 47.2                  | (11月)                                                                                       | 46.7 <sup>1)</sup> (5月)  | ...                                            |
| 45.7 <sup>1)</sup> (5月)  | 月. 245 ペソ                                                                                   | ...                      | ...                                            |
| ...                      | ...                                                                                         | 42.2                     | 月. 649 ポンド                                     |
| ...                      | 日. 35.3 ポンド                                                                                 |                          |                                                |
| 52 <sup>1)</sup> (10月)   | 週. 527 ピアストル (10月)                                                                          | 47 <sup>1)</sup> (10月)   | 週. 284 ピアストル (10月)                             |
| ...                      | 月. 71.18 セデス (11月)                                                                          | ...                      | 月. 34.69 セデス (11月)                             |
| 成人男 44.8(10月)            | 時. 成人男 2.32 ドル                                                                              | 成人男 44.8<br>(10月)        | 時. 成人男 2.02 ドル (10月)                           |
| 石炭 34.8                  | 時. 石炭 1.66, 他 1.46 ドル (4, 10月)                                                              | 44.1 (4, 10月)            | 時. 1.33 ドル (4, 10月)                            |
| その他 47.4<br>(4, 10月)     | 月. 196.6 ルーブル                                                                               | ...                      | 月. 152.4 ルーブル                                  |
| ...                      |                                                                                             |                          |                                                |

国内資料  
人 口

表 7 年齢 3 区分別人口の推移

(10月 1 日現在)

|         | 人 口 (実数) (単位 千人) |        |        |        | 人 口 (百分率) |       |       |       | 従属人口 <sup>1)</sup><br>指数 | 老年化 <sup>2)</sup><br>指数 |
|---------|------------------|--------|--------|--------|-----------|-------|-------|-------|--------------------------|-------------------------|
|         | 総 数              | 0～14歳  | 15～64  | 65歳以上  | 総 数       | 0～14歳 | 15～64 | 65歳以上 |                          |                         |
| 大 正 9 年 | 55,963           | 20,416 | 32,605 | 2,941  | 100.00    | 36.5  | 58.3  | 5.3   | 71.6                     | 14.4                    |
| 14      | 59,737           | 21,924 | 34,792 | 3,021  | 100.00    | 36.7  | 58.2  | 5.1   | 71.7                     | 13.8                    |
| 昭 和 5 年 | 64,450           | 23,579 | 37,807 | 3,064  | 100.00    | 36.6  | 58.7  | 4.8   | 70.5                     | 13.0                    |
| 10      | 69,254           | 25,545 | 40,484 | 3,225  | 100.00    | 36.9  | 58.5  | 4.7   | 71.1                     | 12.6                    |
| 15      | 71,933           | 26,383 | 42,096 | 3,454  | 100.00    | 36.7  | 58.5  | 4.8   | 70.9                     | 13.1                    |
| 22      | 78,102           | 27,573 | 46,783 | 3,745  | 100.00    | 35.3  | 59.9  | 4.8   | 66.9                     | 13.6                    |
| 25      | 83,200           | 29,428 | 49,658 | 4,109  | 100.00    | 35.4  | 59.7  | 4.9   | 67.5                     | 14.0                    |
| 30      | 89,276           | 29,798 | 54,729 | 4,747  | 100.00    | 33.4  | 61.3  | 5.3   | 63.1                     | 15.9                    |
| 35      | 93,419           | 28,067 | 60,002 | 5,350  | 100.00    | 30.0  | 64.2  | 5.7   | 55.7                     | 19.1                    |
| 40      | 98,275           | 25,166 | 66,928 | 6,181  | 100.00    | 25.6  | 68.1  | 6.3   | 46.8                     | 24.6                    |
| 45      | 103,759          | 24,713 | 71,739 | 7,307  | 100.0     | 23.82 | 69.14 | 7.04  | 44.6                     | 29.6                    |
| 46      | 104,957          | 24,965 | 72,489 | 7,503  | 100.0     | 23.79 | 69.07 | 7.15  | 44.8                     | 30.1                    |
| 47      | 106,183          | 25,331 | 73,048 | 7,804  | 100.00    | 23.86 | 68.79 | 7.35  | 45.4                     | 30.8                    |
| 48      | 107,432          | 25,685 | 73,653 | 8,093  | 100.00    | 23.91 | 68.56 | 7.53  | 45.9                     | 31.5                    |
| 49      | 108,715          | 26,034 | 74,278 | 8,402  | 100.00    | 23.95 | 68.32 | 7.73  | 46.4                     | 32.3                    |
| 50      | 110,028          | 26,450 | 74,863 | 8,715  | 100.00    | 24.04 | 68.04 | 7.92  | 47.0                     | 32.9                    |
| 51      | 111,380          | 26,925 | 75,421 | 9,034  | 100.00    | 24.19 | 67.72 | 8.11  | 47.7                     | 33.6                    |
| 52      | 112,704          | 27,380 | 75,959 | 9,365  | 100.00    | 24.29 | 67.40 | 8.31  | 48.4                     | 34.2                    |
| 53      | 113,969          | 27,767 | 76,518 | 9,684  | 100.00    | 24.36 | 67.14 | 8.50  | 48.9                     | 34.9                    |
| 54      | 115,186          | 28,079 | 77,107 | 10,000 | 100.00    | 24.38 | 66.94 | 8.68  | 49.4                     | 35.6                    |
| 55      | 116,357          | 28,298 | 77,780 | 10,279 | 100.00    | 24.29 | 66.77 | 8.82  | 49.6                     | 36.3                    |
| 60      | 121,809          | 29,207 | 81,101 | 11,502 | 100.00    | 23.98 | 66.58 | 9.44  | 50.2                     | 39.4                    |
| 65      | 126,552          | 29,224 | 84,248 | 13,080 | 100.00    | 23.09 | 66.57 | 10.34 | 50.2                     | 44.8                    |
| 70      | 130,989          | 29,215 | 86,394 | 15,380 | 100.00    | 22.30 | 65.96 | 11.74 | 51.6                     | 52.6                    |
| 75      | 135,451          | 30,146 | 87,613 | 17,692 | 100.00    | 22.26 | 64.68 | 13.06 | 54.6                     | 58.7                    |
| 80      | 139,754          | 31,648 | 88,659 | 19,448 | 100.00    | 22.65 | 63.44 | 13.92 | 57.6                     | 61.5                    |
| 85      | 143,450          | 32,947 | 89,424 | 21,079 | 100.00    | 22.97 | 62.34 | 14.69 | 60.4                     | 64.0                    |
| 90      | 146,474          | 33,559 | 89,438 | 23,477 | 100.00    | 22.91 | 61.06 | 16.03 | 63.8                     | 70.0                    |
| 95      | 149,246          | 33,867 | 91,441 | 23,938 | 100.00    | 22.69 | 61.27 | 16.04 | 63.2                     | 70.7                    |
| 100     | 152,208          | 34,564 | 94,649 | 22,994 | 100.00    | 22.71 | 62.18 | 15.11 | 60.8                     | 66.5                    |

注 1) 従属人口指数 =  $\frac{0\sim14歳 + 65歳以上人口}{15\sim64歳人口} \times 100$ 2) 老年化指数 =  $\frac{65歳以上人口}{0\sim14歳人口} \times 100$ 

資料 大正 9 ～昭和 40 年は総理府統計局「国勢調査」。

昭和 40 ～100 年は厚生省人口問題研究所「全国男女年齢別将来推計人口 (44 年 8 月推計)」。

## 労 働

表 8 労働力人口の推移

単位(万人)

|       |  | 総人口    | 15歳以上人口 |       |       |       | 労働力人口<br>比率(%) | 完全失業率<br>(%) |       |
|-------|--|--------|---------|-------|-------|-------|----------------|--------------|-------|
|       |  |        | 総数      | 労働力人口 |       |       |                |              | 非労働力人 |
|       |  |        |         | 総数    | 就業者   | 完全失業者 |                |              |       |
| 総数    |  |        |         |       |       |       |                |              |       |
| 昭和36年 |  | 9,409  | 6,603   | 4,562 | 4,518 | 44    | 2,033          | 69.1         | 1.0   |
| 37    |  | 9,498  | 6,755   | 4,614 | 4,574 | 40    | 2,138          | 68.3         | 0.9   |
| 38    |  | 9,594  | 6,938   | 4,652 | 4,613 | 40    | 2,282          | 67.1         | 0.9   |
| 39    |  | 9,695  | 7,122   | 4,710 | 4,673 | 37    | 2,408          | 66.1         | 0.8   |
| 40    |  | 9,803  | 7,287   | 4,787 | 4,748 | 39    | 2,497          | 65.7         | 0.8   |
| 41    |  | 9,892  | 7,432   | 4,891 | 4,847 | 44    | 2,537          | 65.8         | 0.9   |
| 42(旧) |  | 9,996  | 7,557   | 4,983 | 4,940 | 43    | 2,570          | 65.9         | 0.9   |
| 42(新) |  | 9,996  | 7,557   | 4,983 | 4,920 | 63    | 2,570          | 65.9         | 1.3   |
| 43    |  | 10,114 | 7,678   | 5,061 | 5,002 | 59    | 2,609          | 65.9         | 1.2   |
| 44    |  | 10,237 | 7,782   | 5,098 | 5,040 | 57    | 2,675          | 65.5         | 1.1   |
| 45    |  | 10,357 | 7,885   | 5,153 | 5,094 | 59    | 2,723          | 65.4         | 1.2   |
| 男子    |  |        |         |       |       |       |                |              |       |
| 昭和36年 |  | 4,621  | 3,191   | 2,709 | 2,687 | 21    | 479            | 84.9         | 0.8   |
| 37    |  | 4,665  | 3,267   | 2,753 | 2,735 | 18    | 512            | 84.3         | 0.7   |
| 38    |  | 4,712  | 3,358   | 2,791 | 2,772 | 19    | 566            | 83.1         | 0.7   |
| 39    |  | 4,763  | 3,447   | 2,831 | 2,814 | 17    | 614            | 82.1         | 0.6   |
| 40    |  | 4,816  | 3,529   | 2,884 | 2,865 | 18    | 644            | 81.7         | 0.7   |
| 41    |  | 4,860  | 3,602   | 2,942 | 2,921 | 21    | 658            | 81.7         | 0.7   |
| 42(旧) |  | 4,908  | 3,665   | 2,990 | 2,970 | 20    | 670            | 81.6         | 0.7   |
| 42(新) |  | 4,908  | 3,665   | 3,027 | 2,990 | 35    | 670            | 81.6         | 1.2   |
| 43    |  | 4,967  | 3,724   | 3,058 | 3,021 | 37    | 661            | 82.1         | 1.2   |
| 44    |  | 5,029  | 3,091   | 3,091 | 3,055 | 36    | 679            | 81.9         | 1.2   |
| 45    |  | 5,090  | 3,825   | 3,129 | 3,091 | 38    | 691            | 81.8         | 1.2   |
| 女子    |  |        |         |       |       |       |                |              |       |
| 昭和36年 |  | 4,789  | 3,412   | 1,854 | 1,830 | 24    | 1,554          | 54.3         | 1.3   |
| 37    |  | 4,833  | 3,488   | 1,861 | 1,839 | 22    | 1,626          | 53.4         | 1.2   |
| 38    |  | 4,882  | 3,581   | 1,862 | 1,841 | 21    | 1,717          | 52.0         | 1.1   |
| 39    |  | 4,933  | 3,675   | 1,878 | 1,859 | 20    | 1,794          | 51.1         | 1.1   |
| 40    |  | 4,987  | 3,758   | 1,903 | 1,883 | 21    | 1,853          | 50.6         | 1.1   |
| 41    |  | 5,032  | 3,831   | 1,949 | 1,926 | 23    | 1,880          | 50.9         | 1.2   |
| 42(旧) |  | 5,087  | 3,892   | 1,988 | 1,964 | 23    | 1,900          | 51.1         | 1.2   |
| 42(新) |  | 5,087  | 3,892   | 2,031 | 2,004 | 28    | 1,900          | 51.2         | 1.4   |
| 43    |  | 5,147  | 3,954   | 2,003 | 1,980 | 23    | 1,947          | 50.7         | 1.1   |
| 44    |  | 5,208  | 2,007   | 2,007 | 1,986 | 22    | 1,996          | 50.1         | 1.1   |
| 45    |  | 5,268  | 4,060   | 2,024 | 2,003 | 21    | 2,032          | 49.9         | 1.1   |

注 1) 年平均値である。

2) 昭和36年までは、36年10月の調査方法改正による影響が補正されていないため計に合わない。

3) 昭和40年には14歳人口を含む。

4) 42年に調査方法の改正が行われたので、新旧両計数を掲げてある。

資料 総理府統計局「労働調査報告」。

表9 職業別就業者数の推移

単位(万人)

|       | 総数    | 専門的・<br>技術的職業 | 管理<br>職業 | 事務  | 販<br>業 | 農林漁業  | 採鉱・採石 | 運輸・通信 | 技能工・生<br>産工程従事<br>者 | 単<br>純<br>労働者 | サービ<br>ス<br>業 |
|-------|-------|---------------|----------|-----|--------|-------|-------|-------|---------------------|---------------|---------------|
| 総数    |       |               |          |     |        |       |       |       |                     |               |               |
| 昭和36年 | 4,518 | 233           | 86       | 515 | 521    | 1,405 | 28    | 144   | 1,302               |               | 281           |
| 37    | 4,574 | 235           | 87       | 544 | 515    | 1,366 | 32    | 158   | 1,116               | 227           | 291           |
| 38    | 4,613 | 229           | 96       | 584 | 539    | 1,291 | 25    | 172   | 1,150               | 221           | 303           |
| 39    | 4,673 | 230           | 103      | 625 | 550    | 1,244 | 22    | 180   | 1,179               | 226           | 311           |
| 40    | 4,748 | 244           | 116      | 643 | 558    | 1,207 | 21    | 194   | 1,201               | 233           | 327           |
| 41    | 4,847 | 246           | 119      | 664 | 574    | 1,170 | 19    | 209   | 1,248               | 242           | 351           |
| 42(旧) | 4,940 | 249           | 117      | 686 | 590    | 1,137 | 19    | 220   | 1,318               | 250           | 354           |
| 42(新) | 4,920 | 241           | 130      | 677 | 649    | 1,029 | 16    | 200   | 1,354               | 244           | 382           |
| 43    | 5,002 | 275           | 128      | 703 | 654    | 981   | 16    | 223   | 1,384               | 250           | 383           |
| 44    | 5,040 | 280           | 129      | 724 | 664    | 941   | 13    | 228   | 1,431               | 251           | 374           |
| 45    | 5,094 | 295           | 134      | 755 | 662    | 880   | 11    | 232   | 1,511               | 218           | 387           |
| 男子    |       |               |          |     |        |       |       |       |                     |               |               |
| 昭和36年 | 2,687 | 153           | 84       | 323 | 283    | 675   | 25    | 127   | 896                 |               | 120           |
| 37    | 2,735 | 149           | 85       | 332 | 282    | 657   | 29    | 138   | 773                 | 158           | 129           |
| 38    | 2,772 | 144           | 93       | 356 | 297    | 619   | 23    | 151   | 800                 | 154           | 132           |
| 39    | 2,814 | 143           | 100      | 378 | 303    | 590   | 20    | 159   | 831                 | 155           | 133           |
| 40    | 2,865 | 154           | 112      | 381 | 308    | 574   | 20    | 171   | 846                 | 158           | 139           |
| 41    | 2,921 | 153           | 115      | 383 | 319    | 560   | 18    | 184   | 879                 | 160           | 147           |
| 42(旧) | 2,972 | 154           | 112      | 386 | 331    | 540   | 17    | 194   | 918                 | 168           | 149           |
| 42(新) | 2,957 | 141           | 125      | 377 | 370    | 501   | 14    | 177   | 926                 | 155           | 172           |
| 43    | 3,021 | 167           | 123      | 373 | 380    | 475   | 14    | 197   | 965                 | 161           | 163           |
| 44    | 3,055 | 170           | 124      | 382 | 389    | 461   | 11    | 204   | 993                 | 162           | 154           |
| 45    | 3,091 | 178           | 129      | 388 | 390    | 431   | 11    | 210   | 1,048               | 141           | 160           |
| 女子    |       |               |          |     |        |       |       |       |                     |               |               |
| 昭和36年 | 1,830 | 80            | 2        | 193 | 238    | 729   | 3     | 17    | 407                 |               | 161           |
| 37    | 1,839 | 85            | 2        | 213 | 232    | 709   | 3     | 20    | 342                 | 69            | 162           |
| 38    | 1,841 | 85            | 3        | 228 | 242    | 672   | 2     | 21    | 349                 | 67            | 170           |
| 39    | 1,859 | 87            | 3        | 247 | 247    | 655   | 2     | 21    | 348                 | 71            | 177           |
| 40    | 1,883 | 90            | 4        | 262 | 250    | 633   | 1     | 22    | 355                 | 76            | 188           |
| 41    | 1,926 | 94            | 5        | 281 | 255    | 610   | 1     | 25    | 369                 | 81            | 205           |
| 42(旧) | 1,968 | 95            | 5        | 298 | 259    | 596   | 2     | 26    | 400                 | 82            | 205           |
| 42(新) | 1,963 | 100           | 5        | 300 | 279    | 528   | 2     | 23    | 428                 | 89            | 210           |
| 43    | 1,980 | 108           | 4        | 330 | 274    | 507   | 1     | 27    | 419                 | 89            | 219           |
| 44    | 1,986 | 109           | 5        | 343 | 275    | 481   | 1     | 23    | 437                 | 90            | 220           |
| 45    | 2,003 | 117           | 5        | 367 | 272    | 449   | 1     | 22    | 463                 | 76            | 228           |

注) 42年に調査方法の改正が行なわれたので、新旧両推計を掲げてある。

資料 総理府統計局「労働力調査報告」。

表 10 産 業 別 就 業 者 数 の 推 移

単位(万人)

|          | 総 数   | 農 林 業 | 漁・水産<br>・養殖業 | 鉱 業 | 建 設 業 | 製 造 業 | 卸小売・金<br>融・保険・<br>不動産業 | 運輸・通信<br>・電気・ガ<br>ス・水道業 | サービス業 | 公 務 |
|----------|-------|-------|--------------|-----|-------|-------|------------------------|-------------------------|-------|-----|
| 総 数      |       |       |              |     |       |       |                        |                         |       |     |
| 昭 和 36 年 | 4,518 | 1,353 | 56           | 46  | 255   | 1,016 | 842                    | 254                     | 560   | 134 |
| 37       | 4,574 | 1,311 | 58           | 48  | 270   | 1,072 | 847                    | 266                     | 563   | 136 |
| 38       | 4,613 | 1,240 | 56           | 40  | 273   | 1,112 | 895                    | 277                     | 572   | 145 |
| 39       | 4,673 | 1,197 | 54           | 36  | 289   | 1,137 | 927                    | 294                     | 590   | 146 |
| 40       | 4,748 | 1,154 | 58           | 36  | 308   | 1,157 | 956                    | 304                     | 627   | 145 |
| 41       | 4,847 | 1,114 | 59           | 33  | 329   | 1,187 | 1,000                  | 321                     | 660   | 142 |
| 42(旧)    | 4,940 | 1,082 | 58           | 29  | 342   | 1,260 | 1,029                  | 327                     | 666   | 144 |
| 42(新)    | 4,920 | 970   | 66           | 26  | 359   | 1,252 | 1,085                  | 316                     | 689   | 157 |
| 43       | 5,002 | 934   | 54           | 27  | 370   | 1,305 | 1,111                  | 329                     | 713   | 154 |
| 44       | 5,040 | 899   | 48           | 24  | 371   | 1,345 | 1,331                  | 338                     | 722   | 156 |
| 45       | 5,093 | 842   | 44           | 20  | 394   | 1,377 | 1,144                  | 353                     | 751   | 161 |
| 男 子      |       |       |              |     |       |       |                        |                         |       |     |
| 昭 和 36 年 | 2,687 | 635   | 44           | 41  | 222   | 664   | 467                    | 221                     | 277   | 115 |
| 37       | 2,735 | 615   | 44           | 44  | 233   | 703   | 469                    | 230                     | 280   | 116 |
| 38       | 2,772 | 580   | 43           | 36  | 237   | 731   | 497                    | 240                     | 283   | 122 |
| 39       | 2,814 | 552   | 42           | 33  | 251   | 752   | 510                    | 257                     | 294   | 122 |
| 40       | 2,865 | 532   | 45           | 32  | 269   | 762   | 523                    | 266                     | 313   | 122 |
| 41       | 2,921 | 516   | 46           | 30  | 285   | 775   | 544                    | 280                     | 324   | 119 |
| 42(旧)    | 2,972 | 499   | 44           | 26  | 298   | 815   | 558                    | 283                     | 326   | 121 |
| 42(新)    | 2,957 | 457   | 46           | 24  | 310   | 781   | 599                    | 277                     | 331   | 132 |
| 43       | 3,021 | 438   | 41           | 24  | 319   | 829   | 604                    | 284                     | 348   | 130 |
| 44       | 3,055 | 427   | 38           | 21  | 321   | 841   | 616                    | 296                     | 359   | 132 |
| 45       | 3,091 | 401   | 35           | 17  | 341   | 859   | 618                    | 307                     | 372   | 136 |
| 女 子      |       |       |              |     |       |       |                        |                         |       |     |
| 昭 和 36 年 | 1,830 | 718   | 12           | 4   | 33    | 352   | 375                    | 32                      | 283   | 19  |
| 37       | 1,839 | 696   | 14           | 5   | 37    | 369   | 378                    | 36                      | 283   | 21  |
| 38       | 1,841 | 660   | 13           | 4   | 35    | 382   | 398                    | 36                      | 289   | 22  |
| 39       | 1,859 | 645   | 11           | 4   | 38    | 385   | 418                    | 37                      | 296   | 24  |
| 40       | 1,883 | 622   | 13           | 4   | 40    | 396   | 433                    | 37                      | 314   | 23  |
| 41       | 1,926 | 598   | 13           | 3   | 45    | 412   | 456                    | 41                      | 335   | 23  |
| 42(旧)    | 1,968 | 583   | 14           | 3   | 45    | 445   | 471                    | 44                      | 340   | 23  |
| 42(新)    | 1,963 | 513   | 20           | 2   | 49    | 471   | 486                    | 39                      | 358   | 25  |
| 43       | 1,980 | 496   | 13           | 3   | 51    | 476   | 507                    | 45                      | 365   | 24  |
| 44       | 1,986 | 472   | 10           | 3   | 50    | 503   | 517                    | 42                      | 363   | 24  |
| 45       | 2,003 | 442   | 9            | 3   | 53    | 518   | 526                    | 45                      | 379   | 25  |

注) 42年に調査方法の改正が行なわれたので、新旧両推計が掲げてある。

資料 総理府統計局「労働力調査報告」。

表 11 従業上の地位別就業者数の推移

単位(万人)

|          | 総 数   | 自 営 業 主 |      |      | 家 族 従 業 者 |              | 雇 用 者 |       |     |     |
|----------|-------|---------|------|------|-----------|--------------|-------|-------|-----|-----|
|          |       | 総 数     | 雇有業主 | 雇無業主 |           | うち15時<br>間未満 | 総 数   | 常 雇   | 臨 時 | 日 雇 |
| 総 数      |       |         |      |      |           |              |       |       |     |     |
| 昭 和 36 年 | 4,518 | 1,011   | 132  | 908  | 1,121     | —            | 2,379 | 2,121 | 139 | 120 |
| 37       | 4,574 | 981     | 121  | 861  | 1,094     | 124          | 2,496 | 2,219 | 152 | 125 |
| 38       | 4,613 | 981     | 119  | 862  | 1,050     | 123          | 2,578 | 2,323 | 138 | 117 |
| 39       | 4,673 | 975     | 120  | 854  | 1,025     | 118          | 2,669 | 2,408 | 142 | 119 |
| 40       | 4,748 | 968     | 121  | 848  | 992       | 122          | 2,783 | 2,505 | 152 | 127 |
| 41       | 4,847 | 977     | 126  | 851  | 964       | 117          | 2,902 | 2,616 | 158 | 128 |
| 42(旧)    | 4,940 | 1,001   | 133  | 868  | 957       | 111          | 2,980 | 2,680 | 167 | 132 |
| 42(新)    | 4,920 | 968     | 168  | 800  | 880       | 79           | 3,071 | 2,767 | 175 | 131 |
| 43       | 5,002 | 984     | 160  | 824  | 866       | 69           | 3,148 | 2,869 | 162 | 117 |
| 44       | 5,040 | 933     | 164  | 829  | 844       | 60           | 3,199 | 2,919 | 164 | 116 |
| 45       | 5,094 | 977     | 167  | 810  | 805       | 56           | 3,306 | 3,023 | 165 | 118 |
| 農 林 業    |       |         |      |      |           |              |       |       |     |     |
| 昭 和 36 年 | 1,353 | 493     | 12   | 502  | 804       | —            | 55    | 23    | 7   | 28  |
| 37       | 1,311 | 481     | 10   | 471  | 784       | 101          | 46    | 19    | 7   | 21  |
| 38       | 1,240 | 467     | 7    | 460  | 734       | 101          | 39    | 17    | 5   | 18  |
| 39       | 1,197 | 452     | 7    | 445  | 706       | 97           | 39    | 19    | 5   | 16  |
| 40       | 1,154 | 441     | 6    | 435  | 673       | 99           | 41    | 19    | 7   | 16  |
| 41       | 1,114 | 434     | 5    | 428  | 642       | 93           | 39    | 19    | 5   | 16  |
| 42(旧)    | 1,082 | 430     | 7    | 423  | 618       | 86           | 34    | 15    | 5   | 13  |
| 42(新)    | 970   | 381     | 8    | 373  | 542       | 55           | 46    | 20    | 6   | 15  |
| 43       | 934   | 386     | 7    | 379  | 514       | 47           | 34    | 18    | 4   | 12  |
| 44       | 899   | 380     | 7    | 373  | 489       | 41           | 30    | 17    | 3   | 10  |
| 45       | 842   | 363     | 7    | 355  | 451       | 36           | 29    | —     | —   | —   |
| 非農林業     |       |         |      |      |           |              |       |       |     |     |
| 昭 和 36 年 | 3,161 | 519     | 120  | 406  | 316       | —            | 2,322 | 2,098 | 132 | 92  |
| 37       | 3,260 | 501     | 111  | 390  | 310       | 24           | 2,449 | 2,200 | 145 | 104 |
| 38       | 3,369 | 514     | 112  | 403  | 316       | 22           | 2,538 | 2,306 | 133 | 99  |
| 39       | 3,471 | 523     | 113  | 410  | 319       | 22           | 2,629 | 2,389 | 137 | 103 |
| 40       | 3,590 | 528     | 115  | 413  | 329       | 24           | 2,742 | 2,486 | 145 | 111 |
| 41       | 3,730 | 544     | 121  | 423  | 323       | 24           | 2,862 | 2,597 | 153 | 112 |
| 42(旧)    | 3,859 | 571     | 126  | 445  | 339       | 25           | 2,946 | 2,664 | 163 | 119 |
| 42(新)    | 3,951 | 587     | 160  | 427  | 338       | 24           | 3,025 | 2,748 | 162 | 115 |
| 43       | 4,068 | 598     | 152  | 445  | 352       | 22           | 3,114 | 2,851 | 158 | 105 |
| 44       | 4,141 | 613     | 157  | 456  | 355       | 20           | 3,169 | 2,902 | 161 | 106 |
| 45       | 4,251 | 614     | 159  | 455  | 354       | 20           | 3,277 | 3,005 | 162 | 109 |

注) 42年に調査方法の改正が行なわれたので、新旧両推計を掲げてある。

資料 総理府統計局「労働力調査報告」。

表 12 産 業 別 雇 用 指 数 の 推 移

(昭和40年平均=100)

|           | 調査産業計 | 鉱 業   | 建 設 業 | 製 造 業 | 卸売・小売業 | 金融・保険業 | 運輸・通信業 | 電気・ガス<br>・水道業 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|---------------|
| 常用労働者     |       |       |       |       |        |        |        |               |
| 昭和 32 年平均 | 53.2  | 184.2 | 27.9  | 55.3  | 32.4   | 49.8   | 64.0   | 79.5          |
| 33        | 56.6  | 187.4 | 32.3  | 57.7  | 38.6   | 56.1   | 67.0   | 81.8          |
| 34        | 62.5  | 187.0 | 39.4  | 64.1  | 45.4   | 64.4   | 70.0   | 84.0          |
| 35        | 71.1  | 180.5 | 49.2  | 74.3  | 53.8   | 70.5   | 75.4   | 85.9          |
| 36        | 79.3  | 167.6 | 58.9  | 83.5  | 63.1   | 74.5   | 81.7   | 90.0          |
| 37        | 86.3  | 148.5 | 74.6  | 89.5  | 73.8   | 80.7   | 86.9   | 95.4          |
| 38        | 91.4  | 121.5 | 85.9  | 93.1  | 85.3   | 86.7   | 91.6   | 96.2          |
| 39        | 96.9  | 105.5 | 96.5  | 97.8  | 94.0   | 93.5   | 96.1   | 97.8          |
| 40        | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0  | 100.0  | 100.0  | 100.0         |
| 41        | 102.5 | 97.4  | 107.0 | 100.6 | 105.9  | 107.2  | 102.9  | 102.6         |
| 42        | 106.4 | 84.8  | 112.1 | 103.9 | 111.2  | 116.2  | 106.4  | 105.5         |
| 43        | 110.6 | 85.6  | 117.0 | 108.2 | 116.9  | 122.0  | 109.9  | 108.2         |
| 44        | 114.4 | 75.6  | 125.0 | 112.0 | 120.9  | 126.7  | 111.5  | 110.4         |
| 45        | 117.9 | 66.7  | 133.8 | 115.6 | 124.9  | 132.2  | 112.0  | 110.5         |
| 日雇労働者     |       |       |       |       |        |        |        |               |
| 昭和 32 年平均 | 86.8  | 310.1 | 60.3  | 153.3 | 82.6   | 59.6   | 97.2   | 181.7         |
| 33        | 74.5  | 238.9 | 59.2  | 102.5 | 87.4   | 100.0  | 81.4   | 154.4         |
| 34        | 81.8  | 212.9 | 57.0  | 128.4 | 103.0  | 122.9  | 106.2  | 145.1         |
| 35        | 94.9  | 194.0 | 67.9  | 144.5 | 109.8  | 168.6  | 142.2  | 147.1         |
| 36        | 99.4  | 152.8 | 83.3  | 124.0 | 120.7  | 107.4  | 119.3  | 122.7         |
| 37        | 105.3 | 141.0 | 98.8  | 113.6 | 126.8  | 94.6   | 107.4  | 111.2         |
| 38        | 106.9 | 135.3 | 103.1 | 101.6 | 131.4  | 103.8  | 110.2  | 91.4          |
| 39        | 103.1 | 120.7 | 101.2 | 107.0 | 94.9   | 131.9  | 107.0  | 104.9         |
| 40        | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0  | 100.0  | 100.0  | 100.0         |
| 41        | 98.9  | 93.1  | 97.7  | 102.5 | 117.2  | 108.5  | 92.3   | 94.9          |
| 42        | 97.5  | 82.9  | 104.4 | 103.8 | 103.8  | 90.0   | 83.1   | 119.6         |
| 43        | 101.1 | 80.9  | 115.2 | 109.2 | 120.4  | 95.6   | 77.8   | 125.5         |
| 44        | 107.8 | 74.0  | 122.4 | 118.0 | 155.6  | 86.4   | 75.9   | 111.6         |
| 45        | 101.8 | 75.7  | 113.5 | 103.3 | 152.3  | 90.9   | 75.4   | 129.2         |

注 1) 常用労働者、日雇労働者ともに規模30人以上の事業所の雇用指数である。

2) 調査産業計には上掲産業のほか不動産業を含む。

資料 労働省「毎月勤労統計調査」

表 13 産業別常用労働者賃金指数の推移

(昭和40年平均=100)

|            | 調査産業計 | 鉱業    | 建設業   | 製造業   | 卸売・小売業 | 金融・保険業 | 運輸・通信業 | 電気・ガス・水道業 |
|------------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|-----------|
| 現金給与総額     |       |       |       |       |        |        |        |           |
| 昭和 32 年平均  | 52.3  | 51.1  | 43.6  | 52.0  | 53.4   | 56.5   | 50.9   | 49.4      |
| 33         | 53.9  | 57.6  | 45.9  | 53.2  | 55.1   | 58.1   | 53.0   | 53.3      |
| 34         | 57.2  | 59.1  | 48.6  | 57.2  | 57.9   | 61.2   | 55.7   | 55.6      |
| 35         | 61.1  | 63.2  | 52.5  | 61.8  | 61.5   | 63.9   | 59.7   | 59.2      |
| 36         | 68.0  | 68.8  | 62.1  | 68.9  | 66.8   | 70.2   | 66.8   | 67.2      |
| 37         | 75.0  | 74.0  | 70.2  | 75.4  | 75.2   | 77.4   | 74.9   | 74.7      |
| 38         | 83.0  | 79.4  | 79.3  | 83.2  | 83.3   | 84.9   | 81.9   | 82.4      |
| 39         | 91.3  | 90.8  | 89.7  | 92.0  | 91.7   | 90.8   | 90.8   | 90.2      |
| 40         | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0  | 100.0  | 100.0  | 100.0     |
| 41         | 110.8 | 111.2 | 108.6 | 111.6 | 110.5  | 109.7  | 110.1  | 110.1     |
| 42         | 123.9 | 121.3 | 119.6 | 126.3 | 123.3  | 118.9  | 122.8  | 122.4     |
| 43         | 140.8 | 137.2 | 134.6 | 145.1 | 139.0  | 134.9  | 137.7  | 136.5     |
| 44         | 162.8 | 161.1 | 157.2 | 168.9 | 161.6  | 153.5  | 156.3  | 154.7     |
| 45         | 190.5 | 193.9 | 184.6 | 198.7 | 188.3  | 171.5  | 183.1  | 179.2     |
| きまって支給する給与 |       |       |       |       |        |        |        |           |
| 昭和 32 年平均  | 55.0  | 56.2  | 45.0  | 54.6  | 55.3   | 59.7   | 54.9   | 55.6      |
| 33         | 57.0  | 48.6  | 48.3  | 55.8  | 57.6   | 62.5   | 57.6   | 57.9      |
| 34         | 59.6  | 61.4  | 51.0  | 59.0  | 58.7   | 64.6   | 60.0   | 59.8      |
| 35         | 62.5  | 65.6  | 54.4  | 62.4  | 61.1   | 66.4   | 62.7   | 62.7      |
| 36         | 68.4  | 69.6  | 63.0  | 68.6  | 66.1   | 71.7   | 69.3   | 68.6      |
| 37         | 75.4  | 75.9  | 71.4  | 75.2  | 73.8   | 78.9   | 76.9   | 75.5      |
| 38         | 82.5  | 81.5  | 79.3  | 82.2  | 82.2   | 85.8   | 83.9   | 83.1      |
| 39         | 91.8  | 90.9  | 90.3  | 92.0  | 91.8   | 92.5   | 92.0   | 90.9      |
| 40         | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0  | 100.0  | 100.0  | 100.0     |
| 41         | 110.1 | 110.7 | 107.9 | 110.8 | 108.8  | 108.6  | 109.9  | 110.2     |
| 42         | 122.7 | 120.1 | 120.1 | 124.2 | 119.6  | 118.5  | 122.8  | 123.2     |
| 43         | 137.9 | 133.6 | 134.9 | 140.3 | 132.8  | 132.4  | 138.6  | 136.8     |
| 44         | 156.6 | 153.7 | 153.8 | 160.2 | 150.4  | 148.4  | 155.7  | 153.7     |
| 45         | 182.3 | 181.1 | 179.2 | 186.8 | 179.0  | 166.4  | 181.2  | 176.2     |

注 1) 規模30人以上事業所の常用労働者賃金指数である。

2) 調査産業計には上掲産業のほか不動産業を含む。

資料 労働省「毎月勤労統計調査」

表 14 産業別常用労働者の1人平均月間出勤日数および実労働時間数の推移

|         | 調査産業計 | 鉱業    | 建設業   | 製造業   | 卸売・小売業 | 金融・保険業 | 不動産業  | 運輸・通信業 | 電気・ガス・水道業 |
|---------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|-------|--------|-----------|
| 出勤日数    |       |       |       |       |        |        |       |        |           |
| 昭和33年平均 | 24.0  | 22.8  | 23.5  | 24.0  | 25.1   | 24.2   | 24.7  | 23.8   | 23.7      |
| 34      | 24.0  | 22.7  | 23.8  | 24.1  | 24.9   | 24.1   | 24.6  | 23.8   | 23.7      |
| 35      | 24.2  | 23.0  | 24.1  | 24.2  | 25.0   | 24.3   | 24.8  | 24.0   | 23.9      |
| 36      | 23.9  | 22.7  | 24.2  | 23.8  | 24.9   | 24.1   | 24.2  | 23.8   | 23.7      |
| 37      | 23.9  | 22.7  | 24.1  | 23.8  | 24.8   | 24.1   | 24.3  | 23.8   | 23.8      |
| 38      | 23.8  | 22.9  | 24.1  | 23.6  | 24.7   | 24.1   | 24.1  | 23.7   | 13.7      |
| 39      | 23.7  | 23.0  | 23.7  | 23.5  | 24.6   | 23.9   | 24.1  | 23.6   | 23.7      |
| 40      | 23.6  | 22.9  | 23.9  | 23.3  | 24.4   | 23.8   | 24.0  | 23.5   | 23.6      |
| 41      | 23.5  | 23.1  | 23.8  | 23.3  | 24.4   | 23.6   | 23.7  | 23.4   | 23.4      |
| 42      | 23.5  | 22.8  | 23.5  | 23.2  | 24.4   | 23.3   | 23.9  | 23.3   | 23.4      |
| 43      | 23.4  | 22.7  | 23.7  | 23.2  | 24.4   | 23.5   | 23.9  | 23.3   | 23.5      |
| 44      | 23.1  | 22.6  | 23.4  | 22.8  | 24.1   | 23.2   | 23.5  | 22.9   | 23.0      |
| 45      | 22.9  | 22.9  | 23.2  | 22.6  | 24.0   | 23.0   | 23.6  | 22.9   | 23.1      |
| 実労働時間数  |       |       |       |       |        |        |       |        |           |
| 昭和33年平均 | 198.0 | 191.6 | 202.7 | 201.4 | 196.7  | 178.7  | 190.0 | 195.4  | 180.3     |
| 34      | 200.1 | 189.2 | 207.4 | 204.7 | 196.1  | 178.4  | 188.0 | 195.9  | 180.9     |
| 35      | 202.7 | 193.6 | 211.0 | 207.0 | 197.4  | 179.4  | 191.6 | 198.7  | 182.5     |
| 36      | 201.0 | 192.0 | 211.2 | 203.4 | 197.4  | 178.5  | 191.9 | 201.4  | 182.8     |
| 37      | 197.8 | 191.7 | 209.9 | 198.4 | 195.4  | 177.1  | 192.4 | 200.2  | 181.7     |
| 38      | 196.6 | 194.6 | 207.8 | 196.9 | 194.7  | 176.2  | 191.7 | 199.2  | 179.7     |
| 39      | 195.7 | 196.3 | 204.7 | 195.7 | 194.1  | 173.3  | 187.6 | 199.9  | 178.6     |
| 40      | 192.9 | 194.7 | 204.6 | 191.8 | 192.0  | 171.9  | 184.5 | 197.5  | 178.5     |
| 41      | 193.2 | 197.6 | 203.1 | 193.0 | 191.7  | 169.6  | 180.3 | 196.6  | 176.1     |
| 42      | 193.0 | 195.2 | 201.6 | 193.9 | 191.2  | 165.6  | 183.0 | 196.2  | 178.0     |
| 43      | 192.7 | 193.9 | 202.8 | 193.0 | 191.0  | 167.4  | 182.5 | 196.1  | 178.7     |
| 44      | 190.0 | 193.4 | 200.0 | 190.0 | 188.3  | 165.7  | 180.0 | 192.6  | 174.6     |
| 45      | 187.7 | 186.9 | 199.0 | 187.4 | 185.7  | 166.7  | 180.2 | 191.6  | 176.0     |

注 1) 規模30人以上事業所の常用労働者についての数値である。

2) 実労働時間数は所定内労働時間と所定外労働時間よりなる。

資料 労働省「毎月勤労統計調査」

表 15 職業紹介状況(新卒を除く)

| 年       | 一 般  |        |        |        |      |         |         |         | 日 雇        |       |       |        |
|---------|------|--------|--------|--------|------|---------|---------|---------|------------|-------|-------|--------|
|         | 求職者数 | 有効求職者数 | 新規求職者数 | 有効求職者数 | 就職件数 | 求職倍率    | 充足率     | 就職率     | 前月繰越有効求職者数 | 就労実人員 | 就労延件数 | 不就労延件数 |
|         | (A)  | (B)    | (A)    | (B)    | (C)  | (A)/(B) | (C)/(B) | (C)/(A) |            |       |       |        |
| 昭和35年平均 | 370  | 1,109  | 308    | 642    | 187  | 1.7     | 29.2    | 16.9    | 480        | 479   | 9,161 | 1,270  |
| 36      | 356  | 1,077  | 331    | 786    | 183  | 1.4     | 23.3    | 17.0    | 477        | 475   | 9,018 | 1,241  |
| 37      | 363  | 1,139  | 315    | 771    | 170  | 1.5     | 22.0    | 14.9    | 453        | 452   | 8,624 | 1,091  |
| 38      | 365  | 1,277  | 360    | 893    | 164  | 1.4     | 18.3    | 12.8    | 416        | 420   | 7,995 | 1,087  |
| 39      | 351  | 1,292  | 393    | 1,030  | 162  | 1.3     | 15.7    | 12.5    | 362        | 350   | 6,799 | 915    |
| 40      | 352  | 1,249  | 309    | 794    | 148  | 1.6     | 18.6    | 11.8    | 332        | 313   | 6,017 | 866    |
| 41      | 348  | 1,214  | 361    | 892    | 149  | 1.4     | 16.7    | 12.3    | 313        | 295   | 5,623 | 785    |
| 42      | 331  | 1,162  | 437    | 1,158  | 151  | 1.0     | 13.0    | 13.0    | 305        | 289   | 5,397 | 824    |
| 43      | 327  | 1,121  | 444    | 1,251  | 153  | 0.9     | 12.2    | 13.7    | 297        | 279   | 5,229 | 833    |
| 44      | 319  | 1,071  | 515    | 1,463  | 158  | 0.8     | 11.1    | 14.4    | 271        | 255   | 4,703 | 705    |
| 45      | 333  | 1,092  | 506    | 1,472  | 158  | 0.7     | 10.7    | 14.4    | 248        | 229   | 4,342 | 698    |

資料 労働省「職業安定業務統計」

表 16 産業別労働災害率の推移

|         | 調査産業計 | 林業    | 鉱業     | 建設業   | 製造業  | 運輸・通信業 | 電気・ガス・水道業 | サービス業 |
|---------|-------|-------|--------|-------|------|--------|-----------|-------|
| 度 数 率   |       |       |        |       |      |        |           |       |
| 昭和 35 年 | 17.43 | 22.10 | 83.92  | 27.88 | 9.70 | 13.96  | 4.03      | 17.09 |
| 36      | 17.40 | 23.27 | 93.51  | 25.53 | 9.87 | 15.18  | 3.96      | 19.19 |
| 37      | 15.46 | 21.49 | 99.71  | 22.71 | 8.69 | 13.13  | 3.65      | 16.01 |
| 38      | 13.76 | 20.28 | 112.16 | 17.76 | 8.05 | 13.06  | 3.25      | 14.71 |
| 39      | 13.45 | 17.17 | 100.48 | 17.39 | 8.26 | 13.01  | 3.29      | 16.94 |
| 40      | 12.38 | 15.92 | 104.14 | 16.24 | 7.34 | 12.14  | 3.27      | 14.54 |
| 41      | 12.46 | 15.50 | 109.52 | 15.53 | 6.96 | 12.51  | 3.34      | 14.75 |
| 42      | 11.81 | 15.44 | 107.73 | 13.93 | 6.61 | 13.56  | 3.38      | 13.90 |
| 43      | 11.08 | 16.53 | 108.22 | 14.25 | 6.81 | 12.35  | 3.01      | 16.41 |
| 44      | 10.37 | 18.43 | 101.34 | 12.70 | 6.32 | 13.60  | 2.77      | 15.64 |
| 45      | 9.20  | 18.22 | 89.09  | 20.02 | 6.07 | 12.43  | 2.72      | 18.26 |
| 強 度 率   |       |       |        |       |      |        |           |       |
| 昭和 35 年 | 1.83  | 2.78  | 7.70   | 5.44  | 0.81 | 1.45   | 1.35      | 1.90  |
| 36      | 1.73  | 2.57  | 7.55   | 5.02  | 0.82 | 1.52   | 1.23      | 1.53  |
| 37      | 1.51  | 2.49  | 7.42   | 4.22  | 0.72 | 1.41   | 0.92      | 1.86  |
| 38      | 1.54  | 2.56  | 14.89  | 3.22  | 0.70 | 1.25   | 0.88      | 0.97  |
| 39      | 1.25  | 1.68  | 7.41   | 3.62  | 0.75 | 1.31   | 0.84      | 1.07  |
| 40      | 1.30  | 2.04  | 11.92  | 3.63  | 0.68 | 1.10   | 0.87      | 0.99  |
| 41      | 1.13  | 1.91  | 7.73   | 3.45  | 0.64 | 1.21   | 0.44      | 0.99  |
| 42      | 1.02  | 1.93  | 6.62   | 2.76  | 0.65 | 1.11   | 0.69      | 1.25  |
| 43      | 1.00  | 2.00  | 7.87   | 2.90  | 0.64 | 1.09   | 0.48      | 1.54  |
| 44      | 0.90  | 1.42  | 6.39   | 1.94  | 0.64 | 1.08   | 0.56      | 0.57  |
| 45      | 0.88  | 1.70  | 7.22   | 2.13  | 0.66 | 0.96   | 0.56      | 0.75  |

注 1) 度数率=労働災害発生件数÷延労働時間数×1,000,000.

2) 強度率=労働損失日数÷延労働時間数×1,000.

3) サービス業は自動車修理業, 機械修理業, 屑鉄修理業および清掃業のみより成る. ただし, 30年は清掃業を含まない.

資料 労働省「毎月労働災害統計調査」.

## 国民所得

表 17 国 民 所 得 の 分 配

(実 数)

単位(10億円)

|                | 昭和30年  | 35      | 39      | 40      | 41      | 42      | 43      | 44      | 45      |
|----------------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 国 民 所 得        | 7298.5 | 13269.1 | 23329.3 | 26000.3 | 30273.4 | 35792.2 | 49856.7 | 49856.7 | 59048.0 |
| 雇 用 者 所 得      | 3613.4 | 6639.2  | 12764.7 | 14741.9 | 16962.3 | 19620.0 | 22756.7 | 26778.6 | 32355.7 |
| 賃 金 ・ 俸 給      | 3167.2 | 5617.8  | 10697.8 | 12309.2 | 14113.2 | 16251.5 | 11778.3 | 21906.2 | 26539.0 |
| その他の給与および手当    | 321.7  | 769.0   | 1512.4  | 1734.6  | 2015.8  | 2384.8  | 2827.7  | 3510.4  | 4159.4  |
| 社会保険雇主負担       | 124.5  | 252.3   | 554.4   | 698.1   | 833.3   | 983.7   | 1150.7  | 1362.0  | 1657.3  |
| 個人業主所得         | 2709.4 | 3486.3  | 5563.3  | 6046.0  | 6742.8  | 8036.1  | 9558.0  | 10556.0 | 11431.1 |
| 農 林 水 産 業      | 1474.4 | 1649.1  | 2160.0  | 2415.4  | 2733.0  | 3349.3  | 3468.3  | 3519.1  | 3527.5  |
| そ の 他          | 1234.6 | 1837.2  | 3403.4  | 3630.5  | 4009.9  | 4686.8  | 6089.7  | 7036.9  | 7903.6  |
| 個人の財産所得        | 511.0  | 1308.8  | 2602.5  | 2968.9  | 3411.5  | 3895.0  | 4904.9  | 5794.3  | 6906.4  |
| 賃 貸 料          | 202.5  | 511.5   | 974.9   | 1112.5  | 1276.1  | 1411.5  | 1938.4  | 2258.2  | 2662.6  |
| 利 子            | 219.1  | 578.8   | 1182.9  | 1410.4  | 1661.7  | 1972.3  | 2368.7  | 2849.8  | 3426.0  |
| 配 当            | 89.5   | 218.5   | 444.7   | 446.0   | 473.7   | 511.1   | 597.8   | 686.3   | 817.8   |
| 法人企業から個人への移転   | 11.9   | 25.1    | 39.5    | 44.4    | 48.2    | 62.2    | 69.7    | 92.7    | 103.8   |
| 法人税および税外負担     | 243.3  | 703.4   | 1204.3  | 1225.3  | 1363.6  | 1763.6  | 2145.7  | 2690.1  | 3414.9  |
| 法 人 留 保        | 224.4  | 989.4   | 1062.7  | 972.7   | 1718.3  | 2416.0  | 3521.7  | 3915.2  | 4785.4  |
| 政府の事業所得および財産所得 | 53.5   | 213.1   | 256.6   | 198.2   | 297.1   | 362.1   | 396.9   | 611.9   | 744.1   |
| 政府企業の利潤        | 7.7    | 124.3   | 71.3    | -23.0   | 23.4    | 24.0    | -22.9   | 77.2    | 89.5    |
| 賃貸料・利子および配当    | 45.8   | 88.8    | 185.3   | 221.2   | 273.7   | 338.1   | 419.7   | 534.8   | 654.6   |
| (控除)一般政府負債利子   | -51.6  | -63.5   | -92.8   | -110.2  | -163.8  | -225.9  | 320.0   | 377.9   | 439.8   |
| (控除)消費者負担債利子   | -16.9  | -32.6   | -71.5   | -86.8   | -106.6  | -136.9  | 163.9   | 204.1   | 253.6   |
| (再掲)法 人 所 得    | 569.1  | 1936.3  | 2751.1  | 2688.3  | 3603.7  | 4752.7  | 6334.6  | 7383.8  | 9120.5  |

(構成比)

単位(%)

|                | 昭和30年 | 35    | 39    | 40    | 41    | 42    | 43    | 44    | 45    |
|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 国 民 所 得        | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 雇 用 者 所 得      | 49.5  | 50.0  | 54.7  | 56.7  | 56.0  | 54.8  | 53.1  | 53.7  | 54.8  |
| 賃 金 ・ 俸 給      | 43.4  | 42.3  | 45.9  | 47.3  | 46.6  | 45.4  | 43.8  | 43.9  | 44.9  |
| その他の給与および手当    | 4.4   | 5.8   | 6.5   | 6.2   | 6.7   | 6.7   | 6.6   | 7.0   | 7.0   |
| 社会保険雇主負担       | 1.7   | 1.9   | 2.4   | 2.7   | 2.8   | 2.7   | 2.7   | 2.7   | 2.8   |
| 個人業主所得         | 37.1  | 26.3  | 23.8  | 23.3  | 22.3  | 22.5  | 22.3  | 21.2  | 19.4  |
| 農 林 水 産 業      | 20.2  | 12.4  | 9.3   | 9.3   | 9.0   | 9.4   | 8.1   | 7.1   | 6.0   |
| そ の 他          | 16.9  | 13.8  | 14.6  | 14.0  | 13.2  | 13.1  | 14.2  | 14.1  | 13.4  |
| 個人の財産所得        | 7.0   | 9.9   | 11.2  | 11.4  | 11.3  | 10.9  | 11.4  | 11.6  | 11.7  |
| 賃 貸 料          | 2.8   | 3.9   | 4.2   | 4.3   | 4.2   | 3.9   | 4.5   | 4.5   | 4.5   |
| 利 子            | 3.0   | 4.4   | 5.1   | 5.4   | 5.5   | 5.5   | 5.5   | 5.7   | 5.8   |
| 配 当            | 1.2   | 1.6   | 1.9   | 1.7   | 1.6   | 1.4   | 1.4   | 1.4   | 1.4   |
| 法人企業から個人への移転   | 0.2   | 0.2   | 0.2   | 0.2   | 0.2   | 0.2   | 0.2   | 0.2   | 0.2   |
| 法人税および税外負担     | 3.3   | 5.3   | 5.2   | 4.7   | 4.5   | 4.9   | 5.0   | 5.4   | 5.8   |
| 法 人 留 保        | 3.1   | 7.5   | 4.6   | 3.7   | 5.7   | 6.8   | 8.2   | 7.9   | 8.1   |
| 政府の事業所得および財産所得 | 0.7   | 1.6   | 1.1   | 0.8   | 1.0   | 1.0   | 0.9   | 1.2   | 1.3   |
| 政府企業の利潤        | 0.1   | 0.9   | 0.3   | -0.1  | 0.1   | 0.1   | -0.1  | 0.2   | 0.2   |
| 賃貸料・利子および配当    | 0.6   | 0.7   | 0.8   | 0.9   | 0.9   | 0.9   | 1.0   | 1.1   | 1.1   |
| (控除)一般政府負債利子   | -0.7  | -0.5  | -0.4  | -0.4  | -0.5  | -0.6  | 0.7   | 0.8   | 0.7   |
| (控除)消費者負担債利子   | -0.2  | -0.2  | -0.3  | -0.3  | -0.4  | -0.4  | 0.4   | 0.4   | 0.4   |
| (再掲)法 人 所 得    | 7.8   | 14.6  | 11.8  | 10.3  | 11.9  | 13.3  | 14.8  | 14.8  | 15.4  |

注 1) 個人の財産所得の配当には役員賞与も含まれる。

2) 法人所得は個人の財産所得の配当のうち国内法人から個人配当、法人企業からの個人への移転、法人税および税外負担および法人留保の合計。

資料 経済企画庁『国民所得統計年報』昭和47年版。

## 消費者物価

表 18 人口 5 万以上の都市消費者物価指数の推移

|         |   | 昭和30年 | 35    | 40    | 41    | 42    | 43    | 44    | 45    | 46    |
|---------|---|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 5 大費目指数 |   |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
| 総       | 合 | 52.5  | 56.6  | 76.5  | 80.4  | 83.5  | 88.0  | 92.7  | 100.0 | 106.2 |
| 食       | 料 | 49.7  | 52.5  | 74.5  | 77.3  | 80.9  | 86.1  | 91.5  | 100.0 | 106.0 |
| 住       | 居 | 47.7  | 61.0  | 78.6  | 82.7  | 86.8  | 90.1  | 93.9  | 100.0 | 105.0 |
| 光       | 熱 | 79.6  | 89.5  | 97.0  | 97.9  | 97.5  | 98.2  | 98.5  | 100.0 | 103.3 |
| 被       | 服 | 65.1  | 63.4  | 78.2  | 81.4  | 83.6  | 87.4  | 91.7  | 100.0 | 109.6 |
| 雑       | 費 | 49.2  | 54.8  | 75.2  | 81.2  | 84.4  | 88.8  | 93.8  | 100.0 | 106.0 |
| 特殊分類指数  |   |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
| 総       | 合 | 52.5  | 56.6  | 76.5  | 80.4  | 83.5  | 88.0  | 92.7  | 100.0 | 106.4 |
| 商       | 品 | 56.2  | 58.9  | 77.3  | 80.4  | 83.4  | 87.7  | 92.4  | 100.0 | 105.7 |
| 農水畜産物   |   | 44.4  | 47.5  | 70.2  | 73.7  | 78.4  | 84.4  | 89.9  | 100.0 | 102.5 |
| 米       | 麦 | 56.2  | 55.6  | 74.7  | 80.1  | 83.1  | 93.1  | 99.3  | 100.0 | 100.5 |
| 生鮮食料品   |   | 36.8  | 42.9  | 68.3  | 70.9  | 76.2  | 80.5  | 85.7  | 100.0 | 103.2 |
| 工業製品    |   | 65.7  | 67.3  | 82.0  | 84.2  | 86.5  | 89.9  | 93.8  | 100.0 | 106.4 |
| 食料      |   | 57.9  | 60.4  | 80.3  | 82.4  | 84.8  | 88.5  | 93.5  | 100.0 | 108.1 |
| 大企業     |   | 80.1  | 79.8  | 88.2  | 89.1  | 90.7  | 92.7  | 96.4  | 100.0 | 105.6 |
| 中小企業    |   | 51.1  | 54.2  | 76.8  | 79.4  | 82.3  | 86.7  | 92.3  | 100.0 | 109.7 |
| 繊維      |   | 68.6  | 66.3  | 79.2  | 82.0  | 84.3  | 88.1  | 91.9  | 100.0 | 109.3 |
| 耐久消費材   |   | 110.6 | 106.4 | 101.3 | 101.9 | 102.9 | 102.7 | 100.7 | 100.0 | 98.1  |
| その他     |   | 69.5  | 72.0  | 82.7  | 84.9  | 86.9  | 90.7  | 94.2  | 100.0 | 105.4 |
| 大企業     |   | 88.8  | 87.8  | 89.8  | 90.7  | 90.7  | 94.1  | 96.5  | 100.0 | 104.4 |
| 中小企業    |   | 54.5  | 59.4  | 75.5  | 78.9  | 83.0  | 87.2  | 91.8  | 100.0 | 107.5 |
| サービス    |   | 42.5  | 50.7  | 74.9  | 80.4  | 83.9  | 88.6  | 93.6  | 100.0 | 107.1 |
| 民営家賃間代  |   | 23.4  | 41.0  | 67.9  | 75.5  | 81.4  | 85.3  | 92.1  | 100.0 | 108.4 |
| 公共料金    |   | 62.7  | 70.6  | 83.9  | 88.9  | 90.7  | 94.0  | 96.0  | 100.0 | 102.1 |
| 対個人サービス |   | 34.0  | 39.3  | 69.3  | 75.6  | 80.4  | 85.9  | 92.3  | 100.0 | 110.1 |
| 外食      |   | —     | —     | 72.2  | 74.7  | 77.7  | 85.1  | 91.8  | 100.0 | 111.4 |

資料 総理府統計局『消費者物価指数年報』

## 研 究 会 抄 録

### 第Ⅰ（経済）研究会

昭和46年度後半には、負の所得税に関する研究報告が2回、社会資本の理論と推計をめぐる報告が4回行われた。負の所得税に対する関心は、先進諸国の間でたんに理論的研究課題として取上げられているにとどまらず、しだいに実験的試行の段階に入っている。このことは、逆にまた理論的研究への大きな誘因にもなっている。田中一行氏は「負の所得税論」のなかで、これまでの理論研究における問題点を4項目に整理して批判的検討を行い、将来への展望について可能性を指摘する。今泉佳久氏は、とくに負の所得税と労働インセンティブとの関連について、租税理論の先行業績をふまえながら、その有効性を吟味する。

他方、社会資本については、わが国における社会資本、とりわけ生活関連社会資本の不足とその原因を問題にする江見康一報告、地主重美報告と、戦後における厚生福祉部門資本ストックの地域別・年次別推計（昭和36～45年）を試みた斎藤正明報告がなされた。後者は、これまで実証作業の最もおこなわれていた部門に挑戦したものであり、これをステップにして福祉政策の研究にも大きな刺激になるであろう。鈴木興太郎報告は、これとは逆に純理論的な立場から、社会資本と経済成長との関連を明らかにしたものであるが、さらに社会的厚生関数の導入によって福祉効果を考慮した理論的成長モデルに変形することが、のこされた課題になろう。

### 第Ⅱ（統計調査）研究会

前回抄録の71年度前半においては、研究会の大半はプロジェクトの第1である「社会保障水準指標の作成」に当てられたのに対し、今回の年度後半においては、逆にその大半はプロジェクトの第2である「家計構造に関する統計的研究——とくに高齢者世帯について」に当てられた。すなわち小沼正「最低生活費と家計調査」（10月）をはじめ、伊藤秋子、杉原由機、佐々木淑恵、馬場紀子「高齢者の経済類型別収入と生活費」（11月）、曾原利満「地方小都市における高齢者世帯の家計」（2月）、磯部しづ子「掛川高齢者の栄養摂取状態」（3月）である。昭

和45年8、9月に実施した「掛川高齢者生活実態調査」は、高齢者が子世帯と同居している場合の高齢者の生活および生活費を居住形態別に明らかにしようとしたものである。伊藤その他の報告は、高齢者のみの世帯については安定した収入の有無、同居世帯については自由になる収入の有無による経済類型別分類を行って、とくに高齢者自身の収入および生活費を解明しようとしている。曾原報告はたんに高齢者のみではなく、世帯全体としての家計構造の分析、高齢者の実収支と家計収支との関連などを追求している。磯部報告は高齢者の栄養摂取についての分析である。これらの報告を通じて取上げられた最も大きな問題の一つは、子世帯と同居している高齢者について上述のような各種の考察を行うことは技術的にも極めて至難のことであり、それだけに標本数も100世帯余という少数例であり、そのような限定の下に今後どのように研究を進めていくかであった。小沼報告は、1967年4月イギリス Essex 大学で行われた貧困国際セミナーの報告を、Peter Townsend が取りまとめ編集した *The Concept of Poverty* から、関係論文の紹介を行ったものであり、家計調査や貧困測定の方法論として示唆するところが大きい。なお伊藤その他報告は本誌7巻4号に、曾原および磯部報告は本誌本号に、小沼報告は本誌7巻2号の書評欄に、それぞれ掲げられている。

プロジェクトの第1については、研究会は11月に2回にわたって開かれている。谷口泰範、石本忠義、田村正雄、小林迪夫「社会保障水準指標のための基礎資料について」（9日）と、曾原利満司会の「同上テーマ」（25日）とである。前者では、年金、医療、社会福祉についてそれぞれ問題点の提示があり、それをめぐって議論が交わされている。なお当研究所で企画を進めている「社会保障水準基本統計」との関係についても論ぜられている。後者では、それぞれ年金、医療、社会福祉、生活保護の原案を持寄って検討が行われた。

### 第Ⅲ（社会分析）研究会

第Ⅲ研究会は、「多問題家族」と「社会福祉計画の国

際比較」の2つのプロジェクトを設け、別々に研究を進めてきているが、今後は後者の研究会の動きを紹介したい。

このテーマにもとづく研究は、わが国では今までほとんど本格的に取上げられたことがなく、このためもあって研究の蓄積は決して十分なものではない。このために本研究会では主として国際比較のための前提的作業ということで、いくつかの国を選定し、ケース・スタディを行うことにしている。ただこの場合、社会福祉の概念と内容は国によって異なるために、その範囲をどこに設定するかは非常にむずかしい。それに加えて社会福祉は政策・制度的に把握されるだけでなく、そのフィールド場面での展開もまた極めて重要である。これらの困難な問題があるために、この研究会では、主として国別の社会福

祉の全体的な制度・政策を把握しながら、これを補完する形で特定分野の問題に言及することになっている。

こうして昨年の後半から具体的に研究を行いはじめ、「I. C. S. W の最近の動向」(前田大作)、「イギリスにおける社会福祉の動向——とくに未婚の母親問題を中心に」(日下部禰代子)、「イギリスにおける社会福祉の動向——シーボーム委員会報告をめぐって」(三和治)などを行ってきた。この研究の上に立って本年度に入り「社会福祉計画の国際比較のために——研究のすすめ方」(三浦文夫)を改めて検討し、本格的な研究の第一歩を踏み出すことにしている。

今後、カナダ、フランス、北欧、イギリス、西ドイツなどの特定の国を選んで、具体的な研究を行うことにしている。

社会保障研究所日誌 (1972. 1~3)

- 47.1.17 専門委員会「昭和47年度研究プロジェクトについて」(ホテルニュージャパン)
- 47.1.18 第5研究会(第9回)報告内容「西ドイツ社会保障の今後の動向」報告者 健康保険組合連合会 石本忠義
- 47.1.20 第4研究会(第9回)報告内容「H. Somers “医療の現状と将来” 批判——H. Enners, W. Kissick, N. Cruikshank」報告者 研究員 都村敦子
- 47.1.27 定例役員会(第75回)「(1)47年度研究プロジェクト (2)事業の実施状況について (3)47年度予算について」
- 47.2.1 第1研究会(第8回)報告内容「負の所得税理論」報告者 成蹊大学助教授 田中一行
- 47.2.3 第2研究会(第11回)報告内容「地方小都市における高齢者世帯の家計——家計調査(掛川市)結果の概要報告——報告者」研究員 曾原利満
- 47.2.7 第5回社会保障研究シンポジウム テーマ (1)「経済情勢の変化と社会保障」 レポート 慶応義塾大学教授 加藤寛 コメント 専門委員江見康一, 専門委員 大熊一郎, 東京大学助教授富永健一, 司会 監事 寺尾琢磨, テーマ (2)「医療問題の論点」 レポート 研究第2部長 地主重美, コメント 社会保険審査会委員 大村潤四郎, 上智大学教授 籠山京, 専門委員 小山路男, 関西医科大学教授 東田敏夫, 国立公衆衛生院 前田信雄, 司会 所長 山田雄三(霞ヶ関東海倶楽部会議室)
- 47.2.8 第3研究会(第9回)報告内容「多問題家族について」報告者 日本女子大学教授 松本武子
- 47.2.16 特別研究会 報告内容「労務管理と社会保障」報告者 法政大学教授 白井泰四郎
- 47.2.17 第4研究会(第10回)報告内容「Somers 論文 “米国の医療” とわが国の医療」報告者 研究員 都村敦子
- 47.2.24 第1研究会(第9回)報告内容「経済成長と社会資本」報告者 一橋大学講師 鈴村興太郎  
同 定例役員会(第76回)「事業の実施状況について ほか」
- 47.2.29 第5研究会(第10回)報告内容「西ドイツとフランスにおける社会保障の争点」報告者 主任研究員 保坂哲哉  
同 第6研究会(第9回)報告内容「昭和47年度厚生省予算について」報告者 厚生省会計課長補佐 朝本信明  
同 ISSA 文献委員会(10~12月)
- 47.3.9 第1研究会(第10回)報告内容「社会資本の推計」報告者 厚生省社会局 斎藤正明
- 47.3.16 第4研究会(第11回)報告内容「Levitan “Manpower Programs Under New Management” について」報告者 研究員 大本圭野
- 47.3.21 第5研究会(第11回)報告内容「戦前の地方財政(東京)における社会支出」報告者 横浜市立大学助教授 大川武
- 47.3.23 第2研究会(第12回)報告内容「掛川, 高齢者の栄養状態」報告者 中京女子大学教授 磯部しづ子  
同 定例役員会(第77回)「事業の実施状況について, ほか」
- 47.3.29 第3研究会(第10回)報告内容「貧困階層と生活構造」報告者 中央大学教授 江口英一
- 47.3.30 第6研究会(第10回)報告内容「年金とスライドについて」報告者 厚生省数理課長 竹内邦夫  
同 海外社会保障情報編集委員会

## MEDICAL SERVICE AND PREVENTIVE CARE IN SOCIAL SECURITY

(Vol. 7, No. 1)

HIDEO YOSHIDA

The need to adopt a system concerning medical benefit for prevention of diseases has been stressed for many years and has become an aim of the I.L.O. Treaty. However, this medical benefit for prevention of diseases has never been adopted as a legal medical benefit of the medical care insurance although the need to revise the medical care insurance was recently discussed earnestly. Giving its advices from 1952 through 1962, the Social Security System Deliberative Council pointed out the necessity of medical benefit for prevention of diseases, including prevention of tuberculosis and and physical check-up. Since 1965, however, the Deliberative Council has stopped discussing this problem. Under these circumstances, since the Liberal-Democratic Party announced the "Outline of National Medical Care Countermeasures," and since the Welfare Ministry issued the "Draft Policy on Revision of Medical Insurance," the Federation of Health Insurance Associations, the Federation of Employers' Associations, the General Council of Trade Unions, the Confederation of Labor, the National Federation of Welfare Associations, the Japan Medical Workers Union, the Liberal-Democratic Party, the Socialist Party, the Komei Party, the Democratic Socialist Party, the Social Insurance Deliberative Council, and other Japanese organizations have criticized the Japanese system concerning medical benefit and expressed their own views. All of these organizations have unanimously emphasized the need to establish a complete health insurance system, including prevention of diseases, medical treatment, rehabilitation, and after care.

When it comes to the actual methods to realize such a complete system, however, all organizations, except for the Federation of Welfare Associations and the Socialist Party, merely called for expansion of structure of health centers and for cooperation between public and private medical organizations.

Also, most of these organizations merely asserted that prevention of diseases, including physical check-up, should be carried out with public expenses. Public health, which is closely related to prevention of diseases, must be improved mainly by health centers. However, the health centers have many problems which must be solved, and the present social security system for medical care is hampering the settlement of the problems which the health centers face. I would like to state the grounds of the need to complete the health insurance system, including medical benefit for prevention of diseases, and explain the actual plans to carry out medical benefit for prevention of diseases as follows:

The grounds are 1) articles 102 and 130 of I.L.O.; 2) reduction of medical fees for prevention of diseases; 3) development of a comprehensive medical system, including prevention of diseases, medical treatment, and rehabilitation; and 4) creation of a democratic regional medical system participated in by the residents.

The actual plans are 1) to include medical benefit for prevention of diseases, especially physical check-up, into the legal medical benefits of various health insurances; 2) to establish relations between organizations for simple health check-up and those for close examination, to decide on standards of expenses for various medical examinations, and to lighten the general public's burdens for medical examination by increasing burdens of public organizations; 3) to improve facilities and personnel of organizations for close examination with the financial aid from the government and local governments; and 4) to distribute health memo-books to the residents so that their health conditions may be made clear and to clarify the roles of health centers, doctors, and public hospitals so that the health control system can be established.

## HEALTH SERVICE AND THE COMMUNITY

(Vol. 7, No. 2)

JUNSHIRO OHMURA

Commissioner, Social Insurance Appeals  
Committee, Ministry of Health and Welfare

Since the new system of public health administration was introduced after the World War II, the concept "health is a community affair" has been recognized by the people, and activities to organize a cooperation for health services have developed.

The history of the development is reviewed and an example of comprehensive health services by our rural medical center is demonstrated.

(Chapter I and II)

Synthesizing of medical facilities is necessary to provide comprehensive personal health services of high quality to all people in urban communities, because his medical knowledges and its technological application lead to the emergence of complex tools and facilities.

The model of medical system in industrial society by M.G. Field is presented and discussed.

(Chapter III)

The principle of the regionalization of hospitals is explained, which is to be classified into two categories. The one is the monocentric type applied for the scattered populated region, and the other is the multicentric type for the densely populated region.

(Chapter IV)

The laissez-faire or matching system of medical facilities is criticized. The legislative procedure to stimulate cooperation of medical facilities of different ownership is desired. As an example of the legislation, R. M. P. and C. H. P. in the U. S. A. is evaluated.

(Chapter V)

## ON PUBLIC ASSISTANCE AND CASEWORK

(Vol. 7, No. 3)

EIUCHI TAKEMURA

In this article, I would like to discuss the following four problems.

First, naturally the Social Security Law is a law closely connected with the social system of a country. In the western countries, however, the task to construct the "welfare country" has been carried out since the panic in 1929 with the support of the social reform movement in each country.

In Japan, however, relation between capital and political power has been so strong consistently since the Meiji Era that the Social Security Law of this country is featured more strongly by "strong rule by power" than by the mere theory of "rule by capital." The reason is that the labor movement, which is a means of social resistance, has been weak in Japan.

Accordingly, low wages, which have helped the high rate growth of Japan's capitalism, have been

a factor to decide on the low standard of benefit in the poor social security system in Japan. At the same time, the low standard of the benefit in this poor social security has also been a factor to lead to the low wages.

Second, I would like to discuss the "principle of self-reliance."

Naturally, the modern principle of self-reliance makes it possible for people to live independently. However, the principle will not be realized until the development and utilization of social resources are completed with the aid of national finance.

Generally speaking, the minimum wage system, the complete employment system, and the guarantee of medical services are the social conditions, which are necessary for the social security system to be effectively carried out.

In reference to livelihood rights, Japan's Constitu-

tion says: "In every field of livelihood, the State must work to improve and promote social welfare, social security, and public health," emphasizing the positive development of social resources as the state's duty.

In Japan, however, these social resources, which must safeguard people's livelihood, are in a very poor situation. This fact is proven by the sad incidents of old men's suicide and a whole family suicide.

The writer has pointed out this miserable situation as a problem of resourceless violation of people's welfare rights. As a result of the resourceless violation which ignores the development of social resources, people's rights concerning social security are becoming unsubstantial. The writer believes that it is unpardonable to play with and beautify the theory of social welfare in defiance of such a present situation in Japan. This is the third problem to which the writer would like to call attention.

What is the theory which prettify the present miserable situation? It is the theory about public help casework.

Activities for social welfare, casework, and public help casework have become weaker in Japan. This fact can be attributed to bureaucratism in Japan. In some cases, privacy of those who are the object of the casework was even violated. Under these circumstances, the casework system in Japan has become worse and worse.

Regrettably, in Japan, the theory and method of social casework, which must realize the development and utilization of social resources with the spirit of friendship and love, have served only to justify the inhuman minimum livelihood under the poor livelihood protection system.

In Japan, it is quite impossible to fine out the philosophy of social reform which is the fundamental principle of the social security system.

The Japanese casework can be said to be the "living-body test" by the authorities in the Japanese history of social security.

The writer believes that positive function of casework in Japan should be displayed not in public help but in medical treatment, rehabilitation, education, and other fields of social security.

Last and fourth, in order to secure humanistic welfare, the current livelihood protection law must be abolished. Also, in order to prevent intervention by public caseworkers, it is necessary to remove such "welfare services" as "self-reliance" and "livelihood guidance" from the livelihood protection law. The law must be changed into a law which has a nature similar to the Unemployment Insurance Law. The current livelihood protection law must safeguard citizens' rights by strengthening its function to guarantee income.

The main point of this article is that public help must neither hurt the dignity and welfare of those who are the object of casework nor collapse humanity.

## ON REVISION PLAN OF PENSION SCHEMES IN U. K.

(Vol. 7, No. 4)

KIYOSHI MURAKAMI

In the public annuity system of England, the benefit standard was low. The unstable situation in the public annuity continued both for the financial reason and in relations between public annuity and private annuity. Under these circumstances, the Labor Party planned to complete the social security for old people by means of the public annuity proportioned to income. However, this plan did not materialize, because the Labor Party lost the reins of government in 1970. On the other hand, the conservative party announced a revised program to be carried out beginning in 1975 and started preparations for the revised program.

Three main points of the conservative party's revised program are as follows:

1) To change reserve for the fixed sum annuity from fixed reserve into that proportioned to income so that the financial foundation of the fixed sum annuity may be stabilized.

2) To adopt workshop annuity of a certain level or to force people to participate in the national reserve system so that all people may receive proportional annuity which complements fixed sum annuity.

3) To place all workshop annuity under a common accounting system lest those who change their work-

shops should lose their right to receive the workshop annuity.

It the conservative party stays in power for a long time in the future, the annuity system in England will be revised almost in accordance with this program. However, if the Labor Party takes power, its annuity plan might again revive. To what direction England's annuity program will proceed is connected with the problem as to what emphasis will be placed on enterprise annuity in accordance with the general

welfare plan of the country or the problem of to which field, public or private, in the economic activities of the country more emphasis will be placed.

Furthermore, for the reasons that the current welfare annuity system of Japan is similar to the public annuity system of England and that the fund of the current welfare annuity system of Japan follows the model of England, we cannot help being deeply interested in the revision of the annuity system in England.

## FUNCTION OF NON-COMMODITY DISTRIBUTION OF PRIVATE ENTERPRISE—A PRELIMINARY ESSAY ON THE RELATION BETWEEN SOCIAL SECURITY AND PRIVATE ENTERPRISE

(Vol. 7, No. 4)

TOSHIMASA MUKAI

One: Enterprise has two remuneration functions——

1) "material remuneration function" to pay wages in money and 2) "non-material remuneration function" to supply enterprise members with various means which satisfy their desires other than monetary income, such as position, leisure, and joy for work or at workshop. When enterprise members' new desire for the above matters other than monetary income becomes stronger as a result of the recent development of economic and social life, the importance of "non-material remuneration function" of enterprise increases. And this function has close relationship with social security in a new wider sense, which is aimed at stabilizing life of members of modern society.

Two: What ruling influence an enterprise member has upon other member is related to remuneration function of enterprise. To what extent an enterprise member can participate in deciding on and carrying out the enterprise's production program is a factor to know his "influence within the enterprise." As a result of expansion of enterprise structure and as a result of transition of power to control the enterprise from capitalists to non-capitalists, the more employees' influence within the enterprise grows and the more the tendency to

equalize enterprise members' influence within the enterprise is promoted, employees come to demand various remunerations in order to fulfill their desire to increase their influence in the enterprise. The various remunerations are 1) upper class white collar employees' positions based on bureaucratic rank, 2) monetary income of lower class white collar employees and physical workers, and 3) general employees' leisure and pleasant working conditions at workshops. At present, non-material remuneration function of 1) and 3) are becoming more and more important than material remuneration function of 2).

Three: When the enterprise structure, which is related to the development of economic and social life, is expanding, non-material remuneration function of enterprise must be discussed, from the viewpoint of enterprise policy, putting emphasis not only on decision of position in accordance with the principle of competition, which is connected with employees' ability and work, but also on increase in leisure and improvement of working conditions. This problem is also closely connected with stabilization and improvement of livelihood of low income people of lower class.